

## 6. 地域の概況



## 6. 地域の概況

地域概況における調査範囲(以後「調査範囲」と記す)は、「仙台市環境影響評価技術指針マニュアル」(平成 11 年 11 月 仙台市)(以下、「技術マニュアル」と記す。)に示される概況調査範囲(5～10km)及び表 5.2-1 及び図 5.2-1 に示す事業の実施に伴う、大気環境、植物の生育・動物の生息環境、景観資源、眺望景観等への影響範囲を考慮して、図 6.1 に示す計画地を中心とした 8km 四方の範囲とした。

また、苦情の状況や社会的状況等の統計情報等については、前述の調査範囲を含めた仙台市全域を対象を広げ、発生源の状況等については、大気環境や水環境等の影響範囲を踏まえ、図 5.2-1 に示す関係地域の範囲に狭めて整理した。

なお、地域の概況は、既存資料による把握を基本とし、必要に応じて現地踏査及び仙台市等への聞き取り調査によるものとした。



凡 例




-  : 対象事業計画地
-  : 区境界線
-  : 地域概況の調査範囲(計画地を中心とした8km四方)

図 6.1 地域概況の調査範囲



S=1:50,000

0 500 1000 2000m

## 6.1. 自然的状況

### 6.1.1. 大気環境

#### (1) 気象

計画地最寄りの気象観測所として、仙台管区気象台(仙台市宮城野区五輪 1-3-15 仙台第3合同庁舎内)がある。仙台管区気象台の位置を図 6.1-1 に示す。

仙台管区気象台における平成 15 年～平成 24 年の 10 年間の気象の概況及び、平成 24 年の気象の概況は、表 6.1-1～表 6.1-2 に示すとおりである。

#### ア 気温の状況

平成 15 年～平成 24 年の 10 年間の平均気温は 12.7℃、月平均最高気温の平均値は 23.7℃、月平均最低気温の平均値は 4.6℃ である。

平成 24 年の平均気温は 12.6℃、最高気温の平均値は 23.2℃、最低気温の平均値は 4.9℃ である。

#### イ 降水量の状況

平成 15 年～平成 24 年の 10 年間の平均年間降水量は 1,297mm である。平成 24 年の年間降水量は 1,180mm と過去 10 年間の平均値に対して約 9%少ない。

#### ウ 日照時間, 全天日射量及び雲量の状況

平成 15 年～平成 24 年の 10 年間の日照時間の年間平均値は 1,794 時間、10 年間の全天日射量の月平均値は 12.5 MJ/m<sup>2</sup>、10 年間の雲量の月平均値は 7.2 である。平成 24 年の日照時間の合計値は 1,909 時間、全天日射量の月平均値は 12.9 MJ/m<sup>2</sup>、雲量の月平均値は 7.3 である。

#### エ 風向・風速の状況

平成 15 年～平成 24 年の 10 年間の年間平均風速は 3.1m/秒、風向は北北西が卓越している。

平成 24 年の年間平均風速は 3.2m/秒、風向は年間を通して北北西が卓越しており、月別では 4 月～8 月までが南東、他の月は西北西または北北西の風が卓越している。

表 6.1-1 気象の概況(仙台管区気象台：平成 15 年～平成 24 年)

項目 月	気温( )			降水量 (mm)	日照時間 (時間)	全天 日射量 (MJ/m <sup>2</sup> )	曇量	平均風速 (m/秒)	最多風向
	平均	最高	最低						
1月	1.7	11.4	-5.0	36.8	152.3	8.5	6.2	3.5	西北西
2月	2.3	13.2	-4.9	38.7	151.7	11.1	6.5	3.5	北北西
3月	4.9	17.9	-3.0	64.3	175.0	14.1	6.4	3.7	西北西
4月	10.2	23.4	0.8	93.6	183.4	16.4	6.6	3.6	南東
5月	15.1	26.3	6.4	133.6	174.4	17.1	7.6	3.2	南東
6月	19.4	30.8	11.3	136.6	151.0	16.8	8.1	2.7	南東
7月	22.5	32.6	15.9	190.6	114.4	13.7	8.8	2.5	南東
8月	24.5	34.2	17.4	139.7	144.4	14.7	8.1	2.5	南東
9月	21.4	31.9	12.5	150.9	131.2	12.2	7.9	2.8	北北西
10月	15.7	25.8	6.0	157.1	145.2	10.5	7.0	3.0	北北西
11月	10.1	20.9	0.8	80.3	139.8	8.3	6.4	3.1	北北西
12月	4.6	15.7	-2.8	75.5	131.7	7.0	6.6	3.4	北北西
年間	12.7	23.7	4.6	1,297	1,794	12.5	7.2	3.1	北北西

出典：「気象観測(電子閲覧室)」<http://www.jma.go.jp/jma/index.html> (平成 25 年 9 月閲覧)

1：年間における各項目は以下のとおり。

気温：月平均気温，月平均最高(低)気温の 10 年間における平均値

降水量：月合計降水量の年間における合計値 日照時間：月合計日照時間の年間合計値

全天日射量：月平均全天日射量の年間における平均値 曇量：月平均曇量の年間における平均値

平均風速：月平均風速の年間における平均値 最多風向：月最多風向の年間における最多風向

表 6.1-2 気象の概況(平成 24 年)

項目 月	気温( )			降水量 (mm)	日照時間 (時間)	全天 日射量 (MJ/m <sup>2</sup> )	曇量	平均風速 (m/秒)	最多風向
	平均	最高	最低						
1月	0.4	10.4	-7.0	22.5	154.1	8.3	6.1	3.4	北北西
2月	0.3	8.6	-7.4	44.0	150.3	10.6	6.8	3.4	北北西
3月	4.5	20.3	-2.9	123.5	153.9	12.6	7.3	3.5	北北西
4月	9.8	21.8	-0.6	57.0	166.9	15.9	7.2	3.6	南東
5月	15.9	25.2	8.6	224.0	188.3	17.9	7.5	3.4	南東
6月	18.2	27.9	12.5	207.0	158.9	17.3	8.2	3.0	南東
7月	22.8	33.8	15.8	164.0	128.3	14.9	8.9	2.4	南東
8月	26.2	33.9	19.8	24.5	200.2	17.6	7.6	2.5	南東
9月	23.9	33.5	14.0	130.0	176.5	14.4	7.5	3.3	北北西
10月	16.6	29.0	7.2	82.5	172.3	11.4	6.6	3.3	北北西
11月	9.7	19.7	2.3	58.0	115.7	7.4	7.1	3.5	西北西
12月	3.3	13.8	-3.4	42.5	143.6	7.0	6.7	3.5	西北西
年間	12.6	23.2	4.9	1,180	1,909	12.9	7.3	3.2	北北西

出典：「気象観測(電子閲覧室)」<http://www.jma.go.jp/jma/index.html> (平成 25 年 9 月閲覧)

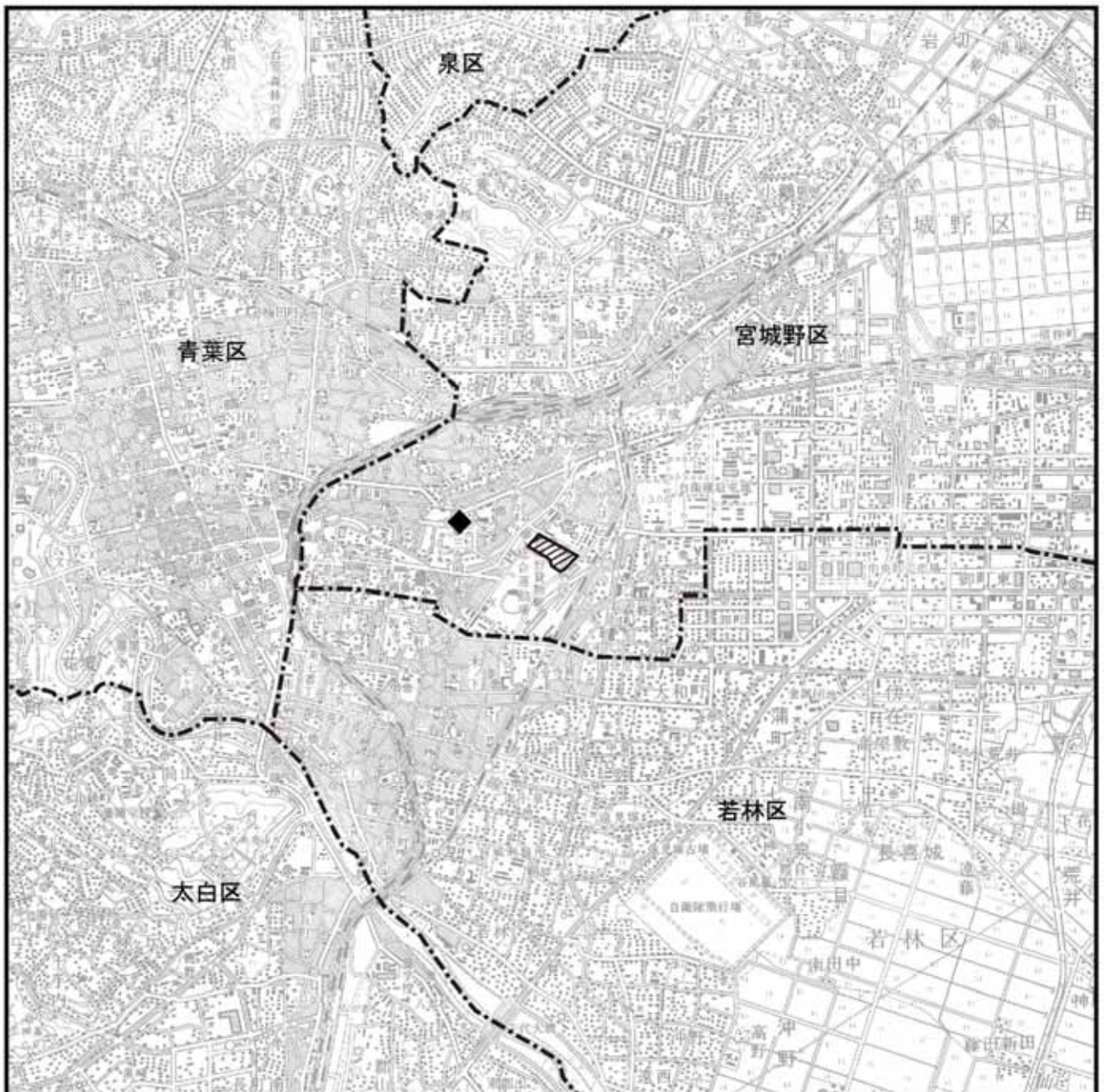
1：年間における各項目は以下のとおり。

気温：月平均気温，各月最高(低)気温の平均値

降水量：月合計降水量の年間における合計値 日照時間：月合計日照時間の年間合計値

全天日射量：月平均全天日射量の年間における平均値 曇量：月平均曇量の年間における平均値

平均風速：月平均風速の年間における平均値 最多風向：月最多風向の年間における最多風向



凡例




-  : 対象事業計画地
-  : 区境界線
-  : 仙台管区気象台

図 6.1-1 仙台管区気象台の位置



S=1:50,000

0 500 1000 2000m

(2) 大気質

ア 大気汚染の状況

調査範囲内には大気汚染常時監視測定局として、一般環境大気測定局が3局(鶴谷、榴岡、七郷)、自動車排出ガス測定局が5局(五橋、苦竹、木町、北根、台原)が設置されており、各測定局の測定項目等は、表 6.1-3 に示すとおりである。

また、常時監視測定局以外に、二酸化窒素の簡易測定が調査範囲内の5地点で行われている。二酸化窒素の簡易測定地点は、表 6.1-4 に示すとおりである。

常時監視測定局及び簡易測定地点の位置は、図 6.1-2 に示すとおりである。なお、簡易測定地点での調査は平成20年度以降には実施されていない。

表 6.1-3 大気汚染常時監視測定局測定項目

測定局種別	地点No.	測定局名	二酸化 いおう	二酸化 窒素	光化学 オキシ ダント	浮遊粒子 状物質	一酸化 炭素	非メタン 炭化水素
大一般環境	1	鶴谷						
	2	榴岡						
	3	七郷						
排出ガス自動車	1	五橋						
	2	苦竹	1					
	3	木町						
	4	北根		○		○	○	
	5	台原		( ) <sup>2</sup>		( ) <sup>2</sup>	( ) <sup>2</sup>	

1：苦竹測定局において平成23年度は、二酸化いおうを測定していない。

2：台原測定局は、平成20年度に廃止され、測定時間が環境基準の評価対象となる年間6,000時間に満たなかったため、( )書きとした。

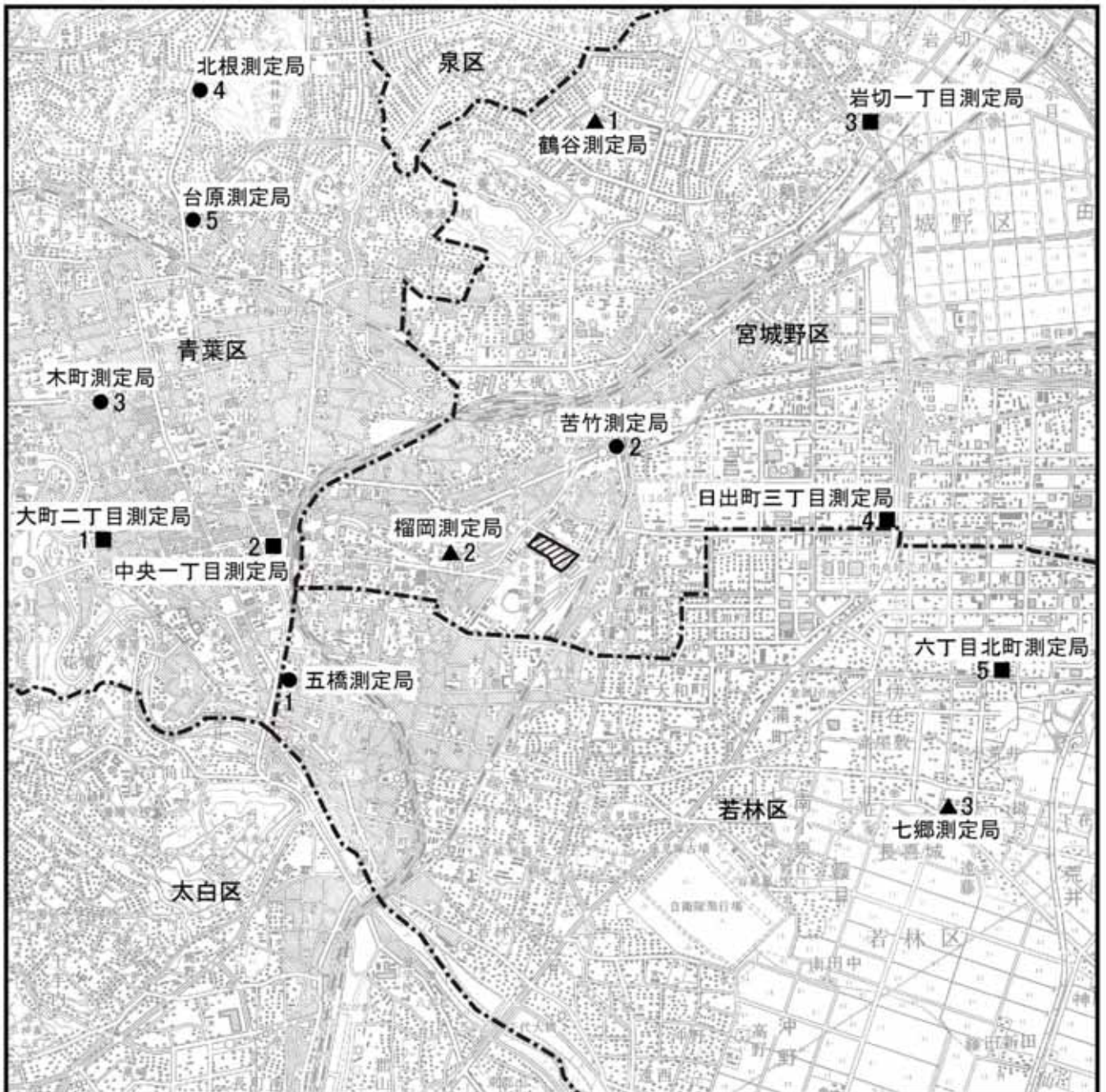
出典：「公害関係資料集」(平成19年度～平成23年度測定結果)(仙台市環境局)

表 6.1-4 二酸化窒素簡易測定地点(平成19年度)


地点No.	測定局名	用途地域
1	大町二丁目	商業地域
2	中央一丁目	商業地域
3	岩切一丁目	準工業地域
4	日出町三丁目	工業専用地域
5	六丁目北町	準工業地域


出典：「公害関係資料集」(平成19年度測定結果)(仙台市環境局)








凡例

 : 対象事業計画地

 : 区境界線

 : 一般環境大気測定局(1~3)

 : 自動車排出ガス測定局(1~5)

 : 簡易測定地点(1~5)

出典:「公害関係資料集」(平成19年度~平成23年度測定結果)(仙台市環境局)

図 6.1-2 大気測定局の位置



S=1:50,000

0 500 1000 2000m

二酸化いおう(SO<sub>2</sub>)

平成 23 年度における二酸化いおう測定結果は、表 6.1-5、平成 19 年度～平成 23 年度までの 5 年間における年平均値及び日平均値の 2%除外値の経年変化は、表 6.1-6 に示すとおりである。

平成 23 年度における一般環境大気測定局の榴岡測定局の 1 時間値の最高値は 0.010ppm、日平均値の 2%除外値は 0.002ppm であり、短期的評価及び長期的評価とも環境基準を達成している。

また、経年変化は、年平均値、日平均値の 2%除外値とともに、いずれの測定局でも横ばい傾向を示している。

表 6.1-5 二酸化いおう測定結果(平成 23 年度)

種別	測定局	用途地域	有効測定日数	測定時間	年平均値	短期的評価					長期的評価		
						1 時間値が 0.1ppm を超えた時間数とその割合		日平均値が 0.04ppm を超えた日数とその割合		1 時間値の最高値	日平均値の 2% 除外値	日平均値が 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が 0.04ppm を超えた日数
						時間	%	日	%	ppm	ppm	有×・無	日
大一般環境	榴岡	近商	361	8620	0.000	0	0.0	0	0.0	0.010	0.002		0

環境基準：1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。

出典：「公害関係資料集」(平成 23 年度測定結果) (仙台市環境局)

表 6.1-6 二酸化いおう経年変化(平成 19 年度～平成 23 年度)

単位：ppm

種別	測定局	項目	年度				
			19	20	21	22	23
一般環境大気	榴岡	年平均値	0.000	0.001	0.001	0.001	0.000
		日平均値の 2%除外値	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
自動車排出ガス	苦竹	年平均値	0.001	0.001	0.001	0.001	-
		日平均値の 2%除外値	0.004	0.003	0.003	0.003	-

環境基準：1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。

苦竹測定局において平成 23 年度は測定をしていない。

出典：「公害関係資料集」(平成 23 年度測定結果) (仙台市環境局)

二酸化窒素(NO<sub>2</sub>)

平成 23 年度における二酸化窒素測定結果は、表 6.1-7、平成 19 年度～平成 23 年度までの 5 年間における年平均値及び日平均値の年間 98% 値の経年変化は、表 6.1-8 に示すとおりである。

平成 23 年度において、日平均値の年間 98% 値は、0.026～0.035ppm であり、全測定局で環境基準の長期的評価及び仙台市環境基本計画の定量目標値を満足している。また、経年変化は、年平均値、日平均値の年間 98% 値ともに、いずれの測定局でも横ばい傾向を示している。

表 6.1-7 二酸化窒素測定結果(平成 23 年度)

種別	測定局	用途地域	有効測定日数	測定時間	年平均値	1 時間値の最高値	1 時間値が 0.2ppm を超えた時間数とその割合		1 時間値が 0.1ppm 以上 0.2ppm 以下の時間数とその割合		日平均値が 0.06ppm を超えた日数とその割合		日平均値が 0.04ppm を超えた日数とその割合		日平均値の年間 98% 値	98% 値評価による日平均値が 0.06ppm を超えた日数
							時間	%	時間	%	日	%	日	%		
一般環境大気	鶴谷	住	354	8597	0.010	0.052	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.026	0
	榴岡	近商	359	8651	0.011	0.065	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.027	0
	七郷	住	357	8590	0.013	0.066	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.3	0.030	0
自動車排出ガス	五橋	商	359	8598	0.018	0.063	0	0.0	0	0.0	0	0.0	3	0.8	0.033	0
	苦竹	商	357	8593	0.020	0.089	0	0.0	0	0.0	0	0.0	4	1.1	0.035	0
	木町	商	359	8634	0.018	0.070	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.3	0.031	0
	北根	近商	362	8601	0.015	0.057	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.029	0

環境基準：1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内またはそれ以下であること。

仙台市環境基本計画の定量目標値：1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であること。

出典：「公害関係資料集」(平成 23 年度測定結果) (仙台市環境局)

表 6.1-8 二酸化窒素経年変化(平成 19 年度～平成 23 年度)

単位：ppm

種別	測定局	項目	年度				
			19	20	21	22	23
一般環境大気	鶴谷	年平均値	0.013	0.011	0.011	0.010	0.010
		日平均値の年間 98% 値	0.029	0.025	0.024	0.021	0.026
	榴岡	年平均値	0.015	0.013	0.013	0.011	0.011
		日平均値の年間 98% 値	0.030	0.030	0.028	0.024	0.027
	七郷	年平均値	0.016	0.014	0.014	0.013	0.013
		日平均値の年間 98% 値	0.033	0.029	0.029	0.028	0.030
自動車排出ガス	五橋	年平均値	0.023	0.021	0.020	0.019	0.018
		日平均値の年間 98% 値	0.036	0.035	0.035	0.034	0.033
	苦竹	年平均値	0.026	0.022	0.022	0.021	0.020
		日平均値の年間 98% 値	0.042	0.037	0.042	0.036	0.035
	木町	年平均値	0.022	0.019	0.019	0.019	0.018
		日平均値の年間 98% 値	0.035	0.031	0.032	0.031	0.031
	台原	年平均値	0.023	(0.019)	-	-	-
		日平均値の年間 98% 値	0.034	(0.033)	-	-	-
	北根	年平均値	-	-	0.017	0.017	0.015
		日平均値の年間 98% 値	-	-	0.031	0.029	0.029

環境基準：1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内またはそれ以下であること。

仙台市環境基本計画の定量目標値：1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であること。

( )内は有効測定時間未満の測定値。

出典：「公害関係資料集」(平成 23 年度測定結果) (仙台市環境局)

光化学オキシダント(0x)

平成 23 年度における光化学オキシダント測定結果は、表 6.1-9、平成 19 年度～平成 23 年度までの 5 年間に於ける 1 時間値が 0.06ppm を超えた日数及び時間数の経年変化は表 6.1-10 に示すとおりである。

平成 23 年度において鶴谷測定局、榴岡測定局、七郷測定局では、昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超えた時間がそれぞれ 227 時間（52 日）、175 時間（42 日）、212 時間（44 日）発生し、昼間の 1 時間値の最高値は鶴谷測定局で 0.085ppm、榴岡測定局で 0.087ppm、七郷測定局で 0.090ppm と、全測定局で環境基準（0.06ppm）を超えている。

また、経年変化は、1 時間値が 0.06ppm を超えた日数及び時間数が、いずれの測定局でも平成 19 年度あるいは平成 20 年度で最大となった。

表 6.1-9 光化学オキシダント測定結果(平成 23 年度)

種別	測定局	用途地域	昼間測定		昼間 1 時間値の年平均値	昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超えた日数と時間数		昼間の 1 時間値が 0.12ppm を超えた日数と時間数		昼間の 1 時間値の最高値	昼間の 1 時間値の日最高値の平均値
			日数	時間		日	時間	日	時間		
大一般環境	鶴谷	住	366	5429	0.032	52	227	0	0	0.085	0.044
	榴岡	近商	363	5359	0.030	42	175	0	0	0.087	0.042
	七郷	住	366	5427	0.031	44	212	0	0	0.090	0.043

昼間とは 5 時から 20 時までの時間帯をいう。

環境基準：1 時間値が 0.06ppm 以下であること。

出典：「公害関係資料集」(平成 23 年度測定結果) (仙台市環境局)

表 6.1-10 光化学オキシダント経年変化(平成 19 年度～平成 23 年度)

種別	測定局	項目	年度					
			19	20	21	22	23	
一般環境大気	鶴谷	1 時間値が 0.06ppm を超えた	日数(日)	59	56	36	39	52
			時間数(時間)	313	339	254	203	227
	榴岡	1 時間値が 0.06ppm を超えた	日数(日)	64	45	39	25	42
			時間数(時間)	288	280	255	130	175
	七郷	1 時間値が 0.06ppm を超えた	日数(日)	64	64	48	41	44
			時間数(時間)	300	325	295	191	212

環境基準：1 時間値が 0.06ppm 以下であること。

出典：「公害関係資料集」(平成 23 年度測定結果) (仙台市環境局)

浮遊粒子状物質 (SPM)

平成 23 年度における浮遊粒子状物質測定結果は、表 6.1-11、平成 19 年度～平成 23 年度までの 5 年間に於ける年平均値及び日平均値の 2% 除外値の経年変化は表 6.1-12 に示すとおりである。

平成 23 年度において 1 時間値が 0.20 mg/m<sup>3</sup> を超えた時間数は、一般環境大気測定局の鶴谷測定局が 1 時間、七郷測定局が 2 時間、自動車排出ガス測定局の五橋測定局で 1 時間、苦竹測定局で 3 時間、木町測定局で 1 時間観測されたが、その他の測定局においては、観測されていない。全測定局において、日平均値が 0.10 mg/m<sup>3</sup> を超えた日はなく、環境基準の長期的評価は達成している。

また、経年変化は、年平均値が鶴谷測定局では増加傾向、五橋測定局では減少傾向であった。

表 6.1-11 浮遊粒子状物質測定結果(平成 23 年度)

種別	測定局	用途地域	有効測定日数	測定時間	年平均値	短期的評価						長期的評価	
						1 時間値が 0.20 mg/m <sup>3</sup> を超えた時間数とその割合		日平均値が 0.10 mg/m <sup>3</sup> を超えた日数とその割合		1 時間値の最高値	日平均値の 2% 除外値	日平均値が 0.10 mg/m <sup>3</sup> を超えた日が 2 日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が 0.10 mg/m <sup>3</sup> を超えた日数
						時間	%	日	%				
大 一般環境 気	鶴谷	住	365	8738	0.021	1	0.0	0	0.0	0.218	0.044		0
	榴岡	近商	365	8711	0.014	0	0.0	0	0.0	0.175	0.037		0
	七郷	住	361	8679	0.019	2	0.0	0	0.0	0.218	0.046		0
排 出 自 動 車 出 力 ガ ス	五橋	商	365	8731	0.018	1	0.0	0	0.0	0.203	0.042		0
	苦竹	商	358	8567	0.022	3	0.0	0	0.0	0.250	0.053		0
	木町	商	360	8673	0.018	1	0.0	0	0.0	0.215	0.041		0
	北根	近商	364	8721	0.013	0	0.0	0	0.0	0.159	0.039		0

環境基準：1 時間値の 1 日平均値が 0.10 mg/m<sup>3</sup> 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20 mg/m<sup>3</sup> 以下であること。  
出典：「公害関係資料集」(平成 23 年度測定結果) (仙台市環境局)

表 6.1-12 浮遊粒子状物質経年変化(平成 19 年度～平成 23 年度)

単位：mg/m<sup>3</sup>

種別	測定局	項目	年度				
			19	20	21	22	23
一 般 環 境 大 気	鶴谷	年平均値	0.013	0.017	0.016	0.019	0.021
		日平均値の 2% 除外値	0.039	0.045	0.040	0.048	0.044
	榴岡	年平均値	0.021	0.020	0.016	0.018	0.014
		日平均値の 2% 除外値	0.062	0.059	0.047	0.058	0.037
	七郷	年平均値	0.021	0.019	0.020	0.021	0.019
		日平均値の 2% 除外値	0.052	0.054	0.048	0.050	0.046
自 動 車 排 出 ガ ス	五橋	年平均値	0.029	0.028	0.024	0.020	0.018
		日平均値の 2% 除外値	0.062	0.064	0.052	0.051	0.042
	苦竹	年平均値	0.017	0.018	0.014	0.014	0.022
		日平均値の 2% 除外値	0.040	0.047	0.041	0.039	0.053
	木町	年平均値	0.019	0.018	0.018	0.018	0.018
		日平均値の 2% 除外値	0.050	0.051	0.041	0.044	0.041
	台原	年平均値	0.018	(0.020)	-	-	-
		日平均値の 2% 除外値	0.048	(0.060)	-	-	-
	北根	年平均値	-	-	0.016	0.018	0.013
		日平均値の 2% 除外値	-	-	0.045	0.055	0.039

環境基準：1 時間値の 1 日平均値が 0.10 mg/m<sup>3</sup> 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20 mg/m<sup>3</sup> 以下であること。

( )内は有効測定時間未満の測定値。

出典：「公害関係資料集」(平成 23 年度測定結果) (仙台市環境局)

一酸化炭素(CO)

平成 23 年度における一酸化炭素測定結果は、表 6.1-13、平成 19 年度～平成 23 年度までの 5 年間に於ける年平均値及び日平均値の 2%除外値の経年変化は表 6.1-14 に示すとおりである。

自動車排出ガス測定局において、一酸化炭素を測定している局は、平成 20 年度までは台原測定局、平成 21 年度から北根測定局がある。

平成 23 年度における北根測定局の 1 時間値の最高値は 2.1ppm、日平均値の 2%除外値は 0.7ppm であり、環境基準の短期的評価及び長期的評価とも達成している。

また、北根測定局の経年変化は、年平均値、日平均値の 2%除外値ともに、横ばい傾向を示している。

表 6.1-13 一酸化炭素測定結果(平成 23 年度)

種別	測定局	用途地域	有効測定日数	測定時間	年平均値	短期的評価						長期的評価			
						8 時間値が 20ppm を超えた回数とその割合		日平均値が 10ppm を超えた日数とその割合		1 時間値が 30ppm 以上となったことのある日数とその割合		1 時間値の最高値	日平均値の 2% 除外値	日平均値が 10ppm を超えた日が 2 日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が 10ppm を超えた日数
						回	%	日	%	日	%				
自動車排出ガス	北根	近商	366	8690	0.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2.1	0.7		0

環境基準：1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。

出典：「公害関係資料集」(平成 23 年度測定結果) (仙台市環境局)

表 6.1-14 一酸化炭素経年変化(平成 19 年度～平成 23 年度)

単位：ppm

種別	測定局	項目	年度				
			19	20	21	22	23
排出自動車ガス	北根	年平均値	-	-	0.5	0.5	0.4
		日平均値の 2%除外値	-	-	0.8	0.8	0.7
	台原	年平均値	0.7	(0.6)	-	-	-
		日平均値の 2%除外値	1.4	(0.9)	-	-	-

環境基準：1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。

( ) 内は有効測定時間未満の測定値。

出典：「公害関係資料集」(平成 23 年度測定結果) (仙台市環境局)

非メタン炭化水素(NMHC)

平成 23 年度における非メタン炭化水素測定結果は表 6.1-15, 平成 19 年度～平成 23 年度までの 5 年間に於ける年平均値及び 6～9 時に於ける年平均値の経年変化は表 6.1-16 に示すとおりである。

非メタン炭化水素には環境基準が設定されていないが, 光化学オキシダントの生成防止のための「大気中炭化水素濃度指針」(昭和 51 年 8 月 17 日 環大企 220 号)として「6～9 時の 3 時間平均値が 0.20～0.31ppmC の範囲にあること」と示されている。

榴岡測定局, 五橋測定局では, 6～9 時の 3 時間平均値が 0.31ppmC を超えた日がそれぞれ 4 日, 13 日発生している。

また, 経年変化は, 年平均値, 6～9 時に於ける年平均値とともに, いずれの測定局でも横ばい傾向を示している。

表 6.1-15 非メタン炭化水素測定結果(平成 23 年度)

種別	測定局	用途地域	測定時間 時間	年平均値 ppmC	6～9 時に於ける 年平均値 ppmC	6～9 時 測定日数 日	6～9 時の 3 時間平均値		6～9 時の 3 時 間平均値が 0.20ppmC を 超えた日数と その割合		6～9 時の 3 時 間平均値が 0.31ppmC を 超えた日数と その割合	
							最高値	最低値	日	%	日	%
							ppmC	ppmC	日	%	日	%
一般環境 大 気	榴岡	近商	8168	0.08	0.09	354	0.84	0.00	26	7.3	4	1.1
自 動 車 排出ガス	五橋	商	8280	0.18	0.19	359	0.45	0.06	123	34.3	13	3.6

出典：「公害関係資料集」(平成 23 年度測定結果) (仙台市環境局)

表 6.1-16 非メタン炭化水素経年変化(平成 19 年度～平成 23 年度)

単位：ppmC

種別	測定局	項目	年度				
			19	20	21	22	23
一般環境 大 気	榴岡	年平均値	0.07	0.08	0.07	0.07	0.08
		6～9 時に於ける年平均値	0.09	0.09	0.08	0.08	0.09
自 動 車 排出ガス	五橋	年平均値	0.21	0.18	0.19	0.19	0.18
		6～9 時に於ける年平均値	0.20	0.18	0.19	0.19	0.19

出典：「公害関係資料集」(平成 23 年度測定結果) (仙台市環境局)

### 簡易測定結果(二酸化窒素)

平成 19 年度における二酸化窒素の簡易測定結果は表 6.1-17 に示すとおりである。なお、平成 20 年度以降には二酸化窒素の簡易測定は実施されていない。

二酸化窒素は 0.020 ~ 0.036ppm であり、全ての地域で環境基準<sup>1 2 3</sup>を達成している。

表 6.1-17 二酸化窒素簡易測定<sup>2</sup>結果(平成 19 年度)

地点 No.	測定地点名	用途地域	二酸化窒素 年平均値 (ppm)
1	大町二丁目	商業地域	0.022
2	中央一丁目	商業地域	0.033
3	岩切一丁目	準工業地域	0.020
4	日出町三丁目	工業専用地域 <sup>3</sup>	0.036
5	六丁目北町	準工業地域	0.023

1 環境基準：1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内またはそれ以下であること。

2 簡易測定法は、「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和 53 年 7 月 11 日 環境庁告示第 38 号)のに規定された測定方法ではない。

3 工業専用地域は大気汚染に係る環境基準の適用外である。

出典：「公害関係資料集」(平成 19 年度測定結果)(仙台市環境局)



降下ばいじん量の状況

平成 13 年度における降下ばいじん量の測定結果は表 6.1-18, 及び図 6.1-3 に, 平成 9 年度～平成 13 年度までの 5 年間に於ける経年変化は表 6.1-19 に示すとおりである。調査地点は図 6.1-4 に示すとおりである。

降下ばいじん量は, 冬季では高く, その他の季節では低い傾向を示しており, 経年変化は, 市役所, 榴岡では増加傾向, 木町では減少傾向, 太白区役所, 若林区役所, 衛生研究所, 中央, 中原では横ばい傾向がみられる。なお, 平成 13 年度以降は調査が実施されていない。

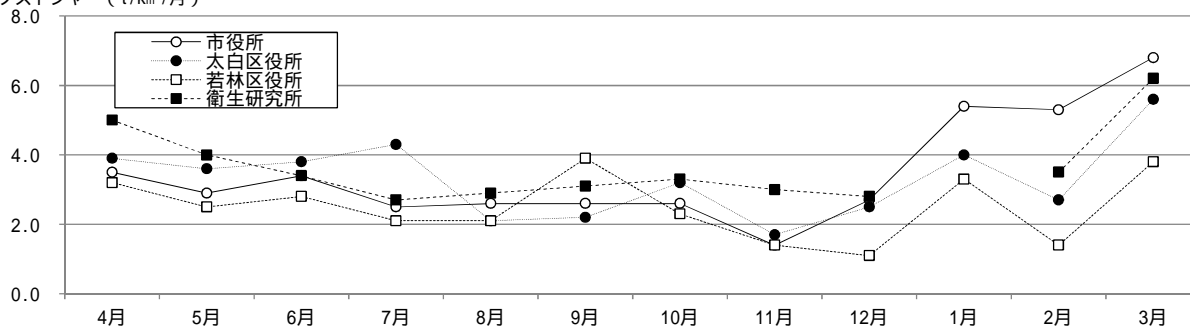
表 6.1-18 降下ばいじん量の月間値 (平成 13 年度)

単位: t/km<sup>2</sup>/月

地点 No.	測定地点名	降下ばいじん量の月間値 (平成 13 年度)											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	市役所	3.5	2.9	3.4	2.5	2.6	2.6	2.6	1.4	2.7	5.4	5.3	6.8
2	太白区役所	3.9	3.6	3.8	4.3	2.1	2.2	3.2	1.7	2.5	4.0	2.7	5.6
3	若林区役所	3.2	2.5	2.8	2.1	2.1	3.9	2.3	1.4	1.1	3.3	1.4	3.8
4	衛生研究所	5.0	4.0	3.4	2.7	2.9	3.1	3.3	3.0	2.8	-	3.5	6.2

出典: 「公害関係資料集」(平成 14 年版 仙台市環境局)

ダストジャー (t/km<sup>2</sup>/月)



出典: 「公害関係資料集」(平成 14 年版 仙台市環境局)

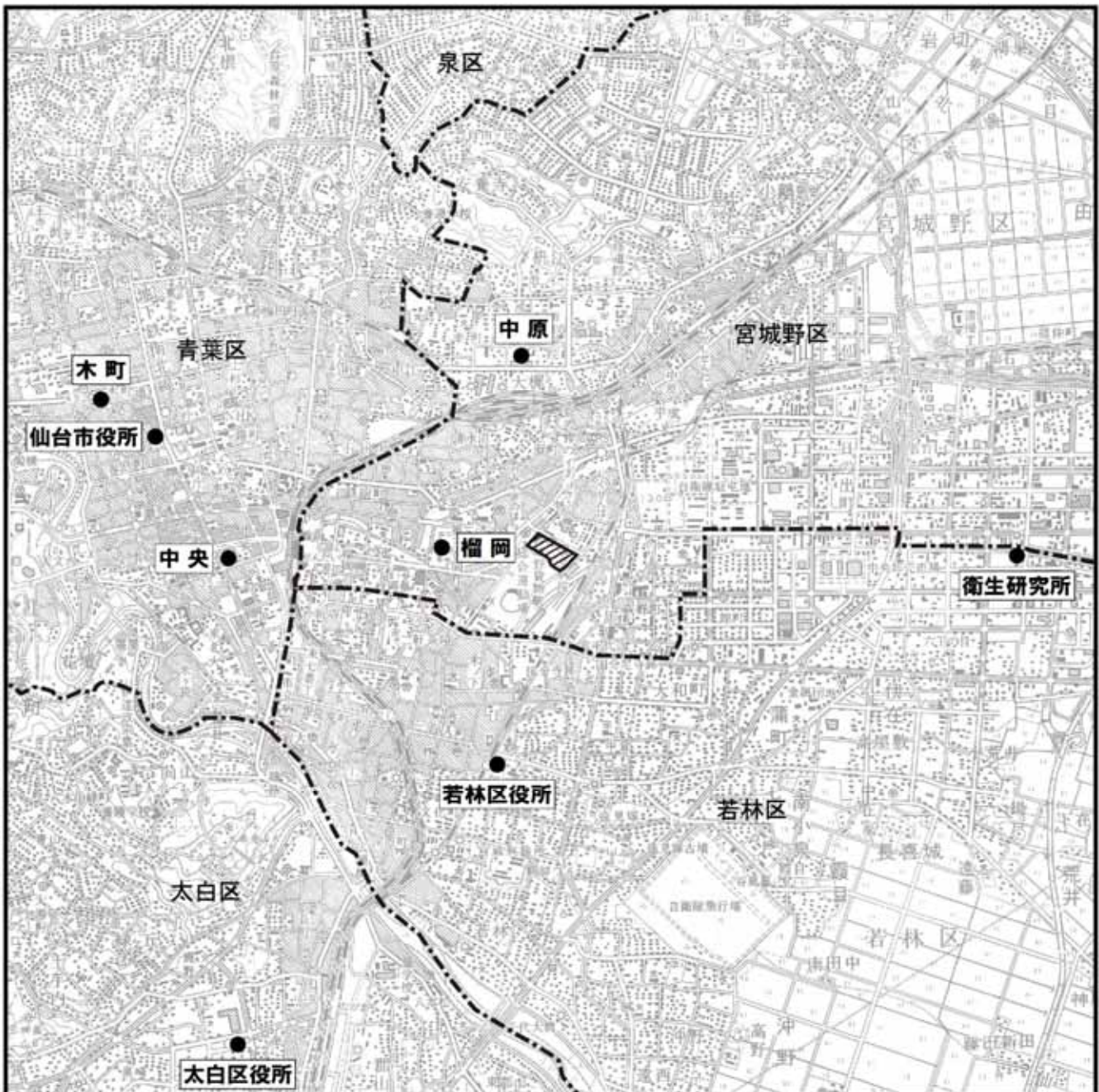
図 6.1-3 降下ばいじん量の月間値(平成 13 年度)

表 6.1-19 降下ばいじん量の経年推移 (平成 9 年度～13 年度)




単位: t/km<sup>2</sup>/月

地点 No.	測定地点名	降下ばいじん量の経年推移 (平成 9 年度～13 年度)				
		9	10	11	12	13
1	市役所	2.2	1.9	2.1	3.0	3.5
2	太白区役所	2.3	3.1	2.4	3.1	3.3
3	若林区役所	2.2	2.3	2.2	3.3	2.5
4	衛生研究所	3.3	2.8	3.1	3.8	3.6
5	中央	3.8	3.3	3.0	4.1	-
6	中原	2.4	2.7	1.9	2.6	-
7	榴岡	2.3	2.3	2.8	3.4	-
8	木町	7.0	6.5	5.6	5.7	-

出典: 「公害関係資料集」(平成 14 年版 仙台市環境局)



凡例

-  : 対象事業計画地
-  : 区境界線
-  : 降下ばいじん量測定地点

出典:「公害関係資料集」(平成14年版 仙台市環境局)

図 6.1-4 降下ばいじん量測定地点の位置



S=1:50,000  
0 500 1000 2000m

## アスベスト

平成 19 年度～平成 23 年度におけるアスベストの経年変化は表 6.1-20 に示すとおりである。

平成 19 年度～平成 22 年度における経年変化は、いずれの地点においても期間中の増減があるものの、平成 19 年度に比べて平成 22 年度の調査結果は減少している。環境省のアスベストモニタリングマニュアルが改訂されたため、平成 19 年度～平成 22 年度の調査結果と平成 23 年度の調査結果を単純に比較できない。

平成 23 年度における若林区役所の調査結果のうち 1 回、無機質総繊維数が 1.0 本/L を超えた際のアスベスト総繊維数は 0.10 本/L である。

表 6.1-20 アスベストの経年変化（平成 19 年度～23 年度）

単位：本/L

地点 No.	測定地点名	アスベストの経年推移（平成 19 年度～23 年度）				
		19	20	21	22	23 <sup>2</sup>
1	榴岡測定局	0.34	0.20	0.33	0.17	0.53 <sup>3</sup>
2	榴岡レストハウス	0.29	0.22	0.23	0.16	
3	若林区役所	0.23	0.15	0.24	0.20	0.51 <sup>4</sup> (0.10)
4	仙台市役所	0.29	0.19	0.18	0.22	0.48
5	五橋測定局	0.28	0.22	0.18	0.23	0.58

1 表中の数値は幾何平均値である。

2 平成 23 年度以降、環境省のアスベストモニタリングマニュアルの改訂により、分析方法が異なる。

3 平成 23 年度以降、榴岡測定局及び榴岡レストハウスは 1 地点（「榴岡公園」）にまとめられた。

4 平成 23 年度における若林区役所の括弧内の値は測定結果のうち 1 回、無機質総繊維数が 1.0 本/L を超えたため、アスベスト繊維数を測定した結果である。

出典：「公害関係資料集」（平成 22 年度測定結果）（仙台市環境局）

「東日本大震災後の仙台市内の環境大気中アスベスト濃度調査の結果についてお知らせします。」（仙台市環境局）

## 大気質に係る苦情の状況

仙台市における過去 5 年間の大気質に係る苦情件数の経年変化は、表 6.1-21 に示すとおりである。

ばい煙の苦情件数は 5～12 件/年で推移しており、平成 23 年度は 12 件である。粉じんの苦情件数は 5～24 件/年で推移しており、平成 23 年度は 24 件である。

表 6.1-21 大気質に係る苦情件数の経年変化（平成 19 年度～平成 23 年度）

単位：件

項目	年度	19	20	21	22	23
	ばい煙		10	5	7	8
粉じん		24	5	8	6	24

出典：「公害関係資料集」（平成 23 年度測定結果）（仙台市環境局）

発生源の状況

「公害関係資料集」(平成 23 年度測定結果)(仙台市環境局)によると、平成 23 年度の仙台市における大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設届出件数は 1,621 施設、事業場数は 755 事業場であり、粉じん発生施設数は 93 施設、事業場数は 10 事業場であった。

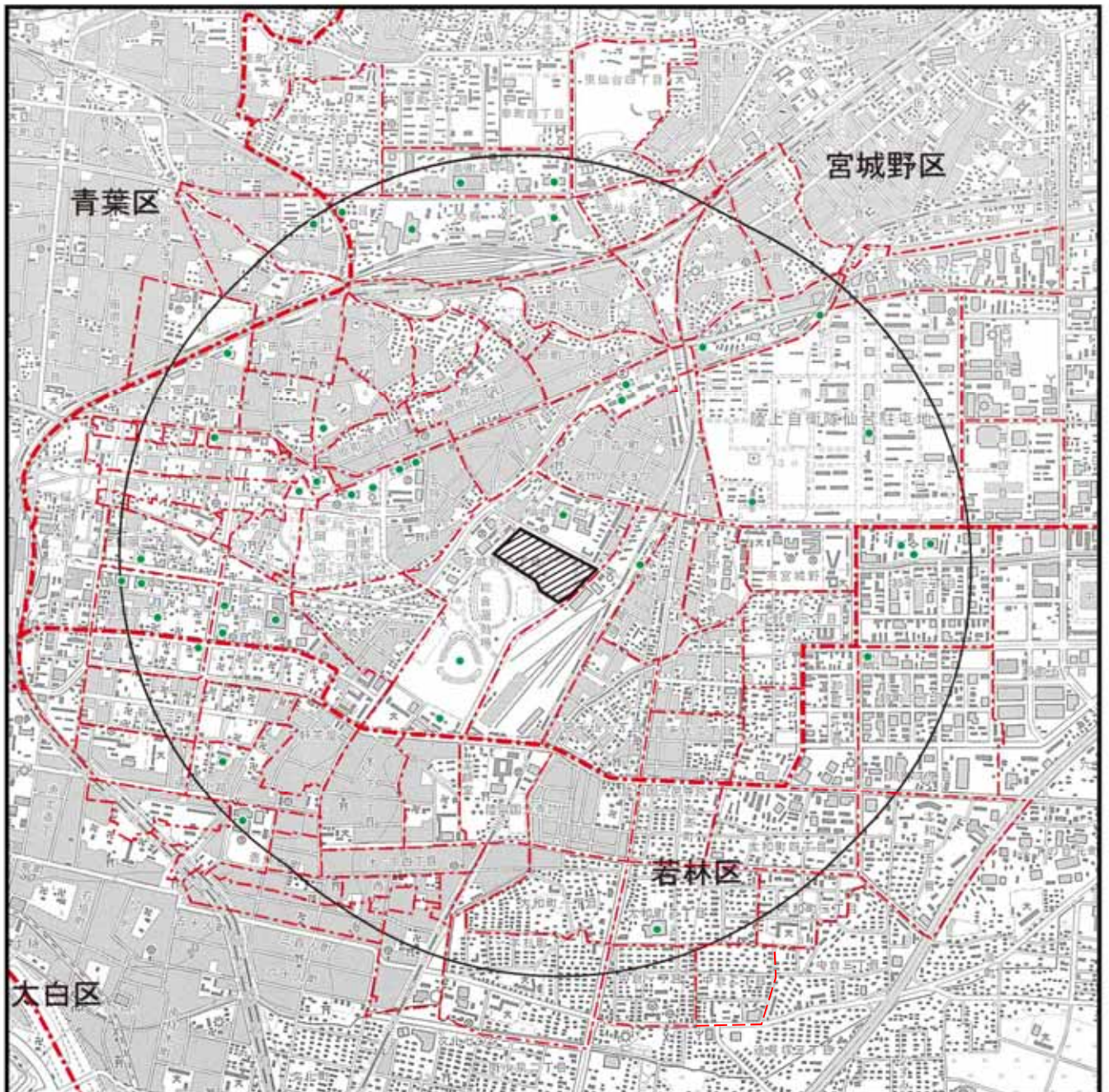
平成 22 年度に対して、ばい煙発生施設数及び粉じん事業場数は減少、ばい煙発生事業場数及び粉じん発生施設数は増加している。

図 5.2-1 に示す関係地域範囲内における大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設届出件数は、表 6.1-22 及び図 6.1-5 に示すとおり、工場、アパート、宮城球場、病院等 92 事業場ある。(平成 25 年 3 月 31 日現在、仙台市環境局への公文書開示請求による)






表 6.1-22 大気汚染防止法(ばい煙)に基づく発生施設数

区名	発生施設所在地	事業所数	施設数		区名	発生施設所在地	事業所数	施設数	
			総数	内訳				総数	内訳
青葉区	中江 2 丁目	1	2	ディーゼル機関：2	宮城野区	宮城野 3 丁目	1	3	ボイラー：3
						清水沼 1 丁目	1	1	ボイラー：1
宮城野区	榴岡 3 丁目	1	1	ガスタービン：1		幸町 5 丁目	2	6	ボイラー：3 ガスタービン：1 ディーゼル機関：1 ガス機関：1
						榴岡 4 丁目	3	5	ボイラー：4 ディーゼル機関：1
	榴岡 5 丁目	3	10	ボイラー：8 ガスタービン：1 ディーゼル機関：1					
	鉄砲町	1	5	ボイラー：4 ガスタービン：1					
	小田原 1 丁目	2	4	ボイラー：4					
	小田原弓ノ町	1	1	ボイラー：1					
	榴ヶ岡	1	1	ボイラー：1					
	五輪 1 丁目	4	4	ボイラー：1 ガスタービン：2 ディーゼル機関：1					
五輪 2 丁目	2	4	ボイラー：2 ガスタービン：1 ディーゼル機関：1						
宮城野 2 丁目	3	10	ボイラー：6 ディーゼル機関：2 ガス機関：2	若林区	大和町 2 丁目	1	3	ボイラー：2 ディーゼル機関：1	
若林区	新寺 2 丁目	1	1		ボイラー：1				
	連坊 2 丁目	1	1		ガスタービン：1				
元茶畑	1	2	ディーゼル機関：2						
卸町 2 丁目	1	2	ディーゼル機関：2						
卸町 3 丁目	3	8	ボイラー：4 ガスタービン：2 ディーゼル機関：2						

出典：仙台市環境局への公文書開示請求(平成 25 年 3 月 31 日)



凡 例

-  : 対象事業計画地
-  : 関係地域の範囲(対象事業計画地から1500mの範囲)
-  : 区境界
-  : 町丁目界
-  : 大気汚染防止法(ばい煙)に基づく発生施設

出典：「仙台市環境局への公文書開示請求」（平成25年3月31日）

図 6.1-5 大気汚染防止法(ばい煙)に基づく発生施設



S=1:25,000  
0 250 500 1000m

## (3) 騒音

## ア 騒音の状況

## 環境騒音

調査範囲において、平成 13 年度に環境騒音測定が 39 地点で実施されている。測定結果は、表 6.1-23 及び表 6.1-24 に示すとおりであり、No.6 青葉山「青葉区川内三の丸跡」で昼間、夜間ともに環境基準を超過している。他の測定地点ではすべて環境基準を達成している。

表 6.1-23 環境騒音測定結果(平成 13 年度)(1/2)

単位：dB

地点 No.	対象区域名	測定地点	用途地域	環境 基準 類型	測定結果 ( $L_{Aeq}$ )		環境基準	
					昼間	夜間	昼間	夜間
1	水の森	青葉区水の森 1 丁目	一種低層	A	42 ( )	39 ( )	55	45
2	旭ヶ丘	青葉区旭ヶ丘 3 丁目	一種低層	A	44 ( )	37 ( )	55	45
3	台原	青葉区台原 6 丁目	二種中高層	A	42 ( )	33 ( )	55	45
4	小松島	青葉区小松島 4 丁目	二種中高層	A	44 ( )	38 ( )	55	45
5	北山	青葉区新坂町	一種住居	B	41 ( )	36 ( )	55	45
6	青葉山	青葉区川内三の丸跡	二種中高層	AA	51 (x)	41 (x)	50	40
7	通町	青葉区北山 1 丁目	二種住居	B	42 ( )	40 ( )	55	45
8	梅田町	青葉区梅田町	二種住居	B	44 ( )	38 ( )	55	45
9	花京院	青葉区小田原 6 丁目	近隣商業	C	43 ( )	37 ( )	60	50
10	仙台中央	青葉区国分町 1 丁目	商業	C	53 ( )	48 ( )	60	50
11	米ヶ袋	青葉区米ヶ袋 3 丁目	二種住居	B	41 ( )	37 ( )	55	45
12	鶴ヶ谷東	宮城野区鶴ヶ谷東 1 丁目	一種低層	A	45 ( )	45 ( )	55	45
13	燕沢	宮城野区燕沢東 3 丁目	二種中高層	A	43 ( )	37 ( )	55	45
14	鶴ヶ谷	宮城野区鶴ヶ谷 4 丁目	一種低層	A	44 ( )	42 ( )	55	45
15	幸町	宮城野区幸町 2 丁目	一種住居	B	43 ( )	36 ( )	55	45
16	新田	宮城野区新田 4 丁目	一種住居	B	41 ( )	37 ( )	55	45
17	仙台東	宮城野区鉄砲町	商業	C	47 ( )	43 ( )	60	50
18	宮城野原	宮城野区銀杏町	近隣商業	C	44 ( )	39 ( )	60	50
19	萩野町	宮城野区萩野町 4 丁目	近隣商業	C	43 ( )	39 ( )	60	50

：測定結果の( )内は、環境基準の適合状況について示す。 = 適合，x = 超過

：時間の区分は、「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年 9 月 環境庁告示第 64 号)に基づく。

昼間 6:00～22:00，夜間 22:00～6:00。

出典：「公害関係資料集」(平成 14 年版 仙台市環境局)

表 6.1-24 環境騒音測定結果(平成 13 年度)(2/2)

単位：dB

地点 No.	対象区域名	測定地点	用途地域	環境 基準 類型	測定結果 ( $L_{Aeq}$ )		環境基準	
					昼間	夜間	昼間	夜間
20	新寺	若林区新寺 3 丁目	近隣商業	C	45 ( )	41 ( )	60	50
21	河原町	若林区弓ノ町	二種住居	B	44 ( )	40 ( )	55	45
22	木ノ下	若林区木ノ下 1 丁目	二種住居	B	41 ( )	40 ( )	55	45
23	南小泉	若林区南小泉 4 丁目	二種住居	B	42 ( )	40 ( )	55	45
24	若林	若林区若林 1 丁目	二種住居	B	42 ( )	42 ( )	55	45
25	卸町	若林区卸町 3 丁目	商業	C	54 ( )	43 ( )	60	50
26	六丁の目	若林区六丁の目中町	準工業	C	48 ( )	43 ( )	60	50
27	中倉	若林区中倉 2 丁目	一種住居	B	42 ( )	37 ( )	55	45
28	荒井	若林区荒井字押口	二種住居	B	44 ( )	39 ( )	55	45
29	霞目	若林区沖野 3 丁目	一種住居	B	48 ( )	45 ( )	55	45
30	沖野	若林区沖野 6 丁目	一種低層	A	43 ( )	41 ( )	55	45
31	八木山	太白区八木山香澄町	二種住居	B	47 ( )	40 ( )	55	45
32	松が丘	太白区青山 2 丁目	一種低層	A	42 ( )	36 ( )	55	45
33	緑ヶ丘	太白区緑ヶ丘 2 丁目	一種低層	A	45 ( )	39 ( )	55	45
34	大年寺	太白区向山 2 丁目	二種中高層	A	48 ( )	43 ( )	55	45
35	根岸	太白区長町 2 丁目	二種住居	B	42 ( )	37 ( )	55	45
36	長町副都心	太白区郡山 1 丁目	工業	C	45 ( )	40 ( )	60	50
37	長町南	太白区長町南 2 丁目	二種住居	B	48 ( )	42 ( )	55	45
38	富沢	太白区泉崎 1 丁目	二種中高層	A	45 ( )	40 ( )	55	45
39	南光台南	泉区南光台南 2 丁目	一種低層	A	46 ( )	42 ( )	55	45

：測定結果の( )内は、環境基準の適合状況について示す。 = 適合，× = 超過

：時間の区分は、「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年 9 月 環境庁告示第 64 号)に基づく。

昼間 6:00 ~ 22:00，夜間 22:00 ~ 6:00。

出典：「公害関係資料集」(平成 14 年版 仙台市環境局)

### 自動車騒音

調査範囲において、図 6.1-6 に示す箇所で自動車騒音測定が実施されており、平成 23 年度には表 6.1-25 に示すように、道路交通騒音測定が一般国道 4 号、一般国道 45 号、県道仙台松島線、県道仙台泉線等の 12 評価区間（10 路線）で実施されている。また、平成 19 年度から平成 22 年度の測定結果は、表 6.1-26 から表 6.1-29 に示すとおりである。

平成 23 年度における各路線の環境基準達成状況は、61%～100%であり、昼間、夜間とも達成したのは、12 評価区間のうち県道仙台泉線、市道宮城野通線、市道鶴ヶ谷荒巻青葉山線、市道新寺通線の 4 評価区間である。

平成 19 年度から平成 23 年度の自動車騒音測定による路線の環境基準達成状況のうち、達成率が低いのは、平成 19 年度の県道仙台松島線の 57%、県道仙台泉線（青葉区木町通 2 丁目 1 番～青葉区昭和町 3 番）の 54%、平成 20 年度の県道仙台塩釜線（宮城野区高砂 1 丁目 31～若林区六丁の目東町 7 番）の 6%、平成 22 年度の一般国道 286 号の 54%の 4 評価区間である。



表 6.1-25 自動車騒音測定結果(平成 23 年度)

路線 No.	評価対象道路				評価結果		
	路線名	評価区間 始点 終点	評価区 間の 延長 (km)	住 居 等 戸 数 (戸)	環境基準達成状況		
					昼間・夜間 とも達成 達成率(%) 達成戸数(戸)	昼間のみ 達成 達成率(%) 達成戸数(戸)	夜間のみ 達成 達成率(%) 達成戸数(戸)
1	一般国道 4号	太白区 中田5丁目	3.0	270	84	11	0
		太白区 郡山4丁目			228	29	0
2	一般国道 45号	青葉区 本町3丁目	3.8	3,957	87	13	0
		宮城野区 原町3丁目			3,426	531	0
3	県道 仙台松島線	宮城野区 岩切1丁目	2.6	304	80	10	0
		宮城野区 岩切字羽黒前			242	29	0
4	県道仙台泉線	青葉区 昭和町	2.4	1,154	100	0	0
		青葉区 双葉ヶ丘1丁目			1,154	0	0
5	一般国道 45号	宮城野区 原町6丁目	2.3	920	72	8	0
		宮城野区 日の出町1丁目			661	77	0
6	一般国道 286号	太白区 鹿野1丁目	3.7	1,003	99	0	0
		太白区 鉤取字谷地田			992	1	0
7	県道 仙台松島線	宮城野区 原町3丁目	3.9	1,567	61	7	0
		宮城野区 燕沢東2丁目			952	116	0
8	主要地方道 荒浜荒町線	若林区 志波町	1.3	742	97	3	0
		若林区 木ノ下1丁目			718	21	0
9	県道 大衡仙台線	青葉区 水の森3丁目	3.3	1,825	95	5	0
		青葉区 木町通2丁目			1,729	96	0
10	市道 宮城野通線	宮城野区 榴岡2丁目	1.5	814	100	0	0
		宮城野区 宮城野1丁目			814	0	0
11	市道 鶴ヶ谷荒巻 青葉山線	青葉区 東勝山2丁目	1.1	455	100	0	0
		青葉区 水の森3丁目			455	0	0
12	市道新寺通線	若林区 新寺1丁目	1.3	1,408	100	0	0
		宮城野区 西宮城野			1,403	0	0

自動車騒音に関する環境基準については、表 6.2-47 参照。

出典：「公害関係資料集」(平成 23 年度測定結果)(仙台市環境局)

表 6.1-26 自動車騒音測定結果(平成 22 年度)

路線 No.	評価対象道路				評価結果		
	路線名	評価区間 始点 終点	評価区間 の延長 (km)	住居等 戸数 評価対象 (戸)	環境基準達成状況		
					昼間・夜間 とも達成 達成率(%) 達成戸数(戸)	昼間のみ 達成 達成率(%) 達成戸数(戸)	夜間のみ 達成 達成率(%) 達成戸数(戸)
1	一般国道 4号	太白区 中田5丁目	3.0	270	89	9	0
		太白区 郡山4丁目			241	24	0
2	一般国道 45号	青葉区 本町3丁目	3.8	3,957	99	1	0
		宮城野区 原町3丁目			3,911	46	0
3	県道 仙台松島線	宮城野区 岩切1丁目	2.6	304	77	13	0
		宮城野区 岩切字羽黒前			234	40	0
4	県道仙台泉線	青葉区 昭和町	2.4	1,154	88	12	0
		青葉区 双葉ヶ丘1丁目			1,020	134	0
5	一般国道 286号	太白区 根岸町	1.4	634	54	3	0
		太白区 鹿野1丁目			344	21	0
6	主要地方道 荒浜原町線	若林区 大和町5丁目	1.4	699	100	0	0
		若林区 志波町			699	0	0
7	県道 荒井荒町線	若林区 荒井字高屋敷	1.1	339	100	0	0
		若林区 かすみ町			339	0	0
8	県道 仙台館腰線	太白区 鹿野1丁目	3.8	1,125	100	0	0
		太白区 西中田3丁目			1,124	1	0
9	一般国道 4号	太白区 根岸町	1.3	635	100	0	0
		太白区 八本松2丁目			635	0	0
10	市道 六丁目鶴谷線	宮城野区 燕沢2丁目	1.7	537	100	0	0
		宮城野区 自由が丘			537	0	0
11	市道 川内南小泉線	若林区 志波町	2.1	845	100	0	0
		若林区 古城3丁目			845	0	0
12	県道 荒井荒町線	若林区 遠見塚3丁目	1.2	710	100	0	0
		若林区 遠見塚2丁目			710	0	0

自動車騒音に関する環境基準については、表 6.2-47 参照。  
出典：「公害関係資料集」(平成 22 年度測定結果) (仙台市環境局)

表 6.1-27 自動車騒音測定結果(平成 21 年度)

路線 No.	評価対象道路				評価結果		
	路線名	評価区間 始点 終点	評価区間 の延長 (km)	住居等 戸数 (戸)	環境基準達成状況		
					昼間・夜間 とも達成 達成率(%) 達成戸数(戸)	昼間のみ 達成 達成率(%) 達成戸数(戸)	夜間のみ 達成 達成率(%) 達成戸数(戸)
1	一般国道 4号	太白区 中田5丁目13番	3.0	270	84	11	0
		太白区 郡山4丁目15番			228	29	0
2	一般国道 45号	青葉区 本町3丁目9番	3.8	3,957	87	13	0
		宮城野区 原町3丁目7番			3,426	531	0
3	県道 仙台松島線	宮城野区 岩切1丁目1番	2.6	304	80	10	0
		宮城野区 岩切字羽黒前			242	29	0
4	県道仙台泉線	青葉区 昭和町3番	2.4	1,154	100	0	0
		青葉区 双葉ヶ丘1丁目1番			1,154	0	0
5	一般国道 48号	青葉区 二日町13番	2.2	2,318	82	8	0
		青葉区 八幡3丁目4番			1,893	180	0
6	県道 荒井荒町線	若林区 一本杉町7番	0.8	353	100	0	0
		若林区 保春院前丁			353	0	0
7	市道 館西町線	宮城野区 五輪2丁目15番	1.8	735	96	3	0
		宮城野区 宮千代2丁目1番			708	25	0
8	一般国道 4号	太白区 あすと長町3丁目	1.7	245	99	0	0
		太白区 八本松2丁目2			242	0	0
9	主要地方道 荒浜原町線	若林区 荒井字中在家28	1.3	444	100	0	0
		若林区 六丁の目元町17			444	0	0

自動車騒音に関する環境基準については、表 6.2-47 参照。

出典：「公害関係資料集」(平成 21 年度測定結果) (仙台市環境局)

表 6.1-28 自動車騒音測定結果(平成 20 年度)

路線 No.	評価対象道路				評価結果		
	路線名	評価区間 始点 終点	評価区間 の延長 (km)	住居等 評価対象 戸数 (戸)	環境基準達成状況		
					昼間・夜間 とも達成 達成率(%) 達成戸数(戸)	昼間のみ 達成 達成率(%) 達成戸数(戸)	夜間のみ 達成 達成率(%) 達成戸数(戸)
1	一般国道 4号	太白区 中田5丁目13番	3.0	268	91	8	0
		太白区 郡山4丁目15番			244	21	0
2	一般国道 45号	青葉区 本町3丁目9番	3.8	3,957	99	0	0
		宮城野区 原町3丁目7番			3,955	2	0
3	県道 仙台松島線	宮城野区 岩切1丁目1番	2.6	304	64	16	0
		宮城野区 岩切字羽黒前			195	50	0
4	県道仙台泉線	青葉区 昭和町3番	2.4	1,116	100	0	0
		青葉区 双葉ヶ丘1丁目1番			1,116	0	0
5	一般国道 4号	若林区 若林5丁目6番	3.3	671	99	0	0
		若林区 大和町5丁目33番			670	1	0
6	一般国道 45号	宮城野区 日の出町1丁目5番	3.1	1,541	99	1	0
		宮城野区 福室2丁目8番			1,532	9	0
7	県道 井土長町線	若林区 今泉字久保田東	3.5	1,100	100	0	0
		若林区 若林7丁目1番			1,100	0	0
8	市道 北六番丁線	青葉区 堤通雨宮町2番	1.4	1,062	100	0	0
		青葉区 宮町5丁目2番			1,062	0	0
9	市道新寺通線	若林区 新寺1丁目4番	1.3	1,408	99	0	0
		宮城野区 西宮城野6番			1,403	0	0
10	県道 仙台塩釜線	宮城野区 高砂1丁目31	2.7	125	6	3	4
		若林区 六丁の目東町7番			8	4	5
11	県道 仙台塩釜線	若林区 六丁の目東町7番	2.5	381	80	0	0
		若林区 六丁の目元町7番			305	0	0

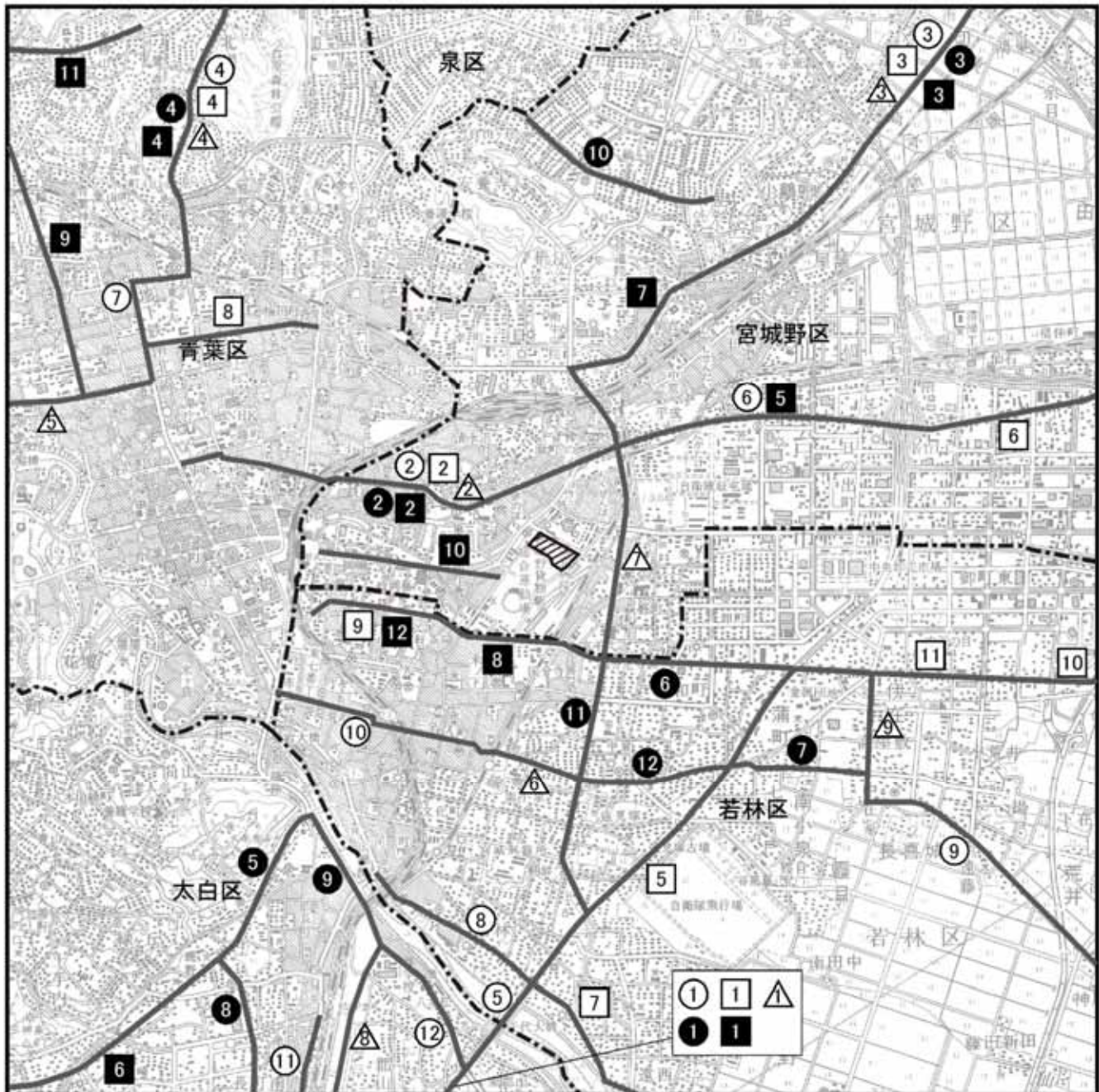
自動車騒音に関する環境基準については、表 6.2-47 参照。  
出典：「公害関係資料集」(平成 20 年度測定結果) (仙台市環境局)

表 6.1-29 自動車騒音測定結果(平成 19 年度)

路線 No.	評価対象道路				評価結果		
	路線名	評価区間 始点 終点	評価区 間の 延長 (km)	住 居 等 戸 数 (戸)	環境基準達成状況		
					昼間・夜間 とも達成 達成率(%) 達成戸数(戸)	昼間のみ 達成 達成率(%) 達成戸数(戸)	夜間のみ 達成 達成率(%) 達成戸数(戸)
1	一般国道 4号	太白区 中田5丁目13番	3.0	264	92	7	0
		太白区 郡山4丁目15番			244	19	0
2	一般国道 45号	青葉区 本町3丁目9番	3.8	3,285	99	0	0
		宮城野区 原町3丁目7番			3,282	2	0
3	県道 仙台松島線	宮城野区 岩切1丁目1番	2.6	219	57	26	0
		宮城野区 岩切字羽黒前			125	56	0
4	県道仙台泉線	青葉区 昭和町3番	2.4	953	100	0	0
		青葉区 双葉ヶ丘1丁目1番			953	0	0
5	一般国道 4号	太白区 郡山4丁目6番	0.9	196	64	21	0
		若林区 若林4丁目9番			126	41	0
6	一般国道 45号	宮城野区 原町6丁目1番	2.3	1,029	68	13	0
		宮城野区 日の出町1丁目5番			701	135	0
7	県道仙台泉線	青葉区 木町通2丁目1番	1.3	1,767	54	6	0
		青葉区 昭和町3番			961	100	0
8	県道 井土長町線	若林区 若林4丁目9番	1.6	909	85	12	0
		若林区 河原町2丁目13番			771	108	0
9	主要地方道 荒浜原町線	若林区 荒浜字中丁	6.1	644	100	0	0
		若林区 六丁目の目元町8番			644	0	0
10	県道 荒井荒町線	若林区 保春院前丁	1.8	1,635	99	0	0
		若林区 荒町			1,633	2	0
11	一般国道 4号	太白区 中田7丁目7番	4.5	1,887	85	7	0
		太白区 長町5丁目3番			1,600	138	0
12	市道 元寺小路 郡山線	太白区 長町1丁目1番	1.7	938	98	2	0
		太白区 郡山4丁目5番			921	17	0

自動車騒音に関する環境基準については、表 6.2-47 参照。

出典：「公害関係資料集」(平成 19 年度測定結果) (仙台市環境局)



凡例

-  : 対象事業計画地
-  : 区境界線
- 平成23年度 (  ~  )
- 平成22年度 (  ~  )
- 平成21年度 (  ~  )
- 平成20年度 (  ~  )
- 平成19年度 (  ~  )

出典:「公害関係資料集」(平成19年度～平成23年度測定結果)(仙台市環境局)

図 6.1-6 自動車騒音測定区間



S=1:50,000

0 500 1000 2000m

### 騒音に係る苦情の状況

仙台市における過去5年間の騒音に係る苦情件数の経年変化は、表 6.1-30に示すとおりである。過去5年間の苦情件数について、平成19年度は121件で、20年度は109件と減少したが、21年度には139件と増加し、平成22年度、平成23年度はそれぞれ減少し、それぞれ、126件、97件である。

表 6.1-30 騒音に係る苦情件数の経年変化(平成19年度～平成23年度)

単位：件

項目 \ 年度	19	20	21	22	23
騒音	121	109	139	126	97

出典：「公害関係資料集」(平成23年度測定結果)(仙台市環境局)

### 発生源の状況

仙台市における騒音規制法に基づく特定建設作業届出状況は、表 6.1-31に示すとおりである。

平成23年度の全257件のうち、工事種別ではビル等工事が176件を占めている。また、作業内容においてはさく岩機を使用する作業が176件を占めている。

表 6.1-31 騒音規制法に基づく特定建設作業届出状況(平成23年度)

作業内容 \ 工事種別	ビル等 工事	上下水道 等工事	道路河川 等工事	その他の 工事	合計
くい打機くい抜機を使用する作業	33		2	11	46
びょう打機を使用する作業					-
さく岩機を使用する作業	130	2	15	29	176
空気圧縮機を使用する作業	12	4	4	4	24
コンクリートプラントを設けて行う作業					-
バックホウを使用する作業	1	2	2	6	11
トラクターショベルを使用する作業					-
ブルドーザーを使用する作業					-
計	176	8	23	50	257

出典：「公害関係資料集」(平成23年度測定結果)(仙台市環境局)

図 5.2-1 に示す関係地域範囲内における騒音規制法に基づく特定施設届出件数は、表 6.1-32 及び図 6.1-7 に示すとおりオフィスビル、税務署等の69事業場ある。また、宮城県公害防止条例に基づく特定施設届出件数は、表 6.1-33 及び図 6.1-8 に示すとおり、64事業場ある(いずれも平成25年3月31日現在、仙台市環境局への公文書開示請求による)。

調査範囲内において、仙台貨物ターミナル駅、宮城球場、仙台市陸上競技場、苦竹陸上自衛隊駐屯地及び霞の目飛行場についても騒音の発生源となりうる。

表 6.1-32 騒音規制法に基づく事業場数

区名	事業場所在地	事業場数	区名	事業場所在地	事業場数	
青葉区	中江 2 丁目	1	宮城野区	平成 1 丁目	1	
宮城野区	榴岡 4 丁目	6		苦竹 1 丁目	2	
	榴岡 5 丁目	4		南目館	2	
	小田原 1 丁目	3		銀杏町	1	
	小田原金剛院丁	1		萩野町 1 丁目	1	
	五輪 1 丁目	4		萩野町 3 丁目	2	
	五輪 2 丁目	3		若林区	連坊 2 丁目	1
	宮城野 1 丁目	1			木ノ下 1 丁目	1
	宮城野 2 丁目	2			木ノ下 2 丁目	1
	宮城野 3 丁目	2			木ノ下 3 丁目	1
	原町 2 丁目	3			木ノ下 4 丁目	1
	原町 3 丁目	1			卸町 1 丁目	2
	原町 4 丁目	1			卸町 2 丁目	2
	幸町 5 丁目	3			卸町 3 丁目	3
	東仙台 3 丁目	1	控木通		1	
東仙台 4 丁目	1	大和町 2 丁目	1			
大槻	7	大和町 4 丁目	2			

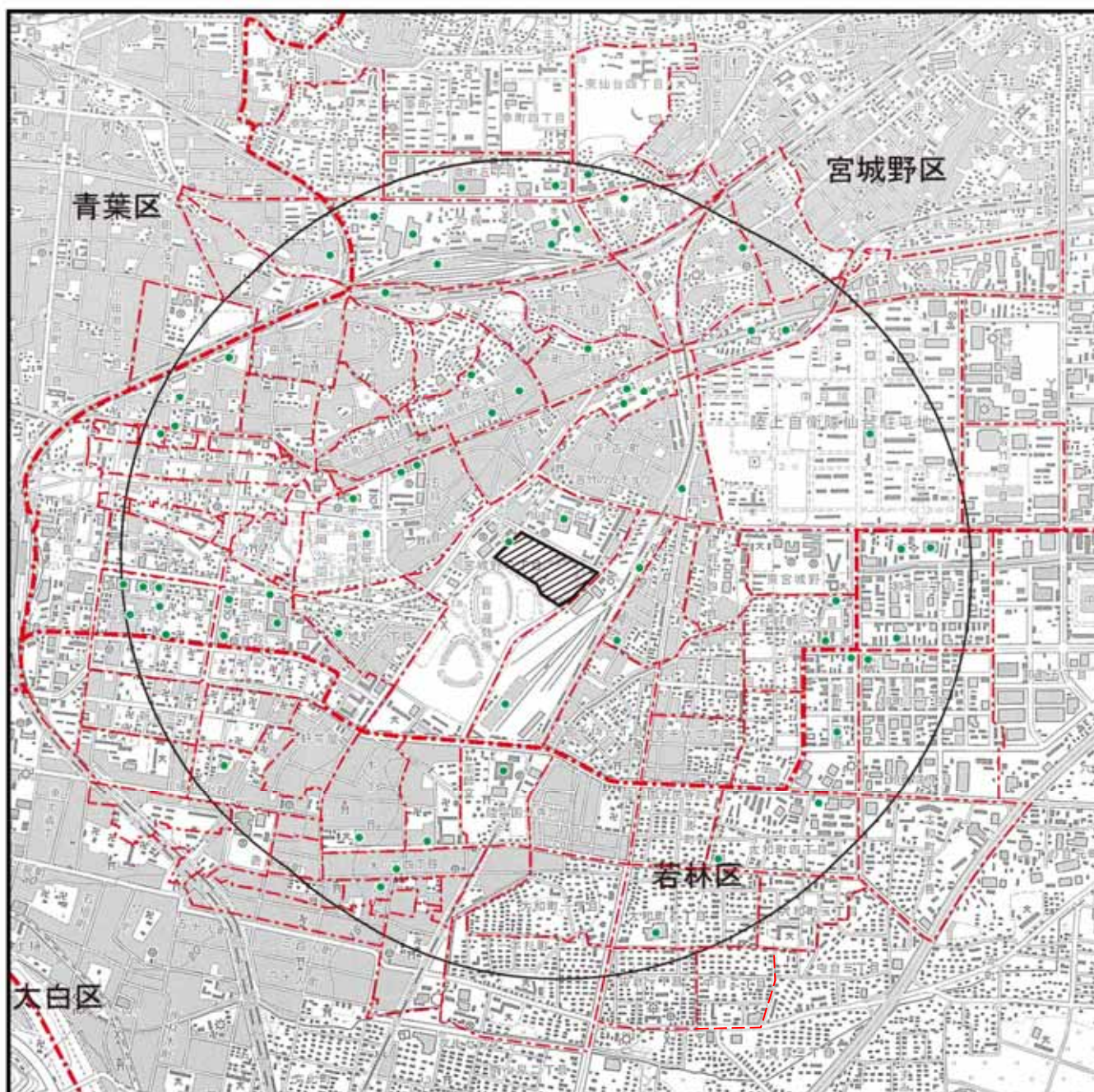
出典：仙台市環境局への公文書開示請求（平成 25 年 3 月 31 日）

表 6.1-33 公害防止条例(騒音)に基づく事業場数






区名	事業場所在地	事業場数	区名	事業場所在地	事業場数
青葉区	小田原 8 丁目	1	宮城野区	大槻	5
宮城野区	榴岡 3 丁目	5		苦竹 1 丁目	1
	榴岡 4 丁目	4		南目館	2
	鉄砲町	2		萩野町 1 丁目	1
	小田原 1 丁目	4		萩野町 3 丁目	1
	小田原 2 丁目	1	若林区	新寺 2 丁目	1
	小田原 3 丁目	1		新寺 3 丁目	1
	小田原広丁	1		新寺 5 丁目	1
	榴ヶ岡	1		連坊 2 丁目	1
	五輪 1 丁目	2		元茶畑	1
	宮城野 2 丁目	1		木ノ下 4 丁目	1
	清水沼 1 丁目	1		表柴田町	1
	清水沼 3 丁目	1		卸町 1 丁目	1
	原町 2 丁目	4		卸町 2 丁目	5
	原町 3 丁目	1		卸町 3 丁目	4
原町 4 丁目	1	一本杉町	1		
幸町 5 丁目	1	大和町 4 丁目	2		
東仙台 3 丁目	1	大和町 5 丁目	1		

出典：仙台市環境局への公文書開示請求（平成 25 年 3 月 31 日）





凡 例

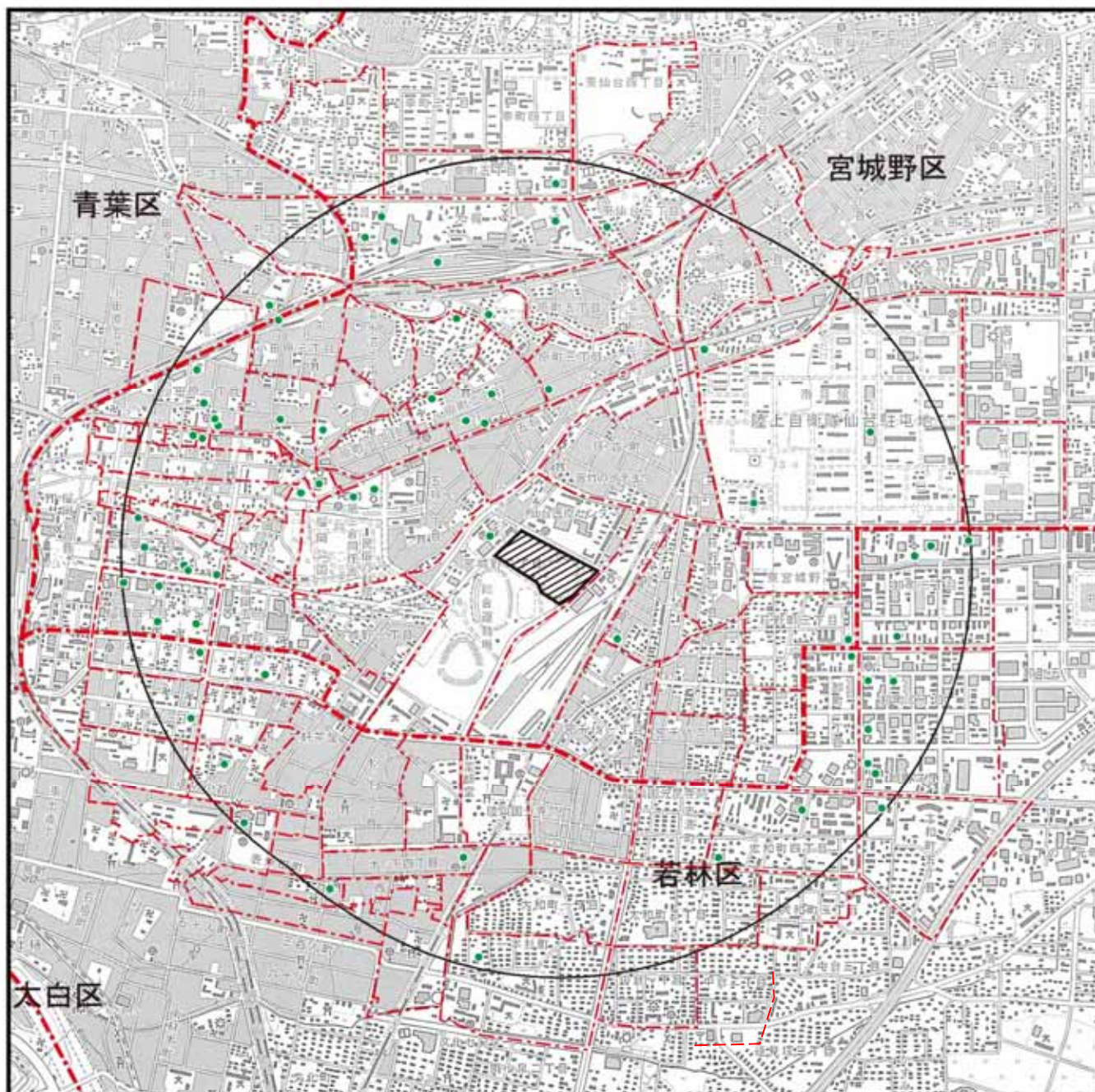
-  : 対象事業計画地
-  : 関係地域の範囲(対象事業計画地から1500mの範囲)
-  : 区境界
-  : 町丁目界
-  : 騒音規制法に基づく特定施設

出典：「仙台市環境局への公文書開示請求」（平成25年3月31日）






図 6.1-7 騒音規制法に基づく特定施設



S=1:25,000  
0 250 500 1000m



凡 例

-  : 対象事業計画地
-  : 関係地域の範囲(対象事業計画地から1500mの範囲)
-  : 区境界
-  : 町丁目界
-  : 公害防止条例(騒音)に基づく特定施設

出典：「仙台市環境局への公文書開示請求」（平成25年3月31日）

図 6.1-8 公害防止条例(騒音)に基づく特定施設



S=1:25,000  
0 250 500 1000m

(4) 振動

ア 振動の状況

道路交通振動

調査範囲において、一般国道 45 号で自動車交通振動測定が実施されており、平成 11 年度の測定結果は表 6.1-34 に示すとおりである。なお、調査地点は図 6.1-9 に示すとおりである。

振動レベル( $L_{10}$ )は 38dB であり要請限度(70dB)を下回っている。

表 6.1-34 自動車交通振動測定結果(平成 11 年度)

単位：dB

道路名	測定場所	用途地域	区域区分	要請限度(昼間)	振動レベル $L_{10}$ (昼間)
一般国道 45 号	宮城野区原町二丁目 4-45	商業	第二種	70	38

第二種区域区分の要請限度は昼間(8時~19時)70dB以下、夜間(19時~8時)65dB以下。  
出典：「公害関係資料集」(平成 12 年版 仙台市環境局)

振動に係る苦情の状況

仙台市における過去5年間の振動に係る苦情件数の経年変化は、表 6.1-35 に示すとおりである。過去 5 年間の苦情件数について、平成 23 年度は 12 件であり、その前は 2~14 件の間で推移し、平成 21 年度は最大の 14 件、平成 22 年度は最小の 2 件である。

表 6.1-35 振動に係る苦情件数の経年変化(平成 19 年度~平成 23 年度)

単位：件

項目 \ 年度	19	20	21	22	23
振動	4	10	14	2	12

出典：「公害関係資料集」(平成 23 年度測定結果)(仙台市環境局)

発生源の状況

仙台市における振動規制法に基づく特定建設作業届出状況は、表 6.1-36 に示すとおりである。平成 23 年度の全体 203 件のうち、工事種別ではビル等工事が 149 件、作業内容ではブレイカーを使用する作業が 149 件を占める。

表 6.1-36 振動規制法に基づく特定建設作業届出状況(平成 23 年度)

単位：件

作業内容 \ 工事種別	ビル等工事	上下水道等工事	道路河川等工事	その他の工事	合計
くい打機くい抜機を使用する作業	40		2	12	54
鋼球を使用して破壊する作業					-
舗装破砕機を使用する作業					-
ブレイカーを使用する作業	109	1	12	27	149
計	149	1	14	39	203

出典：「公害関係資料集」(平成 23 年度測定結果)(仙台市環境局)

図 5.2-1 に示す関係地域範囲内での振動規制法に基づく特定施設届出件数は、表 6.1-37 及び図 6.1-10 に示すとおり、オフィスビル、印刷業等の 15 事業場ある。また、宮城県公害防止条例に基づく特定施設届出件数は、表 6.1-38 及び図 6.1-11 に示すとおり、オフィスビル、税務署等の 73 事業場ある（いずれも平成 25 年 3 月 31 日現在、仙台市環境局への公文書開示請求による）。

表 6.1-37 振動規制法に基づく事業場数

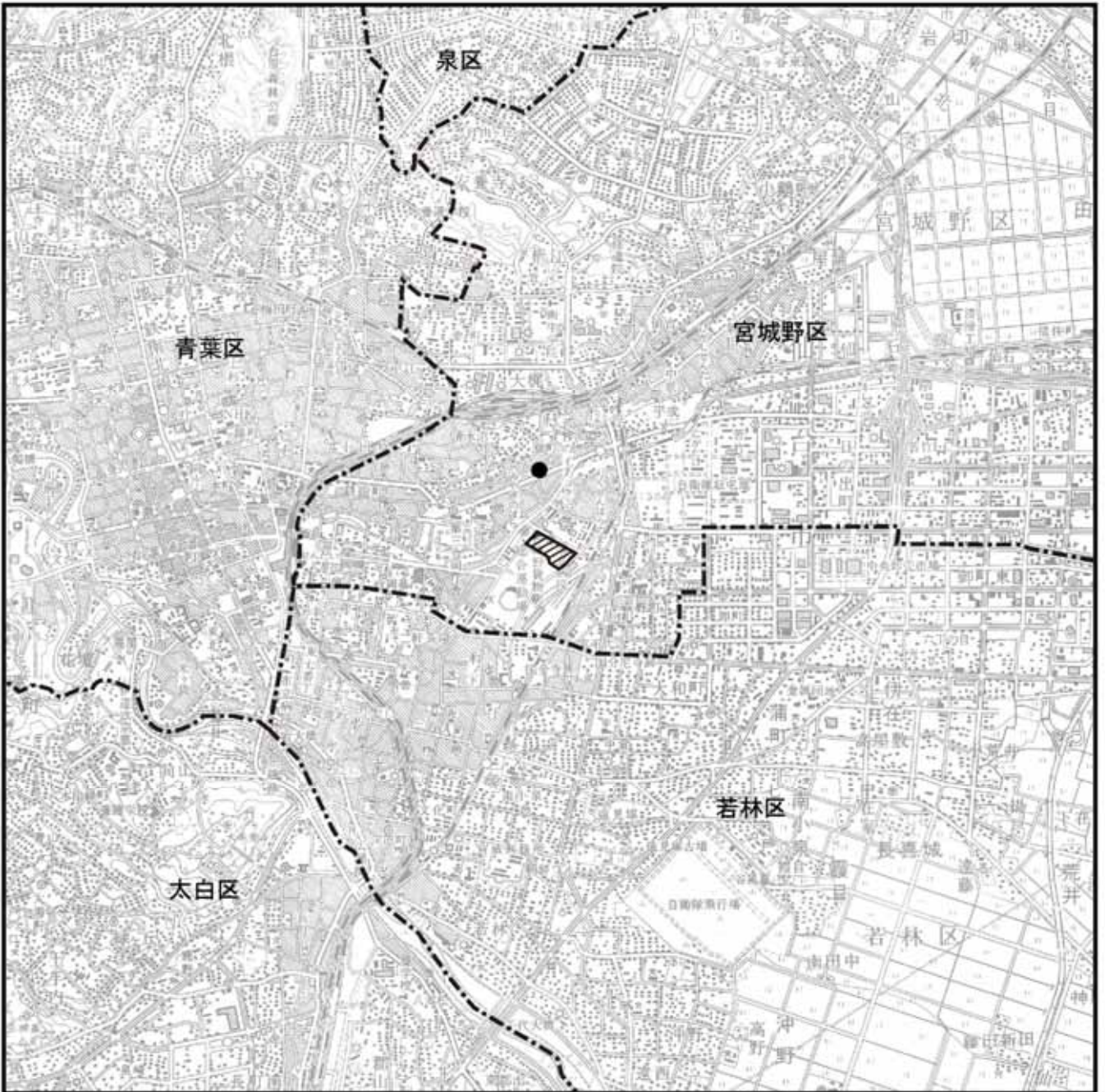
区名	事業場所在地	事業場数	区名	事業場所在地	事業場数
宮城野区	五輪 1 丁目	1	宮城野区	萩野町 1 丁目	1
	宮城野 2 丁目	1		萩野町 3 丁目	1
	宮城野 3 丁目	2	若林区	木ノ下 1 丁目	1
	原町 2 丁目	1		卸町 1 丁目	1
	幸町 5 丁目	1		卸町 2 丁目	1
	大楯	2		大和町 4 丁目	1
	南目館	1			

出典：仙台市環境局への公文書開示請求（平成 25 年 3 月 31 日）




表 6.1-38 公害防止条例(振動)に基づく事業場数

区名	事業場所在地	事業場数	区名	事業場所在地	事業場数	
宮城野区	榴岡 3 丁目	3	宮城野区	幸町 5 丁目	1	
	榴岡 4 丁目	4		東仙台 4 丁目	1	
	榴岡 5 丁目	4		大楯	7	
	東十番丁	1		苦竹 1 丁目	1	
	小田原 1 丁目	4		南目館	2	
	小田原 2 丁目	2		银杏町	3	
	小田原 3 丁目	1		萩野町 1 丁目	1	
	小田原広丁	1		萩野町 3 丁目	1	
	小田原金剛院丁	2		宮千代 3 丁目	1	
	榴ヶ岡	1		若林区	新寺 2 丁目	1
	五輪 1 丁目	5			新寺 5 丁目	1
	五輪 2 丁目	3			木ノ下 3 丁目	1
	宮城野 1 丁目	1			卸町 1 丁目	1
	宮城野 2 丁目	2	卸町 2 丁目		3	
	宮城野 3 丁目	1	卸町 3 丁目		5	
	原町 2 丁目	2	大和町 2 丁目		1	
	原町 3 丁目	1	大和町 4 丁目	1		
	原町 4 丁目	1	大和町 5 丁目	1		
	原町 6 丁目	1				

仙台市環境局への公文書開示請求（平成 25 年 3 月 31 日）

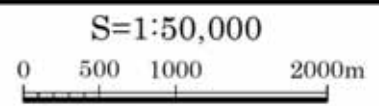


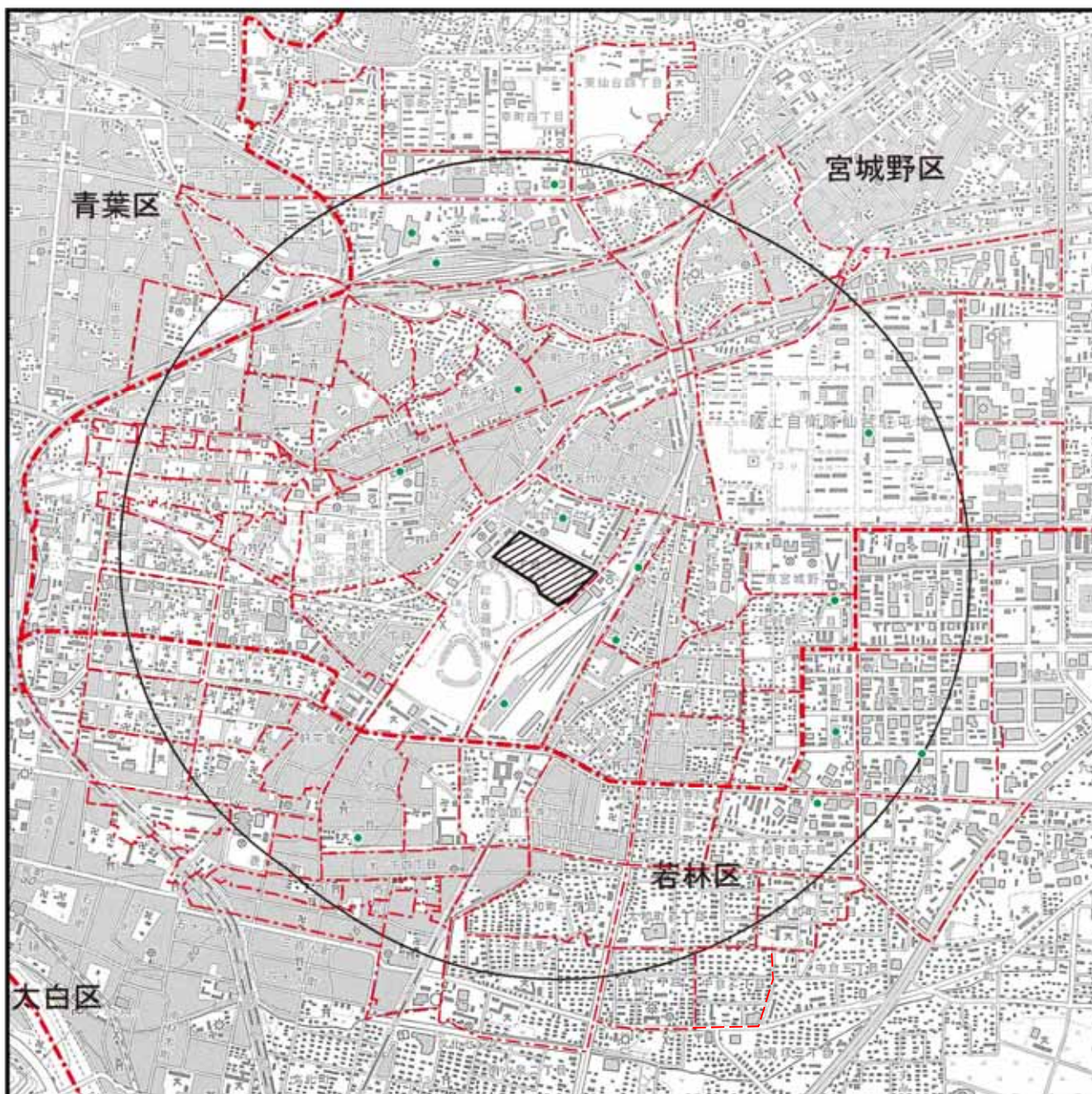
凡例

-  : 対象事業計画地
-  : 区境界線
-  : 自動車交通振動測定地点






出典:「公害関係資料集」(平成12年版 仙台市環境局)

図 6.1-9 自動車交通振動測定地点





凡 例

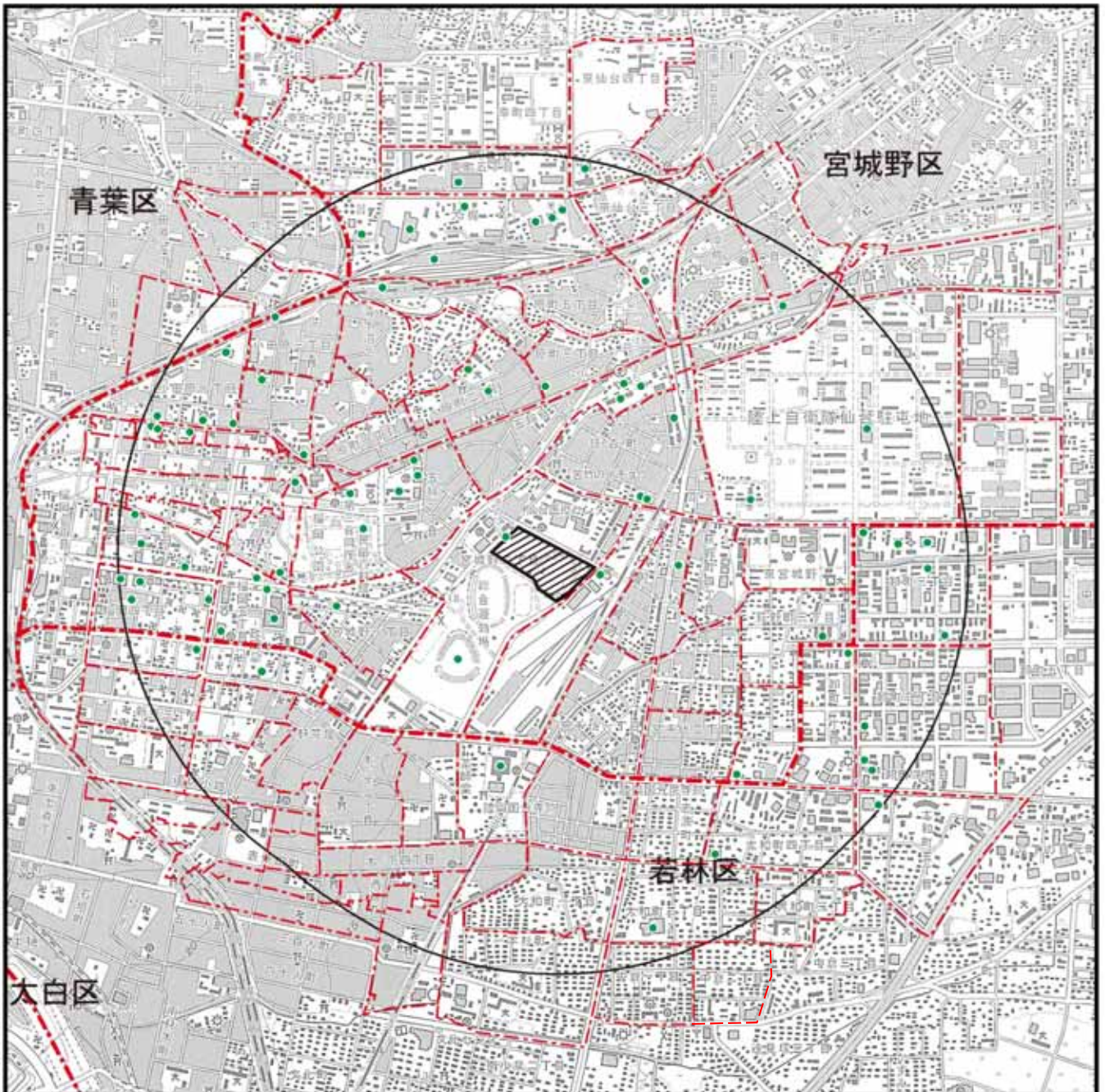
-  : 対象事業計画地
-  : 関係地域の範囲(対象事業計画地から1500mの範囲)
-  : 区境界
-  : 町丁目界
-  : 振動規制法に基づく特定施設

出典：「仙台市環境局への公文書開示請求」（平成25年3月31日）






図 6.1-10 振動規制法に基づく特定施設



S=1:25,000  
0 250 500 1000m



凡例

-  : 対象事業計画地
-  : 関係地域の範囲(対象事業計画地から1500mの範囲)
-  : 区境界
-  : 町丁目界
-  : 公害防止条例(振動)に基づく特定施設

出典：「仙台市環境局への公文書開示請求」（平成25年3月31日）

図 6.1-11 公害防止条例(振動)に基づく特定施設



S=1:25,000  
0 250 500 1000m

(5) 低周波音

ア 低周波音の状況

低周波音に係る苦情の状況

平成 25 年 8 月 28 日に仙台市環境局環境部環境対策課に問い合わせたところ，低周波音に関する苦情・相談は，平成 23 年度は 0 件，平成 24 年度は 1 件である。

発生源の状況

市街地周辺には青葉山トンネル等があるが，調査範囲には，低周波音の発生源となると考えられる高架道路，トンネル及び工場は存在しない。また，霞目飛行場や飛行するヘリコプター等及び周辺施設の空調等も発生源である。

(6) 悪臭

ア 悪臭の状況

悪臭に係る苦情の状況

仙台市における過去5年間の悪臭に係る苦情件数の経年変化は表 6.1-39 に示すとおりである。

平成 23 年度は全体 26 件のうち，発生源がサービス業・その他及び不明が 7 件と最も多く，次いでその他の製造工場，下水・用水及び個人住宅・アパート・寮の 3 件であった。

表 6.1-39 悪臭に係る苦情件数の経年変化(平成 19 年度～平成 23 年度)

単位：件

発生源区分	年度	19	20	21	22	23
畜産農業		3			1	
飼料・肥料製造工場		1		2		
食料品製造工場		1	1	1	3	1
化学工場						
その他の製造工場		2	1			3
サービス業・その他		3	3	8	8	7
移動発生源						
建設作業現場			3	3		1
下水・用水		1				3
ごみ集積所					1	1
個人住宅・アパート・寮		4	1	3	4	3
不明			4	7	2	7
計		15	13	24	19	26

出典：「公害関係資料集」(平成 23 年度測定結果) (仙台市環境局)



#### 発生源の状況

「公害関係資料集」(平成 23 年度測定結果)(仙台市環境局)によると、悪臭に係る苦情件数が多い発生源区分は、「悪臭に係る苦情の状況」に示すサービス業・その他、次いで不明である。サービス業・その他の発生源としては、廃棄物処理業・飲食店・医療機関等である。

## 6.1.2. 水環境

### (1) 水質

#### ア 水質汚濁の現状

##### 水質の概況

調査範囲では、南側を流れる広瀬川の愛宕橋、計画地の北側を流れる梅田川の大田見橋、杉戸橋、高野川の高野川最下流の計4地点で水質調査が実施されている。水質調査地点は、図 6.1-12 に示すとおりである。

平成23年度における各測定地点の測定結果は表 6.1-40～表 6.1-42 に示すとおりである。

調査結果は、生活環境項目については pH（水素イオン濃度）が広瀬川の愛宕橋、梅田川の大田見橋、杉戸橋、DO（溶存酸素量）が高野川の高野川最下流、BOD（生物化学的酸素要求量）が梅田川の杉戸橋、大腸菌群数が広瀬川の愛宕橋で環境基準値を満足しない月がみられるが、SS（浮遊物質質量）はすべての地点で環境基準を満足していた。

健康項目については広瀬川（愛宕橋）において調査されているが、すべての項目で環境基準を満足していた。梅田川の大田見橋、杉戸橋、高野川の高野川最下流において硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素について調査されているが、すべての地点で環境基準を満足していた。

広瀬川（愛宕橋）で水質のダイオキシン類監視調査が実施されおり、その結果は、表 6.1-43 のとおりであり、平成19年度から平成23年度のいずれも環境基準を満足している。

表 6.1-40 地表水の水質調査結果(生活環境項目 平成23年度)

河川名	地点名	環境基準		pH 最小 ～最大 (年平均) 75%値	DO (mg/L) 最小 ～最大 (年平均) 75%値	BOD (mg/L) 最小 ～最大 (年平均) 75%値	SS (mg/L) 最小 ～最大 (年平均) 75%値	大腸菌群数 (MPN/100mL) 最小～最大 (年平均) 75%値
		類型 (1)	達成 期間 (2)					
広瀬川	愛宕橋	B	□	7.4 ～8.9 (7.9) 7.9	9.9 ～15 (12) 13	<0.5 ～1.8 (0.7) 0.7	1 ～6 (3) 3	$2.4 \times 10^2$ ～ $9.2 \times 10^4$ ( $1.4 \times 10^4$ ) $4.9 \times 10^3$
梅田川	大田見橋	C	イ	7.6 ～8.8 (8.2) 8.4	10 ～15 (12) 13	<0.5 ～1.2 (0.7) 0.8	<1 ～4 (2) 2	$2.2 \times 10^2$ ～ $7.9 \times 10^4$ ( $1.9 \times 10^4$ ) $1.3 \times 10^4$
	杉戸橋	C	イ	7.9 ～8.7 (8.2) 8.2	8.4 ～15 (12) 14	<0.5 ～7.1 (1.2) 0.8	1 ～16 (5) 5	$7.0 \times 10^2$ ～ $9.2 \times 10^5$ ( $9.4 \times 10^4$ ) $4.9 \times 10^4$
高野川	高野川 最下流	C	イ	7.3 ～7.7 (7.5) 7.6	4.9 ～11 (8.3) 10	<0.5 ～1.9 (1.0) 1.3	1 ～43 (15) 22	$3.3 \times 10^2$ ～ $4.9 \times 10^4$ ( $1.2 \times 10^4$ ) $1.7 \times 10^4$
環境基準		B	-	6.5以上 8.5以下	5.0 mg/L 以上	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5000MPN /100mL 以下
		C	-	6.5以上 8.5以下	5.0 mg/L 以上	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	-

1：環境基準欄の類型は以下のとおり(河川)

- AA...水道1級，自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの
- A...水道2級，水産1級，水浴及びB以下の欄に掲げるもの
- B...水道3級，水産2級及びC以下の欄に掲げるもの
- C...水産3級，工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの
- D...工業用水2級，農業用水及びEの欄に掲げるもの
- E...工業用水3級環境保全

2：環境基準欄の達成期間は以下のとおり

- イ...直ちに達成
- ...5年以内で可及的すみやかに達成
- ハ...5年を越える期間で可及的すみやかに達成

出典：「公害関係資料集」(平成23年度測定結果)(仙台市環境局)

表 6.1-41 水質測定結果(健康項目 平成 23 年度)(1/2)

水域名	地点名	カドミウム		全シアン		鉛		六価クロム		砒素		総水銀	
		m/n	平均値	m/n	最高値	m/n	平均値	m/n	平均値	m/n	平均値	m/n	平均値
広瀬川	愛宕橋	0/4	<0.001	0/4	ND	0/4	<0.005	0/4	<0.02	0/4	<0.005	0/4	<0.0005
環境基準		0.003 mg/L 以下		検出されないこと。		0.01 mg/L 以下		0.05 mg/L 以下		0.01 mg/L 以下		0.0005 mg/L 以下	
水域名	地点名	アルキル水銀		PCB		ジクロロメタン		四塩化炭素		1,2-ジクロロエタン		1,1-ジクロロエチレン	
		m/n	平均値	m/n	平均値	m/n	平均値	m/n	平均値	m/n	平均値	m/n	平均値
広瀬川	愛宕橋	0/2	ND	0/2	ND	0/4	<0.002	0/4	<0.0002	0/4	<0.0004	0/4	<0.002
環境基準		検出されないこと。		検出されないこと。		0.02 mg/L 以下		0.002 mg/L 以下		0.004 mg/L 以下		0.1 mg/L 以下	
水域名	地点名	シス-1,2-ジクロロエチレン		1,1,1-トリクロロエタン		1,1,2-トリクロロエタン		トリクロロエチレン		テトラクロロエチレン		1,3-ジクロロプロペン	
		m/n	平均値	m/n	平均値	m/n	平均値	m/n	平均値	m/n	平均値	m/n	平均値
広瀬川	愛宕橋	0/4	<0.004	0/4	<0.0005	0/4	<0.0006	0/4	<0.002	0/4	<0.0005	0/4	<0.0002
環境基準		0.04 mg/L 以下		1 mg/L 以下		0.006 mg/L 以下		0.03 mg/L 以下		0.01 mg/L 以下		0.002 mg/L 以下	
水域名	地点名	チウラム		シマジン		チオベンカルブ		ベンゼン		セレン		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	
		m/n	平均値	m/n	平均値	m/n	平均値	m/n	平均値	m/n	平均値	m/n	平均値
広瀬川	愛宕橋	0/4	<0.0006	0/4	<0.0003	0/4	<0.001	0/4	<0.001	0/4	<0.002	0/12	0.30
梅田川	大田見橋	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0/12	0.27
	杉戸橋	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0/12	0.31
高野川	高野川最下流	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0/12	0.46
環境基準		0.006 mg/L 以下		0.003 mg/L 以下		0.02 mg/L 以下		0.01 mg/L 以下		0.01 mg/L 以下		10 mg/L 以下	

1:「m/n」とは、「環境基準を超えた検体数/総検体数」である。  
 2:「ND」とは、定量下限値未満を示し、定量下限値は次のとおり。  
 全シアン(0.1 mg/L)、アルキル水銀(0.0005 mg/L)、PCB(0.0005 mg/L)  
 出典:「公害関係資料集」(平成 23 年度測定結果)(仙台市環境局)

表 6.1-42 水質測定結果(健康項目 平成 23 年度)(2/2)

水域名	地点名	ふっ素		ほう素		1,4-ジオキシサン	
		m/n	平均値	m/n	平均値	m/n	平均値
広瀬川	愛宕橋	0/4	0.08	0/4	0.13	0/4	<0.005
環境基準		0.8 mg/L 以下		1 mg/L 以下		0.05 mg/L 以下	

1:「m/n」とは、「環境基準を超えた検体数/総検体数」である。  
 出典:「公害関係資料集」(平成 23 年度測定結果)(仙台市環境局)

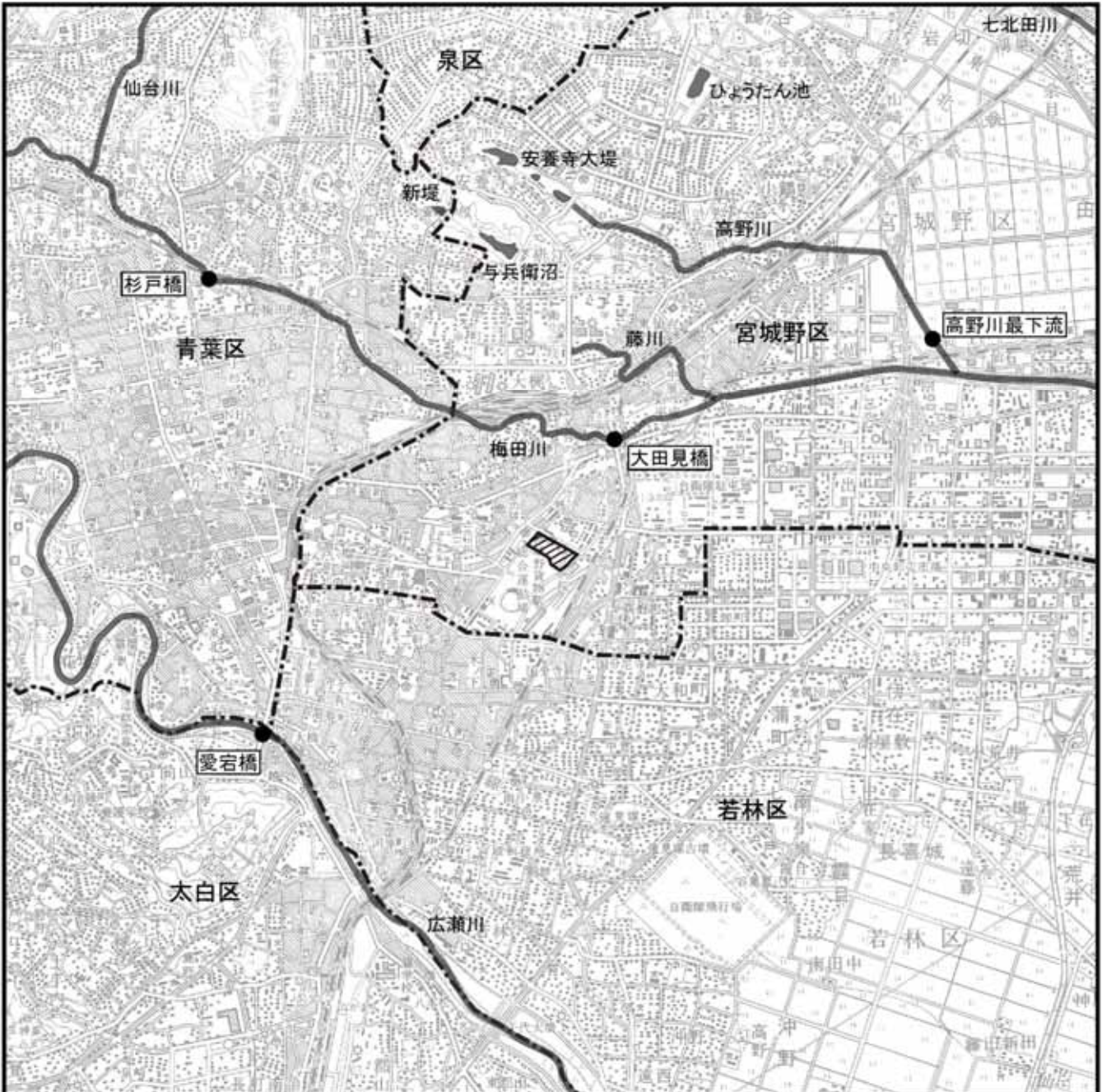
表 6.1-43 水質のダイオキシン類監視結果(平成 19 年度~23 年度)

(単位: pg-TEQ/L)





項目	年度	19	20	21	22	23
	ダイオキシン		0.071	0.040	0.059	0.048
環境基準		1 以下				

1 調査日:平成 19 年 9 月 4 日~5 日, 21 日, 12 月 12 日~14 日,平成 20 年 9 月 9 日~11 日  
 平成 20 年 11 月 26 日~12 月 1 日,平成 21 年 9 月 29 日~10 月 1 日, 11 月 25 日~11 月 27 日  
 平成 22 年 10 月 26 日~28 日

出典:「公害関係資料集」(平成 23 年度測定結果)(仙台市環境局)

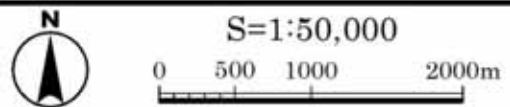


凡例

-  : 対象事業計画地
-  : 区境界線
-  : 河川および湖沼
-  : 水質調査地点

出典:「公害関係資料集」(平成23年度測定結果)(仙台市環境局)

図 6.1-12 水質調査地点



発生源の状況

図 2-1 に示す関係地域範囲内での水質汚濁防止法による特定施設は表 6.1-44 及び図 6.1-13 のとおりであり、「自動式車両洗淨施設」が最も多くなっている。

関係地域範囲内での下水道法に基づく特定事業場は表 6.1-45 及び図 6.1-14 のとおりであり「自動式車両洗淨施設」が最も多く、次いで「洗濯業の用に供する洗淨施設」となっている。

関係地域範囲内での宮城県公害防止条例の水質特定施設として表 6.1-46 及び図 6.1-15 のとおり「ガソリンスタンド営業又は自動車整備業の用に供する洗淨施設」が 3 事業所ある。

表 6.1-44 水質汚濁防止法による特定施設

No.	施設名称	施設数
4(イ)(ロ)(ハ)	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ.原料処理施設 ロ.洗淨施設 ハ.圧搾施設	1
64の2	水道施設(水道法第3条第8項に規定するものをいう。)、工業用水道施設(工業用水道事業法第2条第6項に規定するものをいう。 )又は、自家用工業用水道(同法第21条第1項に規定するものをいう。 )の施設のうち、浄水施設であって、次に掲げるもの(これらの浄水能力が1日当たり1万立方メートル未満の事業場に係るものを除く。) イ.沈でん施設 ロ.ろ過施設	1
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	1
66の4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設(総床面積が360平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)	1
67	洗たく業の用に供する洗淨施設	2
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗淨施設	4
70の2	自動車分解整備事業(道路運送車両法第77条に規定するものをいう。以下同じ。 )の用に供する洗車施設(屋内作業場の総面積が800平方メートル未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。)	1
71	自動式車両洗淨施設	11
71の2	科学技術(人文科学のみに係るものを除く。 )に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるもの( )に設置されるそれらの業務の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ.洗淨施設 ロ.焼入れ施設 環境省令で定める事業場は次に掲げる事業場とする。 1 国又は地方公共団体の試験研究機関(人文科学のみに係るものを除く。 ) 2 大学及びその附属試験研究機関(人文科学のみに係るものを除く。 ) 3 学術研究(人文科学のみに係るものを除く。 )又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所(前2号に該当するものを除く。 ) 4 農業、水産又は工業に関する学科を含む専門教育を行う高等学校、専修学校、各種学校、高等専門学校、職員訓練施設又は職業訓練施設 5 保健所 6 検疫所 7 動物検疫所 8 植物検疫所 9 家畜保健衛生所 10 検査業に属する事業場 11 商品検査業に属する事業場 12 臨床検査業に属する事業場 13 犯罪鑑識施設	1
71の2(イ)	科学技術(人文科学のみに係るものを除く。 )に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるもの( )に設置されるそれらの業務の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ.洗淨施設 環境省令で定める事業場は次に掲げる事業場とする。 1 国又は地方公共団体の試験研究機関(人文科学のみに係るものを除く。 ) 2 大学及びその附属試験研究機関(人文科学のみに係るものを除く。 ) 3 学術研究(人文科学のみに係るものを除く。 )又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所(前2号に該当するものを除く。 ) 4 農業、水産又は工業に関する学科を含む専門教育を行う高等学校、専修学校、各種学校、高等専門学校、職員訓練施設又は職業訓練施設 5 保健所 6 検疫所 7 動物検疫所 8 植物検疫所 9 家畜保健衛生所 10 検査業に属する事業場 11 商品検査業に属する事業場 12 臨床検査業に属する事業場 13 犯罪鑑識施設	4
72	し尿処理施設(建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下のし尿浄化槽を除く。)	1
計		28

出典：水質汚濁防止法に基づく特定施設届出一覧(平成25年3月31日現在)

表 6.1-45 下水道法に基づく特定施設

No.	施設名称	施設数
4(イ)(ロ)(ハ)	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業((イ)原料処理施設・(ロ)洗浄施設・(ハ)压榨施設)	2
5(イ)(ロ)(ハ)(ヘ)	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業((イ)原料処理施設・(ロ)洗浄施設・(ハ)湯煮施設・(ヘ)ろ過施設)	1
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう	1
10(ロ)	飲料製造業((ロ)洗浄施設(洗びん施設を含む))	1
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	1
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	3
64の2(イ)	水道施設(水道法(昭和32年法律第177号)第3条第8項に規定するものをいう。)、工業用水道施設(工業用水道事業法(昭和33年法律第84号)第2条第6項に規定するものをいう。))又は、自家用工業用水道(同法第21条第1項に規定するものをいう。))の施設のうち、浄水施設(浄水能力が10,000 m <sup>3</sup> /日以上)であって、次に掲げるもの(イ)沈でん施設)	1
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	1
66の5	総床面積が360 m <sup>2</sup> 以上の弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	3
66の6	総床面積が420 m <sup>2</sup> 以上の飲食店(66の7及び66の8 <sup>(1)</sup> に掲げるものを除く)に設置されるちゅう房施設	4
66の7	総床面積が630 m <sup>2</sup> 以上のそば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店(66の8 <sup>(1)</sup> に掲げるものを除く)に設置されるちゅう房施設	1
67	洗たく業の用に供する洗浄施設	12
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	3
68の2(イ)(ロ)(ハ)	病院(医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定するものをいう)で病床数が300以上であるもの((イ)ちゅう房施設・(ロ)洗浄施設・(ハ)入浴施設)	1
70の2	自動車分解整備事業(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第77条に規定するものをいう。))の用に供する洗車施設(屋内作業場の総面積が800 m <sup>2</sup> 未満のもの及び71に掲げるものを除く。)	1
71	自動式車両洗浄施設	15
71の2	科学技術(人文科学のみに係るものを除く)に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う以下の1~13の事業場に設置されるそれらの業務の用に供する施設であって、次に掲げるもの((イ)洗浄施設・(ロ)焼入れ施設) 1. 国又は地方公共団体の試験研究機関(人文科学のみに係るものを除く) 2. 大学及びその附属試験研究機関(人文科学のみに係るものを除く) 3. 学術研究(人文科学のみに係るものを除く)又は製品の製造若しくは技術の改良、考案、若しくは発明に係る試験研究を行う研究所(1・2に該当するものを除く) 4. 農業・水産又は工業に関する学科を含む専門教育を行う高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校、職員訓練施設又は職業訓練施設 5. 保健所 6. 検疫所 7. 動物検疫所 8. 植物検疫所 9. 家畜保健衛生所 10. 検査業に属する事業場 11. 商品検査業に属する事業場 12. 臨床検査業に属する事業場 13. 犯罪鑑識施設	1
71の2(イ)	科学技術(人文科学のみに係るものを除く)に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う以下の1~13の事業場に設置されるそれらの業務の用に供する施設であって、次に掲げるもの((イ)洗浄施設) 1. 国又は地方公共団体の試験研究機関(人文科学のみに係るものを除く) 2. 大学及びその附属試験研究機関(人文科学のみに係るものを除く) 3. 学術研究(人文科学のみに係るものを除く)又は製品の製造若しくは技術の改良、考案、若しくは発明に係る試験研究を行う研究所(1・2に該当するものを除く) 4. 農業・水産又は工業に関する学科を含む専門教育を行う高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校、職員訓練施設又は職業訓練施設 5. 保健所 6. 検疫所 7. 動物検疫所 8. 植物検疫所 9. 家畜保健衛生所 10. 検査業に属する事業場 11. 商品検査業に属する事業場 12. 臨床検査業に属する事業場 13. 犯罪鑑識施設	5
72	し尿処理施設 (建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下のし尿浄化槽を除く。)	1
計		58

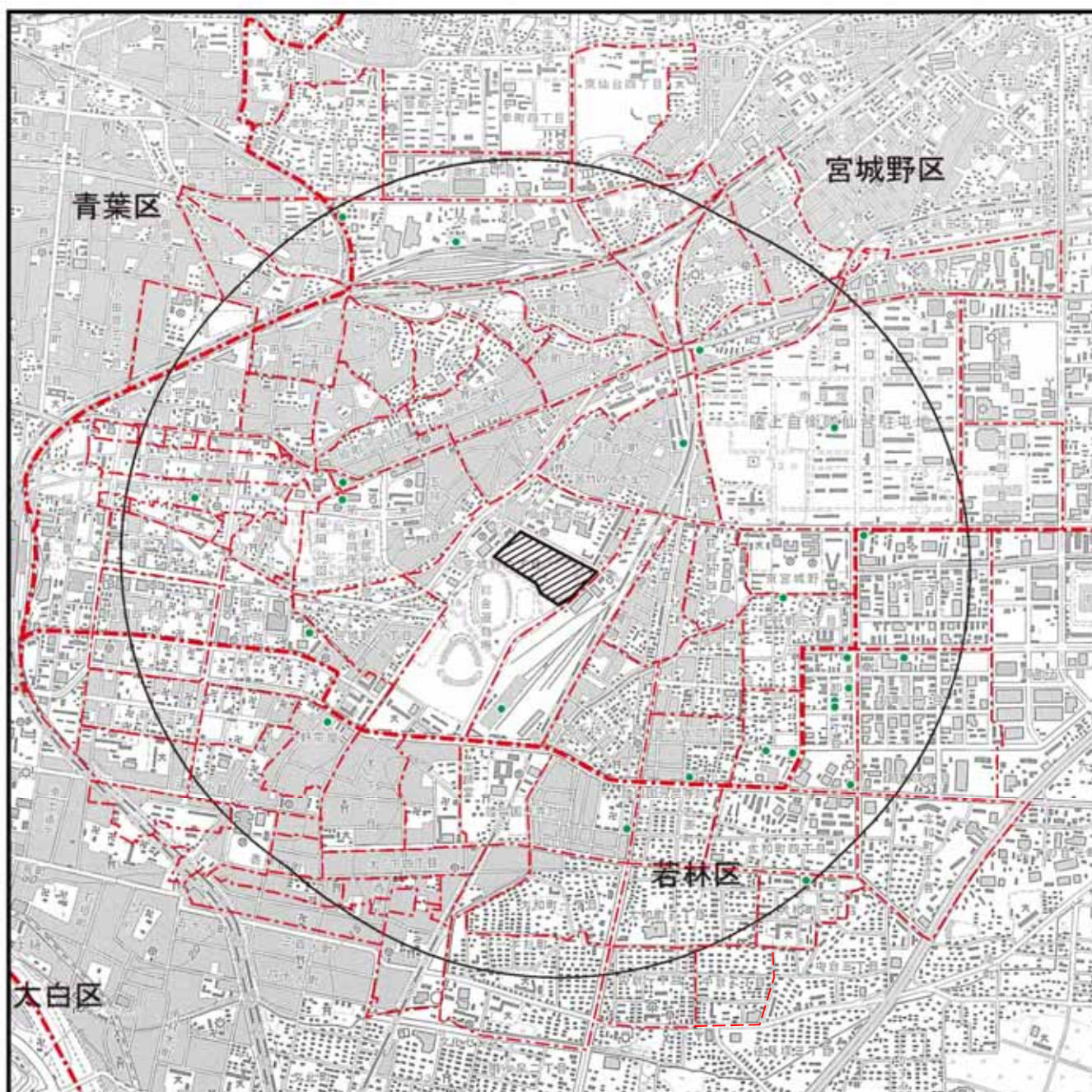
(1) 66の8: 総床面積が1,500 m<sup>2</sup>以上の料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設

出典: 下水道法に基づく特定施設届出一覧(平成25年3月31日現在)






表 6.1-46 宮城県公害防止条例水質特定施設

特定施設の種別	事業場数
ガソリンスタンド営業又は自動車整備業の用に供する洗浄施設	3

仙台市環境局への公文書開示請求（平成 25 年 3 月 31 日）



凡例

-  : 対象事業計画地
-  : 関係地域の範囲(対象事業計画地から1500mの範囲)
-  : 区境界
-  : 町丁目界
-  : 水質汚濁防止法に基づく特定施設

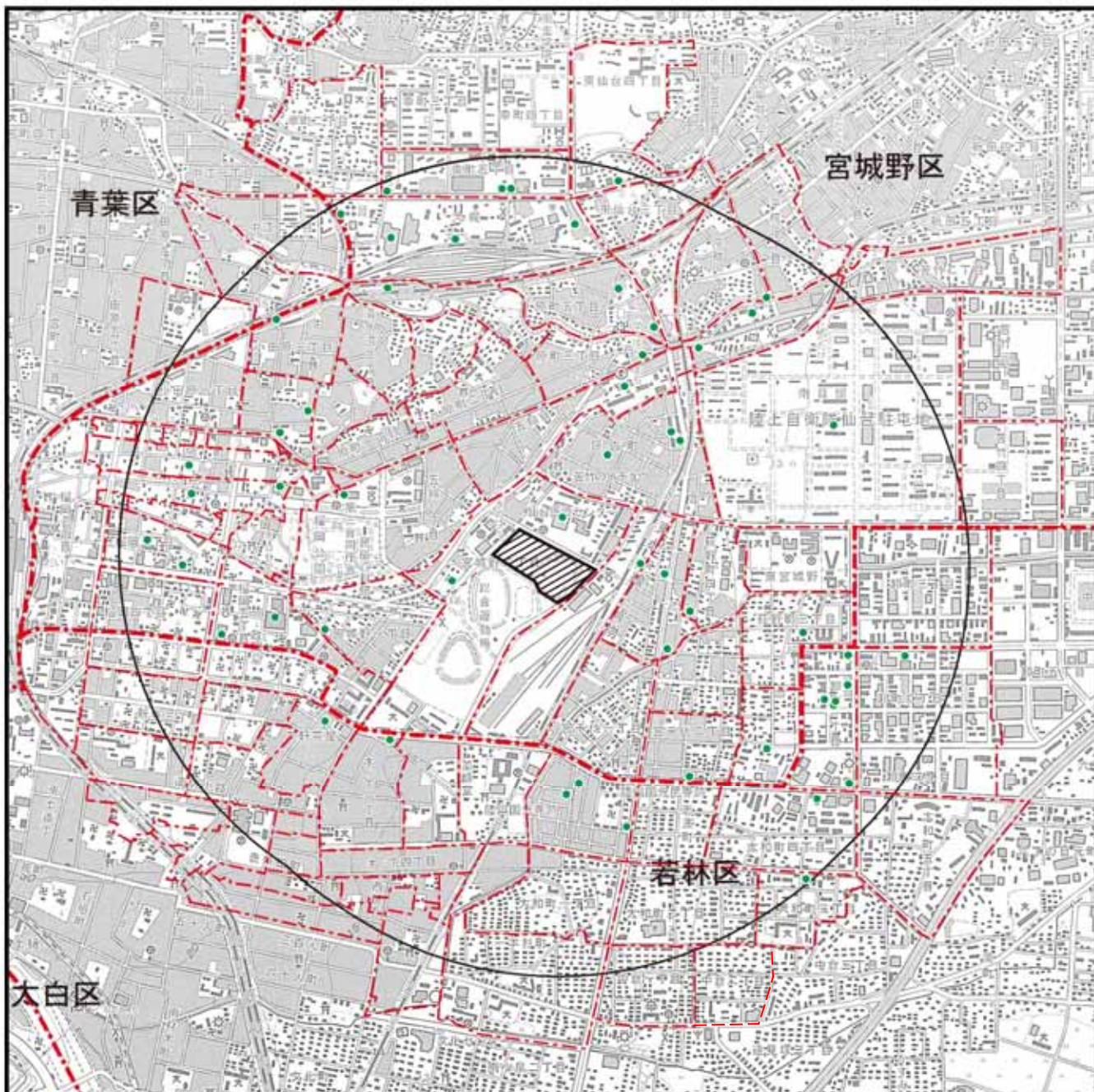
出典：「水質汚濁防止法に基づく特定施設届出一覧」（平成25年3月31日）

図 6.1-13 水質汚濁防止法に基づく特定施設








S=1:25,000  
0 250 500 1000m





凡 例

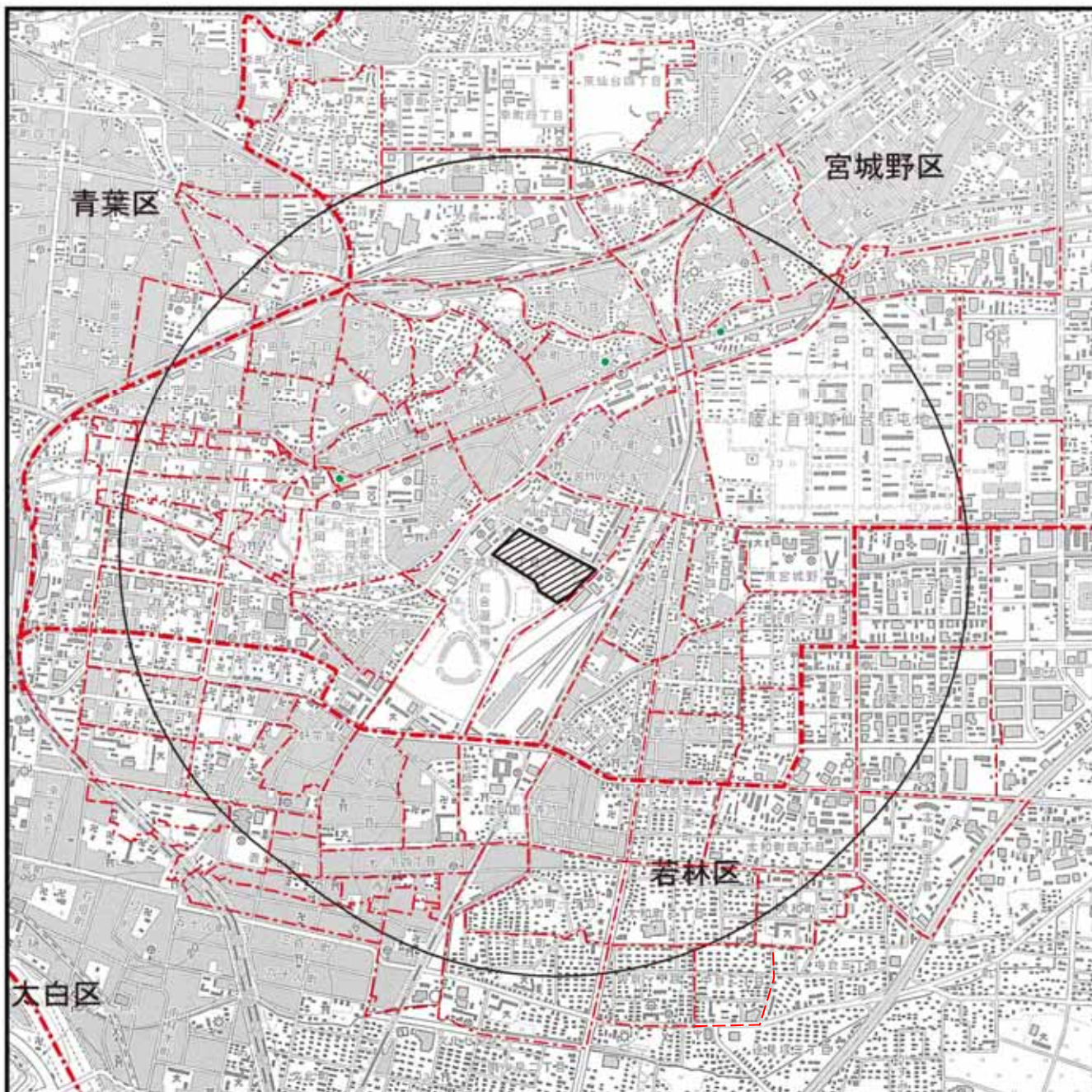
-  : 対象事業計画地
-  : 関係地域の範囲(対象事業計画地から1500mの範囲)
-  : 区境界
-  : 町丁目界
-  : 下水道法に基づく特定施設

出典：「下水道法に基づく特定施設届出一覧」（平成25年3月31日）






図 6.1-14 下水道法に基づく特定施設



S=1:25,000  
0 250 500 1000m

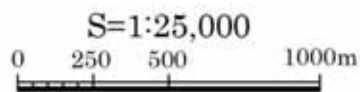


凡例

-  : 対象事業計画地
-  : 関係地域の範囲(対象事業計画地から1500mの範囲)
-  : 区境界
-  : 町丁目界
-  : 県条例水質特定施設

出典：「仙台市環境局への公文書開示請求」（平成25年3月31日）

図 6.1-15 宮城県公害防止条例の水質特定施設



## 水質に係る苦情の状況

仙台市における過去5年間の水質に係る苦情件数の経年変化は、表 6.1-47 に示すとおりである。苦情件数は1件～7件の間で推移しており、平成23年度は過去5年間のうち最小の1件である。

表 6.1-47 水質に係る苦情件数の経年変化(平成19年度～平成23年度)

項目 \ 年度	19	20	21	22	23
水質	6	6	3	7	1

出典：「公害関係資料集」(平成23年度測定結果)(仙台市環境局)

## (2) 底質

### ア 底質の状況

調査範囲では、広瀬川(愛宕橋)で底質のダイオキシン類監視調査が実施されている。なお、その他の調査は本調査範囲内では実施されていない。

広瀬川(愛宕橋)におけるダイオキシン類監視結果は、表 6.1-48 のとおりであり、平成19年度～平成23年度のいずれも環境基準を満たしている。

表 6.1-48 底質のダイオキシン類監視結果(平成19年度～23年度)

単位：pg-TEQ/g

項目 \ 年度	19	20	21	22	23
ダイオキシン	0.64	0.59	0.85	0.49	4.8
環境基準	150				

1 調査日：平成19年9月4日～5日、9月21日、平成20年9月9日～11日、平成21年9月29日～10月1日、平成22年10月26日～28日、平成23年11月28日～29日

出典：「公害関係資料集」(平成23年度測定結果)(仙台市環境局)

### 底質汚染の発生源の状況

図 5.2-1 に示す関係地域範囲内では、水質汚濁防止法・下水道法による届出が出されている特定施設であって、土壌汚染対策法により指定された有害物質を使用している施設は12件把握されている。

### (3) 地下水汚染

#### ア 地下水汚染の状況

##### 地下水質の状況

調査範囲では、平成 23 年度に若林区の 1 地域で地下水質調査(概況調査・要監視項目調査)、青葉区、宮城野区、若林区、太白区、泉区の 14 地域で地下水質調査(概況調査)が、青葉区、宮城野区、若林区の 11 地域で地下水質調査(継続監視調査)が実施されている。地下水質調査結果は、表 6.1-49～表 6.1-54 に、調査地域は図 6.1-16 に示すとおりである。

平成 23 年度における概況調査・要監視項目調査では、環境基準及び要監視項目の指針値を超過している地区はない。

平成 23 年度における概況調査では、環境基準を超過している地区はない。

平成 23 年度における継続監視調査では、若林区 A(第三次メッシュコード 5740-27-62)でテトラクロロエチレンが環境基準を超過している。また、若林区(第三次メッシュコード 5740-27-76 及び 5740-27-86)で砒素が環境基準を超過している。

なお、平成 23 年度に調査範囲内でダイオキシン類の調査は実施されていない。

表 6.1-49 地下水質調査結果(概況調査・要監視項目調査)(1/2)

単位：mg/L

調査項目	地区	若林区
	第三次メッシュコード	5740-27-66
	調査日	H23.12.19
	環境基準	
水温	-	12.0
pH	-	7.3
カドミウム	0.003	<0.0003
全シアン	検出されないこと	ND
鉛	0.01	<0.005
六価クロム	0.05	<0.02
砒素	0.01	<0.005
総水銀	0.0005	<0.0005
アルキル水銀	検出されないこと	ND
PCB	検出されないこと	ND
ジクロロメタン	0.02	<0.002
四塩化炭素	0.002	<0.0002
塩化ビニルモノマー	0.002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン	0.004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン	0.1	<0.002
1,2-ジクロロエチレン	0.04	<0.004
1,1,1-トリクロロエタン	1	<0.0005
1,1,2-トリクロロエタン	0.006	<0.0006
トリクロロエチレン	0.03	<0.002
テトラクロロエチレン	0.01	<0.0005
1,3-ジクロロプロペン	0.002	<0.0002
チウラム	0.006	<0.0006
シマジン	0.003	<0.0003
チオベンカルブ	0.02	<0.002
ベンゼン	0.01	<0.001
セレン	0.01	<0.002
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10	1.6
ふっ素	0.8	<0.08
ほう素	1	0.04
1,4-ジオキサン	0.05	<0.005

：単位は、水温( )，pH(-)，その他の調査項目は(mg/L)  
 出典：「公害関係資料集」(平成 23 年度測定結果)(仙台市環境局)

表 6.1-50 地下水質調査結果(概況調査・要監視項目調査)(2/2)

単位：mg/L

調査項目	地区	若林区
	第三次メッシュコード	5740-27-66
	調査日 指針値	H23.12.19
クロロホルム	0.06	<0.006
1, 2-ジクロロプロパン	0.06	<0.006
p -ジクロロベンゼン	0.2	<0.02
イソキサチオン	0.008	<0.0008
ダイアジノン	0.005	<0.0005
フェニトロチオン (MEP)	0.003	<0.0003
イソプロチオラン	0.04	<0.004
オキシ銅 (有機銅)	0.04	<0.004
クロロタロニル (TPN)	0.05	<0.005
プロピザミド	0.008	<0.0008
EPN	0.006	<0.001
ジクロロボス (DDVP)	0.008	<0.0008
フェノブカルブ (BPMC)	0.03	<0.003
イプロベンホス (IBP)	0.008	<0.0008
クロルニトロフェン (CNP)	-	<0.0001
トルエン	0.6	<0.06
キシレン	0.4	<0.04
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06	<0.006
ニッケル	-	<0.001
モリブデン	0.07	<0.007
アンチモン	0.02	<0.002
エピクロロヒドリン	0.0004	<0.00004
全マンガン	0.2	0.19
ウラン	0.002	<0.0002

：単位は、水温( )、pH(-)、その他の調査項目は(mg/L)  
 出典：「公害関係資料集」(平成 23 年度測定結果) (仙台市環境局)

表 6.1-51 地下水質調査結果(概況調査)(1/3)

単位：mg/L

調査項目	地区	青葉区	青葉区	青葉区	青葉区	青葉区
	第三次メッシュコード	5740-36-08	5740-36-28	5740-36-48	5740-36-49	5740-37-41
	調査日 環境基準	H24.1.24	H24.1.16	H24.1.20	H23.12.20	H24.1.19
水温	-	9.2	14.5	10.6	12.1	13.0
pH	-	6.6	6.6	9.2	6.7	7.2
カドミウム	0.003	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0003	<0.001
全シアン	検出されないこと	ND	ND	ND	ND	ND
鉛	0.01	<0.005	<0.005	0.005	<0.005	<0.005
六価クロム	0.05	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
砒素	0.01	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
総水銀	0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
アルキル水銀	検出されないこと	ND	ND	ND	ND	ND
PCB	検出されないこと	ND	ND	ND	ND	ND
ジクロロメタン	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
四塩化炭素	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
塩化ビニルモノマー	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン	0.004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン	0.1	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
1,2-ジクロロエチレン	0.04	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
1,1,1-トリクロロエタン	1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
1,1,2-トリクロロエタン	0.006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン	0.03	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
テトラクロロエチレン	0.01	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
1,3-ジクロロプロペン	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
チウラム	0.006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
シマジン	0.003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ	0.02	<0.001	<0.001	<0.001	<0.002	<0.001
ベンゼン	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
セレン	0.01	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10	2.7	1.4	1.9	5.4	1.9
ふっ素	0.8	<0.08	0.08	<0.08	<0.08	<0.08
ほう素	1	0.02	0.02	<0.01	0.04	0.01
1,4-ジオキサン	0.05	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005

：単位は、水温( )、pH(-)、その他の調査項目は(mg/L)  
 出典：「公害関係資料集」(平成 23 年度測定結果)(仙台市環境局)

表 6.1-52 地下水質調査結果(概況調査)(2/3)

単位：mg/L

調査項目	地区	宮城野区	宮城野区	若林区	若林区	若林区
	第三次メッシュコード	5740-37-44	5740-37-54	5740-27-72	5740-27-81	5740-27-94
	調査日 環境基準	H24.1.19	H24.1.18	H23.12.21	H24.1.24	H24.1.12
水温	-	13.3	11.0	15.0	14.6	13.0
pH	-	6.3	6.6	6.7	6.5	6.9
カドミウム	0.003	<0.001	<0.001	<0.0003	<0.001	<0.001
全シアン	検出されないこと	ND	ND	ND	ND	ND
鉛	0.01	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
六価クロム	0.05	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
砒素	0.01	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
総水銀	0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
アルキル水銀	検出されないこと	ND	ND	ND	ND	ND
PCB	検出されないこと	ND	ND	ND	ND	ND
ジクロロメタン	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
四塩化炭素	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
塩化ビニルモノマー	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン	0.004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン	0.1	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
1,2-ジクロロエチレン	0.04	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
1,1,1-トリクロロエタン	1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
1,1,2-トリクロロエタン	0.006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン	0.03	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
テトラクロロエチレン	0.01	<0.0005	<0.0005	0.0028	<0.0005	<0.0005
1,3-ジクロロプロペン	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
チウラム	0.006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
シマジン	0.003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ	0.02	<0.001	<0.001	<0.002	<0.001	<0.001
ベンゼン	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
セレン	0.01	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10	0.27	3.6	5.0	3.3	0.52
ふっ素	0.8	0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08
ほう素	1	0.01	0.01	0.08	0.08	0.02
1,4-ジオキサン	0.05	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005

：単位は、水温( )，pH(-)，その他の調査項目は(mg/L)

出典：「公害関係資料集」(平成 23 年度測定結果)(仙台市環境局)



表 6.1-53 地下水質調査結果(概況調査)(3/3)

単位：mg/L

調査項目	地区	太白区	太白区	太白区	泉区
	第三次メッシュコード	5740-26-78	5740-26-89	5740-27-62	5740-37-53
	調査日	H24.1.16	H24.1.25	H23.12.21	H24.1.19
	環境基準				
水温	-	13.3	15.9	16.0	10.2
pH	-	6.0	6.6	6.9	7.7
カドミウム	0.003	<0.001	<0.001	<0.0003	<0.001
全シアン	検出されないこと	ND	ND	ND	ND
鉛	0.01	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
六価クロム	0.05	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
砒素	0.01	<0.005	<0.005	<0.005	0.005
総水銀	0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
アルキル水銀	検出されないこと	ND	ND	ND	ND
PCB	検出されないこと	ND	ND	ND	ND
ジクロロメタン	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
四塩化炭素	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
塩化ビニルモノマー	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン	0.004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン	0.1	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
1,2-ジクロロエチレン	0.04	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
1,1,1-トリクロロエタン	1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
1,1,2-トリクロロエタン	0.006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン	0.03	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
テトラクロロエチレン	0.01	<0.0005	<0.0005	0.0007	<0.0005
1,3-ジクロロプロペン	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
チウラム	0.006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
シマジン	0.003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ	0.02	<0.001	<0.001	<0.002	<0.001
ベンゼン	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
セレン	0.01	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10	3.5	5.3	2.8	0.10
ふっ素	0.8	<0.08	<0.08	<0.08	0.08
ほう素	1	<0.01	<0.01	0.09	0.01
1,4-ジオキサン	0.05	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005

：単位は、水温( )，pH(-)，その他の調査項目は(mg/L)  
 出典：「公害関係資料集」(平成 23 年度測定結果)(仙台市環境局)

表 6.1-54 地下水質調査結果(継続監視調査)

単位：mg/L

調査項目	地区	青葉区	宮城野区	若林区 A	若林区 B
	第三次メッシュコード	5740-36-19	5740-37-24	5740-27-62	5740-27-62
	調査日 環境基準	H24.3.6	H24.3.6	H24.3.6	H24.3.6
水温	-	11.5	12.5	13.0	12.2
pH	-	6.6	6.6	6.6	6.7
1,1-ジクロロエチレン	0.1	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
1,1,1-トリクロロエタン	1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
トリクロロエチレン	0.03	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
テトラクロロエチレン	0.01	0.0048	0.0028	0.028	0.0016
1,4-ジオキサン	0.05	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
塩化ビニルモノマー	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエチレン	0.04	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004

調査項目	地区	青葉区	宮城野区	宮城野区
	第三次メッシュコード	5740-36-18	5740-37-32	5740-37-46
	調査日 環境基準	H24.3.13	H24.3.14	H24.3.14
水温	-	10.2	10.1	7.3
pH	-	6.4	7.2	6.9
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10	10	1.0	10
亜硝酸性窒素	-	<0.005	0.007	0.008
アンモニア性窒素	-	<0.05	<0.05	<0.05

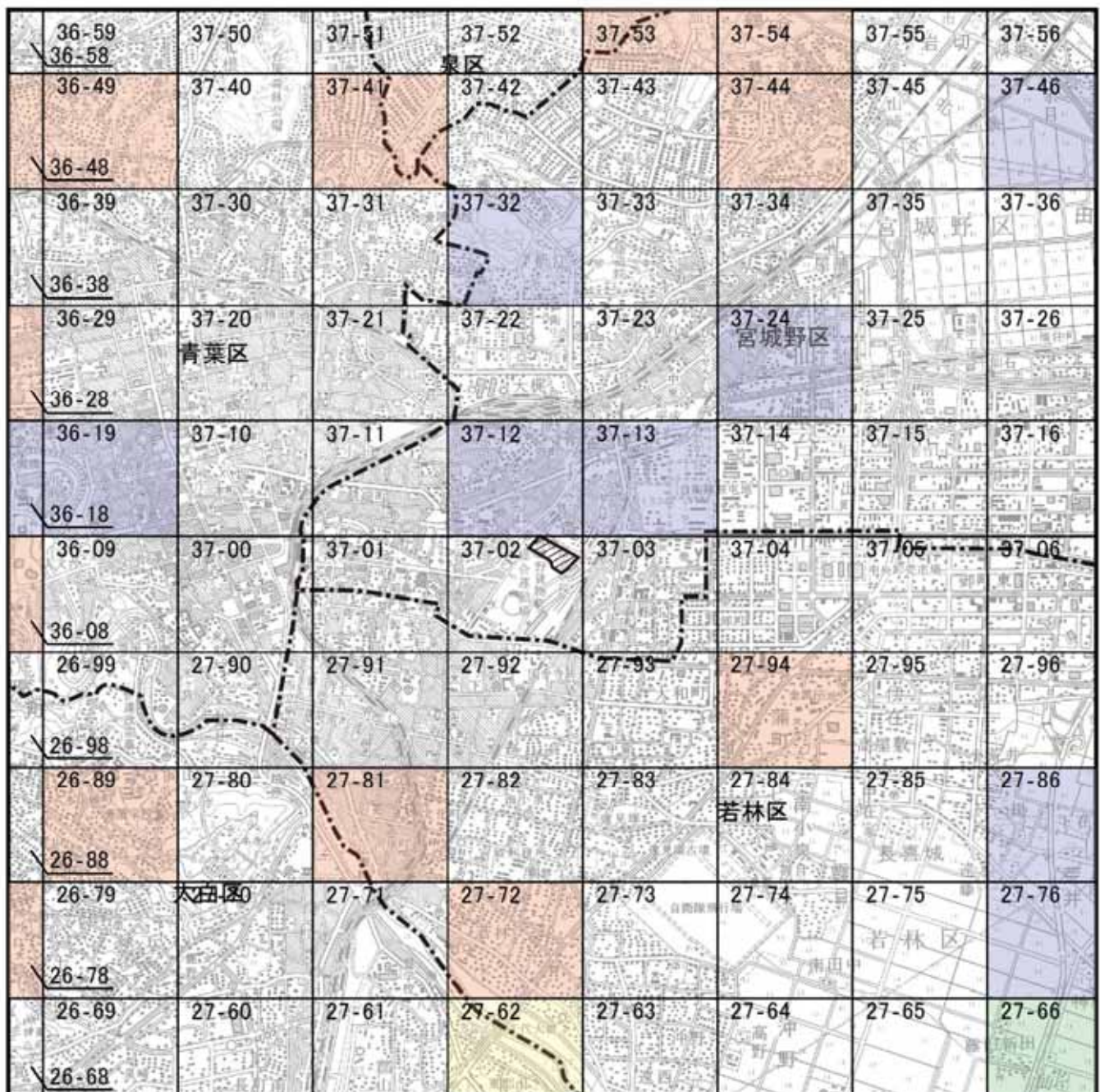
調査項目	地区	宮城野区	宮城野区
	第三次メッシュコード	5740-37-12	5740-37-13
	調査日 環境基準	H24.3.6	H24.3.6
水温	-	13.2	14.8
pH	-	6.3	6.4
六価クロム	0.05	0.02	<0.02
総クロム	-	0.021	0.014

調査項目	地区	若林区	若林区
	第三次メッシュコード	5740-27-76	5740-27-86
	調査日 環境基準	H24.3.14	H24.3.14
水温	-	13.7	12.7
pH	-	7.7	8.2
砒素	0.01	0.023	0.031







：単位は、水温( )，pH( - )，その他の調査項目は(mg/L)  
 出典：「公害関係資料集」(平成 23 年度測定結果) ( 仙台市環境局 )

#### 発生源の状況

図 5.2-1 に示す関係地域範囲内における、水質汚濁防止法による特定施設は表 6.1-44 に示すとおりであり、「自動式車両洗淨施設」が最も多くなっている。



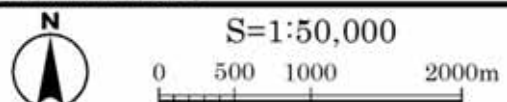
凡例

-  : 対象事業計画地
-  : 区境界線
-  : 概況調査・要監視項目調査地点
-  : 概況調査地点
-  : 継続監視調査地点
-  : 概況調査地点及び継続監視調査地点

出典:「公害関係資料集」(平成23年度測定結果)(仙台市環境局)

※各メッシュ内の番号はメッシュコードを表すが、1次メッシュ番号(5740)は省略した。

図 6.1-16 地下水質調査地点



#### (4) 水象

##### ア 水象の状況

###### 河川・湖沼等の概要

調査範囲の水象の状況は、表 6.1-55、表 6.1-56、及び図 6.1-17 に示すとおりである。

計画地の北側には二級河川七北田川水系の河川（七北田川・梅田川・高野川・藤川・仙台川）が流れている。一方、南側には一級河川名取川水系の広瀬川が流れている。

また、調査範囲内の湖沼は表 6.1-56 に示すとおりであり、湧水地点は表 6.1-57 及び、図 6.1-17 に示すとおりである。

表 6.1-55 調査範囲の主な河川

No.	種別	水系	河川名	管理者	総延長(m)	仙台市域分(m)
1	1級河川	1級河川 名取川水系	広瀬川	大臣	3,900	3,900
				知事	36,135	36,135
				計	40,035	40,035
2	2級河川 七北田川水系	七北田川水系	七北田川	知事	40,899	40,899
3			梅田川	知事	11,315	11,315
				市長	1,720	1,720
				計	13,035	13,035
4			高野川	知事	3,900	3,900
5			藤川	知事	1,500	1,500
6	仙台川	知事	4,300	4,300		

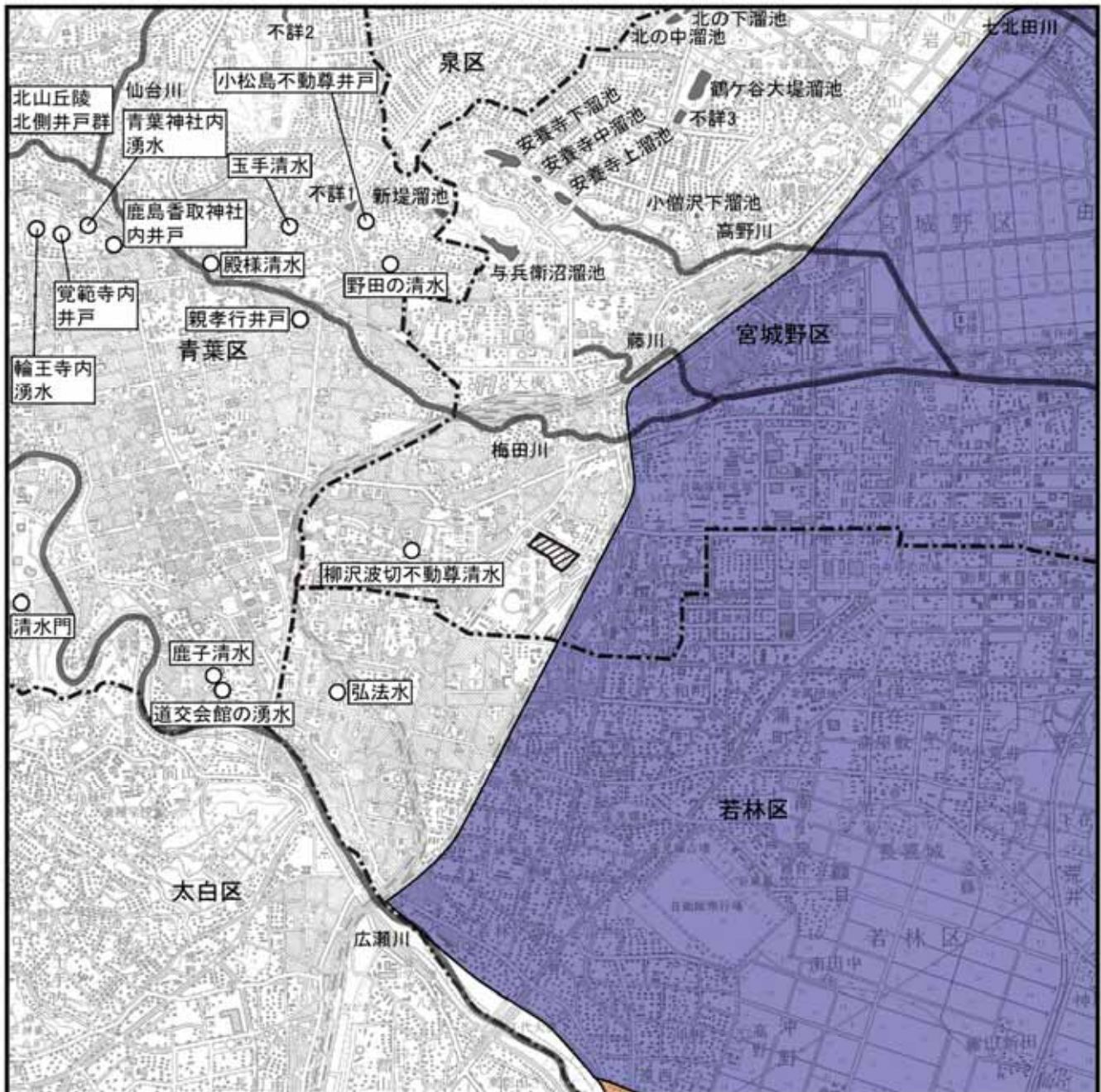
出典：「仙台の河川」(仙台市 HP)

表 6.1-56 調査範囲の主な湖沼

No.	名称	所在地
1	新堤溜池	宮城県仙台市青葉区小松島新堤 25-1
2	安養寺上溜池	宮城県仙台市宮城野区安養寺二丁目 4-1
3	安養寺中溜池	宮城県仙台市宮城野区安養寺二丁目 7-1
4	安養寺下溜池	宮城県仙台市宮城野区安養寺二丁目 13
5	与兵衛沼溜池	宮城県仙台市宮城野区蟹沢 15
6	北の下溜池	宮城県仙台市宮城野区鶴ヶ谷北二丁目 1-1
7	北の中溜池	宮城県仙台市宮城野区鶴ヶ谷北二丁目 5
8	小憎沢下溜池	-
9	鶴ヶ谷大堤溜池	-
10	不詳 1	-
11	不詳 2	-
12	不詳 3	-

：「-」は出典に所在地の記載なし

出典：「平成 21 年度仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」(平成 22 年 3 月 仙台市)



凡 例

- : 対象事業計画地
- : 宮城県公害防止条例に基づく地下水採取規制地域及び工業用水法に基づく指定地域
- : 区境界線
- : 工業用水法に基づく指定地域
- : 河川および湖沼
- : 湧水地点(現存)

出典:1.「湧水保全ポータルサイト」:<http://www.env.go.jp/water/yusui/>(環境省)  
 2.「平成21年度仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」(平成22年3月 仙台市)  
 3.「宮城県公害防止条例」(昭和46年 宮城県条例第12号)  
 4.「工業用水法」(昭和31年6月 法律第146号)

図 6.1-17 調査範囲の水象の状況

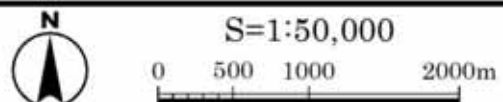


表 6.1-57 調査範囲における湧水地点

No.	名称	所在地	現状	概要
1	鹿子清水	青葉区米ヶ袋2丁目	現存 水量減	仙台三清水に挙げられていた。民家宅地内にあり、池の水として利用されていたが、水量が減り、利用されなくなった。
2	野田の清水	青葉区高松2丁目	現存	万寿寺境内に保存されている。伊達家のせん茶用として使用されていたとされる。30年前までは、飲料水や生活用水として使用されていた。
3	小松島不動尊井戸	青葉区小松島4丁目	現存	小松島不動尊内に現存。近年、水位が低下してきたため、モーターで汲み上げている。
4	弘法水	若林区東九番町	現存	皎林寺境内に保存されている。現在も煮沸して飲用している他、生活用水や墓園用水として使用している。
5	玉手清水	青葉区台原7丁目	現存	民家宅地内にあり、煮沸しなければ飲用不可だが、コンクリートの蓋を付けて永久保存を図るとともに、家庭用水として使用されている。
6	殿様清水	青葉区台原緑地公園内	現存	殿様の茶の湯に使うため、城から汲みに来ていたと言われる。仙台市が台原緑地公園を整備したときに、集水樹を設けて湧水を保護した。
7	親孝行井戸	青葉区宮町5丁目	現存	バス停側のビルの一角にあり、水神様の祠と地藏尊を建てられ保存されている。ビルの冷房及び雑用水などに利用されている。
8	柳沢波切不動尊清水	宮城野区榴ヶ岡	現存	かつては眼病に効くと参詣者が多かった。柳沢波切不動尊内にあり、石室の中に井戸として保存されている。
9	鹿島香取神社内井戸	青葉区青葉町	現存	かつては参道石段の両側に井戸があったが、現在は民家の中に保存されており、飲用以外の水に利用されている。周辺地域には他にも湧水が多く見られる。
10	青葉神社内湧水	青葉区青葉町	現存 未使用	かつては参道石段の脇を小川のように流れていた。現在は古井戸があるが、使われていない。付近には、湧水によると思われる池がある。
11	覚範寺内井戸	青葉区北山1丁目	現存	覚範寺内に木製の井戸枠で保存されており、ポンプにより汲み上げられ、墓地用水として利用されている。
12	輪王寺内湧水	青葉区北山1丁目	現存	輪王寺墓園内に湧く。周辺地域には他にも湧水が多く見られる。
13	北山丘陵北側井戸群	青葉区荒巻神明町他	多数現存	周辺の寺などに多数の井戸が現存している。
14	道交会館の湧水	青葉区土樋1丁目	現存	道交会館の庭の崖から湧出しており、池を形成している。周辺にも湧水が現存する。
15	清水門	仙台市博物館裏	現存	仙台市博物館の裏手にあるこけむした石垣は、仙臺城、三の丸への入り口のひとつ、清水門の名残り。このわきには、仙臺藩御用酒づくりに使われた清水が今も湧いている。

出典：「平成15年度 自然環境に関する基礎調査業務報告書」(平成16年2月 仙台市)

### 地下水・湧水の概要

仙台市では、「宮城県公害防止条例」及び「工業用水法」に基づき地下水採水規制を行っており、新增設井戸の届出、地下水採取量の記録、報告の義務付けを行うとともに、知事による地下水採水量の削減と水源の転換の勧告を行っている。「宮城県公害防止条例」に基づく地下水採水規制地域及び「工業用水法」に基づく指定地域は、図 6.1-17 に示すとおりであり、計画地は対象範囲外である。

「仙台市水環境プラン～都市を支える水循環の健全化をめざして～」(平成 11 年 3 月 仙台市)によると、計画地の位置する市街地中心部の主な地下水は、広瀬川により形成された厚さ数 m の砂礫層中に存在する浅層地下水とされている。1970 年代後半に比べて、都市化による舗装面の増加や緑地の減少、ビルの林立等地下建造物の建設等の影響から、地下水の水位低下が顕著な地域がみられ、現在の低水位期における調査範囲の地下水位は地表下約 4m とされている。

また、調査範囲の湧水の位置は、表 6.1-57 及び図 6.1-17 に示すとおりであり、現存する湧水としては、鹿子清水、野田の清水、小松島不動尊井戸、弘法水などがある。

仙台市における飲用井戸の設置数は、表 6.1-58 に示すとおりである。仙台市全体では 5,325 箇所の飲用井戸が設置されており、そのうち計画地の位置する宮城野区は 41 箇所で市全体の 0.8% である。

図 5.2-1 に示す関係地域範囲内における工業用水法及び宮城県公害防止条例に係る揚水設備設置届出件数は、表 6.1-59 及び図 6.1-18 に示すとおりである(平成 25 年 3 月 31 日現在、仙台市環境局への公文書開示請求による)。

表 6.1-58 仙台市における飲用井戸の設置数(平成 11 年度末現在)

区	飲用井戸数(箇所)
仙台市	5,325
青葉区	1,035
宮城野区	41
若林区	2,087
太白区	1,816
泉区	346

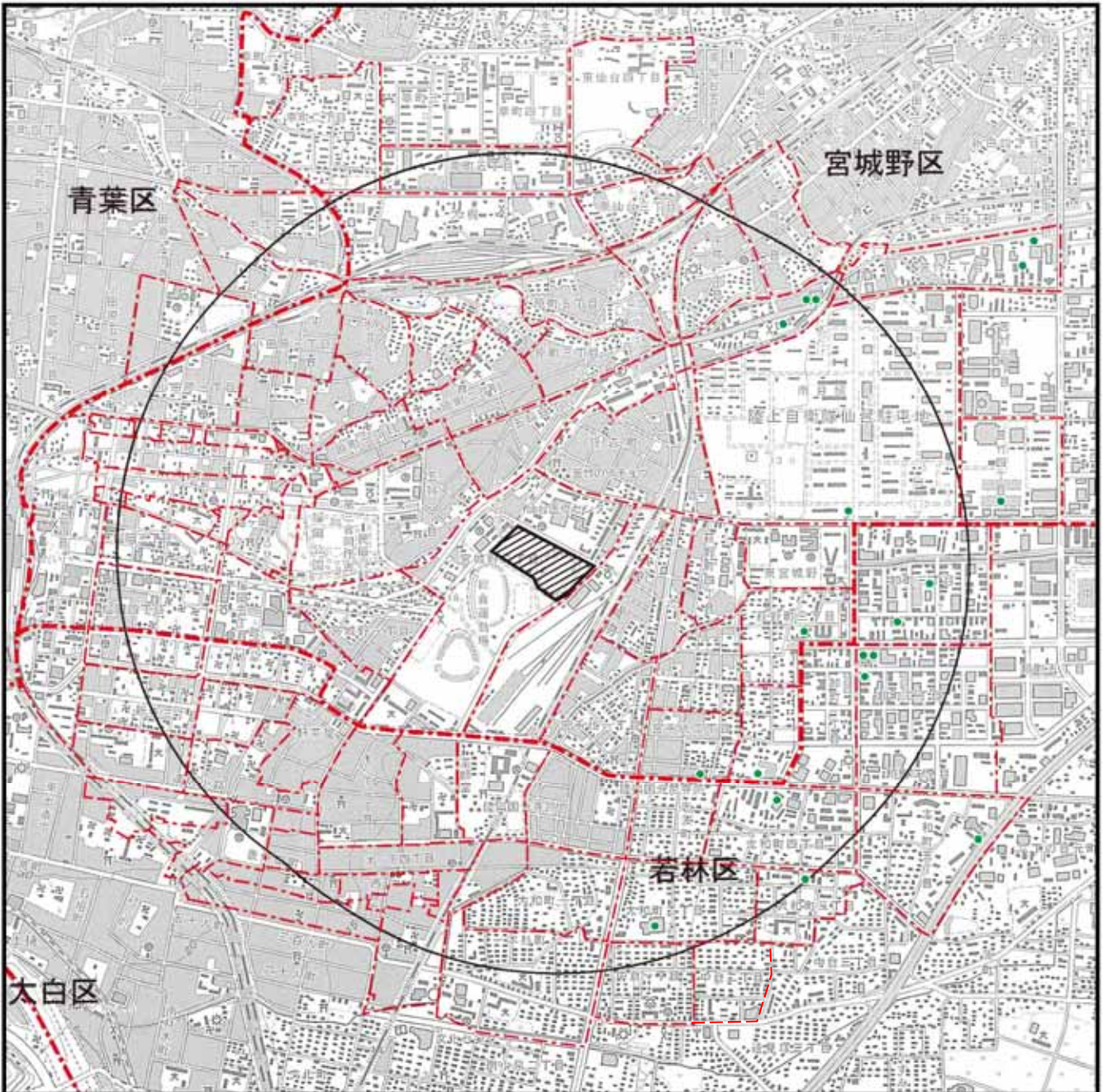
出典：「飲用井戸水等調査報告書」(平成 13 年 3 月 仙台市)

表 6.1-59 揚水設備設置届出数(平成 24 年度末現在)






区名	事業場所在地	事業場数	区名	事業場所在地	事業場数
宮城野区	宮千代 2 丁目	1	若林区	卸町 2 丁目	3
	宮千代 3 丁目	1		卸町 3 丁目	2
	苦竹 1 丁目	3		大和町 1 丁目	1
	苦竹 2 丁目	2		大和町 2 丁目	1
	苦竹 4 丁目	1		大和町 3 丁目	1
	南目館 1 丁目	1		大和町 4 丁目	1
	萩野町 3 丁目	1		大和町 5 丁目	1

出典：仙台市環境局への公文書開示請求(平成 25 年 3 月 31 日)





凡 例

-  : 対象事業計画地
-  : 関係地域の範囲(対象事業計画地から1500mの範囲)
-  : 区境界
-  : 町丁目界
-  : 工業用水法及び宮城県公害防止条例に係る揚水設備

出典：「仙台市環境局への公文書開示請求」（平成25年3月31日）

図 6.1-18 工業用水法及び宮城県公害防止条例に係る揚水設備



S=1:25,000  
0 250 500 1000m

### 水辺の状況

河川、湖沼の状況は「河川・湖沼等の概要」に示したとおりであり、動植物の状況は「6.1.4 生物環境」に、地形の状況は「6.1.3 土壌環境」に示す。

### 水源地の状況（工業用水）

宮城県企業局が行う工業用水事業のうち計画地に係る事業としては「仙塩工業用水事業」、「仙台圏工業用水事業」がある。

「仙塩工業用水事業」は、昭和 36 年 11 月から仙塩地区への給水が開始され、地盤沈下が顕著な仙台市苦竹地区等においては、地下水に代わる水源としての大きな役割を果たしている。また、平成 6 年 4 月からは、仙台市泉地区及び富谷町成田地区への給水を開始している。

「仙台圏工業用水事業」は、仙台港背後地の工業開発により既設の仙塩工業用水道事業のみでは需要に応ずる余力がなくなることが見込まれたことから、昭和 51 年 10 月から給水を開始している。仙台港背後地のほか、名取市及び利府町の企業にも給水している。

なお、詳細は「3.2.3 社会資本整備等（4）工業用水」に示す。

### 水源地の状況（農業用水）

調査範囲では、広瀬川や梅田川に農業用の堰や揚水機が設置されている。

「農業用水施設台帳(河川取水施設)改訂五版」(平成 20 年 3 月 宮城県)によると、広瀬川には郡山堰と愛宕堰があり、取水量は郡山堰が  $0.161 \text{ m}^3/\text{秒} \sim 0.180 \text{ m}^3/\text{秒}$ 、愛宕堰が  $6.045 \text{ m}^3/\text{秒} \sim 7.425 \text{ m}^3/\text{秒}$ とされている。梅田川には杉下堰があり、取水量は  $0.200 \text{ m}^3/\text{秒}$ とされている。

なお、詳細は「6.2.3 社会資本整備等（5）農業用水」に示す。

6.1.3. 土壌環境

(1) 地形・地質

ア 地形の状況

地形・地質の状況

調査範囲の地形の状況は、図 6.1-19 に示すとおりである。

仙台市の地形は、西部の奥羽山脈東麓に沿って広がる陸前丘陵，中央部を西から東に流下する七北田川，広瀬川，名取川の各河川沿いに発達する河岸段丘，東部の仙台湾に沿って広がる沖積平野に大別され，西側から東側に移行するにつれて標高が低くなっている。

調査範囲は，青葉山丘陵，広瀬川台地，宮城野海岸平野が接する地域であり，計画地は宮城野海岸平野に位置している。

調査範囲における地形分類図は，図 6.1-19 に示すとおりであり，計画地は，自然堤防及び砂堆・浜堤，谷底平野にあたる。

調査範囲の地質の状況は，図 6.1-20 に示すとおりである。

仙台市の地質は，広瀬川左岸を中心に礫層・砂層及び粘土層からなる河岸段丘堆積物や砂からなる自然堤防堆積物等が広く分布している。また，広瀬川右岸には表層のローム層と下位の砂礫層からなる青葉山層の他，下位の砂岩等からなる大年寺層，シルト岩・砂岩・凝灰岩等からなる向山層，竜の口層等が分布している。低地部には沖積層が分布している。

計画地は，沖積層(砂)にあたる。

注目すべき地形・地質

調査範囲における注目すべき地形・地質は，表 6.1-60 及び図 6.1-21 に示すとおりである。

学術上重要な地形として，計画地の南西部に位置する「青葉山丘陵と竜ノ口溪谷及びその下流部」が，丘陵地形・峡谷・風隙の典型的で学術的重要，かつ，動植物の重要な生育地として，「霊屋下セコイヤ類化石林」が化石産地としてあげられる。

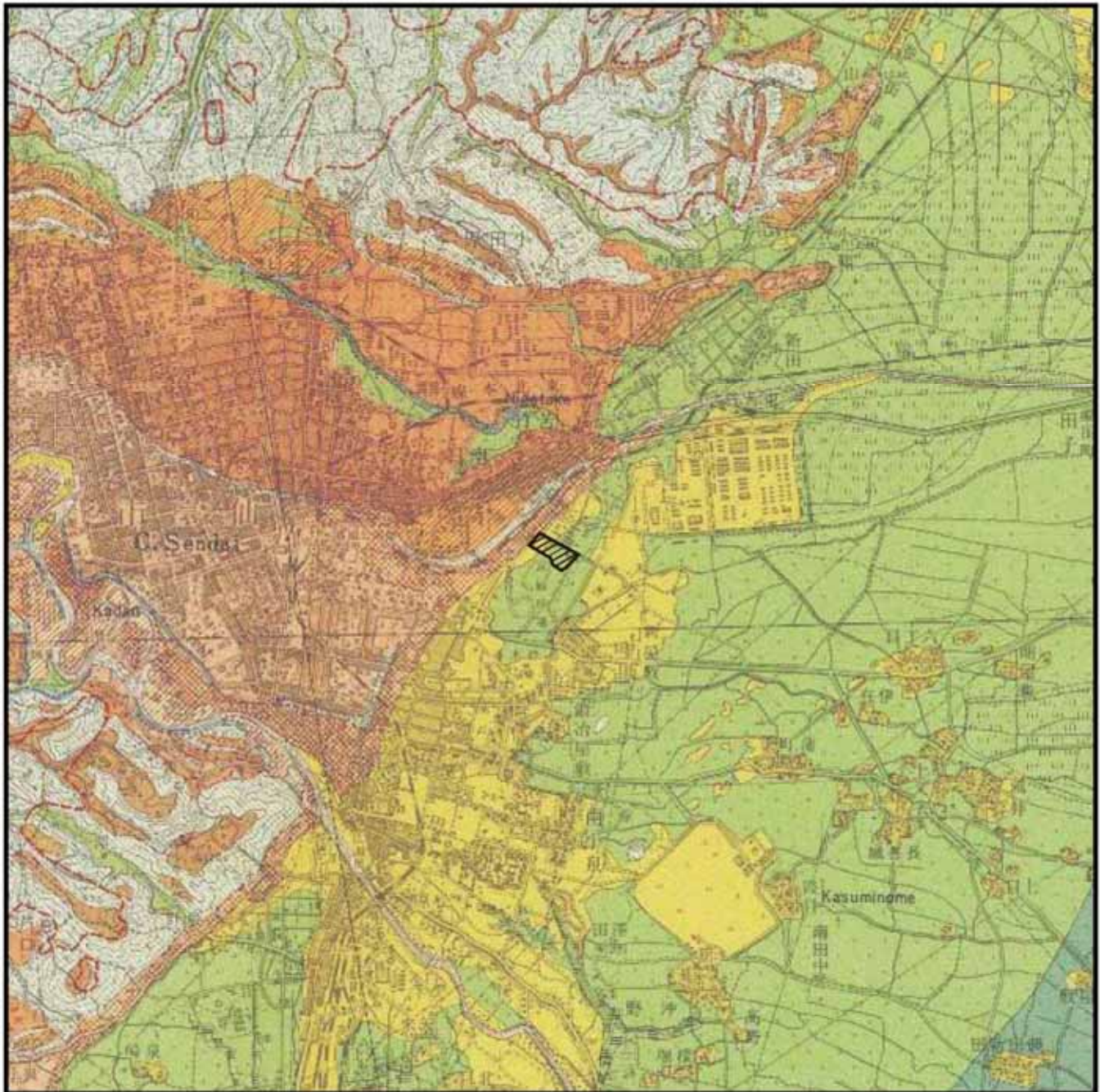
また，活断層形として，「長町 - 利府線」，「大年寺山」，「鹿落坂」，河川的作用による地形として，「虚空蔵淵」，「古竜ノ口川」，「広瀬川(牛越橋上流～愛宕橋間)」が，その他の地形として「竜ノ口溪谷 - 虚空蔵淵」が典型地形としてあげられる。

表 6.1-60 注目すべき地形及び地質

















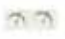


No.	名称	選定理由( 1)					概要
1	青葉山丘陵と竜ノ口溪谷及びその下流部						・「広瀬川の清流を守る条例 特別環境保全区域 ・国指定天然記念物
2	霊屋下セコイヤ類化石林						・仙台市天然記念物
3	長町 - 利府線						・活断層地形
4	大年寺山						・活断層地形
5	鹿落坂						・活断層地形
A	虚空蔵淵						・河川的作用による地形(ナメ・淵)
B	古竜ノ口川						・河川的作用による地形(風隙)
C	広瀬川 (牛越橋上流～愛宕橋間)						・河川的作用による地形(瀬)
D	竜ノ口溪谷 - 虚空蔵淵						・その他の地形(地層の見える大露頭)
-	-	0	5	2	2	5	-

1: 選定理由は以下のとおり

- 「日本の地形レッドデータブック第2集」(平成14年 日本の地形レッドデータブック作成委員会)に記載されている地形
- 「平成22年度 自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」(平成23年3月 仙台市)に掲載されている地形・地質
- 「平成15年度 自然環境に関する基礎調査業務報告書」(平成16年2月 仙台市)に掲載されている地形・地質
- 「平成6年度 自然環境基礎調査報告書」(平成8年3月 仙台市)に掲載されている地形・地質
- 「日本の典型地形 都道府県別一覧」(平成11年4月 国土地理院)に掲載されている地形



凡例

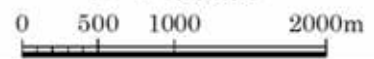
- |   |   |  |  |   |
|---|---|--|--|---|
|  : 対象事業計画地 | <b>【丘陵地】</b><br> : 丘頂緩斜面及び丘陵緩斜面<br> : 丘陵緩斜面<br> : 急斜面 (谷密度80以上)<br> : 急斜面 (谷密度80未満) | <b>【砂礫台地】</b><br> : 上位段丘面(Gt I)<br> : 中位段丘面(Gt II <sup>+</sup> )<br> : 中位段丘面(Gt II)<br> : 下位段丘面(Gt III <sup>+</sup> )<br> : 下位段丘面(Gt III) | <b>【低地】</b><br> : 谷底平野<br> : 自然堤防及び砂堆・浜堤<br> : 海岸平野<br> : 河原および浜<br> : 砂丘 | <b>【その他】</b><br> : 湿地<br> : 地すべり地形<br> : 崖<br> : 人工平坦地界 |
|---|---|--|--|---|

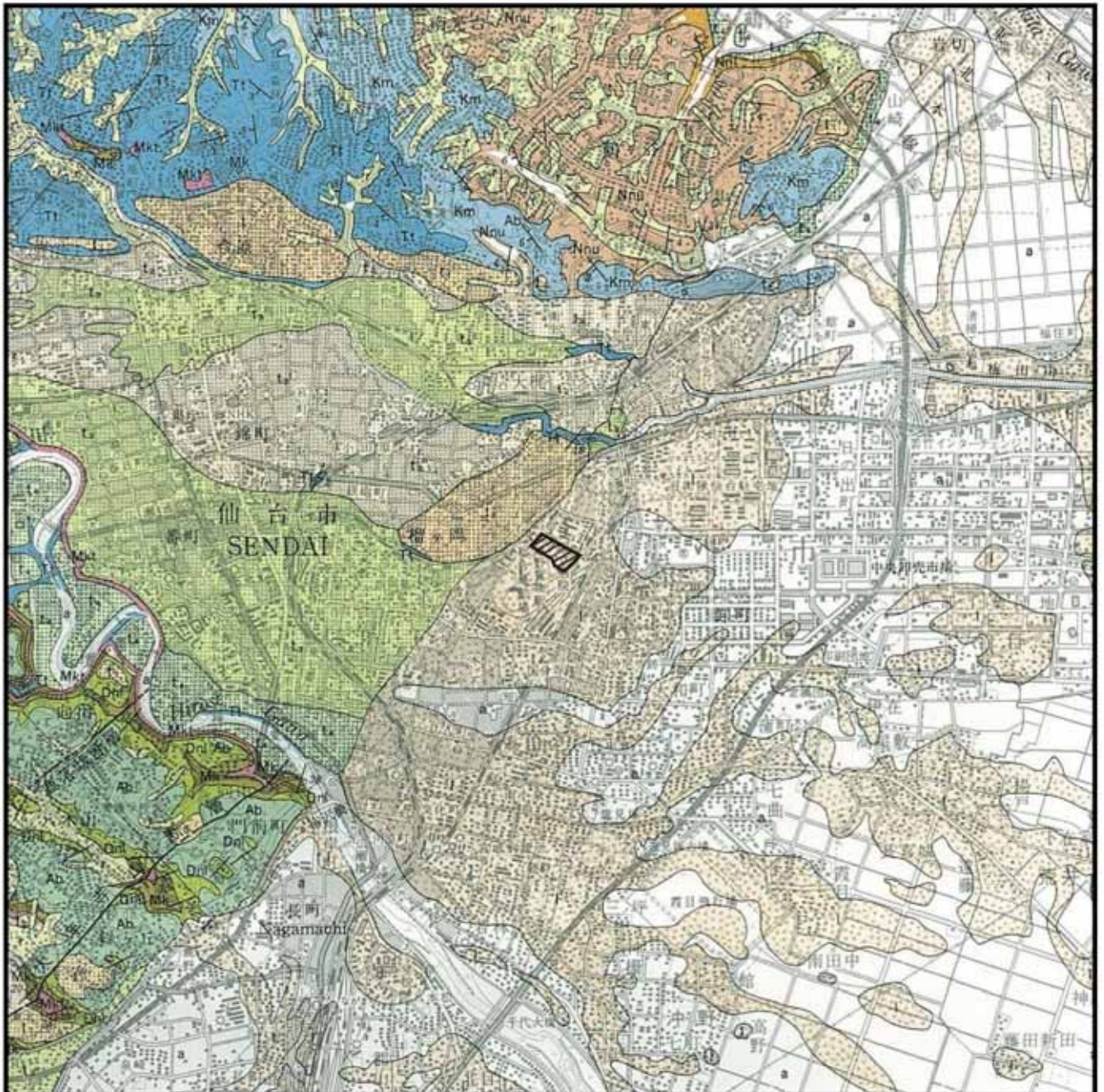
出典：「土地分類基本調査 地形・地質・土壌 仙台」（昭和42年3月 経済企画庁）

図 6.1-19 地形分類図



S=1:50,000





凡例

: 対象事業計画地

: 断層

埋谷土

: 土砂

沖積層

: 砂及び粘土

: 砂

河岸段丘堆積物

: 礫層・砂層

: 及び粘土層

青葉山層

Ab : 礫層・砂層及び粘土層

大年寺層

Dnl : 砂岩・礫岩及びシルト岩

向山層

Mkt : 軽石凝灰岩及び細粒凝灰岩

Mk : 砂岩・シルト岩

至灰・凝灰岩及び礫岩

竜の口層

Tt : シルト岩・砂質シルト岩

凝灰岩及び砂岩

亀岡層

Km : 砂岩・凝灰岩・シルト岩

礫炭及び礫岩又は礫混じり砂岩

三滝層

Mt : 安山岩質・玄武岩質溶岩

火山角礫岩及び凝灰角礫岩

梨野層

Ns : 異地性ブロックを含む

軽石凝灰岩・砂質凝灰岩及び砂岩

七北田層

Nnu : 砂岩(凝灰岩薄層を挟む)

Nnl : 砂岩・軽石凝灰岩及び礫岩

網木層

Tn : 軽石凝灰岩・火山礫凝灰岩

砂岩・礫岩及び凝灰角礫岩

茂庭層

Mn : 礫岩・礫混じり砂岩

及び砂岩

高館層

Tk : 火山角礫岩・凝灰角礫岩

及び軽石凝灰岩

Tkb : 安山岩溶岩及び玄武岩溶岩

出典：5万分の1地質図幅「仙台」(昭和61年3月 地質調査所)

図 6.1-20 表層地質図



S=1:50,000

0 500 1000 2000m



災害危険地形

調査範囲における災害の危険箇所は図 6.1-25 に示すとおりであり、青葉山、大年寺山を中心として、防災に係る法令（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律・地すべり等防止法・砂防法）に関する指定地等が分布している。

計画地の西側に活断層である「長町-利府線断層帯」が分布している。

a) 「長町-利府線断層帯」の概要について

平成 7～11 年度の宮城県が行った調査等に基づいて、地震調査研究推進本部の地震調査委員会での評価概要を表 6.1-61 に示す。

- ・長町-利府線断層帯は平均活動間隔が 3,000 年程度以上と長く、100 年以内の地震発生確率は 3% 以内で、主な活断層の中ではやや高いグループに属している(表 6.1-61-2 参照)。
- ・平成 14 年度 仙台市地震被害想定調査報告書では、この断層帯による地震が発生した場合の計画地周辺での想定震度を図 6.1-22 に示すとおり、震度 6 強としている（40 km の断層帯全体が動いた場合を想定）。

表 6.1-61-1 長町-利府線断層帯の評価概要

都道府県	断層帯名 (起震断層/活動区間)	長期評価で予想 した地震規模 (マグニチュード)	地震発生確率 <sup>注1</sup>			平均活動 間 隔	最 新 活動期
			30 年 以内	50 年 以内	100 年 以内		
宮城県	長町-利府線断層帯	7.0～ 7.5 程度	1% 以下	2% 以下	3% 以下	3,000 年 程度以上	約 16,000 年前以降

注 1) 長町 - 利府線断層帯では、最新活動時期が十分に特定できていないため、通常の活断層評価で用いている更新過程(地震の発生確率が時間とともに変動するモデル)により地震発生の長期確率を求めることができない。

1: 地震調査研究推進本部地震調査委員会(平成 13 年)して長町 - 利府線断層帯の将来の地震発生確率を求めた。しかし、ポアソン過程を用いた場合、地震発生の確率はいつの時点でも同じ値となり、本来時間とともに変化する確率の「平均的なもの」になっていることに注意する必要がある。

出典：地震調査研究推進本部 HP([http://www.jishin.go.jp/main/p\\_hyoka02\\_danso.htm#20](http://www.jishin.go.jp/main/p_hyoka02_danso.htm#20))

平成 14 年 2 月 13 日地震調査研究推進本部 地震調査委員会

表 6.1-61-2 地震発生可能性の長期評価の指標

長期評価	-	やや高い	高い		
発生確率	0.1%未満	0.1～3%	3～6%	6～26%	26%以上

出典：「地震がわかる！ Q & A」(地震調査研究推進本部)

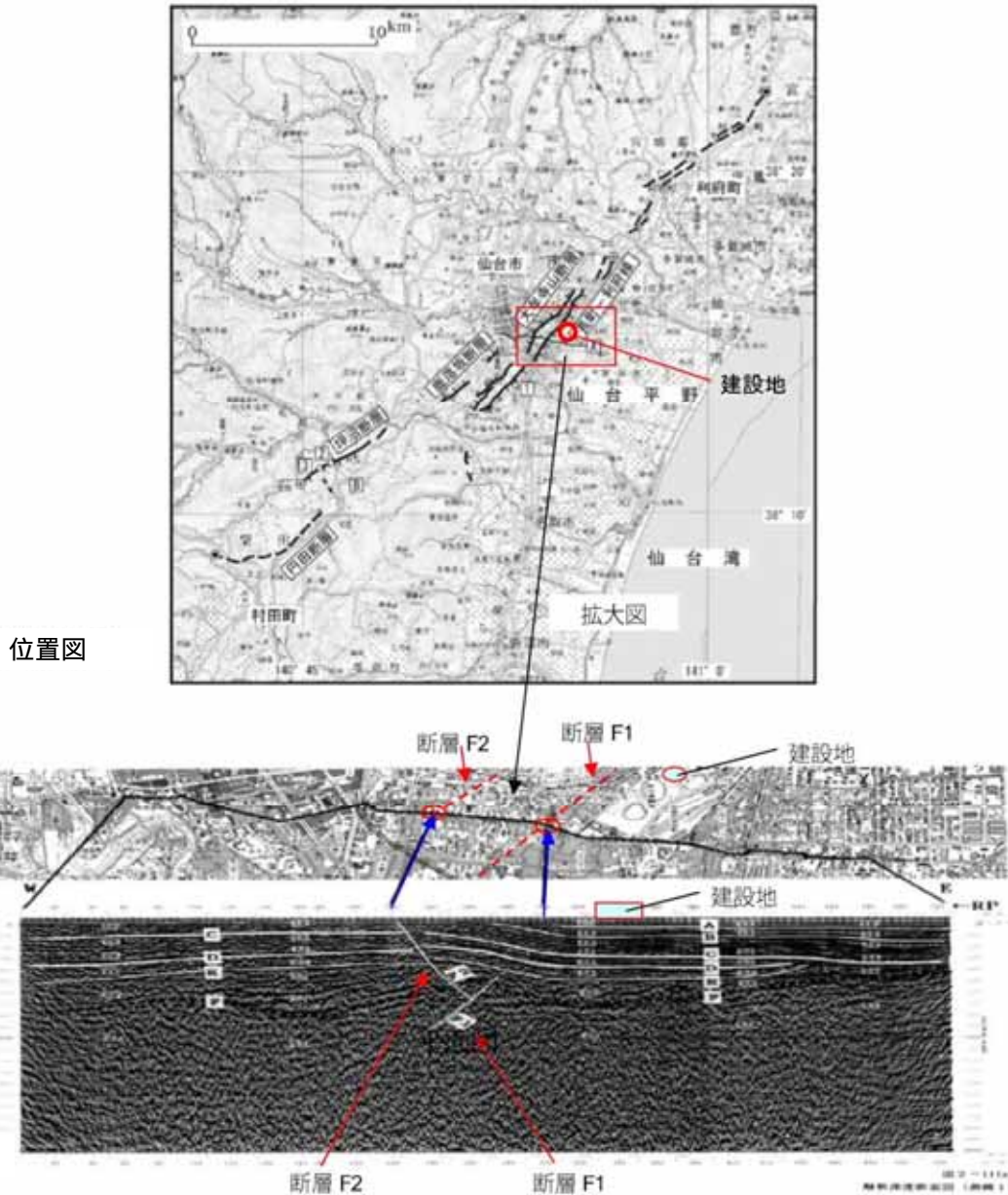


図 6.1-22 強震動予測結果

b) 「長町-利府線断層帯」と計画地との位置関係について

断層位置は、図 6.1-23 に示す「長町-利府断層帯に関する調査業務(物理探査)」(平成 7 年, 宮城県)の弾性波探査結果では、計画地に近い断層(F1)は、表層まで達していない。

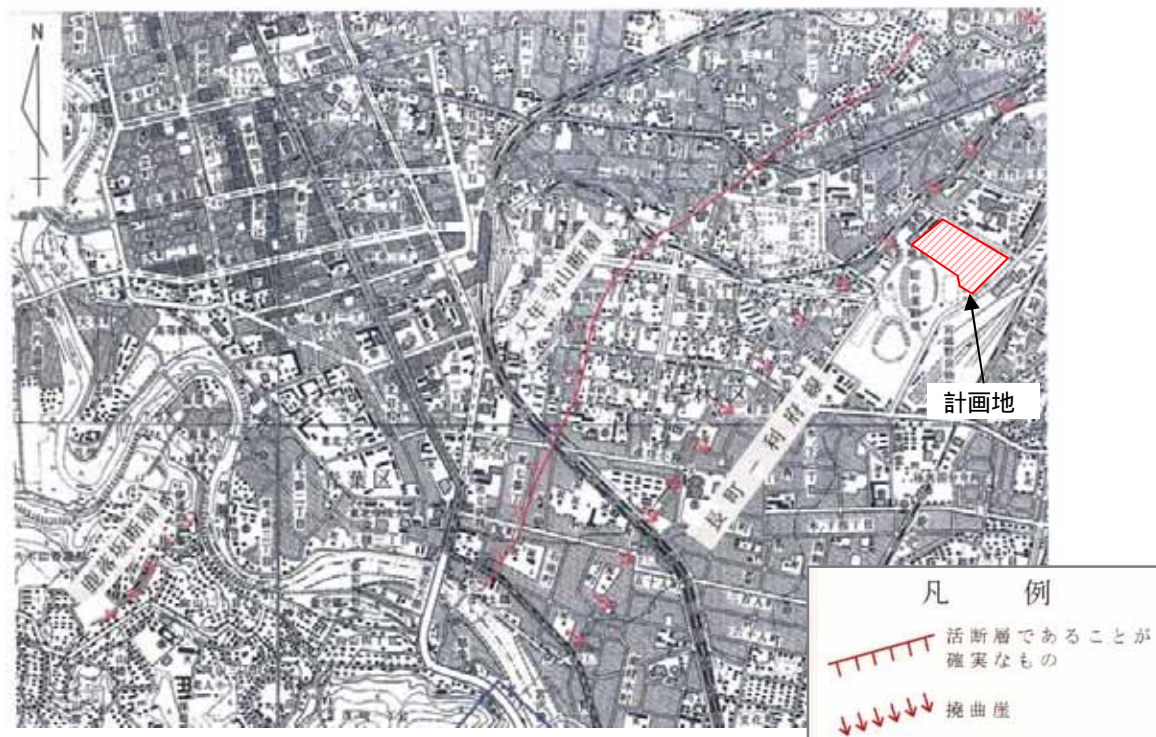
また、図 6.1-24 に示す「長町-利府線断層帯に関する調査」(平成 9 年, 宮城県)の調査結果からも断層面は計画地内にはないと示されている。



出典：「長町-利府断層帯に関する調査業務(物理探査)」(平成 7 年, 宮城県)

図 6.1-23 長町-利府線断層帯 位置図及び断面図





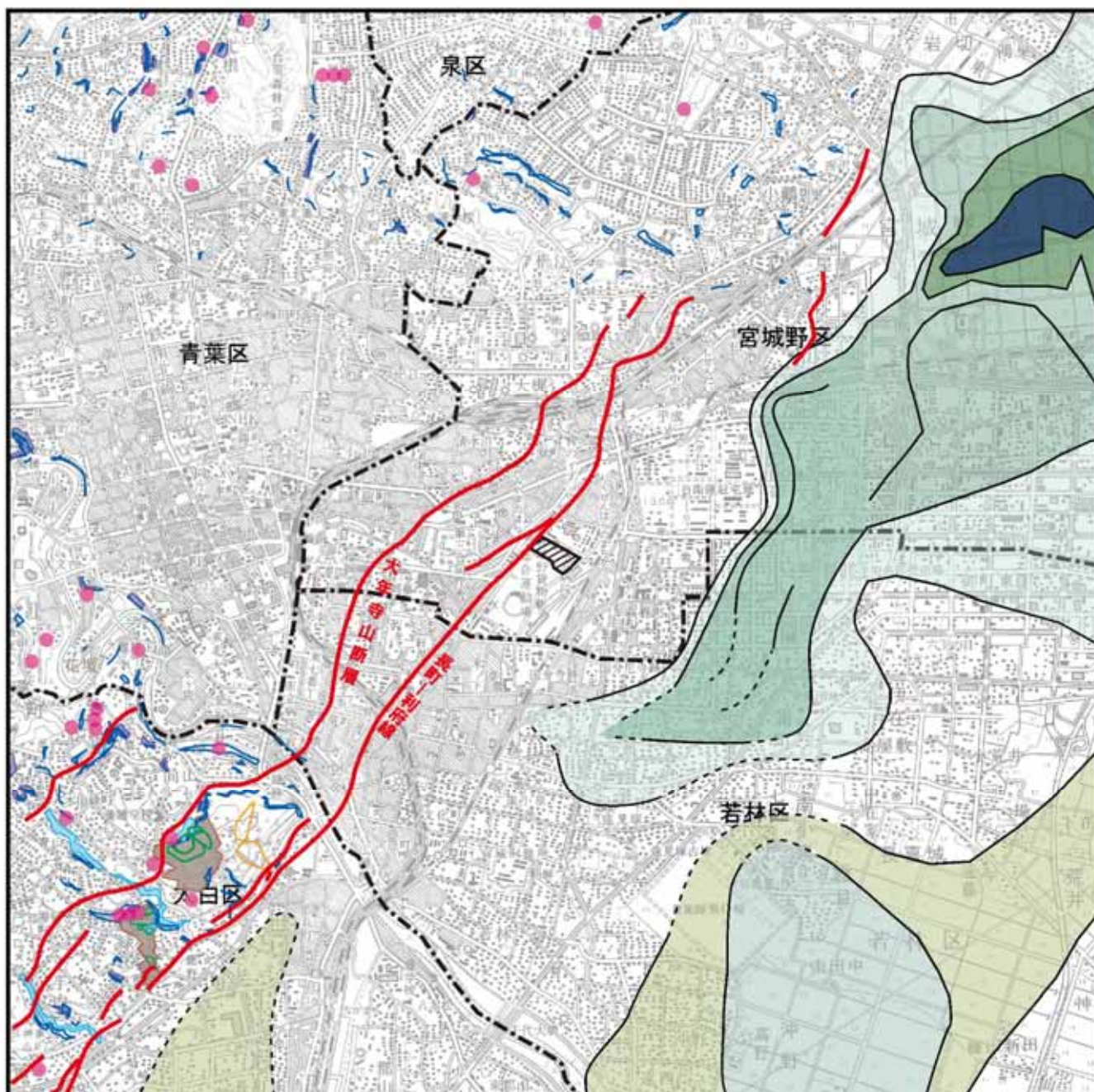
出典：「長町 - 利府線断層帯に関する調査」(平成9年，宮城県)

図 6.1-24 長町-利府線断層帯と計画地の位置関係

#### 既往災害履歴

調査範囲において近年発生した災害は、昭和 53 年の宮城県沖地震や平成 15 年の宮城県北部地震、平成 17 年の宮城地震などがある。宮城県沖地震では、計画地の位置する仙台市内で震度 5 が観測され、宮城地震では震度 5 強を観測している。

平成 23 年 3 月 11 日には「平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震」が発生した。この地震は三陸沖を震源とするマグニチュード 9.0 という巨大地震で、計画地の位置する仙台市内をはじめ、宮城県、福島県、茨城県、栃木県で震度 6 強など広い範囲で強い揺れを観測した。また、太平洋沿岸を中心に高い津波を観測し、特に東北地方から関東地方の太平洋沿岸では大きな被害があった。事業計画地においては、東北地方太平洋沖地震による施設の被害はなかった（宮城県教育庁スポーツ健康課からの聞き取り）。



凡 例

- |   |  |  |
|---|--|--|
|  : 対象事業計画地   |  : 砂防指定地      | 軟弱層の厚さ<br>(m)  |
|  : 区境界線      |  : 地すべり防止区域   |  |
|  : 地すべり危険箇所  |  : 急傾斜地崩壊危険区域 |  2  |
|  : 急傾斜崩壊危険箇所 |  : 活断層        |  4  |
|  : 土石流危険渓流   |  : 崩壊地        |  6  |
|   |  |  8  |
|   |  |  10 |

出典：1.「宮城県地域防災計画」(平成10年4月 宮城県防災会議) 4.「仙台市防災マップ」(平成13年6月 仙台市消防局防災課)  
 2.「仙台市史特別編1自然」(平成6年3月 仙台市) 5.「防災マップ(地形情報)」(平成22年11月 仙台市HP)  
 3.「土砂災害危険箇所図公表システム」(宮城県HP)

図 6.1-25 防災関連指定地域



S=1:50,000

0 500 1000 2000m

(2) 地盤沈下

ア 調査範囲の規制地域の指定状況

仙台市では、「工業用水法」(昭和 31 年 6 月 11 日 法律第 146 号)の第 3 条第 1 項で定める指定地域が指定されている。また、調査範囲は「建築物用地下水の採取に関する法律」(昭和 37 年 5 月 1 日 法律第 100 号)の第 3 条第 1 項で定める指定地域に含まれない。

地下水の採取に係る条例として、仙台市では、「宮城県公害防止条例」(昭和 46 年 3 月 18 日 条例第 12 号)において、地下水採取規制を行っており、新增設井戸の届出、地下水採取量の記録、報告の義務付けを行うとともに、知事による地下水採取量の削減と水源の転換の勧告を行っている。計画地は、図 6.1-17 に示すとおり、「工業用水法」に基づく指定地域及び「宮城県公害防止条例」に基づく地下水採取規制の対象地域に含まれない。

イ 地盤沈下測定局の状況

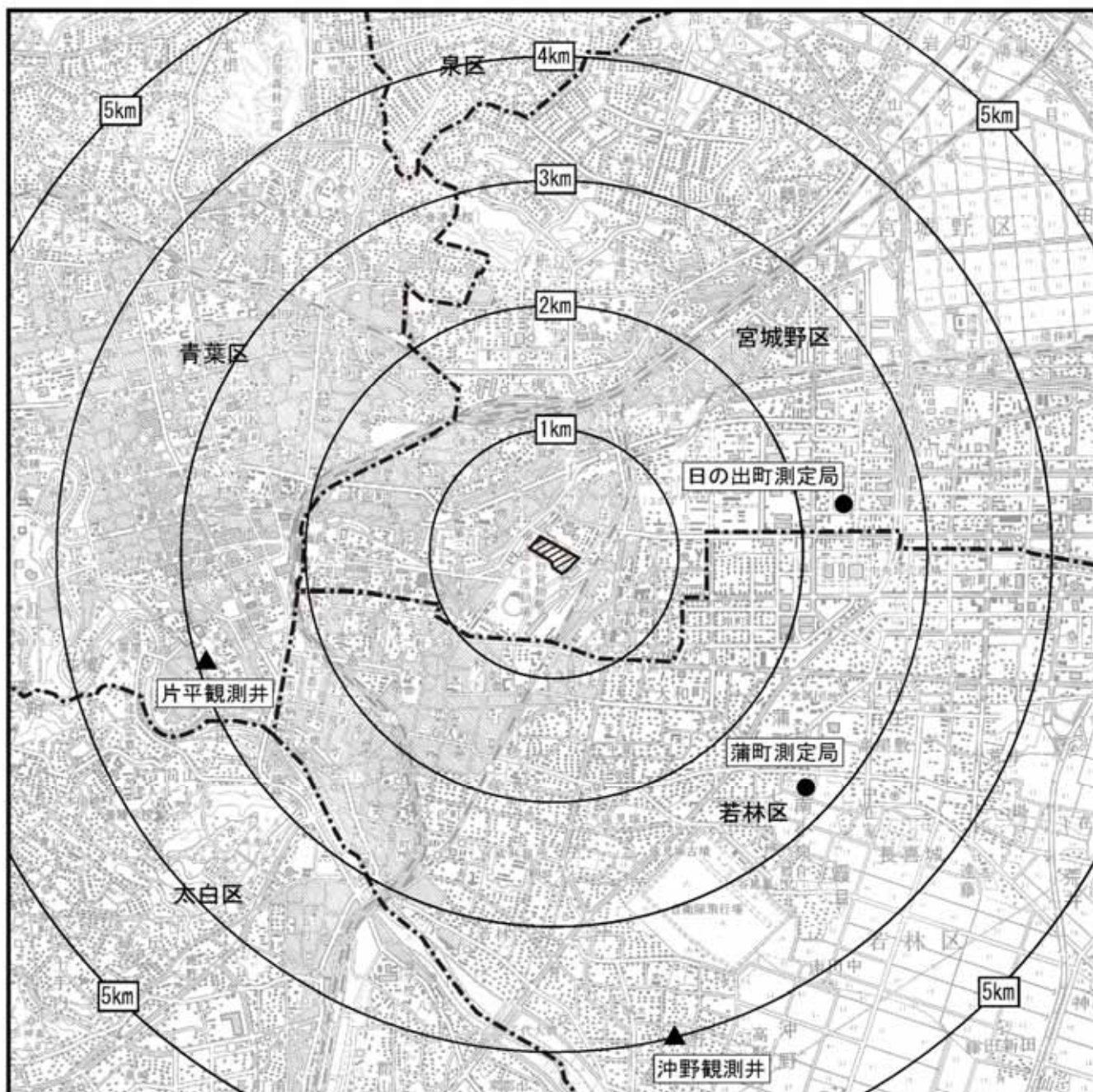
調査範囲では、表 6.1-62 及び図 6.1-26 に示すとおり、蒲町測定局、日の出町測定局で地盤収縮量及び地下水位の観測、沖野観測井、片平観測井の 2 観測井で地下水位の調査が実施されている。

表 6.1-62 地盤沈下測定局等一覧表





名 称	所在地	地 域	測定機器	管頭	観測開始年	設置者	管理者	
		工水法指定 県条例指定 指定地以外 ×	沈下計 水位計 両方	高さ m H22.9.1				
蒲町 測定局	1号井	若林区蒲町 41-1			7.06	平成 7 年 3 月	仙台市	仙台市
	2号井	〃			7.07	〃	〃	〃
	3号井	〃			7.06	〃	〃	〃
日の出町 測定局	1号井	宮城野区日の出町 3-6			5.27	平成 19 年 9 月	〃	〃
	2号井	〃			5.30	〃	〃	〃
沖野観測井	若林区沖野 6-20				6.29	昭和 60 年 4 月	〃	〃
片平観測井	青葉区片平 2-1-1	×			35.33	昭和 54 年 3 月	〃	〃

：平成 19 年 9 月より新日の出町測定局へ移設

出典：「公害関係資料集」(平成 23 年度測定結果) (仙台市環境局)

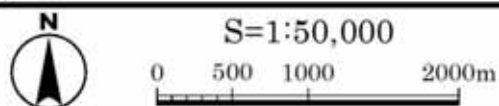


凡例

-  : 対象事業計画地
-  : 区境界線
-  : 地盤沈下・地下水位測定局
-  : 地下水位観測井

出典:「公害関係資料集」(平成23年度測定結果)(仙台市環境局)

図 6.1-26 地盤沈下測定局等の位置図



ウ 地下水位の観測結果

平成 23 年度の地下水位の観測結果は、表 6.1-63 に、過去 5 年間における経年変化を表 6.1-64 に示す。

平成 23 年度の地下水位の観測結果について、片平観測井の平均値は 23.99EL.m であり、その他の観測井における地下水位の平均値は、2.55 EL.m～5.07 EL.m である。また、平成 19 年度から平成 23 年度における経年変化は、すべての測定局及び観測井で横ばい傾向を示している。

表 6.1-63 地下水位の観測結果(平成 23 年度)

名 称	所在地	地下水位 (標高 m)			
		最高値	最低値	平均値	
蒲町 測定局	1号井	若林区蒲町 41-1	5.20	4.85	5.07
	2号井	"	3.55	2.41	3.07
	3号井	"	3.01	1.95	2.56
日の出町 測定局	1号井	宮城野区日の出町 3-6	3.71	3.37	3.53
	2号井	"	3.17	2.47	2.91
沖野観測井		若林区沖野 6-20	2.92	2.07	2.55
片平観測井		青葉区片平 2-1-1	24.58	23.59	23.99

：平成 19 年 9 月より新日の出町測定局へ移設  
出典：「公害関係資料集」(平成 23 年度測定結果) (仙台市環境局)

表 6.1-64 地下水位の経年変化(平成 19 年度～平成 23 年度)

(標高：m)

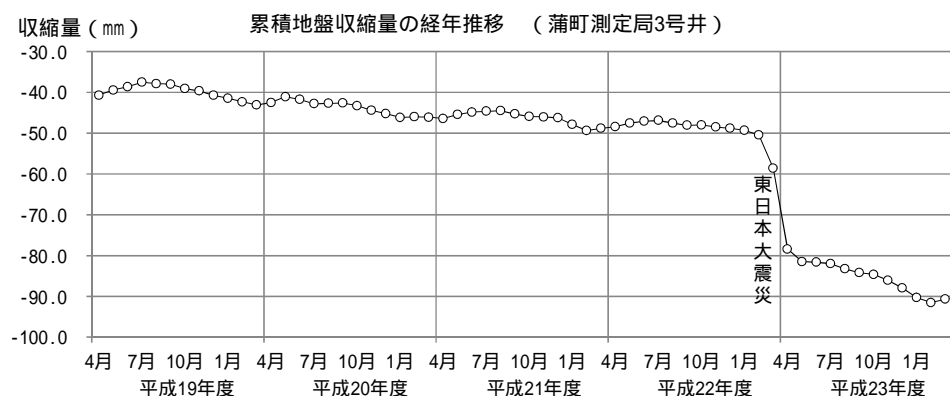
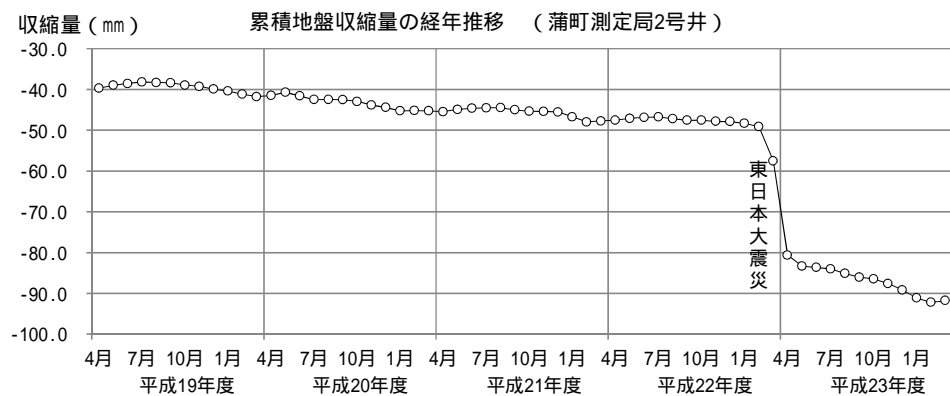
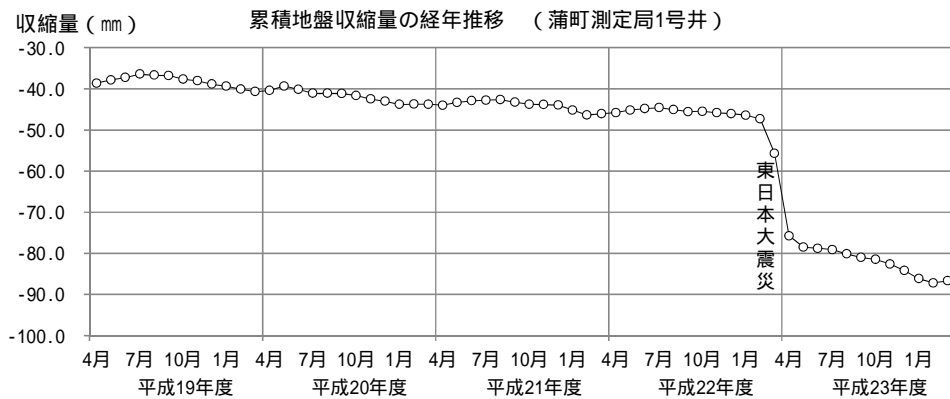
名 称	所在地	地下水位の経年変化 (平均値)					
		平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	
蒲町 測定局	1号井	若林区蒲町 41-1	4.83	4.86	4.85	4.91	5.07
	2号井	"	3.55	3.63	3.54	3.60	3.07
	3号井	"	2.75	2.92	2.82	2.88	2.56
日の出町 測定局	1号井	宮城野区日の出町 3-6	3.36	3.65	3.59	3.59	3.53
	2号井	"	2.98	3.15	3.13	3.21	2.91
沖野観測井		若林区沖野 6-20	2.87	2.91	2.84	2.96	2.55
片平観測井		青葉区片平 2-1-1	22.37	23.13	23.28	23.34	23.99

：平成 19 年 9 月より新日の出町測定局へ移設  
出典：「公害関係資料集」(平成 23 年度測定結果) (仙台市環境局)

## エ 累積地盤収縮量の推移

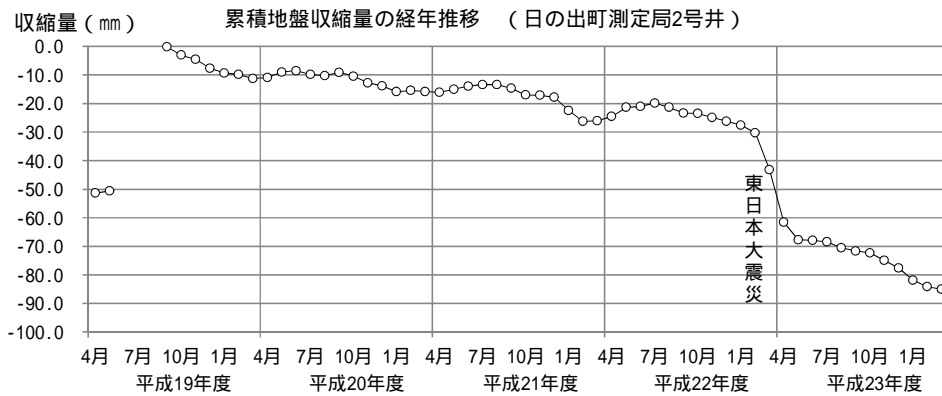
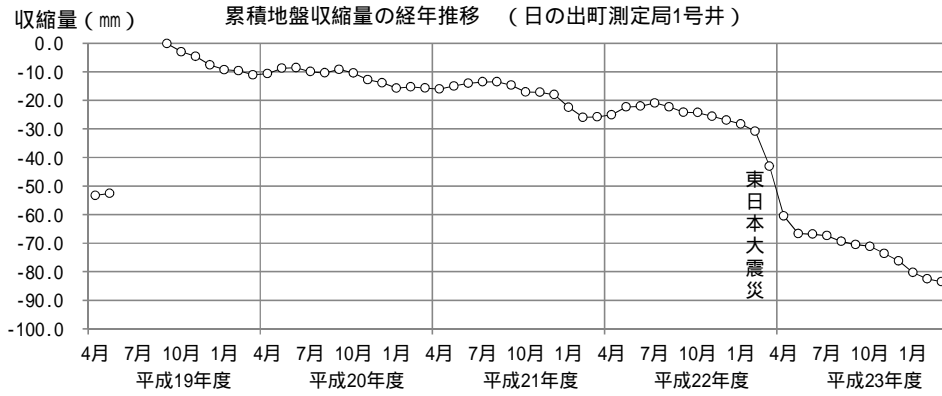
蒲町測定局の1号井～3号井及び日の出町測定局の1号井, 2号井における, 平成19年度から平成23年度における累積地盤収縮量の経年変化を, 図6.1-27及び図6.1-28に示す。

夏季のピークを見ると, 蒲町測定局では平成19年度から平成22年度までに10mm程度の収縮量を示している。また, 日の出測定局では平成19年度に移設しており, 移設後の平成20年度から平成22年度までは10mm程度の収縮量を示している。すべての測定局で平成23年の2月から平成23年の3月及び4月までは大きな収縮量を示している。



: 累積地盤収縮量は観測開始年を初期値(累積収縮量0mm)としている。  
 出典: 「公害関係資料集」(平成23年度測定結果)(仙台市環境局)

図6.1-27 累積地盤収縮量の経年変化(蒲町測定局)



：累積地盤収縮量は観測開始年を初期値(累積収縮量 0mm)としている。

平成 19 年 9 月より新日の出測定局へ移設

出典：「公害関係資料集」(平成 23 年度測定結果) (仙台市環境局)

図 6.1-28 累積地盤収縮量の経年変化(日の出町測定局)

#### オ 地盤沈下に関する苦情件数

「公害関係資料集」(平成 23 年度測定結果) (仙台市環境局)によると、平成 23 年度における地盤沈下に関する苦情件数は、0 件である。

#### カ 地盤沈下が生じやすい地形・地質

地盤沈下の主な原因としては、軟弱な粘土層が分布している地域において、大量の地下水を揚水する場合等が挙げられる。仙台市では軟弱な地層が厚く分布する日の出町及びその周辺地域において、工場・事業場の進出に伴う地下水の汲み上げが行われたため、昭和 47 年から 48 年頃地盤沈下が顕在化した。

地盤沈下が生じやすい軟弱層の分布は図 6.1-25 のとおりであり、調査範囲内では東部(宮城野区日の出町、若林区卸町)～南部(太白区长町南)にかけて軟弱層が分布している。計画地の軟弱層の厚さは 0～2m となっており、地盤沈下が発生する可能性は低い。



(3) 土壌汚染

ア 土壌のダイオキシン類調査結果

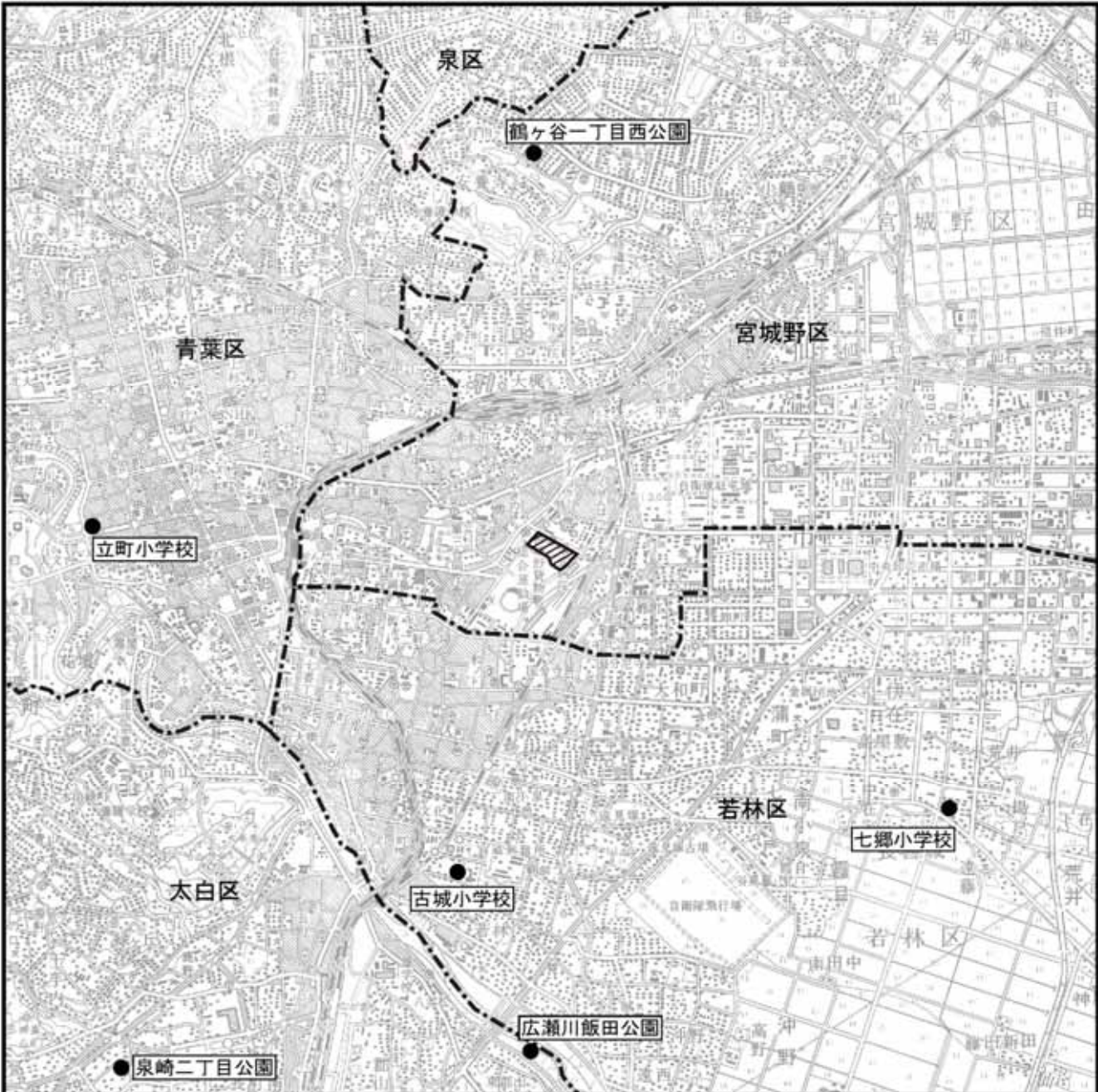
調査範囲における土壌のダイオキシン類調査結果は、表 6.1-65 に示すとおりである。調査範囲では平成 19 年度～平成 22 年度にかけて計 6 地点（図 6.1-29）で調査を実施している。調査結果は、全ての地点で環境基準を達成している。なお、平成 23 年度に調査範囲内で土壌のダイオキシン類の調査は実施されていない。

表 6.1-65 土壌のダイオキシン類調査結果(平成 19 年度～平成 23 年度)




	調査年月日	地点所在地	調査地点名称	測定結果 (pg-TEQ/g)	環境基準 (pg-TEQ/g)
1	平成 19 年 10 月 24 日, 25 日	若林区古城	古城小学校	0.095	1,000
2	平成 20 年 11 月 18 日, 19 日	宮城野区鶴ヶ谷	鶴ヶ谷一丁目西公園	0.45	
3	平成 21 年 10 月 27 日, 28 日	太白区泉崎	泉崎二丁目公園	1.1	
4		太白区飯田	広瀬川飯田公園	0.021	
5	平成 22 年 12 月 9 日	青葉区立町	立町小学校	0.038	
6		若林区荒井	七郷小学校	0.015	

：平成 23 年度は調査範囲において土壌のダイオキシン類調査を実施していない。

出典：「公害関係資料集」（平成 19 年度～平成 23 年度測定結果）（仙台市環境局）

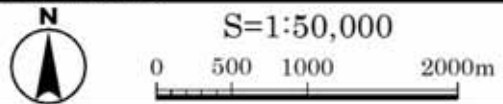


凡例

-  : 対象事業計画地
-  : 区境界線
-  : 土壌のダイオキシン類調査地点

出典:「公害関係資料集」(平成19年度～平成23年度測定結果)(仙台市環境局)

図 6.1-29 土壌のダイオキシン類調査地点



イ 土壤汚染対策法施行状況

土壤汚染対策法は、平成 15 年 2 月 15 日より施行され、平成 22 年 4 月 1 日に一部改正された。仙台市における施行状況は表 6.1-66 に示すとおりである。

土壤汚染対策法施行後の累積で、水質汚濁防止法の有害物質使用特定施設の件数は 130 件、廃止件数が 17 件、調査結果報告件数が 5 件、調査猶予件数が 14 件、一定規模(3,000 m<sup>2</sup>)以上の土地の形質の変更の届出件数が 32 件となっている。法改正により、新たに区分された要措置区域、形質変更時要届出区域の指定件数は、平成 23 年度にはそれぞれ 4 件と 1 件である。また、土地所有者等による区域指定の申請(法第 14 条)が 5 件ある。

計画地周辺における、土壤汚染対策法施工状況は図 6.1-30 に示すとおりで、法第 6 条の要措置区域に指定された 1 件となっている。

表 6.1-66 土壤汚染対策法施行状況  
(仙台市全域について、平成 23 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日)

内 容		件数
法第 3 条	法に該当する有害物質使用特定施設の件数	130
	有害物質使用特定施設の廃止件数	17
	調査結果報告件数	5
	調査猶予件数	14
法第 4 条	一定規模(3,000 m <sup>2</sup> )以上の土地の形質の変更の届出	32
	調査命令発出件数	1
	調査結果報告件数	1
法第 5 条	調査命令発出件数	0
	調査結果報告件数	0
法第 6 条	要措置区域に指定した件数	4
	要措置区域を解除した件数	0
法第 12 条	形質変更時要届出区域に指定した件数	1
	形質変更時要届出区域を解除した件数	0
法第 14 条	指定の申請件数	5

： 法第 3 条については、土壤汚染対策法施行後から平成 24 年 3 月 31 日までの累計件数  
有害物質使用特定施設の廃止年度と調査結果報告・調査猶予の年度が異なる場合があること、  
また、調査猶予の取り消し後に調査結果報告を行う場合があることから、結果報告件数と  
調査猶予件数の和が有害物質使用特定施設の廃止件数と一致しない場合がある。

出典：「公害関係資料集」(平成 23 年度測定結果)(仙台市環境局)

ウ 土壤汚染に関する苦情件数

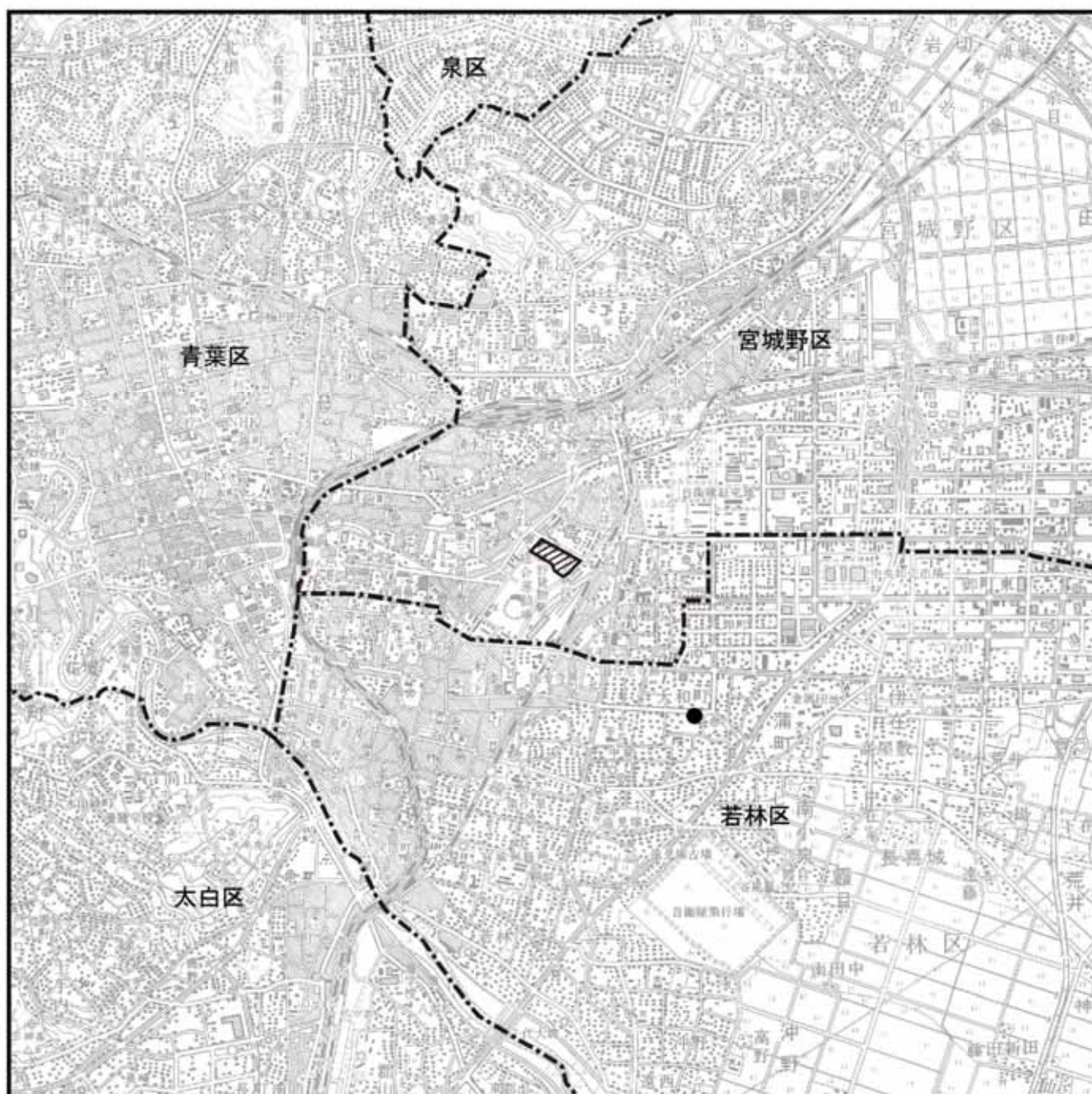
「公害関係資料集」(平成 23 年度測定結果)(仙台市環境局)によると、平成 23 年度における土壤汚染に関する苦情件数は、0 件である。また、仙台市環境局への公文書開示請求(平成 25 年 3 月 31 日)によると平成 24 年度の苦情件数は、0 件である。

エ 発生源の状況


図 5.2-1 に示す関係地域範囲内では、水質汚濁防止法・下水道法による届出が出されている特定施設であって、土壤汚染対策法により指定された有害物質を使用している施設は 12 件把握されている。

オ 計画地周辺の状況


計画地周辺では土壤汚染は報告されていない。



凡例

 : 対象事業計画地

 : 区境界線

 : 要措置区域


出典:「要措置区域台帳」(平成23年9月5日調製 仙台市)

図 6.1-30 土壤汚染対策法施工状況



S=1:50,000

0 500 1000 2000m



#### 6.1.4. 生物環境

##### (1) 植物

##### ア 植物相

調査範囲の注目すべき植物の状況

仙台市は、市域が海岸から奥羽山脈まで広がりを持ち、仙台市の丘陵地帯が暖温帯と冷温帯の間に位置する中間地帯と呼ばれる領域が広く占めているという特徴があり、暖地系及び寒地系の両方の植物がみられ、植物相が多様である。

「平成 22 年度 自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」(平成 23 年 3 月 仙台市)において「自然環境保全上重要な植物として選定されている種」、及び「広瀬川流域の自然環境」(平成 6 年 3 月 仙台市)において、分布域が本調査範囲内に該当している植物種を調査範囲内における注目すべき植物種として整理した。

「平成 22 年度 自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」(平成 23 年 3 月 仙台市)において「自然環境保全上重要な植物」として選定されている種の判断基準は、表 6.1-67 に示すとおりであり、学術上重要種、減少種、環境指標種及びふれあい種に該当する種、ならびに環境省レッドリスト種及び宮城県レッドリスト種である。

調査範囲における注目すべき種は表 6.1-69～表 6.1-73 に示すとおりであり、確認された種数は 183 種あり、うち環境省レッドリスト種は 35 種、県レッドリスト種は 61 種である。分布地は、青葉山、向山、大年寺山、三神峯及び広瀬川沿い等である。

なお、表中の減少種の地域区分は表 6.1-68 による。

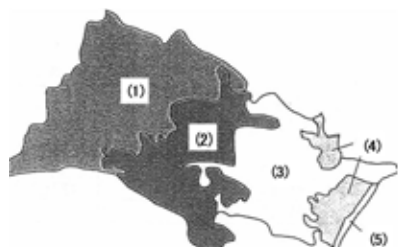
表 6.1-67 自然環境保全上重要な種

判断基準		番号 ( )	説明
仙台市における保全上重要な種の区分	学術上重要種	1	仙台市において、もともと稀産あるいは希少である種。あるいは分布が限定されている種。
		2	仙台市周辺地域が分布の北限、南限となっている種。あるいは隔離分布となっている種。
		3	仙台市が模式産地（タイプロカリティー）となっている種
		4	その他、学術上重要な種
	減少種	EX	絶滅。過去に仙台市に生息したことが確認されており、飼育・栽培下を含め、仙台市では既に絶滅したと考えられる種。
		EW	野生絶滅。過去に仙台市に生息していたことが確認されており、飼育・栽培下では存続しているが、野生ではすでに絶滅したと考えられる種。
		A	現在ほとんど見ることができない。
		B	減少が著しい。
		C	減少している。
		*	普通に見られる。
		/	生息・生育しない可能性が非常に大きい。
	環境指標種		本市の各環境分類において良好な環境を指標する種。（ビオトープやミティゲーションにおける計画・評価のための指標）
	ふれあい保全種		市民に親しまれている（よく知られている）種のうち、保全上重要な種。（身近にある種の保全に対して啓蒙をはかるための種。）
レッドデータ等	国 RL（「環境省第4次レッドリスト」（平成24・25年環境省報道発表資料）掲載種）	EX	絶滅
		EW	野生絶滅
		CR	絶滅危惧 A 類
		EN	絶滅危惧 B 類
		VU	絶滅危惧 類
		NT	準絶滅危惧
		DD	情報不足
		LP	絶滅のおそれのある地域個体群
	宮城 RDL（「宮城県の希少な野生動植物 - 宮城県レッドリスト 2013 版 -」（平成25年宮城県）掲載種）	EX	絶滅
		EW	野生絶滅
		CR+EN	絶滅危惧類
		VU	絶滅危惧 類
		NT	準絶滅危惧
	要	要注目種	
	天記、種保存法	特天	『文化財保護法』（昭和25年法律第214号）における特別天然記念物
		天	『文化財保護法』（昭和25年法律第214号）における天然記念物
		国内	『絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）』（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物
		国際	『絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）』（平成4年法律第75号）における国際希少野生動植物

番号：表 6.1-69～表 6.1-73 に示す判断理由の各項目に該当する。

出典：「平成22年度 仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」（平成23年3月 仙台市）

表 6.1-68 減少種の地域区分

番号	地域区分	
1	山地地域	
2	丘陵地地域	
3	市街地地域	
4	田園地域	
5	海浜地域( 後背の樹林帯も含む )	

出典：「平成22年度 自然環境に関する基礎調査業務報告書」（平成22年3月 仙台市）

表 6.1-69 注目すべき植物種(1/5)

No.	科名	種名	文献		判断理由							環境省RL	県RL	天記・種保存法	分布地	
					学術上重要種	減少種					環境指標種					ふれあい種
						山地	西部丘陵地・田園	市街地	東部田園	海浜						
1	イワヒバ	ヒモカズラ			1											
2		イワヒバ			1	B	B									
3	ミズニラ	ミズニラ			1		B		A			NT	NT			
4	トクサ	イヌスギナ					B									
5	ゼンマイ	ヤシャゼンマイ			1	C	C						NT			
6	コケシノブ	ヒメハイホラゴケ			1											
7		コウヤコケシノブ			1											
8	イノモトソウ	オオバノイノモトソウ			1,2		B	C							岩切	
9		イノモトソウ			1,2								NT		台原森林公園	
10	チャセンシダ	コタニワタリ					B									
11	オシダ	リョウメンシダ					B								台原森林公園	
12		オシダ					B									
13		オオクジャクシダ			1											
14		オオベニシダ			1,2											
15		ギフベニシダ			1								CR+EN			
16		アスカイノデ			2											
17		アイアスカイノデ			2											
18		イワシロイノデ					B									台原森林公園
19		イノデ			2											
20		サカゲイノデ					B									台原森林公園
21		ジュウモンジシダ					B									台原森林公園
22	ヒメシダ	ヒメワラビ			2		B	B	B							
23	メシダ	シケチシダ			1,2								要			
24		イヌガンソク					C								台原森林公園	
25		クサソテツ					B		C							台原森林公園
26	ウラボシ	ヒメサジラン			1	B										
27	サンショウモ	サンショウモ			1	EX	EX	EX	EX	EX		VU	NT		青葉区台原・太白区長町(最終確認 1923年)	
28	マツ	モミ			2		C								台原森林公園	
29		キタゴヨウ			4	B										
30		ハイマツ			1,4	C										
31	イチイ	カヤ			2		B									
32	クルミ	オニグルミ					B	B	B							
33	ヤナギ	ネコヤナギ			4		C	C							評定河原・長町	
34		キツネヤナギ					C								大年寺山	
35		オオバヤナギ			1	B							NT			
36	カバノキ	ハンノキ			1,4		C		B	C					宮沢橋下流	
37		ウダイカンバ			4	C	C									
38		サワシバ					C	B								
39		アカシデ					C	B		/						台原森林公園・野草園
40		イヌシデ			4	C	B			C					台原森林公園・大年寺山	

- 1: 表中の文献は以下のとおりである。  
「平成 22 年度 仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」(平成 23 年 3 月 仙台市)  
「広瀬川の自然環境」(平成 6 年 3 月 宮城県)
- 2: 表中の分布地は、文献 に記載されている分布地を示す。

表 6.1-70 注目すべき植物種(2/5)

No.	科名	種名	文献		判断理由							環境省RL	県RL	天記・種保存法	分布地
				学術上重要種	減少種					環境指標種	ふれあい種				
					山地	西部丘陵地・田園	市街地	東部田園	海浜						
41	ブナ	イヌブナ		1,4		B									野草園・大年寺山
42		アカガシ		2		C	C	C	C						台原森林公園・野草園・大年寺山
43		ミズナラ			C	B									野草園・大年寺山
44		シラカシ		2		C	C	C	/						野草園・大年寺山
45	ニレ	ケヤキ			C	C	B	B							牛越橋上流
46	イラクサ	トキホコリ		1		B	B					VU	VU		花京院・上杉・広瀬川中河原緑地
47	タデ	イヌタデ													台原森林公園・広瀬川中河原緑地・大年寺山
48		ミゾソバ				C	B	C							台原森林公園・野草園・大年寺山
49		ノダイオウ		1,4		C		C					VU	要	花壇
50	ザクロソウ	ザクロソウ		1											台原森林公園
51	クスノキ	シロダモ		2		*		*	*						台原森林公園・野草園・向山
52	キンボウゲ	ニリンソウ				B		B							野草園・八木山香澄町
53		キクザキイチゲ			C	B		B							八木山香澄町
54	マツモ	マツモ		1				A							青葉区小松島(1931年の採集地)
55	アブラナ	ナズナ				B	B	B							台原森林公園・日の出町公園・大年寺山
56	ユキノシタ	トリアシショウマ			C	B		B							大年寺山
57		オオコガネネコノメソウ		1,2											野草園
58		ユキノシタ				B	B								大年寺山
59	バラ	ヤマブキ				C									台原森林公園・八木山香澄町
60		カスミザクラ				C									台原森林公園・野草園・三神峯公園
61	マメ	ツクシハギ				B									台原森林公園・大年寺山・三神峯
62		マキエハギ		1									NT		三神峯
63	ユズリハ	ユズリハ		1,2		C		C	C						台原森林公園
64	ミカン	ミヤマシキミ		1					C						台原森林公園
65	カエデ	ハウチワカエデ				C									大年寺山
66		イタヤカエデ				C									野草園・大年寺山
67		ヤマモミジ					B								野草園
68		ウリハダカエデ					C								台原森林公園・大年寺山
69	モチノキ	イヌツゲ				C			C						台原森林公園
70	ジンチョウゲ	オニシバリ		1									NT		台原森林公園
71	スマレ	サクラスマレ		1		B									台原森林公園
72		ナガハシスマレ		1		B		B							台原森林公園
73	ミソハギ	ミズマツバ		1								VU	VU		郡山
74	ミズキ	アオキ				C	C	C	C						台原森林公園・野草園
75	ウコギ	コシアブラ				C	C								野草園・大年寺山
76	セリ	サワゼリ		1											岩切

1: 表中の文献は以下のとおりである。

「平成 22 年度 仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」(平成 23 年 3 月 仙台市)

「広瀬川の自然環境」(平成 6 年 3 月 宮城県)

2: 表中の分布地は、文献 に記載されている分布地を示す。



表 6.1-71 注目すべき植物種(3/5)

No.	科名	種名	文献		判断理由							環境省RL	県RL	天記・種保存法	分布地	
					学術上重要種	減少種				環境指標種	ふれあい種					
						山地	西部丘陵地・田園	市街地	東部田園							海浜
77	ツツジ	ヤマツツジ						C	C		C					台原森林公園
78		ナツハゼ						C								大年寺山
79	モクセイ	イボタノキ						B								大年寺山
80	ガガイモ	タチガシワ			1											野草園
81	ムラサキ	ルリソウ						C					NT			台原森林公園
82	ゴマノハグサ	ムラサキサギゴケ						C		C						台原森林公園・大年寺山
83		カワヂシャ			1				B	B			NT	NT		新田
84	タヌキモ	タヌキモ			1								NT	CR+EN		長町
85	オオバコ	オオバコ														台原森林公園・日の出町公園・野草園・大年寺山
86	キク	オクモミジハグマ						C								大年寺山
87		キッコウハグマ						B								台原森林公園・野草園・大年寺山
88		オケラ						B								台原森林公園
89		オオニガナ			1			C						NT		北山(現在は消滅)
90		アキノキリンソウ						C								台原森林公園・大年寺山
91		エソタンポポ						C	B	B	C					台原森林公園・野草園・大年寺山
92	オモダカ	サジオモダカ						C		B				NT		
93		アギナシ						C		B			NT	VU		
94		ヘラオモダカ						C		B						
95		ウリカワ						C		B						
96		オモダカ						C		B						
97		オモダカの仲間						C		B						東部田園地区の水田
98	トチカガミ	ミズオオバコ			1			B		B			VU	NT		
99	ヒルムシロ	エビモ						B		B						
100		コバノヒルムシロ											VU	VU		
101		ホソバミズヒキモ												VU		
102		イトモ			1			C		B			NT	要		
103	イバラモ	サガミトリゲモ			1								VU	VU		若林区荒井
104		イトトリゲモ			1			B		A			NT	NT		
105	ユリ	カタクリ						B	B	B						台原森林公園・野草園
106		ショウジョウバカマ						B								台原森林公園・野草園・八木山
107		ゼンテイカ						B	B	B						
108		コオニユリ						B		B	B					台原(造成により消滅)
109		ヤマスカシユリ			1		B						NT	CR+EN		
110		ヒメヤブラン						C			*					台原森林公園・日の出町公園
111		オオバジャノヒゲ						B			C					台原森林公園・野草園・大年寺山
112		ユキザサ						C								
113	キンバイザサ	コキンバイザサ			1,2	EX	EX	EX	EX	EX				EX		台原(宅地造成により消滅)
114	ミズアオイ	ミズアオイ								C			NT			
115		コナギ								C						

1: 表中の文献は以下のとおりである。

「平成22年度 仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」(平成23年3月 仙台市)

「広瀬川の自然環境」(平成6年3月 宮城県)

2: 表中の分布地は、文献に記載されている分布地を示す。

表 6.1-72 注目すべき植物種(4/5)

No.	科名	種名	文献		判断理由						環境省 RL	県 RL	天記・種保存法	分布地	
				学術上重要種	減少種				環境指標種	ふれあい種					
					山地	西部丘陵地・田園	市街地	東部田園							海浜
116	アヤメ	ノハナショウブ		1		C							116		
117		ヒメシャガ				B	B				NT	NT	117		
118		アヤメ										NT	118		
119	ホシクサ	ホシクサ										要	119		
120	イネ	ヒメコヌカグサ									NT				
121		ヤマアワ				B			B					台原森林公園	
122		メヒシバ												台原森林公園・大年寺山・JR長町駅東側	
123		カゼクサ				B	C							台原森林公園・米ヶ袋 広瀬川畔・三神公園	
124		オオウシノケグサ		4		B		B	C					川内追廻・野草園	
125		カラフトドジョウツナギ										NT			
126		エゾノサヤヌカグサ							C						
127		オギ					C	C	C	C					広瀬川中河原緑地
128		ヨシ					C	C	C	C					台原森林公園
129		ツルヨシ					C	C	C						花壇広瀬川畔・広瀬川 中河原緑地・千代大橋 付近
130		オオクマザサ		3											野草園・大年寺山
131		ハコネナンブスズ		1											
132		スエコザサ		3											台原森林公園・野草園 ・大年寺山
133		スズタケ					C								台原森林公園・野草園
134		ケスズ		1			B								
135		ネズミノオ							C						
136		マコモ					B		B						野草園
137	シバ					B	B	B						台原森林公園・米ヶ袋 ・野草園	
138	サトイモ	ヒメカイウ		1							NT	CR+EN			
139		ミズバショウ				B									
140		ヒメザゼンソウ					B	C							
141	ミクリ	ミクリ		1		B		B			NT	NT			
142		タマミクリ		1	A						NT	CR+EN			
143		ナガエミクリ		1		A		A			NT	NT			
144	ガマ	ヒメガマ				C	C	C						台原森林公園	
145		ガマ				C	C	C						野草園	
146	カヤツリグサ	サナギスゲ										CR+EN			
147		ヤマクボスゲ		1							NT	VU			
148		タヌキラン													
149		オオカサスゲ													
150		センダイスゲ		4											
151		クグガヤツリ											CR+EN		
152		フトイ					B		B						
153		カンガレイ					B		B						
154	サンカクイ					B		B						広瀬川中河原緑地	

1: 表中の文献は以下のとおりである。

「平成 22 年度 仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」(平成 23 年 3 月 仙台市)

「広瀬川の自然環境」(平成 6 年 3 月 宮城県)

2: 表中の分布地は、文献 に記載されている分布地を示す。

表 6.1-73 注目すべき植物種(5/5)

No.	科名	種名	文献		判断理由								環境省RL	県RL	天記・種保存法	分布地	
					学術上重要種	減少種					環境指標種	ふれあい種					
						山地	西部丘陵地・田園	市街地	東部田園	海浜							
155	ラン	エビネ			1		A						NT	VU			
156		キンセイラン			1		B						VU	CR+EN			
157		ユウシュンラン			1		B						VU	NT		野草園・八木山	
158		キンラン			1	B	B						VU	VU			
159		シュンラン					C			C							野草園
160		コアツモリソウ			1		B						NT	CR+EN			
161		クマガイソウ			1	B	A						VU	CR+EN			
162		イチヨウラン			1										CR+EN		
163		セッコク			1	EX	EX	EX	EX	EX					CR+EN		
164		アオスズラン			1		A										八木山
165		ノビネチドリ													VU		
166		オオミズトンボ			1		B						EN	CR+EN			
167		サギソウ			1	B	A						NT	CR+EN			台原(土地造成により消滅)
168		ヒメノヤガラ			1								VU	VU			
169		ホクリクムヨウラン			1		B										向山・野草園・大年寺山
170		ギボウシラン			1	C							EN	CR+EN			
171		ジガバチソウ													NT		
172		クモキリソウ			1,4		B				B						台原森林公園・野草園・大年寺山
173		ヒメフタバラン														要	
174		ウチョウラン			1	B	A						VU	CR+EN			
175		ミズチドリ													VU		
176		イイヌマムカゴ			1								EN	CR+EN			
177		ツレサギソウ													NT		
178		ヤマサギソウ													VU		
179		トキソウ			1		A						NT	VU			
180		カヤラン			1		B				B				VU		
181	ネジバナ					B				B						台原森林公園・日の出町公園・広瀬川中河原緑地・大年寺山	
182	ハクウンラン			1										VU			
183	ショウキラン			1	B									CR+EN			
	62科	183種	96種	126種	87種	26種	119種	29種	57種	24種	65種	53種	35種	61種	0種		

- 1: 表中の文献は以下のとおりである。  
「平成 22 年度 仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」(平成 23 年 3 月 仙台市)  
「広瀬川の自然環境」(平成 6 年 3 月 宮城県)
- 2: 表中の分布地は、文献 に記載されている分布地を示す。

イ その他事業の立地上配慮を要する植物

保存樹木，保存樹林，保存緑地

調査範囲における，「杜の都の環境をつくる条例」に基づく「保存樹木」，「保存樹林」，「保存緑地」の指定状況は表 6.1-74～表 6.1-78，及び図 6.1-31 に示すとおりである。

表 6.1-74 保存樹木(1/3)

項目	記号	所有者	樹種	指定樹齢 (年)	樹高 (m)	幹周 (m)
保存 樹木	1	光明寺	オオバボダイジュ	250	16.0	2.5
	2	東昌寺	マルミガヤ	500	17.5	5.3
	3	東昌寺	アカマツ	350	13.5	2.8
	4	東昌寺	コウヨウザン	150	14.0	1.8
	5	資福寺	ハクモクレン	320	3.8	1.7
	6	資福寺	ゴヨウマツ	200	12.5	1.3
	7	資福寺	コウヨウザン	200	16.0	2.0
	8	秀林寺	サツキ	340	0.8	株立
	9	覚範寺	ヒヨクヒバ	250	15.0	2.9
	10	輪王寺	ダイオウショウ	100	21.0	0.9
	11	輪王寺	コウヨウザン	100	20.0	1.8
	12	荘厳寺	イロハカエデ	200	12.0	3.1
	13	充国寺	クロマツ	395	8.0	1.8
	14	東北大学医学部	イスノキ	220	7.7	1.6
	15	個人所有	ケヤキ	500	14.0	3.1
	16	個人所有	ウメ	145	13.0	1.1
	17	木町通小学校	イチヨウ	100	22.0	3.3
		木町通小学校	イチヨウ	100	22.0	3.0
	18	個人所有	ケヤキ	300	22.0	4.7
	19	個人所有	スギ	1000	25.0	5.5
	20	個人所有	エノキ	350	18.0	2.6
	21	仙台市	イチヨウ	250	20.0	4.1
	22	仙台市	ウメ	200	8.5	2.1
	23	仙台高等裁判所	ヒマラヤスギ	80	19.5	3.0
	24	仙台高等裁判所	イロハカエデ	200	8.5	2.0
	25	仙台高等裁判所	シラカシ	350	18.0	1.8
	26	仙台高等裁判所	エドヒガンザクラ	250	12.5	3.0
	27	仙台高等裁判所	コウヤマキ	300	16.0	1.8
		仙台高等裁判所	コウヤマキ	300	16.0	2.4
	28	仙台高等裁判所	キャラボク	200	2.5	株立
29	東北大学	メタセコイヤ	27	14.0	1.8	
30	東北大学	ハンテンボク	75	17.0	2.0	

出典：「杜の都の名木・古木」(平成 21 年 3 月 仙台市建設局百年の杜推進部百年の杜推進課)

表 6.1-75 保存樹木(2/3)

項目	記号	所有者	樹種	指定樹齡 (年)	樹高 (m)	幹周 (m)
保存 樹木	31	東北大学	スズカケノキ	75	25.0	2.8
	32	東北大学	クロマツ	200	12.0	1.5
	33	東北大学	イチョウ	200	20.0	4.6
	34	仙台市	コウヤマキ	300	30.0	3.5
		仙台市	コウヤマキ	300	28.0	2.9
	35	瑞鳳寺	ヒガンザクラ	330	15.0	3.3
	36	仙台地方検察庁	サルスベリ	300	11.0	1.2
	37	仙台地方検察庁	シダレザクラ	300	15.0	3.3
	38	東二番丁小学校	クスノキ	100	10.0	1.5
	39	東北薬科大学	クロマツ	620	14.5	3.4
	40	朝日神社	スギ	700	13.0	3.2
	41	宮城県対がん協会	ケヤキ	200	12.0	3.0
	42	仙岳院	クロマツ	310	5.0	1.0
	43	五城中学校	イロハモミジ	300	21.0	2.4
	44	一本松公園・仙台市	アカマツ	200	10.8	2.6
	45	宮城県	ヒマラヤスギ	70	17.5	1.3
	46	宮城県	サンゴジュ	80	8.5	2.0
	47	東六番丁小学校	ヒガンザクラ	300	10.0	5.6
	48	千手観音堂	イチョウ	200	21.0	3.5
	49	稲舟神社	イロハカエデ	200	18.0	2.1
	50	個人所有	イチョウ	1,200	32.0	7.8
	51	宮城野中学校	チョウセンゴヨウマツ	67	14.0	2.1
	52	仙台市	シダレザクラ	280	18.0	3.4
	53	仙台市	サイカチ	200	15.0	4.5
	54	孝勝寺	クロマツ	310	20.0	2.5
	55	榴岡天満宮	シラカシ	300	15.0	2.9
	56	宮城野八幡神社	ケヤキ	200	32.0	3.3
	57	善應寺	キンモクセイ	260	10.0	0.9
	58	善應寺	イチイ	260	13.0	2.8
	59	善應寺	シラカシ	250	15.0	3.1
60	志賀神社	イチイ	600	18.0	3.2	

出典：「杜の都の名木・古木」(平成21年3月 仙台市建設局百年の杜推進部百年の杜推進課)

表 6.1-76 保存樹木(3/3)

項目	記号	所有者	樹種	指定樹齡 (年)	樹高 (m)	幹周 (m)
保存樹木	61	大山祇神社	イチョウ	200	21.0	3.6
	62	正楽寺	イチョウ	300	12.0	4.5
	63	正楽寺	クスノキ	200	15.0	3.6
	64	愚鈍院	カヤ	250	15.0	2.1
	65	大林寺	カヤ	250	15.0	3.8
	66	道仁寺	タブノキ	200	16.0	2.8
	67	道仁寺	サクラ	200	15.0	2.6
	68	道仁寺	シダレザクラ	200	13.0	2.0
	69	道仁寺	サクラ	200	14.0	2.3
	70	栽松院	シラカシ	1,000	7.0	1.7
	71	信夫神社	イチョウ	350	23.0	4.2
	72	三宝大荒神社	イチョウ	320	25.0	4.1
	73	満福寺	クロマツ	300	21.0	2.8
	74	薬師堂	ヒイラギ	200	7.0	1.6
	75	仙台市	アラカシ	200	16.5	2.3
	76	仙台市	イチョウ	350	25.0	4.0
	77	聖ウルスラ学院	ケヤキ	250	20.0	4.2
	78	仙台市	シダレザクラ	390	7.0	2.5
	79	宮城刑務所	クロマツ	330	3.3	1.6
	80	宮城刑務所	ウメ	360	8.0	1.3
	81	旅立稲荷神社	ケヤキ	200	25.0	3.9
	82	愛宕神社	スギ	580	11.5	4.6
		愛宕神社	スギ	580	11.5	3.6
	83	愛宕神社	エドヒガン	350	13.0	3.3
	84	大満寺	イチョウ	250	21.5	3.8
	85	仙台市	ラクウショウ	100	17.0	3.0
86	仙台市	スギ	500	28.0	4.0	

出典：「杜の都の名木・古木」(平成21年3月 仙台市建設局百年の杜推進部百年の杜推進課)

表 6.1-77 保存樹林

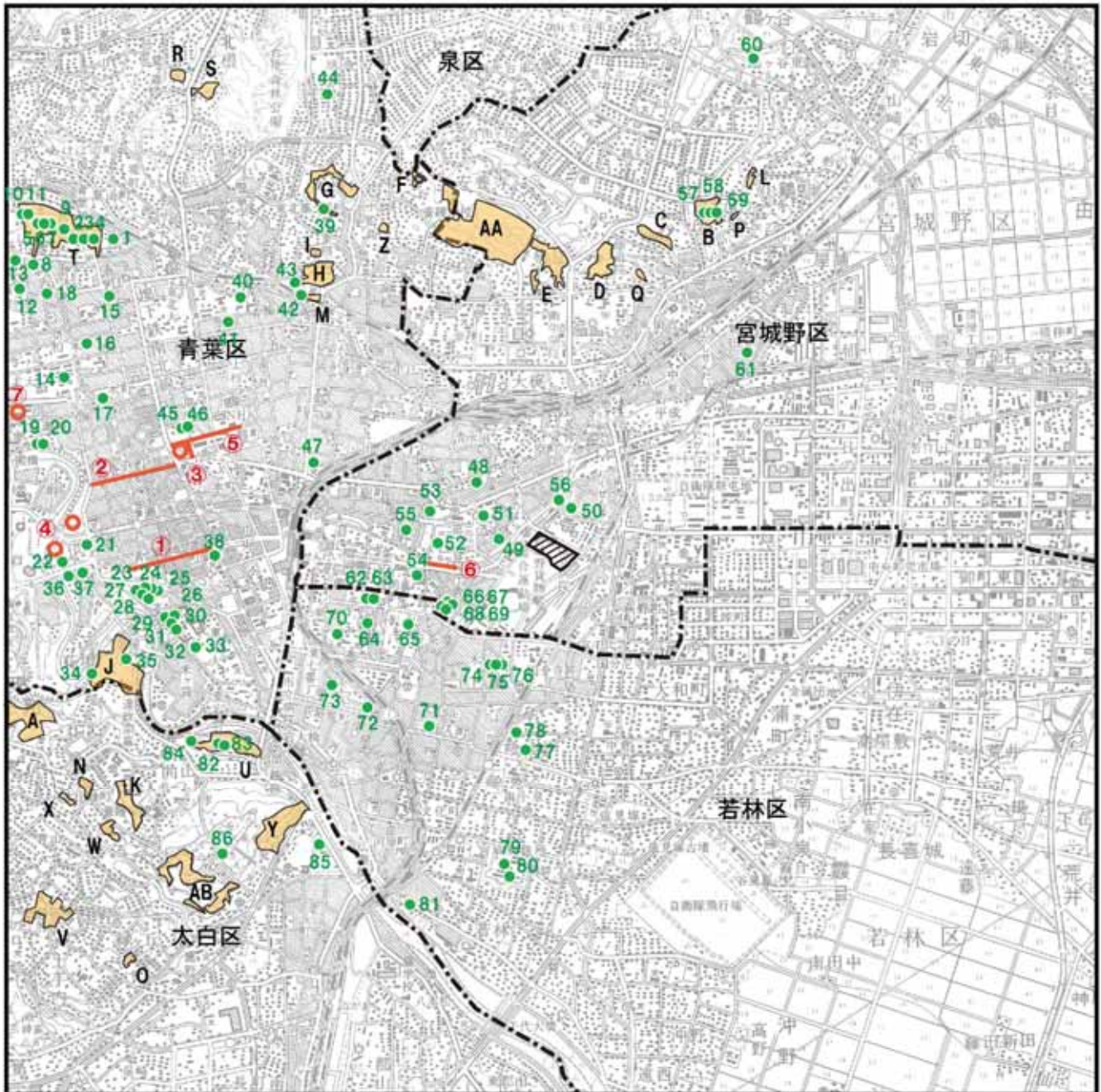
項目	記号	名称	形態
保存樹林		青葉通 仙台駅前～大町	ケヤキ街路樹
		定禅寺通(中央分離帯のみ) 東二番丁通～西公園前	ケヤキ街路樹
		勾当台公園 青葉区本町三丁目9	ヒマラヤシーダー林
		西公園 青葉区桜ヶ丘公園2,3番	ヒマラヤシーダー林
		勾当台通外記丁線・定禅寺通県庁前線 青葉区本町三丁目9(東隣,北隣)	イチョウ街路樹
		東十番丁線(榴岡駅前通り) 宮城野区榴ヶ岡五丁目12(北隣)	イチョウ街路樹
		広瀬町4	シラカシ生垣

出典：仙台市資料(仙台市建設局百年の杜推進部百年の杜推進課)



表 6.1-78 保存緑地

項目	記号	名称	保存緑地の面積(ha)
保存 緑地	A	青葉山	362.41
	B	善応寺	2.93
	C	西山	2.40
	D	安養寺	4.48
	E	木皿山	5.76
	F	奥津森	0.51
	G	瞑想の森	4.18
	H	東照宮	3.73
	I	仙台営林署	0.47
	J	霊屋	8.35
	K	県児童館モデル遊園	3.75
	L	案内沢北	0.81
	M	仙岳院	0.69
	N	大泉山	0.99
	O	滝沢寺	0.75
	P	大拙庵	0.44
	Q	ラ・サールホーム	0.35
	R	藤松	1.04
	S	南黒松	1.48
	T	北山	14.60
	U	愛宕山	4.25
	V	橋本農園	4.63
	W	あびこの杜	0.95
	X	大泉山	0.56
	Y	大年寺山	7.43
	Z	小松島二丁目	0.63
AA	与兵衛沼	24.89	
AB	二ッ沢	7.24	

出典：「仙台市公園・緑地等配置図」(平成21年4月 仙台市)

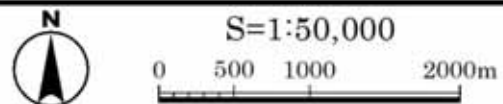


凡例

-  : 対象事業計画地
-  : 区境界線
-  : 保存樹木(1~86)
-  : 保存樹林(①~⑧)
-  : 保存緑地(A~AB)

出典：1.「社の都の名木・古木」(平成21年3月 仙台市建設局百年の杜推進部百年の杜推進課)  
 2.「仙台市公園・緑地等配置図」(平成23年4月 仙台市)

図 6.1-31 保存樹木・保存樹林・保存緑地





## ウ 植生

調査範囲の植生及び注目すべき植生の状況

調査範囲の現存植生は、図 6.1-32 に示すとおりであり、計画地は「残存・植栽樹群を持った公園、墓地等」で植生自然度は低い。

「平成 21 年度 自然環境に関する基礎調査業務報告書」(平成 22 年 3 月 仙台市)では、環境省の植生自然度 9, 10 (自然植生) に該当する植生を「自然性の高い植生」として位置づけている。本調査範囲における自然性の高い植生の分布は図 6.1-33 に示すとおりであり、広瀬川沿いや仙台城跡周辺などに分布している。なお、植生自然度の区分基準は表 6.1-79 のとおりである。

注目すべき植物群落は、表 6.1-80 及び図 6.1-34 に示すとおりであり、霊屋のスギ林がある。

表 6.1-79 植生自然度の区分基準

植生自然度	区分基準
10	高山ハイデ、風衝草原、自然草原等、自然植生のうち単層の植物社会を形成する地区
9	エゾマツ トドマツ群集、ブナ群集等、自然植生のうち多層の植物社会を形成する地区
8	ブナ・ミズナラ再生林、シイ・カシ萌芽林等、代償植生であっても、特に自然植生に近い地区
7	クリ ミズナラ群落、クヌギ コナラ群落等、一般には二次林と呼ばれる代償植生地区
6	常緑針葉樹、落葉針葉樹、常緑広葉樹等の植林地
5	ササ群落、ススキ群落等の背丈の高い草原
4	シバ群落等の背丈の低い草原
3	果樹園、桑畑、茶畑、苗圃等の樹園地
2	畑地、水田等の耕作地、緑の多い住宅地
1	市街地、造成地等の植生のほとんど存在しない地区

出典：「平成 21 年度 自然環境基礎調査報告書」(平成 22 年 3 月 仙台市)

表 6.1-80 注目すべき植物の群落

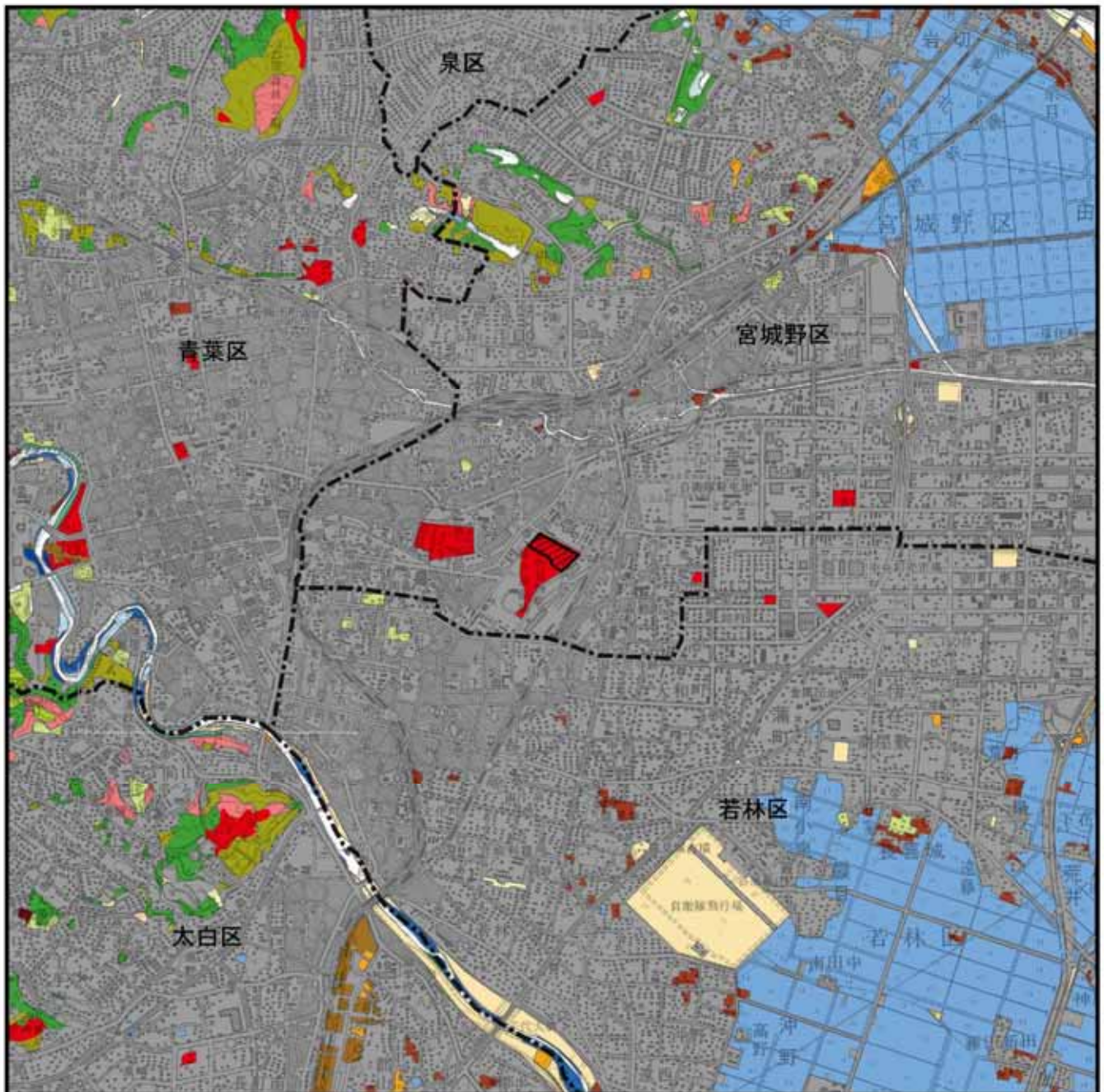
件名	選定理由	保全の状況
霊屋のスギ林	過去において人工的に植栽されたことが明らかな森林であっても長期にわたって伐採の手が入っていないもの	風致保安林 土砂崩壊防止保安林

出典：「宮城県の希少な野生動植物 - 宮城県レッドリスト 2013 版 - 」(平成 25 年 宮城県)

「環境省 自然環境基礎調査」(平成 8 年 3 月 仙台市)

計画地の植生の状況

計画地の植生の状況は、「残存・植栽樹群をもった公園、墓地等」である。

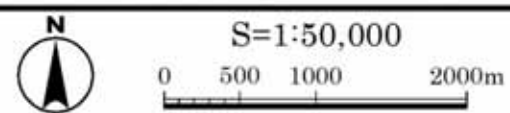


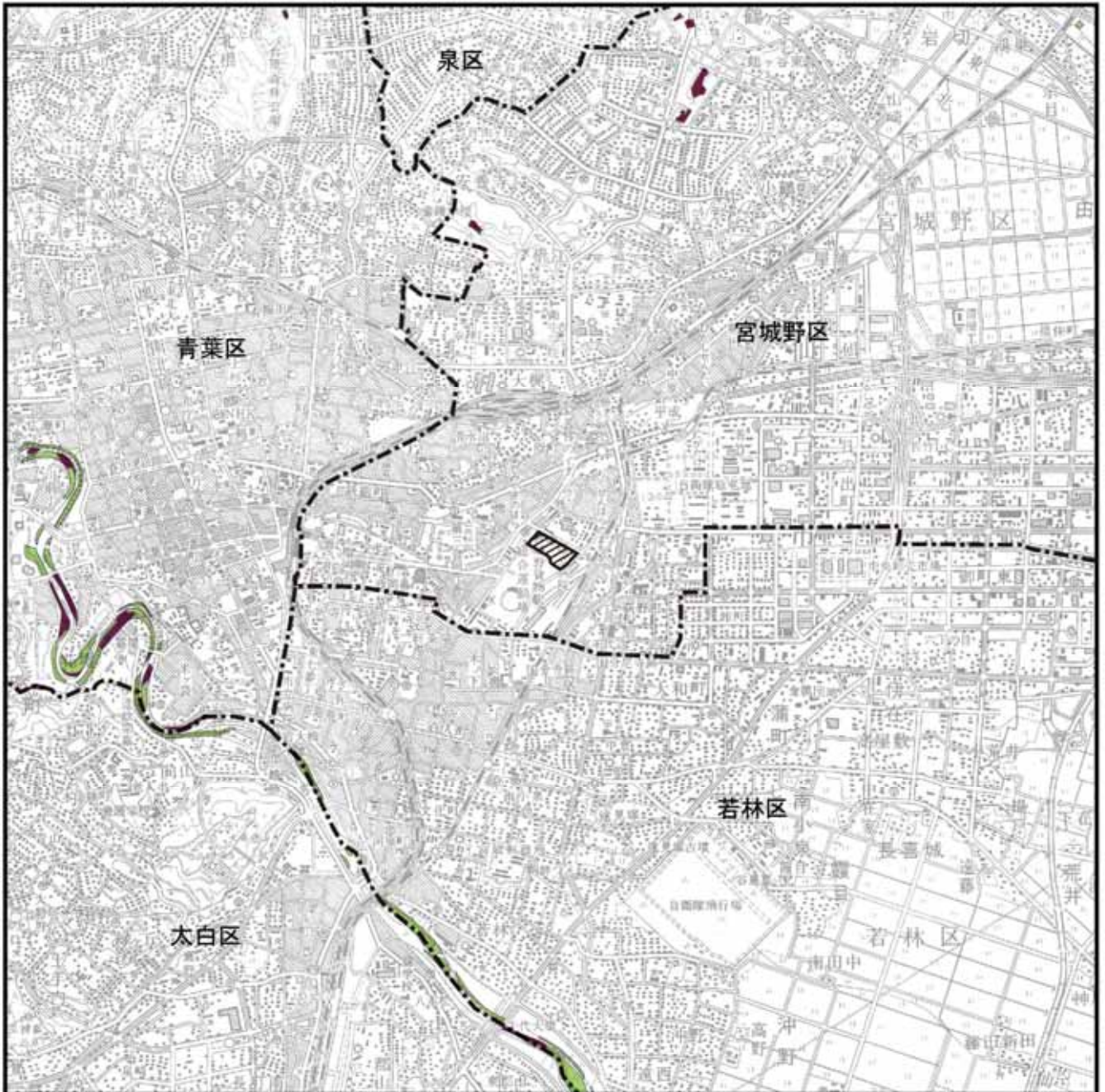
凡例

- : 対象事業計画地
- : 区境界線
- チシマザサ・ブナ群団
- ケヤキ群落 (IV)
- ヤナギ高木群落 (IV)
- ヤナギ低木群落 (IV)
- アカマツ群落 (V)
- 落葉広葉低木群落
- ススキ群団 (V)
- クリーコナラ群集
- ヨシクラス
- ヒルムシロクラス
- スギ・ヒノキ・サワラ植林
- 竹林
- ゴルフ場・芝地
- 路傍・空地雑草群落
- 果樹園
- 畑雑草群落
- 水田雑草群落
- 市街地
- 緑の多い住宅地
- 残存・植栽樹群をもった公園、墓地等
- 工場地帯
- 造成地
- 開放水域
- 自然裸地



出典：「1:50,000 仙台市植生図 東日本大震災後における自然環境基礎調査業務委託報告書」(平成 25 年 仙台市)



図 6.1-32 現存植生図





凡 例

-  : 対象事業計画地
-  : 区境界線

植生自然度個別値	植 生
 : 10	ヒルムシロクラス ヨシクラス
 : 9	ケヤキ群落 (Ⅳ) チシマザサープナ群団 ヤナギ低木群落 (Ⅳ) ヤナギ高木群落 (Ⅳ)

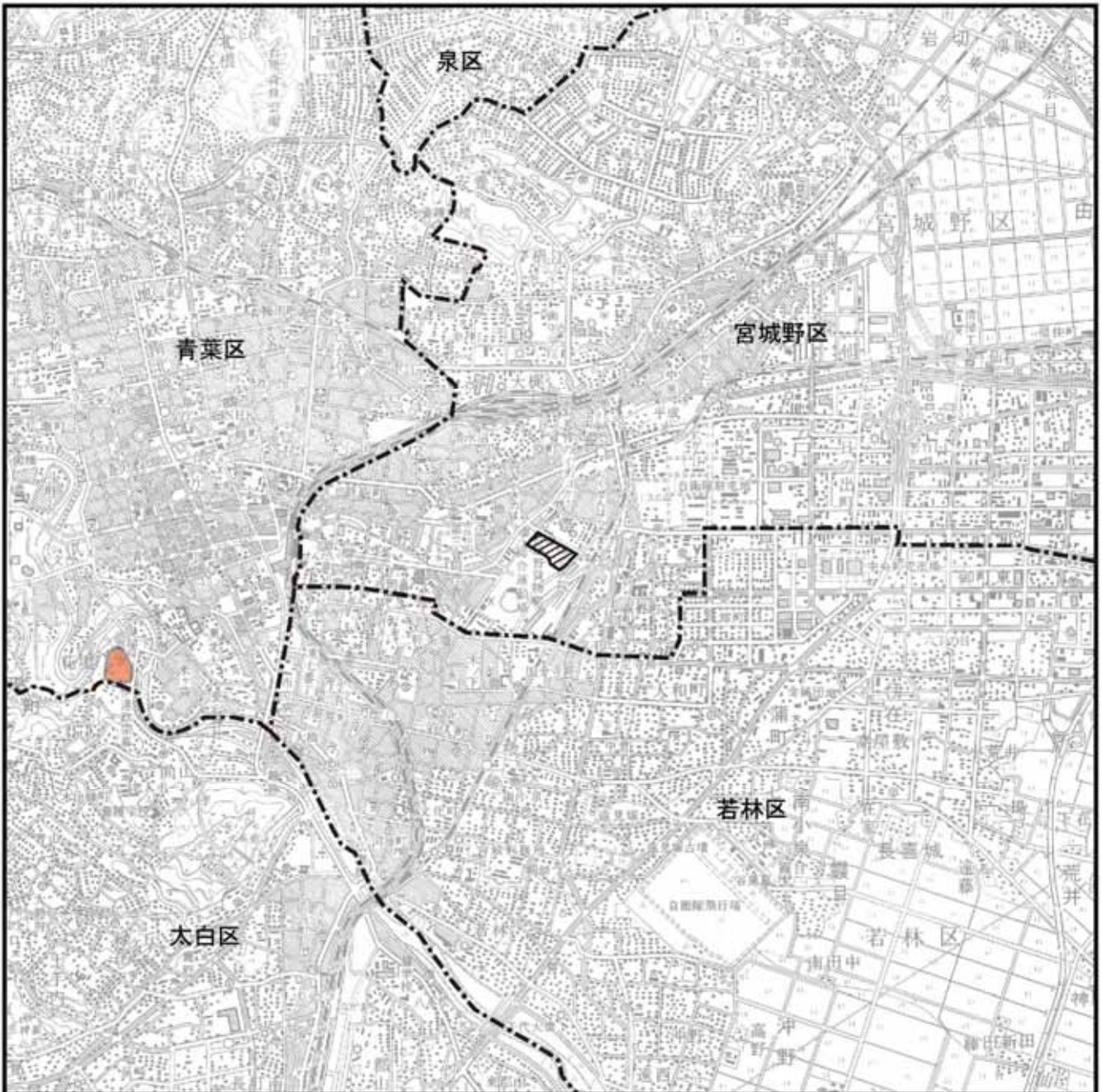
出典：「1:50,000 仙台市植生図 東日本大震災後における自然環境基礎調査業務委託報告書」（平成 25 年 仙台市）

図 6.1-33 植生自然度






S=1:50,000

0 500 1000 2000m



凡例

-  : 対象事業計画地
-  : 区境界線
-  : 注目すべき植物群落

出典:「平成21年度仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」(平成22年3月 仙台市)

図 6.1-34 注目すべき植物群落の分布



S=1:50,000

0 500 1000 2000m

## (2) 動物

### ア 動物相及び注目すべき動物の状況

計画地は市街地に位置している。仙台市の市街地や田園地域では、人の生活空間の拡大や圃場整備等により動物の生息環境が減少しているが、市街地に残された公園や河川沿い等でタヌキ、イタチ、カワセミ、アオダイショウ、ミヤマクワガタ等、まだ多くの動物が生息しており、青葉山、台原森林公園、広瀬川等が主要な生息地となっている。

調査範囲が含まれる広瀬川流域では、適切な環境保全区域設定の基礎資料として平成3年度から5年度にかけて実施された「広瀬川流域自然環境調査」結果が「広瀬川流域の自然環境」(平成6年3月 仙台市)として取りまとめられている。動物相の特徴を表6.1-81に示す。

表 6.1-81 動物相の特徴

項目	動物相の特徴
小型哺乳類	<p>小型哺乳類は生け捕りワナ、捕殺ワナおよび手捕りによる捕獲の他、文献、その他の記録等から、ほとんど文献資料がなかった翼手目や、ヤチネズミ、ヒメヒズ等<small>の</small>生息を確認し、合計 3 目 5 科 13 種を記録した。</p> <p>翼手目は洞窟性種を中心に 2 科 7 種、食虫目 2 科 5 種、げっ歯目 1 科 4 種を記録し、小型哺乳類相からは、広瀬川流域の環境が比較的良好に保たれていると判断され、小型哺乳類の生息環境も保証されるような措置が必要であることを述べた。</p>
鳥類	<p>・中流域部の鳥類(生瀬橋下流、三居沢発電所取水口の北堰上流部～広瀬橋)</p> <p>中州や岸边には柳等の灌木が繁り野鳥たちの格好な生活の場となっている。目別構成はスズメ目が 54 種で 59.3%、チドリ目 (<i>Charadriiformes</i>) 9 種 9.9%、ガンカモ目 7 種 7.7%、ワシタカ目 6 種 6.6%の順となっていた。</p> <p>・下流域部の鳥類(広瀬橋下流～名取川河口)</p> <p>河口近くには中州や寄州があり干潮時にシギ・チドリ類カモメ類 (<i>Gulls</i>) が採餌や休息地として利用している。また地域住民の運動公園としても幅広く利用されており、河岸には低灌木や葦原も生い茂っている田園親水域である。</p> <p>このような環境の地域に 83 種の鳥類を確認することができた。目別構成はスズメ目が 33 種で 39.9%、チドリ目 19 種 22.9%、ガンカモ目 9 種 10.8%、コウノトリ目 8 種 9.6%、ワシタカ目 6 種 7.2%の順となっている。</p>
両生類 爬虫類	<p>広瀬川流域から両生類 6 科 15 種類、爬虫類 4 科 8 種類が出現した。</p> <p>出現種のいずれもが、概ね良好に生息している模様で、広瀬川流域の生息環境の多様さを物語っている。出現種は、宮城県付近の平地から山地にかけての平均的な、標準的な両生類・爬虫類相である。</p>
魚類	<p>・中流(青葉区熊ヶ根～愛宕橋)</p> <p>中流はウグイが優占種である。中村(1976)で多かったオイカワは、現在は少ない。アブラハヤは郷六付近より上流側の河岸のよどみで見られる。底生魚は、カマツカ、ニゴイ、ドジョウ、シマドジョウ、ギバチ、シマヨシノボリ、オオヨシノボリ、カジカ等が生息する。ニゴイは下流の淵部に多い大形の底生魚であるが、近年中流で増加していると言う。ヨシノボリ類は、郷六付近より上流側でオオヨシノボリが多く、下流側でシマヨシノボリが多い。カジカは市街地の牛越橋付近が分布の下限である。</p> <p>・下流(愛宕橋～下流)</p> <p>中流から下流に移行する付近は、愛宕堰と郡山堰の 2 基の堰堤がある。郡山堰は、広瀬川で最も下流に位置する堰堤であるが、魚道等の機能が十分でなく、通常<small>の</small>年はウグイ(降海型)、マルタウグイ、天然遡上アユ、ヌマチチブ等の通し回遊魚の遡上上限になっている。</p> <p>下流は、護岸整備と河川改修が進捗し、自然護岸の場所が減少した。平瀬の場所が広がった反面で、名取川との合流点付近は、河床を掘削したためにとろの状態になっている。</p> <p>遊泳魚はウグイが多い。オイカワ、タモロコ、モツゴ等の移植種や、止水の場所を好むメダカが見られる。底生魚は、ニゴイ、ヌマチチブが多い。</p> <p>春季は、遡上するアユ幼魚、自然繁殖のサケ稚魚、ウグイ(降海型)やマルタウグイ成魚、遡上するオオヨシノボリやシマヨシノボリ、ウキゴリの幼魚が見られる。</p>
昆虫類	<p>本業務調査範囲では昆虫類の調査は実施されていない</p>

出典：「広瀬川流域の自然環境」(平成 6 年 3 月 仙台市)

調査範囲内における注目すべき動物として、「平成 22 年度 自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」(平成 23 年 3 月 仙台市)において「自然環境保全上重要な動物として選定されている種」のうち、調査結果で示されている分布域が本調査範囲内に該当している動物種、及び「広瀬川流域の自然環境」(平成 6 年 3 月 仙台市)において「中流域・下流域(本調査の調査対象範囲に該当)に生息する動物種」を調査範囲内における注目すべき動物種として整理した。

「平成 22 年度 自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」(平成 23 年 3 月 仙台市)において「自然環境保全上重要な動物」として選定されている種の判断基準は、表 6.1-67 に示すとおりであり、学術上重要種、減少種、環境指標種及びふれあい種に該当する種、ならびに環境省レッドリスト種及び宮城県レッドリスト種である。

調査範囲内における注目すべき種は表 6.1-82～表 6.1-89 に示すとおりであり、確認された種数は 121 種あり、うち環境省レッドリスト種は 36 種、県レッドリスト種は 46 種である。

なお、表中の減少種の地域区分は表 6.1-68 による。

表 6.1-82 注目すべき動物相の種数

項目	目数	科数	種数	文献 ( 1 )		判断理由(文献 )								( 2・3 )	( 2・3 )
				学術上 重要種	減少種					環境 指標 種	ふれ あい 種	県 RL	環境省 RL		
					山地	丘陵地	市街地	田園	海浜						
哺乳類	5	9	21	3	18	14	19	17	12	10	7	8	6	9	1
鳥類	14	28	54	25	42	16	28	46	50	43	36	38	16	16	14
爬虫類	1	4	7	4	6	3	7	7	6	4	4	6	4	1	0
両生類	2	4	11	4	11	3	11	11	9	3	2	9	5	6	4
魚類	9	11	14	7	13	7	5	9	7	5	6	7	7	6	12
昆虫類	6	13	14	14	4	12	2	10	11	7	0	6	5	8	5
合計	37 目	69 科	121 種	57 種	90 種	55 種	72 種	100 種	95 種	72 種	55 種	74 種	43 種	46 種	36 種

1：文献は以下のとおりである。

「平成 22 年度 自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」(平成 23 年 3 月 仙台市)

「広瀬川流域の自然環境」(平成 6 年 3 月 仙台市)

ただし、文献中において広瀬川中流あるいは下流で確認された種である。

2：RL 種は以下のとおりである。

環境省 RL：「環境省第 4 次レッドリスト」(平成 24・25 年 環境省報道発表資料)

宮城県 RL：「宮城県の希少な野生動植物 - 宮城県レッドリスト 2013 版 - 」(平成 25 年 宮城県)

3：文献 では RL 種を判断基準としていたが、平成 22 年以降データが更新されたため、「自然環境保全上重要な種」として抽出された種が RL 種に該当するかどうかを確認した。

4：文献 では、本調査範囲での昆虫類の調査は実施されていない。

表 6.1-83 注目すべき動物種(1/7)【哺乳類】

No.	目名	科名	種名	文献 ( 1 )		判断理由(文献 )										( 2・3 ) 県 RL	( 2・3 ) 環境省 RL	分布地 (文献 )
				学術上 重要種	減少種	環境 指標種	ふれ あい 種	山地	丘陵地	市街地	田園	海浜	環境 指標種	ふれ あい 種				
															3種			
1	モグラ	トガリネズミ	ホンシュウトガリネズミ				*	C	/	/	/				DD			
2			ジネズミ				*	C	B	C								
3			カワネズミ			1,4	B	B	/	/	/				DD			
4		モグラ	ヒメヒミズ			1	*		/	/	/							
5			アズマモグラ				*	C	C	C	*							
6	コウモリ	キクガシラコウモリ	コキクガシラコウモリ			1	C	C										
7			キクガシラコウモリ			1	*	C	C									
8		ヒナコウモリ	カグヤコウモリ			1,4	C								CR+EN			
9			モモジロコウモリ			1,4		C	C	C								
10			モリアブラコウモリ			1,4									CR+EN			
11			ヤマコウモリ			1,4	C	B	B						VU	VU		
12			ヒナコウモリ			1,4	C	C	C			C			VU			
13			ウサギコウモリ			1,4	C	C							VU			
14			テングコウモリ			1,4	C	C							VU			
15			ネズミ	リス	ムササビ			1,4	*	C	B							広瀬川(米ヶ袋)
16		ヤマネ		ヤマネ			1,4	C			/	/			NT			
17		ネズミ		ヤチネズミ			4	C	C									
18				ハタネズミ				C	C	B	C	C						
19				ヒメネズミ				*	C	C	C	/						
20	ネコ	イヌ	タヌキ			*	C			C						宮城野区鶴ヶ谷		
21		イタチ	テン				C	C								八木山		
-	5目	9科	21種	3種	18種	14種	19種	17種	12種	10種	7種	8種	6種	9種	1種			

- 1: 文献は以下のとおりである。  
 「平成 22 年度 自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」(平成 23 年 3 月 仙台市)  
 「広瀬川流域の自然環境」(平成 6 年 3 月 仙台市)  
 ただし、文献中において広瀬川中流あるいは下流で確認された種である。
- 2: RL 種は以下のとおりである。  
 環境省 RL: 「環境省第 4 次レッドリスト」(平成 24・25 年 環境省報道発表資料)  
 宮城県 RL: 「宮城県の希少な野生動植物 - 宮城県レッドリスト 2013 版 - 」(平成 25 年 宮城県)
- 3: 文献 では RL 種を判断基準としていたが、平成 22 年以降データが更新されたため、「自然環境保全上重要な種」として抽出された種が RL 種に該当するかどうかを確認した。



表 6.1-84 注目すべき動物種(2/7)【鳥類】

No.	目名	科名	種名	文献 ( 1 )		判断理由(文献 )							( 2・3 ) 県 RL	( 2・3 ) 環境省 RL	分布地 (文献 )		
				学術上 重要種	減少種					環境 指標種	ふれ あい 種						
					山地	丘陵地	市街地	田園	海浜								
1	キジ	キジ	ウズラ			1,4	A	A	A	A	A			CR+EN	VU	八木山	
2	カモ	カモ	オシドリ				*	C	B						DD	広瀬川	
3	カイツブリ	カイツブリ	カイツブリ					C	B	C	C						
4	ペリカン	サギ	ヨシゴイ					C	B	C	C			NT	NT	広瀬川	
5			アマサギ			2			A	*							
6			チュウサギ			1,2,4			C	A	C	C				NT	
7			コサギ			2			C	B	*	*					
8	ツル	クイナ	クイナ					C	A	B	B			要注目		鶴ヶ谷・大年寺山	
9			バン					C	B	C	C						広瀬川・台原
10	カッコウ	カッコウ	ホトトギス				*	*	C	C	C						
11			カッコウ					C	C	B	C	C					七北田川・鶴ヶ谷・広瀬川・台原
12	ヨタカ	ヨタカ	ヨタカ				*	C	B					NT	NT	榴ヶ岡公園	
13	チドリ	チドリ	イカルチドリ				C	C	B	B							
14			シロチドリ								B						
15		シギ	オオソリハシギ												VU		
16		カモメ	コアジサシ			1,2,4			A	B	B			VU	VU	広瀬川	
17	タカ	ミサゴ	ミサゴ			1,4				C	C					広瀬川	
18		タカ	オジロワシ			1,2,4		B	B	B	B			VU	VU	鶴ヶ谷・田子	
19			チュウヒ					C	B	C	C			NT	EN	広瀬川・三神峯	
20			ハイタカ			1,4	C	C	C	C	C			NT	NT		
21			オオタカ			1,4	C	C	B	B	C			NT	NT	広瀬川・岩切・台原	
22		ノスリ				*	C	C	C							広瀬川	

- 文献は以下のとおりである。  
「平成 22 年度 自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」(平成 23 年 3 月 仙台市)  
「広瀬川流域の自然環境」(平成 6 年 3 月 仙台市)  
ただし、文献中において広瀬川中流あるいは下流で確認された種である。
- RL 種は以下のとおりである。  
環境省 RL:「環境省第 4 次レッドリスト」(平成 24・25 年 環境省報道発表資料)  
宮城県 RL:「宮城県の希少な野生動植物 - 宮城県レッドリスト 2013 版 - 」(平成 25 年 宮城県)
- 文献 2 では RL 種を判断基準としていたが、平成 22 年以降データが更新されたため、「自然環境保全上重要な種」として抽出された種が RL 種に該当するかどうかを確認した。

表 6.1-85 注目すべき動物種(3/7)【鳥類】

No.	目名	科名	種名	文献 ( 1 )		判断理由(文献 )								( 2・3 ) 県 RL	( 2・3 ) 環境省 RL	分布地 (文献 )	
				学術上 重要種	減少種					環境 指標種	ふれ あい 種						
					山地	丘陵地	市街地	田園	海浜								
23	フクロウ	フクロウ	コノハズク			1	C	C							要注 目	三神峯	
24			フクロウ				C	C	B	B	C						鶴ヶ谷・三神峯
25			アオバズク						C	B	B	B			VU		川内
26	ブッポウ ソウ	カワセミ	カワセミ					C	C	C						広瀬川・台原・ 小松島新堤沼・ 梅田川・鶴ヶ谷	
27			ヤマセミ							B					要注 目	広瀬川	
28	キツツキ	キツツキ	アカゲラ				*	C	B	C	C						
29			アオゲラ				*	C	B	C	C						
30	ハヤブサ	ハヤブサ	チョウゲン ボウ					C	B	C	B						
31			チゴハヤブ サ			1,4				B	B				要注 目		
32			ハヤブサ			1,4	C	B	B	B	B				NT	VU	広瀬川・三神 峯・荒井・台原・ 大年寺山・小鶴
33	スズメ	サンショ ウクイ	サンショウ クイ			1,4	C	C	B	C	C			VU	VU		
34		カササギ ヒタキ	サンコウチ ヨウ					C	B							三神峯・台原・ 広瀬川	
35		モズ	モズ				*	C	B	C	C						
36			アカモズ			1,4		B	B	B	B			CR+E N	EN	広瀬川	
37		ヒバリ	ヒバリ					C	B	C	C						
38		ツバメ	ツバメ					C	C	C							
39		ウグイス	ウグイス				*	*	C	C	C						
40		ヨシキリ	オオヨシキ リ					C	B	C	C					川内・米ヶ袋・ 鶴ヶ谷・田子・ 霞目	
41			コヨシキリ					C	A	C	C					広瀬川	
42		セッカ	セッカ					C	B	C	C						
43	カワガラ ス	カワガラス				*	C	B									

- 1: 文献は以下のとおりである。  
 「平成 22 年度 自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」(平成 23 年 3 月 仙台市)  
 「広瀬川流域の自然環境」(平成 6 年 3 月 仙台市)  
 ただし、文献中において広瀬川中流あるいは下流で確認された種である。
- 2: RL 種は以下のとおりである。  
 環境省 RL: 「環境省第 4 次レッドリスト」(平成 24・25 年 環境省報道発表資料)  
 宮城県 RL: 「宮城県の希少な野生動植物 - 宮城県レッドリスト 2013 版 - 」(平成 25 年 宮城県)
- 3: 文献 では RL 種を判断基準としていたが、平成 22 年以降データが更新されたため、「自然環境保全上重要な種」として抽出された種が RL 種に該当するかどうかを確認した。

表 6.1-86 注目すべき動物種(4/7)【鳥類】

No.	目名	科名	種名	文献 ( 1 )		判断理由(文献 )							( 2・ 3 ) 県 RL	( 2・ 3 ) 環境省 RL	分布地 (文献 )	
						学術上 重要種	減少種					環境 指標種				ふれ あい 種
							山地	丘陵地	市街地	田園	海浜					
44	スズメ	ヒタキ	トラツグミ				*	C	B	C	C					
45			シロハラ				*	C	B							
46			ルリビタキ				*	C	C	C	C					
47			コサメビタキ							B						
48			キビタキ				*	C	B							
49			オオルリ				*	C	C	C	C					台原森林公園
50		セキレイ	キセキレイ				*	C	C	C						
51			セグロセキレイ			4	C	C	C	C						
52		ホオジロ	ホオジロ				*	*	B	C	C					
53			ホオアカ			1	B	C	A	C	B					
54	アオジ						C	C	C	C	C					
-	15 目	28 科	54 種	25 種	42 種	16 種	28 種	46 種	50 種	43 種	36 種	38 種	16 種	16 種	14 種	

1：文献は以下のとおりである。

「平成 22 年度 自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」(平成 23 年 3 月 仙台市)

「広瀬川流域の自然環境」(平成 6 年 3 月 仙台市)

ただし、文献中において広瀬川中流あるいは下流で確認された種である。

2：RL 種は以下のとおりである。

環境省 RL：「環境省第 4 次レッドリスト」(平成 24・25 年 環境省報道発表資料)

宮城県 RL：「宮城県の希少な野生動植物 - 宮城県レッドリスト 2013 版 - 」(平成 25 年 宮城県)

3：文献 では RL 種を判断基準としていたが、平成 22 年以降データが更新されたため、「自然環境保全上重要な種」として抽出された種が RL 種に該当するかどうかを確認した。

表 6.1-87 注目すべき動物種(5/7)【爬虫類・両生類】

【爬虫類】

No.	目名	科名	種名	文献 ( 1 )		判断理由(文献 )									( 2・3 ) 県 RL	( 2・3 ) 環境省 RL	分布地 (文献 )	
				学術上 重要種	減少種					環境 指標種	ふれ あい種							
					山地	丘陵地	市街地	田園	海浜									
1	トカゲ	トカゲ	ニホントカゲ			1	C	C	A									
2		カナヘビ	ニホンカナヘビ				*	*	C	C	C						小松島・旭ヶ丘	
3		ナミヘビ	タカチホヘビ			1	C	C	B					DD			向山	
4			ジムグリ				*	*	C	C	C							
5			アオダイショウ					*	*	C	C	C						八木山・川内・ 花壇・鶴ヶ谷・ 岩切
6			ヒバカリ					C	C	C	C	B						台原・沖野
7		クサリヘビ	ニホンマムシ			4	C	C										
-	1目	4科	7種	4種	6種	3種	7種	7種	6種	4種	4種	6種	4種	1種	0種			

【両生類】

No.	目名	科名	種名	文献 ( 1 )		判断理由(文献 )									( 2・3 ) 県 RL	( 2・3 ) 環境省 RL	分布地 (文献 )
				学術上 重要種	減少種					環境 指標種	ふれ あい種						
					山地	丘陵地	市街地	田園	海浜								
1	サンショウウオ	サンショウウオ	トウホクサンショウウオ			1,4	*	C	B					NT	NT		
2			クロサンショウウオ			4	*	C	A					LP	NT		
3			ハコネサンショウウオ			4	*	C							NT		
4		イモリ	アカハライモリ				*	C	A					LP	NT	川内	
5	カエル	ヒキガエル	アズマヒキガエル				*	C	C	C	C					小田原・台原	
6		アカガエル	タゴガエル				*	C	B								
7			ニホンアカガエル				*	*	B	*	C					長喜城	
8			トウキョウダルマガエル					C	C	B	C			NT	NT		
9			ツチガエル					*	C	B				NT			
10			モリアオガエル					*	B								
11		カジカガエル					*	*	B							広瀬川上流 - 大橋付近	
-	2目	4科	11種	4種	11種	3種	11種	11種	9種	3種	2種	6種	9種	6種	4種		

- 1: 文献は以下のとおりである。  
 「平成 22 年度 自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」(平成 23 年 3 月 仙台市)  
 「広瀬川流域の自然環境」(平成 6 年 3 月 仙台市)  
 ただし、文献中において広瀬川中流あるいは下流で確認された種である。
- 2: RL 種は以下のとおりである。  
 環境省 RL: 「環境省第 4 次レッドリスト」(平成 24・25 年 環境省報道発表資料)  
 宮城県 RL: 「宮城県の希少な野生動植物 - 宮城県レッドリスト 2013 版 - 」(平成 25 年 宮城県)
- 3: 文献 では RL 種を判断基準としていたが、平成 22 年以降データが更新されたため、「自然環境保全上重要な種」として抽出された種が RL 種に該当するかどうかを確認した。

表 6.1-88 注目すべき動物種(6/7)【魚類】

No.	目名	科名	種名	文献 ( 1 )		判断理由(文献 )								( 2・3 ) 県 RL	( 2・3 ) 環境省 RL	分布地 (文献 )		
						学術上 重要種	減少種					環境 指標種	ふれ あい 種					
							山地	丘陵地	市街地	田園	海浜							
1	ヤツメ ウナギ	ヤツメウ ナギ	スナヤツメ類			1	B	B		A				NT	VU	広瀬川		
2	ウナギ	ウナギ	ニホンウナギ			1	A	B	B	B	B			NT	EN	広瀬川		
3	コイ	コイ	キンブナ											NT	VU			
4			ウグイ			*	C	B	C	C							広瀬川	
5			ドジョウ	ドジョウ														DD
6			ホトケドジョウ				1		B	B					NT	EN		
7	ナマズ	ギギ	ギバチ			1		*	C					NT	VU			
8	サケ	アユ	アユ					C	C	C	C					広瀬川・梅田川		
9		サケ	ニッコウイワ ナ					C	B							DD		
10		ヤマメ														NT		
11	ダツ	メダカ	メダカ北日本 集団			1		A	A	C	C			NT	VU	広瀬川(少ない)		
12	トゲウ オ	トゲウオ	イトヨ日本海 型			1					A				LP	梅田川		
13	カサゴ	カジカ	カジカ				C	C	A						NT	広瀬川		
14	スズキ	ハゼ	ヒモハゼ			1					C				NT			
-	9目	11科	14種	7種	13種	7種	5種	9種	7種	5種	6種	7種	7種	6種	12種			

- 1: 文献は以下のとおりである。  
 「平成 22 年度 自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」(平成 23 年 3 月 仙台市)  
 「広瀬川流域の自然環境」(平成 6 年 3 月 仙台市)  
 ただし、文献中において広瀬川中流あるいは下流で確認された種である。
- 2: RL 種は以下のとおりである。  
 環境省 RL: 「環境省第 4 次レッドリスト」(平成 24・25 年 環境省報道発表資料)  
 宮城県 RL: 「宮城県の希少な野生動植物 - 宮城県レッドリスト 2013 版 - 」(平成 25 年 宮城県)
- 3: 文献 2 では RL 種を判断基準としていたが、平成 22 年以降データが更新されたため、「自然環境保全上重要な種」として抽出された種が RL 種に該当するかどうかを確認した。

表 6.1-89 注目すべき動物種(7/7) 【昆虫類】

No.	目名	科名	種名	文献 ( 1 )		判断理由(文献 )										( 2・3 ) 県 RL	( 2・3 ) 環境省 RL	分布地 (文献 )	
						学術上 重要種	減少種					環境 指標種	ふれ あい 種						
							山地	丘陵地	市街地	田園	海浜								
1	トンボ	カワトンボ	アオハダトンボ					C	A								NT	青葉区広瀬川	
2		ヤンマ	カトリヤンマ			1			B		B				CR+ EN		青葉区北根黒松		
3	バッタ	バッタ	カワラバッタ			1			B	B					NT		青葉区評定河原		
4	カメムシ	セミ	エソゼミ					*	B									大年寺山・向山・台原	
5		コオイムシ	タガメ			1		B	A	A					CR+ EN	VU		広瀬川(消失)	
6	アミメカゲロウ	ツノトンボ	ツノトンボ			1		A							CR+ EN			金剛沢(消失)	
7	チョウ	シジミチョウ	クロシジミ			1		A	A						CR+ EN	EN		太白区三神峯・青葉区台原(絶滅)	
8		タテハチョウ	オオムラサキ			1		C	B	B						NT		青葉区川内追廻り	
9		アゲハチョウ	アオスジアゲハ			4			*	*									勾当台公園
10		ドクガ	フタホシドクガ			1			C							NT			広瀬川流域
11		ヤガ	ガマキンウワバ			1	C	C											青葉区広瀬川流域・旧仙台市
12			コシロシタバ			1	A		A						VU	NT		青葉区木町通	
13	コウチュウ	ホタル	ゲンジボタル			1		C	B	C						NT		小松島	
14		カミキリムシ	アオスジカミキリ			1,2		B	B	B								八木山	
-	6目	13科	14種	14種	( 4 )	12種	2種	10種	11種	7種	0種	6種	5種	8種	5種				

1: 文献は以下のとおりである。

「平成 22 年度 自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」(平成 23 年 3 月 仙台市)

「広瀬川流域の自然環境」(平成 6 年 3 月 仙台市)

ただし、文献中において広瀬川中流あるいは下流で確認された種である。

2: RL 種は以下のとおりである。

環境省 RL: 「環境省第 4 次レッドリスト」(平成 24・25 年 環境省報道発表資料)

宮城県 RL: 「宮城県の希少な野生動植物 - 宮城県レッドリスト 2013 版 - 」(平成 25 年 宮城県)

3: 文献 では RL 種を判断基準としていたが、平成 22 年以降データが更新されたため、「自然環境保全上重要な種」として抽出された種が RL 種に該当するかどうかを確認した。

4: 文献 では、本調査範囲での昆虫類の調査は実施されていない。

### イ その他事業の立地上配慮を要する動物

計画地の植生は図 6.1-32 に示したとおり「残存・植栽樹群を持った公園、墓地等」であり、注目すべき植物群落の分布もみられない。また、周囲は「市街地」であり、計画地に注目すべき動物種が存在する可能性は低い。

### (3) 生態系

事業計画地西側～南側を流れる広瀬川や西側の青葉山やその周辺については、河川環境や森林環境を基盤とした生態系が存在している。事業計画地は都市計画公園内の一部であることから、市街地に囲まれており、自然植生は分布せず、動物の主要な生息環境とはなっていないが、都市部の緑地に適応した昆虫類や鳥類の生息、繁殖地としての利用が考えられる。また、周辺にまとまった緑地がないことから、小鳥類の渡りの中継地や小動物の移動経路としての役割が考えられる。

### 6.1.5. 景観等及び自然との触れ合いの場の状況

#### (1) 景観

##### ア 自然的景観資源及び文化的景観資源の状況

調査範囲における主要な自然的景観資源及び文化的景観資源は、表 6.1-90 及び図 6.1-35 に示すとおりである。調査範囲における自然的景観資源は、仙台市霊屋広瀬川面、仙台市広瀬町、竜ノ口溪谷等 6 箇所があり、文化的景観資源は、堤通(七夕飾り)、西公園、愛宕神社等 19 箇所がある。

表 6.1-90 調査範囲の景観資源

#### 【自然的景観資源】

No.	名称	文献( )		
1	仙台市霊屋広瀬川面(断崖・絶壁)			
2	仙台市広瀬町(断崖・絶壁)			
3	竜ノ口溪谷			
4	定禅寺通り(けやき並木のアーチ)			
5	イグネのある長喜城集落			
6	広瀬川			
-	-	3	2	1

#### 【文化的景観資源】

No.	名称	文献( )	
1	堤通(七夕飾り)		
2	西公園		
3	青葉神社		
4	愛宕神社		
5	孝勝寺		
6	護国神社		
7	榴岡天満宮		
8	東照宮		
9	白山神社		
10	陸奥国分寺薬師堂		
11	輪王寺		
12	輪王寺庭園		
13	仙台城跡		
14	遠見塚古墳		
15	原田甲斐屋敷門		
16	陸奥国分寺跡		
17	旧歩兵第4連隊兵舎		
18	仙台朝市		
19	初売り		
-	-	2	17

: 文献は以下のとおりである。

「平成 15 年度 自然環境に関する基礎調査業務報告書」(平成 16 年 2 月 仙台市)

「みやぎ・身近な景観百選」(平成 22 年 3 月 宮城県)

<http://www.pref.miyagi.jp/tosikei/portal/100sen/hyakusen.htm>

「みやぎ伊達な観光マップ」<http://www.datenamap.com/>





イ 眺望地点の状況

調査範囲の主要眺望地点としては、表 6.1-91 及び図 6.1-36 に示すとおり、青葉通、広瀬通、定禅寺通等があげられる。

表 6.1-91 調査範囲の主要眺望地点

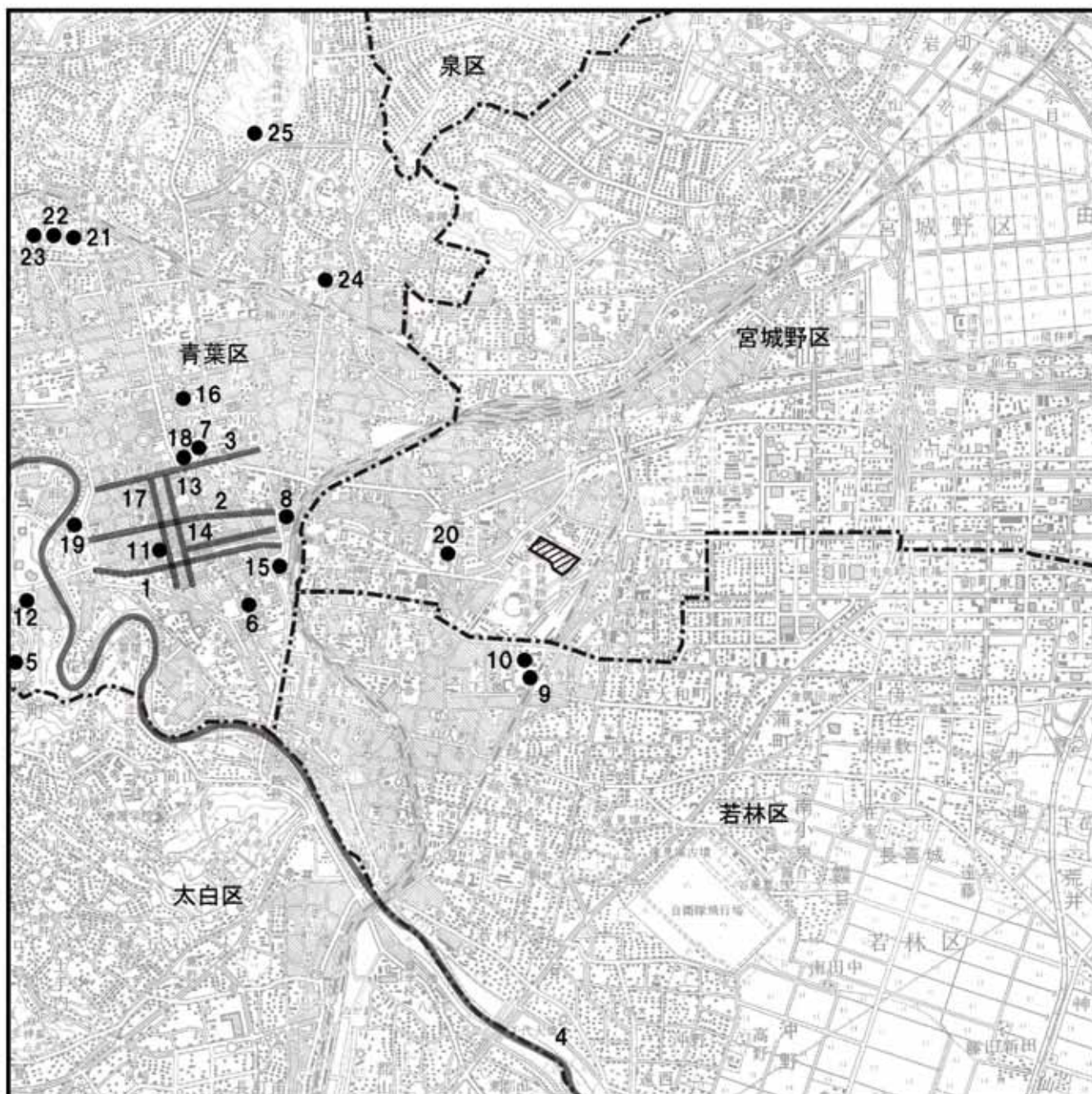
No.	名 称	文献( )		文献における位置付け
1	青葉通			ケヤキ通りや川, 街角スケッチ
2	広瀬通			ケヤキ通りや川
3	定禅寺通(「夏の思い出」エミリオ・グレコ)			ケヤキ通りや川, 街角スケッチ
4	広瀬川			ケヤキ通りや川, 街角スケッチ
5	仙台城跡, 伊達政宗騎馬像, 昭忠碑, 支倉常長像			歴史・文化
	仙台市全景			街角スケッチ
6	住友生命仙台中央ビル(SS30)展望室			展望台
7	宮城県庁展望ホール			展望台
8	AER 展望テラス			展望台
9	白山神社			歴史・文化
10	陸奥国分寺薬師堂			歴史・文化
11	芭蕉の辻			歴史・文化
12	魯迅の碑			歴史・文化
13	一番丁通			街角スケッチ
14	中央通			街角スケッチ
15	仙台駅周辺(ガス灯のある街五番町)			街角スケッチ, 歴史・文化
16	堤町			街角スケッチ
17	国分町			街角スケッチ
18	勾当台公園			街角スケッチ
	(谷風像)			歴史・文化
19	西公園			街角スケッチ
20	榴岡公園			街角スケッチ
21	青葉神社			歴史・文化
22	資福寺			歴史・文化
23	輪王寺			歴史・文化
24	東照宮			歴史・文化
25	台原森林公園			街角スケッチ

：文献は以下のとおりである。




「仙台観光情報サイト せんだい旅日和」(平成 22 年 3 月 一般財団法人仙台観光コンベンション協会)

<http://sendai.sentabi.jp/miru/index02.cgi?jnr=04>

「仙臺写真館」(平成 22 年 3 月 仙台市観光交流課) [http://www.sendai-biyori.com/sendai-p-g/wk\\_top\\_index.html](http://www.sendai-biyori.com/sendai-p-g/wk_top_index.html)

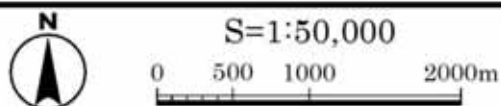


凡例

-  : 対象事業計画地
-  : 区境界線
-  : 主要眺望地点(1~25)

出典：「仙台観光情報サイト せんだい旅日和」  
 (平成22年3月 財団法人仙台観光コンベンション協会)  
<http://sendai.sentabi.jp/miru/index02.cgi?jnr=04>  
 「仙臺写真館」(平成22年3月 仙台市観光交流課)  
[http://www.sendai-biyori.com/sendai-p-g/wk\\_top\\_index.htm](http://www.sendai-biyori.com/sendai-p-g/wk_top_index.htm)

図 6.1-36 主要眺望地点



## ウ 事業計画地の景観の状況

### 景観の概要

計画地は宮城野原公園内に位置し、周辺は仙台貨物ターミナル駅、独立行政法人国立病院機構 仙台医療センター、仙台育英学園高等学校などが隣接し、市街地が広がっている地区に位置している。

また、『仙台市「杜の都」景観計画（平成 21 年 7 月 仙台市）』において、市街地景観を呈する「沿線市街地ゾーン」とされている。「沿線市街地ゾーン」は「地下鉄や JR などの南北・東西交通軸上の沿線市街地では、居住や商業用途等が複合し、利便性の高い都市空間として中高層建築による都市景観が形成されつつある」とされている。

### 景観資源の内容と特徴

事業計画地を含む景観重要公共施設として、「宮城野通」、「榴岡公園」が位置づけられている。『仙台市「杜の都」景観計画』において、宮城野通は「杜の都を代表する目抜き通として、沿道の街並みとの調和を目指す良好な景観形成に向けた取組」が行われているとされている。また、榴岡公園は「オープンスペースを持つ緑の空間として、中心部における貴重な交流の場として活用されている」とされている。

(2) 自然との触れ合いの場

ア 自然との触れ合いの場の状況

計画地は、宮城野原公園内にある。調査地域内における自然公園、県自然環境保全地域、県緑地環境保全地域、風致地区、都市計画公園、都市公園などの法令に基づく指定を受けている区域は自然公園、県自然環境保全地域及び植物群落保護林は調査範囲内には存在せず、県緑地環境保全地域が1地域、広瀬川環境保全区域が3区域、風致地区が7地区、都市計画公園が137箇所及び都市公園が399箇所存在する。

表 6.1-92～表 6.1-103 及び図 6.1-37 のとおりである。自然公園、県自然環境保全地域及び植物群落保護林は調査範囲内には存在せず、県緑地環境保全地域が1地域、広瀬川環境保全区域が3区域、風致地区が7地区、都市計画公園が137箇所及び都市公園が399箇所存在する。

表 6.1-92 自然との触れ合いの場 (1/12)

区分	番号	名称	所在地
自然公園		地域概況の調査範囲内には含まれない	
県自然環境保全地域		地域概況の調査範囲内には含まれない	
植物群落保護林		地域概況の調査範囲内には含まれない	
県緑地環境保全地域	1	丸田沢緑地環境保全地域	
広瀬川環境保全区域	1	広瀬川特別環境保全区域	
	2	広瀬川第一種環境保全区域	
	3	広瀬川第二種環境保全区域	
風致地区	1	大年寺	太白区向山三丁目, 萩ヶ丘, 八木山緑町の各一部, 長町字茂ヶ崎
	2	八木山	太白区八木山香澄町, 向山一丁目, 長町字越路の各一部
	3	愛宕山	太白区向山四丁目の一部
	4	霊屋	青葉区霊屋下の一部
	5	北山	青葉区北山一丁目, 青葉町の各一部
	6	台ノ原	青葉区台原一丁目, 台原六丁目, 荒巻杉添の各一部
	7	安養寺	宮城野区蟹沢, 小松島新堤, 栢江, 原町小田原字前田中, 同字土手前, 同字案内, 同字安養寺下, 同字柳沢の各一部
都市計画公園	1	勝山公園	青葉区上杉二丁目 338-1 外
	2	通町公園	青葉区青葉町 183-2 外
	3	肴町公園	青葉区国分町一丁目 2-2
	4	中江公園	青葉区中江一丁目 101-113
	5	台原公園	青葉区台原一丁目 6
	6	北三番丁公園	青葉区木町通一丁目 343
	7	良覚院丁公園	青葉区片平一丁目 118
	8	北勾当台公園	青葉区二日町 12-14
	9	荒巻公園	青葉区荒巻神明町 249-97 外
	10	柳町公園	青葉区一番町一丁目 14-11
	11	跡付丁公園	青葉区春日町 7-11
	12	中江北公園	青葉区中江一丁目 3
	13	中江西公園	青葉区中江一丁目 1-176 外
	14	外記丁通公園	青葉区上杉一丁目 14-9
	15	五橋公園	青葉区五橋一丁目 1-7
	16	小松島公園	青葉区小松島四丁目 53-1
	17	勝山南公園	青葉区東勝山二丁目 5-168
	18	川平公園	青葉区水の森三丁目 62-958 外
	19	上杉公園	青葉区上杉四丁目 239-3 外
	20	東照宮二丁目公園	青葉区東照宮二丁目 301-45 外

出典：自然公園法（自然公園）  
 自然環境保全体法・宮城県自然環境保全条例（県自然環境保全地域・県緑地環境保全地域）  
 都市計画法（風致地区・都市公園）  
 広瀬川の清流を守る条例（環境保全区域）  
 仙台市公園・緑地等配置図（平成 23 年 4 月 1 日 仙台市）

表 6.1-93 自然との触れ合いの場 (2/12)

区分	番号	名称	所在地
都市計画公園	21	片平公園	青葉区米ヶ袋一丁目 140-6
	22	とちのき公園	青葉区東照宮一丁目 291-7
	23	勝山東公園	青葉区東勝山三丁目 1-298
	24	勾当台公園	青葉区本町三丁目 9-2 外
	25	錦町公園	青葉区本町二丁目 21-1
	26	西公園	青葉区桜ヶ岡公園 1-3 外
	27	青葉山公園	青葉区川内 1-2 外
	28	新伝馬町公園	青葉区中央二丁目 7-3
	29	元鍛冶町公園	青葉区国分町二丁目 9-13
	30	北六番丁公園	青葉区木町通二丁目 194-1
	31	台原森林公園	青葉区台原森林公園 302 外
	32	燕沢公園	宮城野区燕沢一丁目 64-28 外
	33	案内公園	宮城野区東仙台五丁目 7-30 外
	34	東仙台公園	宮城野区新田三丁目 261- 1 外
	35	南宮城野公園	宮城野区宮千代一丁目 36-1
	36	宮千代公園	宮城野区宮千代一丁目 9-1
	37	清水沼公園	宮城野区清水沼一丁目 17-1
	38	志波北公園	宮城野区萩野町二丁目 7-1
	39	清水田公園	宮城野区萩野町三丁目 6-1
	40	谷地館公園	宮城野区宮千代三丁目 3
	41	鶴ヶ谷七丁目南公園	宮城野区鶴ヶ谷七丁目 8
	42	鶴ヶ谷八丁目公園	宮城野区鶴ヶ谷八丁目 6
	43	萩野町公園	宮城野区萩野町三丁目 10
	44	若葉公園	宮城野区安養寺一丁目 42-33
	45	鶴ヶ谷一丁目東公園	宮城野区鶴ヶ谷一丁目 10
	46	鶴ヶ谷一丁目西公園	宮城野区鶴ヶ谷一丁目 34
	47	鶴ヶ谷二丁目公園	宮城野区鶴ヶ谷二丁目 3
	48	鶴ヶ谷三丁目公園	宮城野区鶴ヶ谷三丁目 10
	49	鶴ヶ谷四丁目西公園	宮城野区鶴ヶ谷四丁目 12
	50	鶴ヶ谷五丁目公園	宮城野区鶴ヶ谷五丁目 16
	51	鶴ヶ谷六丁目公園	宮城野区鶴ヶ谷六丁目 10
	52	鶴ヶ谷七丁目北公園	宮城野区鶴ヶ谷七丁目 29
	53	新田公園	宮城野区新田四丁目 12
	54	福住町公園	宮城野区福住町 9-2
	55	小鶴公園	宮城野区新田四丁目 25
	56	川北公園	宮城野区新田 5 丁目 9
	57	沢北公園	宮城野区燕沢三丁目 56-32
	58	山崎西公園	宮城野区鶴ヶ谷東二丁目 183-13 外
	59	東河原公園	宮城野区岩切字東河原 330
	60	安養寺公園	宮城野区安養寺一丁目 5-286
	61	宮千代西公園	宮城野区宮千代一丁目 22-5
	62	鶴ヶ谷東公園	宮城野区岩切三丁目 280
	63	鶴ヶ谷南公園	宮城野区鶴ヶ谷東二丁目 25
	64	鶴ヶ谷菖蒲沢公園	宮城野区鶴ヶ谷東三丁目 32-4
	65	駅東 5 号公園	宮城野区榴岡五丁目 4-1
	66	駅東 3 号公園	宮城野区榴岡四丁目 9-1
	67	駅東 4 号公園	宮城野区榴岡四丁目 14

出典：自然公園法（自然公園）  
 自然環境保全法・宮城県自然環境保全条例（県自然環境保全地域・県緑地環境保全地域）  
 都市計画法（風致地区・都市公園）  
 広瀬川の清流を守る条例（環境保全区域）  
 仙台市公園・緑地等配置図（平成 23 年 4 月 1 日 仙台市）

表 6.1-94 自然との触れ合いの場 (3/12)

区分	番号	名称	所在地
都市計画公園	68	駅東1号公園	宮城野区榴岡三丁目3
	69	駅東6号公園	宮城野区宮城野一丁目13
	70	原町二丁目公園	宮城野区原町二丁目37-2外
	71	新田東1号公園	宮城野区小鶴字羽山161-1の一部外
	72	新田東2号公園	宮城野区小鶴字羽山195の一部外
	73	新田東3号公園	宮城野区原町苦竹字館前60-2の一部外
	74	扇町一丁目公園	宮城野区扇町一丁目4
	75	日の出町公園	宮城野区日の出町三丁目6
	76	鶴ヶ谷四丁目東公園	宮城野区鶴ヶ谷四丁目22
	77	扇町四丁目公園	宮城野区扇町四丁目9-1
	78	燕沢中央公園	宮城野区燕沢東三丁目301-1外
	79	新田東中央公園	宮城野区小鶴字羽黒・原町苦竹字館前
	80	鶴ヶ谷中央公園	宮城野区鶴ヶ谷六丁目1-2外
	81	榴岡公園	宮城野区五輪一丁目301-3外
82	大堤公園	宮城野区安養寺二丁目地内	
83	与兵衛沼公園	宮城野区蟹沢20-1外	
84	宮城野原公園	宮城野区宮城野二丁目	
85	木ノ下公園	若林区木ノ下二丁目69	
86	旭町公園	若林区白萩町62	
87	荒町公園	若林区荒町36-6外	
88	広瀬公園	若林区河原町一丁目7	
89	尼坪公園	若林区大和町三丁目18-1	
90	牛踏公園	若林区大和町四丁目506-1	
91	柳公園	若林区大和町三丁目6	
92	松木公園	若林区大和町五丁目804-2	
93	若林公園	若林区若林四丁目43-74	
94	蓮坊小路公園	若林区蓮坊二丁目328-1	
95	新寺小路4号公園	若林区新寺三丁目6-1	
96	新寺小路6号公園	若林区蓮坊二丁目6-8	
97	新寺小路3号公園	若林区新寺五丁目9-3	
98	六丁の目北町公園	若林区六丁の目北町9-3	
99	六丁の目南町公園	若林区六丁の目南町6-2	
100	六丁の目中町東公園	若林区六丁の目中町29-1	
101	新寺小路5号公園	若林区新寺四丁目2-2	
102	新寺小路1号公園	若林区遠見塚一丁目18-4	
103	六丁の目中町西公園	若林区六丁の目中町9-1	
104	蒲町公園	若林区蒲町21-2外	
105	荒井5号公園	若林区六丁目字小荒井裏8番1の一部外	
106	荒井7号公園	若林区荒井字揚戸1番1外	
107	荒井2号公園	若林区南通7番の一部	
108	荒井4号公園	若林区堀添65番の一部	
109	卸町公園	若林区卸町二丁目13	
110	卸町東二丁目公園	若林区卸町東二丁目4-1	
111	南小泉公園	若林区古城三丁目209-7外	
112	荒井中央公園	若林区蒲町字東39-2の一部外	
113	広瀬川宮沢緑地	若林区堰場地先	
114	木公園	太白区郡山三丁目51-1	

出典：自然公園法（自然公園）

自然環境保全法・宮城県自然環境保全条例（県自然環境保全地域・県緑地環境保全地域）

都市計画法（風致地区・都市公園）

広瀬川の清流を守る条例（環境保全区域）

仙台市公園・緑地等配置図（平成23年4月1日 仙台市）

表 6.1-95 自然との触れ合いの場 (4/12)

区分	番号	名称	所在地
都市計画公園	115	長町公園	太白区鹿野一丁目 121-1
	116	向山公園	太白区向山四丁目 86-1
	117	二ツ沢公園	太白区緑ヶ丘三丁目 10-158
	118	おおとや公園	太白区大埸町 61-3 外
	119	向山三丁目公園	太白区向山三丁目 13-143
	120	泉崎二丁目公園	太白区泉崎二丁目 9
	121	長町南三丁目南公園	太白区長町南三丁目 29-1
	122	泉崎一丁目公園	太白区泉崎一丁目 26
	123	鹿野三丁目公園	太白区鹿野三丁目 207-3
	124	長町南三丁目北公園	太白区長町南三丁目 5-1
	125	長町南四丁目北公園	太白区長町南四丁目 4
	126	あすと長町 1 号公園	太白区郡山二丁目 19 の一部
	127	長町二丁目公園	太白区長町二丁目 322-2 外
	128	八本松公園	太白区八本松二丁目 1-64 外
	129	大年寺山公園	太白区茂ヶ崎一丁目 12-1 外
	130	三神峯公園	太白区三神峯一丁目 1 外
	131	南光台一丁目公園	泉区南光台一丁目 158-444
	132	南光台南一丁目公園	泉区南光台南一丁目 1-349
	133	南光台東一丁目南公園	泉区南光台東一丁目 35-453
	134	南光台南三丁目南公園	泉区南光台南三丁目 10-870
135	南光台東二丁目南公園	泉区南光台東二丁目 5-209	
136	南光台三丁目公園	泉区南光台三丁目 1 地内	
137	水の森公園	泉区上谷刈字赤坂 4 外	

出典：自然公園法（自然公園）  
 自然環境保全法・宮城県自然環境保全条例（県自然環境保全地域・県緑地環境保全地域）  
 都市計画法（風致地区・都市公園）  
 広瀬川の清流を守る条例（環境保全区域）  
 仙台市公園・緑地等配置図（平成 23 年 4 月 1 日 仙台市）

表 6.1-96 自然との触れ合いの場 (5/12)

区分	番号	名称	所在地
都市公園	1	勝山公園	青葉区上杉二丁目 338-1 外
	2	通町公園	青葉区青葉町 183-2 外
	3	肴町公園	青葉区国分町一丁目 2-2
	4	中江公園	青葉区中江一丁目 101-113
	5	台原公園	青葉区台原一丁目 6
	6	北三番丁公園	青葉区木町通一丁目 343
	7	良覚院丁公園	青葉区片平一丁目 118
	8	北勾当台公園	青葉区二日町 12-14
	9	荒巻公園	青葉区荒巻神明町 249-97 外
	10	柳町公園	青葉区一番町一丁目 14-11
	11	跡付丁公園	青葉区春日町 7-11
	12	中江北公園	青葉区中江一丁目 3
	13	釜場公園	青葉区台原四丁目 122-1
	14	中江西公園	青葉区中江一丁目 1-176 外
	15	外記丁通公園	青葉区上杉一丁目 14-9
	16	高松通公園	青葉区福沢町 306-3
	17	五橋公園	青葉区五橋一丁目 1-7
	18	荒巻神明公園	青葉区荒巻神明町 243-13
	19	小松島公園	青葉区小松島四丁目 53-1
	20	中江南公園	青葉区中江二丁目 9-18
	21	勝山南公園	青葉区東勝山二丁目 5-168
	22	水の森三丁目公園	青葉区水の森三丁目 62-958 外
	23	古海道東上公園	青葉区荒巻中央 57-19
	24	古海道東下公園	青葉区荒巻中央 7-5
	25	台原二丁目公園	青葉区台原二丁目 133-41
	26	古海道東中公園	青葉区あけぼの町 407-14
	27	小松島四丁目公園	青葉区小松島四丁目 28-18
	28	小松島新堤公園	青葉区小松島新堤 8-37
	29	小松島四丁目 2 号公園	青葉区小松島四丁目 214-19
	30	台原五丁目公園	青葉区台原五丁目 413-5
	31	旅籠町公園	青葉区小田原六丁目 26-2
	32	荒巻中央 1 号公園	青葉区荒巻中央 71-27
	33	台原三丁目公園	青葉区台原三丁目 106-19
	34	鷺ヶ森二丁目公園	青葉区鷺ヶ森二丁目 15-8
	35	台原二丁目 2 号公園	青葉区台原二丁目 17-27
	36	上杉公園	青葉区上杉四丁目 239-3 外
	37	東照宮二丁目公園	青葉区東照宮二丁目 301-45 外
	38	鷺ヶ森二丁目 2 号公園	青葉区鷺ヶ森二丁目 8-183
	39	東照宮一丁目公園	青葉区東照宮一丁目 291-168
	40	鷺ヶ森一丁目公園	青葉区鷺ヶ森一丁目 3-32
	41	荒巻本沢三丁目公園	青葉区荒巻本沢三丁目 59-2 外
	42	旭ヶ丘一丁目公園	青葉区旭ヶ丘一丁目 702-20
	43	旭ヶ丘二丁目公園	青葉区旭ヶ丘二丁目 28-542
	44	北根一丁目公園	青葉区北根一丁目 4-5
	45	葉山町公園	青葉区葉山町 20-5
	46	片平公園	青葉区米ヶ袋一丁目 140-6
	47	荒巻中央公園	青葉区荒巻中央 21-30
	48	大手町公園	青葉区大手町 307
	49	錦町一丁目公園	青葉区錦町一丁目 213
	50	国分町三丁目北公園	青葉区国分町三丁目 11-12
	51	上杉一丁目公園	青葉区上杉一丁目 9-3
	52	上杉五丁目公園	青葉区上杉五丁目 28-6
	53	一本松公園	青葉区旭ヶ丘二丁目 20-404
	54	小田原七丁目公園	青葉区小田原七丁目 202-1

都市公園の一部と都市計画公園の一部が重複している。

出典：自然公園法（自然公園）

自然環境保全法・宮城県自然環境保全条例（県自然環境保全地域・県緑地環境保全地域）

都市計画法（風致地区・都市公園）

広瀬川の清流を守る条例（環境保全区域）

仙台市公園・緑地等配置図（平成 23 年 4 月 1 日 仙台市）



表 6.1-97 自然との触れ合いの場 (6/12)

区分	番号	名称	所在地
都市公園	55	とちのき公園	青葉区東照宮一丁目 291-7
	56	水の森一丁目公園	青葉区水の森一丁目 1-642
	57	東勝山二丁目公園	青葉区東勝山二丁目 5-467 外
	58	台原三丁目北公園	青葉区台原三丁目 401-7
	59	鷺ヶ森一丁目東公園	青葉区鷺ヶ森一丁目 5-405
	60	勝山東公園	青葉区東勝山三丁目 1-298
	61	台原六丁目公園	青葉区台原六丁目 37-2 外
	62	柏木三丁目公園	青葉区柏木三丁目 148-5
	63	旭ヶ丘駅前公園	青葉区旭ヶ丘三丁目 482 外
	64	高松一丁目公園	青葉区高松一丁目 103-10 外
	65	北根一丁目公園	青葉区北根一丁目 2-5 外
	66	柏木三丁目南公園	青葉区柏木三丁目 149-6
	67	北五番丁東公園	青葉区上杉五丁目 361-3
	68	台原五丁目南公園	青葉区台原五丁目 243-61
	69	台原四丁目北公園	青葉区台原森林公園 703-11
	70	台原六丁目南公園	青葉区台原六丁目 225
	71	小田原八丁目公園	青葉区小田原八丁目 144
	72	宮町五丁目公園	青葉区宮町五丁目 11-4
	73	評定河原公園	青葉区花壇 70-6 の一部
	74	広瀬川川内緑地	青葉区川内地先
	75	仙台川水の森一丁目緑地	青葉区水の森一丁目 1-5 の一部外
	76	土樋緑地	青葉区土樋一丁目 198-5 外
	77	北根四丁目緑地	青葉区北根四丁目 22-117 外
	78	花京院緑地	青葉区花京院一丁目 195-10 外
	79	燕沢公園	宮城野区燕沢一丁目 64-28 外
	80	案内公園	宮城野区東仙台五丁目 7-30 外
	81	西田公園	宮城野区新田三丁目 261-1 外
	82	南宮城野公園	宮城野区宮千代一丁目 36-1
	83	宮千代公園	宮城野区宮千代一丁目 9-1
	84	清水沼公園	宮城野区清水沼一丁目 17-1
	85	志波北公園	宮城野区萩野町二丁目 7-1
	86	清水田公園	宮城野区萩野町三丁目 6-1
87	谷地館公園	宮城野区宮千代三丁目 3	
88	山崎東公園	宮城野区岩切一丁目 61-2 外	
89	屋舗公園	宮城野区新田三丁目 49-2 外	
90	鶴ヶ谷七丁目南公園	宮城野区鶴ヶ谷七丁目 8	
91	鶴ヶ谷八丁目公園	宮城野区鶴ヶ谷八丁目 6	
92	萩野町公園	宮城野区萩野町三丁目 10	
93	若葉公園	宮城野区安養寺一丁目 42-33	
94	鶴ヶ谷一丁目東公園	宮城野区鶴ヶ谷一丁目 10	
95	鶴ヶ谷一丁目西公園	宮城野区鶴ヶ谷一丁目 34	
96	鶴ヶ谷二丁目公園	宮城野区鶴ヶ谷二丁目 3	
97	鶴ヶ谷三丁目公園	宮城野区鶴ヶ谷三丁目 10	
98	鶴ヶ谷四丁目西公園	宮城野区鶴ヶ谷四丁目 12	
99	鶴ヶ谷五丁目公園	宮城野区鶴ヶ谷五丁目 16	
100	鶴ヶ谷六丁目公園	宮城野区鶴ヶ谷六丁目 10	
101	鶴ヶ谷七丁目北公園	宮城野区鶴ヶ谷七丁目 29	
102	安養寺下東公園	宮城野区東仙台七丁目 7-133	
103	新田公園	宮城野区新田四丁目 12	
104	福住町公園	宮城野区福住町 9-2	
105	安養寺下西公園	宮城野区東仙台七丁目 7-183	
106	小鶴公園	宮城野区新田四丁目 25	
107	川北公園	宮城野区新田 5 丁目 9	
108	沢北公園	宮城野区燕沢三丁目 56-32	

都市公園の一部と都市計画公園の一部が重複している。

出典：自然公園法（自然公園）

自然環境保全法・宮城県自然環境保全条例（県自然環境保全地域・県緑地環境保全地域）

都市計画法（風致地区・都市公園）

広瀬川の清流を守る条例（環境保全区域）

仙台市公園・緑地等配置図（平成 23 年 4 月 1 日 仙台市）

表 6.1-98 自然との触れ合いの場 (7/12)

区分	番号	名称	所在地
都市公園	109	菖蒲沢東公園	宮城野区岩切二丁目 3-41
	110	鴻巣 1 号公園	宮城野区岩切字鴻巣 33-4
	111	佐野原公園	宮城野区鶴ヶ谷東四丁目 6-46
	112	鴻巣 2 号公園	宮城野区岩切字鴻巣 176-9
	113	幸町公園	宮城野区幸町二丁目 215-7
	114	山崎西公園	宮城野区鶴ヶ谷東二丁目 183-13 外
	115	吉ヶ沢東公園	宮城野区燕沢東二丁目 62-31
	116	東河原公園	宮城野区岩切字東河原 330
	117	安養寺一丁目公園	宮城野区安養寺一丁目 5-286
	118	幸町 2 号公園	宮城野区幸町二丁目 424-8
	119	安養寺一丁目 2 号公園	宮城野区安養寺一丁目 58-16
	120	清水沼二丁目公園	宮城野区清水沼二丁目 210-11
	121	海道下公園	宮城野区東仙台三丁目 120-6 外
	122	原町六丁目公園	宮城野区原町六丁目 70-20
	123	宮千代西公園	宮城野区宮千代一丁目 22-5
	124	鶴ヶ谷東公園	宮城野区岩切三丁目 280
	125	鶴ヶ谷山沢公園	宮城野区鶴ヶ谷北一丁目 132-4
	126	安養寺二丁目公園	宮城野区安養寺二丁目 11-316
	127	燕沢東三丁目公園	宮城野区燕沢東三丁目 345-5 外
	128	鶴ヶ谷南公園	宮城野区鶴ヶ谷東二丁目 25
	129	鶴ヶ谷六丁目東公園	宮城野区鶴ヶ谷六丁目 25-11
	130	鶴ヶ谷菖蒲沢公園	宮城野区鶴ヶ谷東三丁目 32-4
	131	大久保山公園	宮城野区鶴ヶ谷北二丁目 31-2
	132	幸町 3 号公園	宮城野区幸町二丁目 2-30
	133	燕沢三丁目公園	宮城野区燕沢三丁目 66-75
	134	鶴ヶ谷菖蒲沢 2 号公園	宮城野区鶴ヶ谷東四丁目 315-17
	135	燕沢三丁目 2 号公園	宮城野区燕沢三丁目 56-88
	136	山崎西 2 号公園	宮城野区岩切二丁目 36-9 外
	137	鴻巣 3 号公園	宮城野区岩切字堰下 40-17
	138	安養寺一丁目 3 号公園	宮城野区安養寺一丁目 34-22
	139	幸町 4 号公園	宮城野区幸町二丁目 326-4
	140	仙石南公園	宮城野区仙石 89-16
	141	原町四丁目公園	宮城野区原町四丁目 146-9
	142	幸町 5 号公園	宮城野区幸町一丁目 101-11
	143	東仙台六丁目公園	宮城野区東仙台六丁目 158-27
	144	仙石西公園	宮城野区小鶴字仙石 58-22
	145	榴岡五丁目公園	宮城野区榴岡五丁目 4-1
	146	幸町一丁目公園	宮城野区幸町一丁目 204-4
	147	小田原三丁目西公園	宮城野区小田原三丁目 214-1
	148	東仙台三丁目公園	宮城野区東仙台三丁目 232-5
	149	平成一丁目南公園	宮城野区平成一丁目 34-8
	150	燕沢二丁目公園	宮城野区燕沢二丁目 6-27
151	榴岡四丁目西公園	宮城野区榴岡四丁目 9-1	
152	小鶴一丁目北公園	宮城野区小鶴一丁目 203-15 外	
153	榴岡四丁目公園	宮城野区榴岡四丁目 14	
154	燕沢東二丁目公園	宮城野区燕沢東二丁目 66-3	
155	榴岡三丁目公園	宮城野区榴岡三丁目 3	
156	宮城野一丁目公園	宮城野区宮城野一丁目 13	
157	平成一丁目公園	宮城野区平成一丁目 581-89	
158	鴻巣 4 号公園	宮城野区岩切字鴻巣南 82-48	
159	鶴ヶ谷館下公園	宮城野区鶴ヶ谷字館下 34-11	
160	安養寺一丁目南公園	宮城野区安養寺一丁目 78-19	
161	安養寺三丁目公園	宮城野区安養寺三丁目 20-32	
162	安養寺上町公園	宮城野区安養寺一丁目 18-44	

都市公園の一部と都市計画公園の一部が重複している。

出典：自然公園法（自然公園）

自然環境保全法・宮城県自然環境保全条例（県自然環境保全地域・県緑地環境保全地域）

都市計画法（風致地区・都市公園）

広瀬川の清流を守る条例（環境保全区域）

仙台市公園・緑地等配置図（平成 23 年 4 月 1 日 仙台市）

表 6.1-99 自然との触れ合いの場 (8/12)

区分	番号	名称	所在地
都市公園	163	鶴ヶ谷東四丁目公園	宮城野区鶴ヶ谷東四丁目 307
	164	幸町三丁目公園	宮城野区幸町三丁目 505-24
	165	鶴ヶ谷東三丁目公園	宮城野区鶴ヶ谷東三丁目 405-24
	166	鶴ヶ谷東二丁目公園	宮城野区鶴ヶ谷東二丁目 59
	167	燕沢東一丁目きただ公園	宮城野区燕沢東一丁目 475
	168	幸町二丁目公園	宮城野区幸町二丁目 404-7
	169	原町カッコウ公園	宮城野区原町二丁目 37-2 外
	170	鶴ヶ谷東二丁目東公園	宮城野区鶴ヶ谷東二丁目 4-110
	171	清水沼三丁目公園	宮城野区清水沼三丁目 223-9
	172	仙石北公園	宮城野区仙石 117-18
	173	燕沢一丁目東公園	宮城野区燕沢一丁目 391
	174	鶴ヶ谷東一丁目公園	宮城野区鶴ヶ谷東一丁目 13-30
	175	平成二丁目東公園	宮城野区平成二丁目 17-3
	176	安養寺二丁目東公園	宮城野区安養寺二丁目 75-29
	177	二の森公園	宮城野区二の森 28-1
	178	苗代沢公園	宮城野区燕沢一丁目 107-9
	179	燕沢二丁目北公園	宮城野区燕沢二丁目 9 番 358
	180	新田東五丁目北公園	宮城野区小鶴字羽山 161-1 の一部外
	181	新田東五丁目南公園	宮城野区小鶴字羽山 195 の一部外
	182	新田東二丁目公園	宮城野区原町苦竹字館前 60-2 の一部外
	183	五輪一丁目公園	宮城野区宮城野二丁目 20-8
	184	小鶴二丁目公園	宮城野区小鶴二丁目 59-3 外
	185	新田東中央公園	宮城野区小鶴字羽黒・原町苦竹字館前
	186	鶴ヶ谷中央公園	宮城野区鶴ヶ谷六丁目 1-2 外
	187	大久保山緑地	宮城野区鶴ヶ谷北一丁目 7-76 外
	188	燕沢二丁目緑地	宮城野区燕沢二丁目 16
	189	鶴ヶ谷東二丁目緑地	宮城野区鶴ヶ谷東二丁目 57 外
	190	木ノ下公園	若林区木ノ下二丁目 69
	191	白萩公園	若林区白萩町 62
	192	荒町公園	若林区荒町 36-6 外
	193	広瀬公園	若林区河原町一丁目 7
	194	柴田町公園	若林区表柴田町 12-1
	195	尼坪公園	若林区大和町三丁目 18-1
	196	南鍛冶町公園	若林区南鍛冶町 97-4
	197	牛踏公園	若林区大和町四丁目 506-1
	198	柳公園	若林区大和町三丁目 6
	199	松木公園	若林区大和町五丁目 804-2
	200	伊藤屋敷下公園	若林区かすみ町 425-20
	201	門田東公園	若林区かすみ町 21-13
	202	御休場南公園	若林区若林六丁目 36-9
	203	三寿美田公園	若林区中倉三丁目 109-8
204	大和町一丁目北公園	若林区大和町一丁目 240-6	
205	大和町一丁目南公園	若林区大和町一丁目 205-32	
206	館南 1 号公園	若林区沖野六丁目 326-11	
207	館西 1 号公園	若林区沖野二丁目 53-2	
208	河原下 1 号公園	若林区沖野六丁目 50-3	
209	河原下 2 号公園	若林区沖野六丁目 125-2	
210	中柵東 1 号公園	若林区沖野七丁目 147-2	
211	土手下中公園	若林区蒲町 512-22 外	
212	一本杉町公園	若林区一本杉町 317-21	
213	若林五丁目公園	若林区若林五丁目 32-16	
214	館南 2 号公園	若林区沖野六丁目 306-5	
215	河原下 3 号公園	若林区沖野七丁目 131-17	
216	中柵東 2 号公園	若林区沖野七丁目 101-16	

都市公園の一部と都市計画公園の一部が重複している。

出典：自然公園法（自然公園）

自然環境保全法・宮城県自然環境保全条例（県自然環境保全地域・県緑地環境保全地域）

都市計画法（風致地区・都市公園）

広瀬川の清流を守る条例（環境保全区域）

仙台市公園・緑地等配置図（平成 23 年 4 月 1 日 仙台市）

表 6.1-100 自然との触れ合いの場 (9/12)

区分	番号	名称	所在地
都市公園	217	館西 2 号公園	若林区沖野二丁目 82-10
	218	七曲公園	若林区かすみ町 91-8
	219	中柵東 3 号公園	若林区沖野三丁目 152-10
	220	館西 3 号公園	若林区沖野二丁目 48-14
	221	若林公園	若林区若林四丁目 43-74
	222	河原下 4 号公園	若林区沖野六丁目 96-6
	223	河原下 5 号公園	若林区沖野六丁目 18-6
	224	大和町五丁目公園	若林区大和町五丁目 52-9
	225	館南 3 号公園	若林区沖野六丁目 283-40
	226	中柵東 4 号公園	若林区沖野七丁目 54-6
	227	河原下 6 号公園	若林区沖野六丁目 44-15
	228	中柵東 5 号公園	若林区沖野七丁目 134-2
	229	横堀前公園	若林区上飯田一丁目 23-4
	230	中柵東 6 号公園	若林区沖野三丁目 69-7
	231	館西 4 号公園	若林区沖野二丁目 25-4
	232	中柵東 7 号公園	若林区沖野三丁目 91-5
	233	上飯田遠西公園	若林区上飯田一丁目 108-6
	234	稲荷堂公園	若林区霞目二丁目 234-30
	235	二ノ坪公園	若林区沖野一丁目 10-26
	236	三ノ坪公園	若林区沖野一丁目 15-31
	237	館南 4 号公園	若林区沖野七丁目 241-48
	238	新神柵公園	若林区沖野二丁目 265-5
	239	遠見塚二丁目公園	若林区遠見塚二丁目 241-4
	240	若林一丁目公園	若林区若林一丁目 83-30
	241	館南 5 号公園	若林区沖野六丁目 376-25
	242	館西 5 号公園	若林区沖野二丁目 36-7
	243	上飯田遠西 2 号公園	若林区上飯田一丁目 76-2
	244	連坊あづま公園	若林区連坊二丁目 328-1
	245	荒井土才敷公園	若林区荒井土才敷 13-3
	246	南小泉三丁目公園	若林区南小泉三丁目 129-19 外
	247	横堀前 2 号公園	若林区上飯田一丁目 55-30
	248	大和町二丁目公園	若林区大和町二丁目 53-2
	249	河原下 7 号公園	若林区沖野六丁目 2-5
	250	河原下 8 号公園	若林区沖野六丁目 30-11
	251	白萩西公園	若林区白萩町 263
	252	霞ノ目背戸公園	若林区霞目二丁目 15-1
	253	河原下 9 号公園	若林区沖野六丁目 10-30
	254	館南 6 号公園	若林区沖野六丁目 302-14
	255	飯田遠西公園	若林区上飯田一丁目 28-12
	256	新寺三丁目公園	若林区新寺三丁目 6-1
	257	蒲北公園	若林区蒲町 14-7 外
	258	館南 7 号公園	若林区沖野七丁目 275-11
	259	新寺二丁目蓮池公園	若林区新寺二丁目 4-1
	260	連坊二丁目公園	若林区連坊二丁目 6-8
	261	新寺五丁目公園	若林区新寺五丁目 9-3
	262	六丁の目北町公園	若林区六丁の目北町 9-3
	263	蒲町穴田公園	若林区蒲町 19-17
264	蒲北 2 号公園	若林区蒲町 20-4 外	
265	大和町一丁目東公園	若林区大和町一丁目 114-30 外	
266	上飯田遠西 3 号公園	若林区上飯田一丁目 39-21	
267	六丁の目南町公園	若林区六丁の目南町 6-2	
268	卸町東一丁目公園	若林区卸町東一丁目 1005-3	
269	七曲 2 号公園	若林区かすみ町 70-24 外	
270	館西 6 号公園	若林区沖野七丁目 578-6	

都市公園の一部と都市計画公園の一部が重複している。

出典：自然公園法（自然公園）

自然環境保全法・宮城県自然環境保全条例（県自然環境保全地域・県緑地環境保全地域）

都市計画法（風致地区・都市公園）

広瀬川の清流を守る条例（環境保全区域）

仙台市公園・緑地等配置図（平成 23 年 4 月 1 日 仙台市）

表 6.1-101 自然との触れ合いの場 (10/12)

区分	番号	名称	所在地
都市公園	271	中柵東 8 号公園	若林区沖野三丁目 73-13
	272	文化町公園	若林区文化町 76-54
	273	六丁の目中町公園	若林区六丁の目中町 29-1
	274	二ノ坪 2 号公園	若林区沖野一丁目 11-31
	275	遠見塚一丁目公園	若林区遠見塚一丁目 234-9
	276	遠見塚一丁目 2 号公園	若林区遠見塚一丁目 20-7
	277	新寺四丁目公園	若林区新寺四丁目 2-2
	278	沖野一丁目公園	若林区沖野一丁目 415-24
	279	館南 8 号公園	若林区沖野六丁目 295-17
	280	遠見塚一丁目 3 号公園	若林区遠見塚一丁目 18-4
	281	遠見塚二丁目 2 号公園	若林区遠見塚二丁目 226-11
	282	沖野二丁目公園	若林区沖野二丁目 123-8
	283	遠見塚一丁目 4 号公園	若林区遠見塚一丁目 230-8
	284	遠見塚一丁目 5 号公園	若林区遠見塚一丁目 249-24
	285	文化町 2 号公園	若林区文化町 76-86
	286	若林五丁目 2 号公園	若林区若林五丁目 113-57
	287	中倉二丁目公園	若林区中倉二丁目 201-9
	288	遠見塚二丁目 3 号公園	若林区遠見塚二丁目 404-11
	289	六丁の目中町西公園	若林区六丁の目中町 9-1
	290	館南 9 号公園	若林区沖野六丁目 281-13
	291	若林一丁目北公園	若林区若林一丁目 79-24
	292	河原下 10 号公園	若林区沖野六丁目 93-13
	293	横堀前 4 号公園	若林区上飯田一丁目 5-2 外
	294	蒲町公園	若林区蒲町 21-2 外
	295	文化町 3 号公園	若林区文化町 60-10
	296	若林五丁目 3 号公園	若林区若林五丁目 22-2
	297	大和町一丁目 4 号公園	若林区大和町一丁目 63-4
	298	大和町五丁目北公園	若林区大和町五丁目 40-4
	299	沖野一丁目東公園	若林区沖野一丁目 104-20
	300	沖野一丁目南公園	若林区沖野一丁目 106-23
	301	遠見塚一丁目東公園	若林区遠見塚一丁目 242-12
	302	遠見塚二丁目南公園	若林区遠見塚二丁目 267-12
303	沖野二丁目東公園	若林区沖野二丁目 85-16	
304	古城一丁目公園	若林区古城一丁目 72-84	
305	六丁の目東公園	若林区六丁目字南 119	
306	長喜城公園	若林区長喜城字鉄砲前 16-3	
307	沖野一丁目北公園	若林区沖野一丁目 211-63	
308	上飯田一丁目公園	若林区上飯田一丁目 315-9 外	
309	遠見塚東公園	若林区遠見塚東 169-5	
310	荒井 5 号公園	若林区六丁目字小荒井裏 8 番 1 の一部外	
311	沖野三丁目西公園	若林区沖野三丁目 308-13	
312	若林三丁目公園	若林区若林三丁目 222-6	
313	卸町五丁目公園	若林区卸町五丁目 4	
314	七郷中央公園	若林区蒲町字東 3 9 - 2 の一部外	
315	広瀬川若林緑地	若林区若林地先	
316	大和町五丁目緑地	若林区大和町五丁目 701-6	
317	新寺小路緑道	若林区新寺二丁目 3-9 外	
318	木公園	太白区郡山三丁目 51-1	
319	鹿野公園	太白区鹿野一丁目 121-1	
320	飯田公園	太白区東郡山二丁目 59-52 外	
321	向山公園	太白区向山四丁目 86-1	
322	二ツ沢公園	太白区緑ヶ丘三丁目 10-158	
323	芦ノ口羽黒台公園	太白区芦ノ口 28-74	
324	芦ノ口公園	太白区芦ノ口 15-18	

都市公園の一部と都市計画公園の一部が重複している。

出典：自然公園法（自然公園）

自然環境保全法・宮城県自然環境保全条例（県自然環境保全地域・県緑地環境保全地域）

都市計画法（風致地区・都市公園）

広瀬川の清流を守る条例（環境保全区域）

仙台市公園・緑地等配置図（平成 23 年 4 月 1 日 仙台市）

表 6.1-102 自然との触れ合いの場 (11/12)

区分	番号	名称	所在地
都市公園	325	鹿野本町公園	太白区鹿野本町 245-13
	326	緑ヶ丘三丁目公園	太白区緑ヶ丘三丁目 10-236
	327	青山二丁目公園	太白区青山二丁目 40-39
	328	土手内三丁目公園	太白区土手内三丁目 95-14
	329	萩ヶ丘公園	太白区萩ヶ丘 23-7
	330	砂押町公園	太白区砂押町 142-13
	331	青山一丁目西公園	太白区青山一丁目 74-17
	332	おおとや公園	太白区大崎町 61-3 外
	333	おおとや2号公園	太白区大崎町 15-67
	334	土手内三丁目2号公園	太白区土手内三丁目 24-6
	335	八木山弥生町1号公園	太白区八木山弥生町 9-30
	336	土手内二丁目公園	太白区土手内二丁目 78-44
	337	青山公園	太白区青山二丁目 36-23
	338	向山三丁目公園	太白区向山三丁目 13-143
	339	八木山弥生町2号公園	太白区八木山弥生町 9-10
	340	おおとや3号公園	太白区大崎町 9-53
	341	泉崎二丁目公園	太白区泉崎二丁目 9
	342	おおとや4号公園	太白区大崎町 23-6
	343	青山二丁目2号公園	太白区青山二丁目 44-31
	344	長町南三丁目南公園	太白区長町南三丁目 29-1
	345	緑ヶ丘一丁目公園	太白区緑ヶ丘一丁目 9-138 外
	346	泉崎一丁目公園	太白区泉崎一丁目 26
	347	鹿野三丁目公園	太白区鹿野三丁目 207-3
	348	長町南三丁目北公園	太白区長町南三丁目 5-1
	349	西の平一丁目公園	太白区西の平一丁目 55-19
	350	大崎5号公園	太白区大崎町 28-24
	351	鹿野二丁目公園	太白区鹿野二丁目 68-4
	352	西の平一丁目2号公園	太白区西の平一丁目 46-70
	353	大崎6号公園	太白区大崎町 22-19
	354	青山一丁目東公園	太白区青山一丁目 61-124
	355	芦ノ口2号公園	太白区芦の口 13-26
	356	長町南四丁目北公園	太白区長町南四丁目 4
	357	八木山香澄町公園	太白区八木山香澄町 19-97
	358	土手内一丁目東公園	太白区土手内一丁目 17-52
	359	茂ヶ崎三丁目公園	太白区茂ヶ崎三丁目 48-11
	360	向山一丁目公園	太白区向山一丁目 1-1 外
	361	青山二丁目3号公園	太白区青山二丁目 40-94
	362	はたとや公園	太白区大崎町 2-1
	363	西多賀三丁目南公園	太白区西多賀三丁目 441-6
364	長町南一丁目公園	太白区長町南一丁目 188-5 外	
365	長町八丁目南公園	太白区長町八丁目 20-5	
366	長町八丁目北公園	太白区長町八丁目 34-6 外	
367	長町八丁目中公園	太白区長町八丁目 24-11	
368	長町八丁目西公園	太白区長町八丁目 1-14	
369	郡山三丁目公園	太白区郡山三丁目 22-17	
370	門前町公園	太白区門前町 153-4	
371	向山三丁目西公園	太白区向山三丁目 11-56	
372	土手内一丁目南公園	太白区土手内一丁目 17-138	
373	長町副都心1号公園	太白区郡山二丁目 19 の一部	
374	長町二丁目公園	太白区長町二丁目 322-2 外	
375	福寿さくら公園	太白区鹿野一丁目 120 番 1 外	
376	広瀬川愛宕緑地	太白区越路地先	
377	広瀬川飯田緑地	太白区飯田字河原 95-1 外	
378	緑ヶ丘1号緑地	太白区緑ヶ丘一丁目 6-28	
379	緑ヶ丘2号緑地	太白区緑ヶ丘一丁目 6-76 外	

都市公園の一部と都市計画公園の一部が重複している。

出典：自然公園法（自然公園）

自然環境保全法・宮城県自然環境保全条例（県自然環境保全地域・県緑地環境保全地域）

都市計画法（風致地区・都市公園）

広瀬川の清流を守る条例（環境保全区域）

仙台市公園・緑地等配置図（平成23年4月1日 仙台市）

表 6.1-103 自然との触れ合いの場 (12/12)

区分	番号	名称	所在地
都市公園	380	緑ヶ丘3号緑地	太白区緑ヶ丘三丁目40-13外
	381	緑ヶ丘4号緑地	太白区緑ヶ丘三丁目37-26外
	382	大崎緑地	太白区大崎町1-23外
	383	八木山弥生町緑地	太白区八木山弥生町1-216外
	384	南光台一丁目公園	泉区南光台一丁目158-444
	385	南光台南一丁目公園	泉区南光台南一丁目1-349
	386	南光台南二丁目公園	泉区南光台南二丁目1-350
	387	南光台南二丁目北公園	泉区南光台南二丁目10-966
	388	南光台東一丁目南公園	泉区南光台東一丁目35-453
	389	南光台南三丁目南公園	泉区南光台南三丁目10-870
	390	南光台東一丁目公園	泉区南光台東一丁目1-229
	391	南光台東二丁目南公園	泉区南光台東二丁目5-209
	392	南光台七丁目南公園	泉区南光台七丁目1-228
	393	南光台南三丁目公園	泉区南光台南三丁目35-454
	394	南光台東二丁目公園	泉区南光台東二丁目43
	395	南光台東二丁目東公園	泉区南光台東二丁目27-127
	396	南光台一丁目南公園	泉区南光台一丁目156-11
	397	南光台二丁目北公園	泉区南光台二丁目141-218外
	398	南光台三丁目公園	泉区南光台三丁目1地内
399	水の森公園	泉区上谷刈字赤坂4外	

都市公園の一部と都市計画公園の一部が重複している。

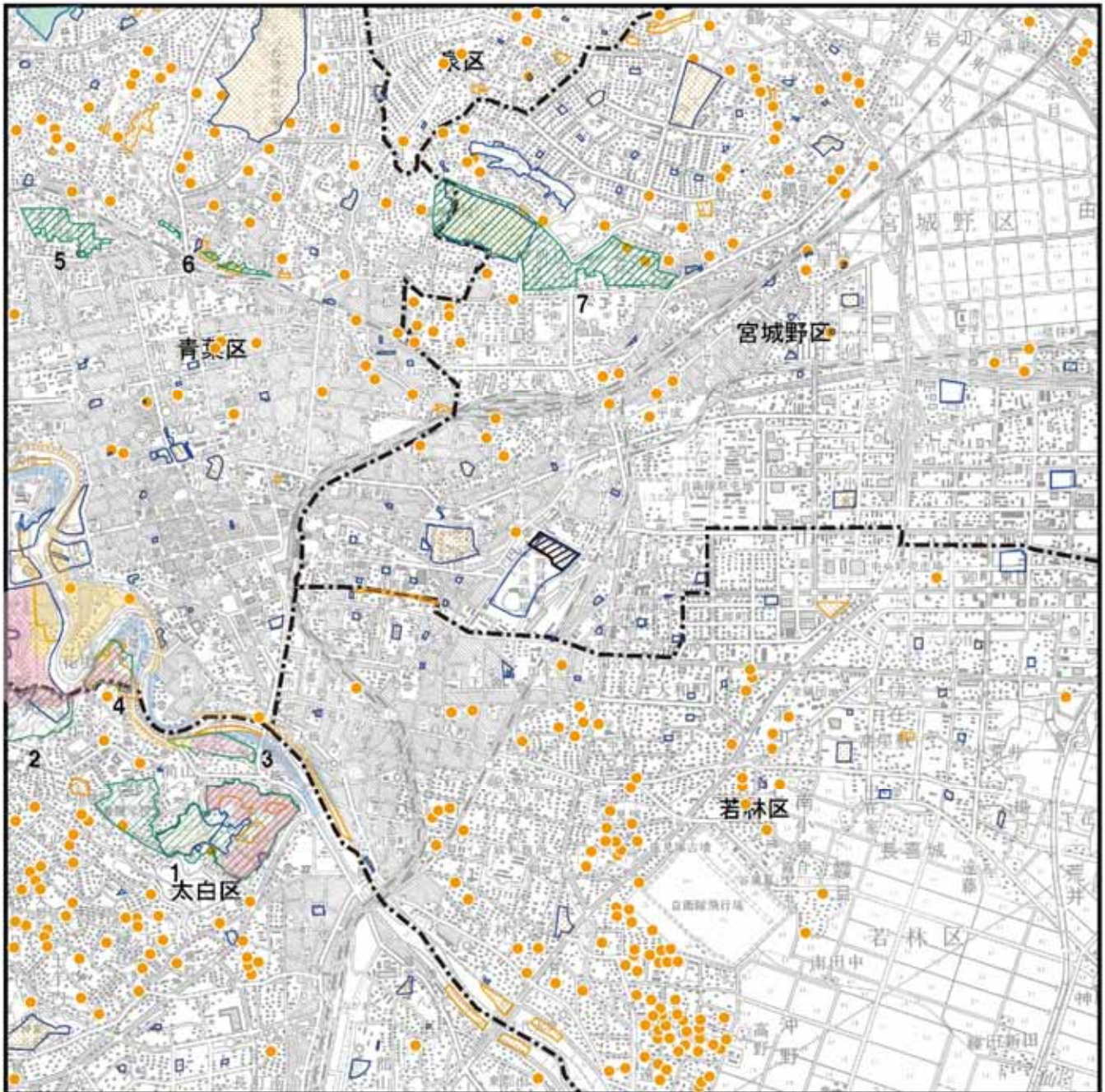
出典：自然公園法（自然公園）

自然環境保全法・宮城県自然環境保全条例（県自然環境保全地域・県緑地環境保全地域）


都市計画法（風致地区・都市公園）

広瀬川の清流を守る条例（環境保全区域）


仙台市公園・緑地等配置図（平成23年4月1日 仙台市）





凡例


 : 対象事業計画地

 : 区境界線

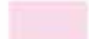
 : 風致地区(1~7)

 : 都市計画公園


 : 都市公園

 : 緑地環境保全地域  
(宮城県自然環境保全条例)

広瀬川の清流を守る条例

 : 特別環境保全区域

 : 第一種環境保全区域

 : 第二種環境保全区域

出典: 自然公園法/自然環境保全法/宮城県自然環境保全条例/都市計画法/広瀬川の清流を守る条例  
/仙台市公園・緑地等配置図

図 6.1-37 自然との触れ合いの場の分布



S=1:50,000

0 500 1000 2000m

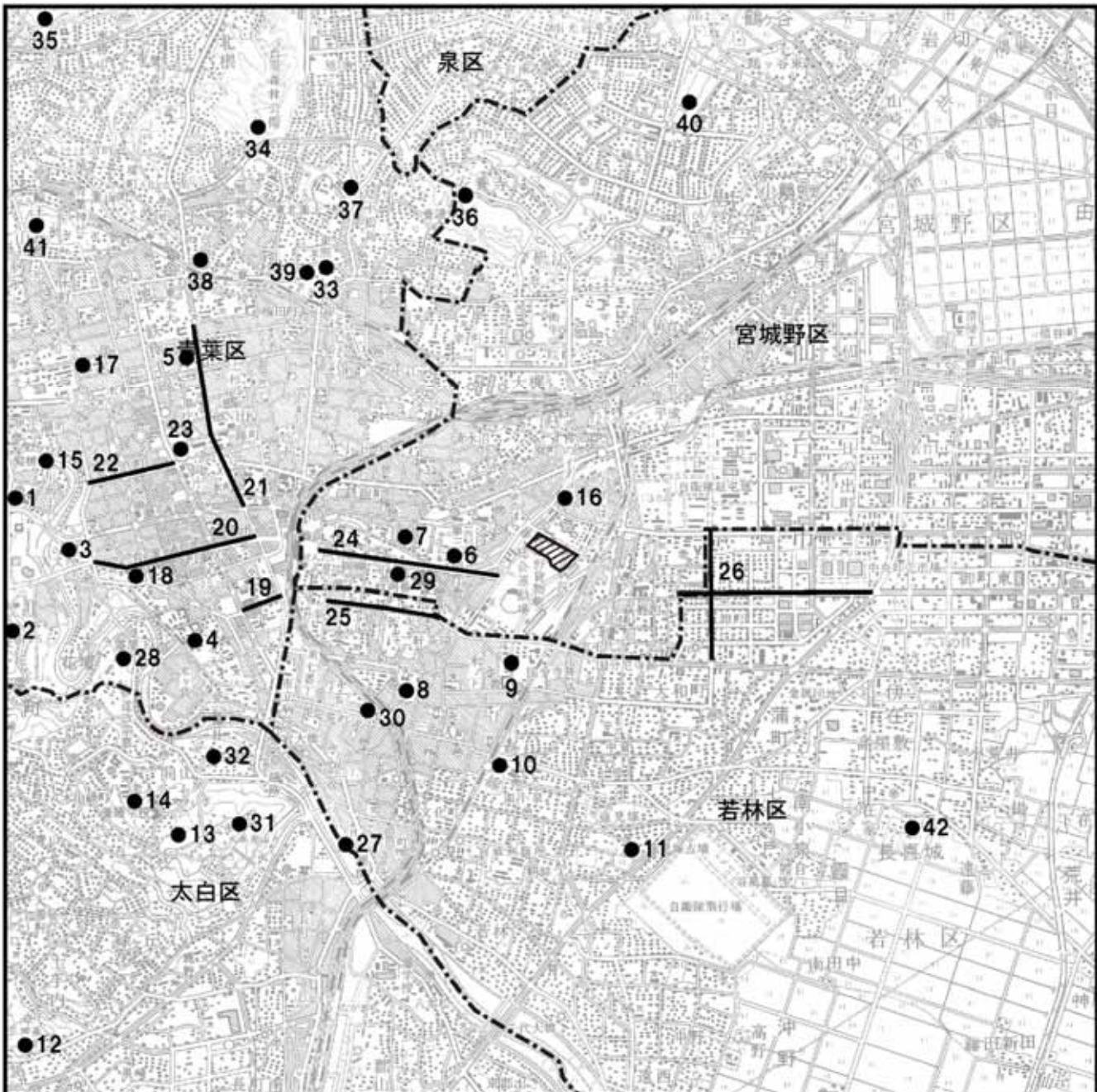


また、「杜の都・仙台 わがまち緑の名所 100 選ガイドブック」(平成 14 年 3 月 仙台市)によると、主要な自然との触れ合いの場としては、表 6.1-104 及び図 6.1-38 に示すとおりであり、榴岡天満宮等の寺社、榴岡公園や西公園等の公園、宮城野通周辺や青葉通等の街路等、42 箇所があげられる。




表 6.1-104 自然との触れ合いの場(文献資料)

No.	名称	所在地
1	宮城県美術館・仙台二高周辺	青葉区川内元支倉付近
2	青葉山公園	青葉区川内
3	西公園	青葉区桜ヶ岡公園
4	東北大学片平キャンパス	青葉区片平二丁目 1-1
5	勝山公園	青葉区上杉二丁目
6	榴岡公園	宮城野区五輪一丁目
7	榴岡天満宮	宮城野区榴ヶ岡 23
8	仙台一高のサクラ	若林区元茶畑 4
9	薬師堂周辺(薬師堂, 木ノ下公園)	若林区木ノ下
10	若林区役所周辺	若林区保春院前丁, 南小泉一丁目付近
11	遠見塚小学校周辺 (遠見塚小学校校門から遠見塚古墳)	若林区遠見塚一丁目付近
12	三神峯公園	太白区三神峯一丁目
13	野草園	太白区茂ヶ崎二丁目 1-1
14	宮城県中央児童館周辺	太白区向山三丁目
15	広瀬川中流域(牛越橋付近～大橋付近)	青葉区川内付近
16	苦竹のイチョウ(国立仙台病院東側)	宮城野区銀杏町
17	北六番丁公園(六幽庵庭園)	青葉区木町通二丁目 4-51
18	良覚院丁公園(緑水庵庭園)	青葉区片平一丁目 2-5
19	北目町通(コリノキ並木)	青葉区北目町から中央四丁目
20	青葉通(ケヤキ並木)	青葉区中央一丁目から大町二丁目
21	愛宕上杉通(イチョウ並木)	青葉区本町一丁目から二丁目
22	定禅寺通(ケヤキ並木)	青葉区国分町二丁目付近
23	勾当台公園周辺(勾当台公園, 勾当台通, 外記丁線)	青葉区本町三丁目
24	宮城野通周辺(宮城野通「ケヤキ並木」, 公開空地)	宮城野区榴岡四丁目
25	新寺界限(新寺小路緑道, 松音寺, 正楽寺, 光寿院, 道仁寺, 栽松院等)	若林区新寺・連坊・宮城野区榴岡
26	卸町通(ケヤキ並木)	若林区卸町
27	広瀬川下流域(宮沢橋～千代大橋下流付近)	若林区堰場付近から若林区若林七丁目付近
28	経ヶ峯(瑞鳳殿周辺)	青葉区霊屋下
29	三沢初子の墓等	宮城野区榴岡五丁目
30	三宝大荒神のイチョウ	若林区南鍛冶町 41-1
31	大年寺山	太白区茂ヶ崎
32	愛宕山界限	太白区向山四丁目
33	東照宮周辺	青葉区東照宮一丁目
34	台原森林公園	青葉区台原森林公園
35	水の森公園	青葉区水の森四丁目他
36	与兵衛沼・大堤公園周辺	宮城野区蟹沢, 安養寺付近
37	小松島公園周辺	青葉区小松島四丁目
38	台原緑地	青葉区台原一丁目, 六丁目
39	とちのき公園	青葉区東照宮一丁目
40	鶴ヶ谷中央公園周辺	宮城野区鶴ヶ谷六丁目
41	北山界限 (輪王寺, 資福寺, 覚範寺, 東昌寺, 光明寺)	青葉区北山界限
42	長喜城のイグネ	若林区長喜城

出典:「杜の都・仙台 わがまち緑の名所 100 選ガイドブック」(平成 14 年 3 月 仙台市)



凡例

-  : 対象事業計画地
-  : 区境界線
-  : 自然との触れ合いの場

出典：「社の都・仙台 わがまち緑の名所100選ガイドブック」(平成14年3月 仙台市)

図 6.1-38 自然との触れ合いの場の分布  
(法令に基づく指定を受けていない地区)



S=1:50,000

0 500 1000 2000m

イ その他事業の立地上配慮を要する自然との触れ合いの場

名取川直轄総合水系環境整備事業

東北地方整備局が実施している「名取川直轄総合水系環境整備事業」では、名取川の河川環境を活用し、都市部において自然豊かな水辺空間を地域住民へ提供するため、親水性・景観性に優れた水辺環境の整備を行っている。

調査範囲内で実施されている事業概要は表 6.1-105 に示すとおりである。

表 6.1-105 名取川直轄総合水系環境整備事業の概要

実施地区 / 事業内容	事業期間	事業概要
広瀬川地区 水辺の楽校	平成 10 年度 ～ 11 年度	緩傾斜堤防，アクセス施設整備（階段・スロープ），高水敷整正を行うことにより，自然環境学習のフィールドとして親水性，利活用性に配慮した環境整備を実施。
広瀬川地区 水環境整備	平成 12 年度 ～ 15 年度	導水施設（取水ポンプ場）・流量観測施設の設置を行うことにより，名取川より水を導水し，広瀬川および旧笹川の水量を確保する施設整備を実施。
笹川地区 利用推進	平成 16 年度 ～ 20 年度	都市景観に配慮した緑化護岸・アクセス施設整備（階段・スロープ）・散策路整備を行うことにより，水辺を活かしたまちづくりの支援を実施。
広瀬川地区 利用促進	平成 17 年度 ～ 21 年度	親水護岸の整備・アクセス施設整備（階段・スロープ）を行うことにより，ユニバーサルデザインを目指した安全でスムーズに水辺に近づける施設整備を推進し，弱者に対する積極的な支援を実施。

### (3) 文化財

#### 指定文化財等の状況

調査範囲における指定文化財等のうち、建造物、史跡及び天然記念物の分布状況は、表 6.1-106～表 6.1-110 及び図 6.1-39 に示すとおりである。

調査範囲には、文化財として、国指定の陸奥国分寺薬師堂、県指定の白山神社本殿等がある。天然記念物としては、国指定の「苦竹のイチョウ」「朝鮮ウメ」「東昌寺のマルミガヤ」及び市指定の「霊屋下セコイヤ類化石林」がある。

計画地周辺では、図 6.1-39 に示したとおり、主に計画地の西側～南側に文化財が多く存在している。

なお、計画地内には指定文化財・登録文化財は存在しない。

表 6.1-106 指定文化財の状況(国指定文化財)(1/5)

国指定文化財					
No.	名称	員数	所在地	所有者(管理者)	指定年月日
<b>有形文化財(建造物)</b>					
1	陸奥国分寺薬師堂 附厨子1基・棟札1枚	1棟	若林区木ノ下三丁目8-1	陸奥国分寺	M.36.4.15
2	東照宮本殿・唐門・透塀・ 鳥居・隨身門 附厨子1基・棟札1枚・ 石灯笼34基	5棟	青葉区東照宮一丁目6-1	東照宮	S.28.3.31
<b>史跡</b>					
3	陸奥国分寺跡		若林区木ノ下二丁目・三丁目	仙台市	T.11.10.12
4	陸奥国分尼寺跡		若林区白萩町	仙台市	S.23.12.18
5	遠見塚古墳		若林区遠見塚一丁目ほか	仙台市	S.43.11.8
6	仙台城跡		青葉区荒巻字青葉無番地ほか	国・仙台市・ 東北大学(仙台市)	H.15.8.27
<b>天然記念物</b>					
7	苦竹のイチョウ		宮城野区銀杏町	個人(仙台市)	T.15.10.20
8	朝鮮ウメ		若林区古城二丁目	国(宮城刑務所)	S.17.9.19
9	東昌寺のマルミガヤ		青葉区青葉町8-1	東昌寺	H.7.3.20

出典：「仙台市の文化財(指定文化財及び登録文化財)の種類と数」(平成23年11月 仙台市教育委員会)  
<http://www.city.sendai.jp/kyouiku/bunkazai/ichiran/index.html>

表 6.1-107 指定文化財の状況(県指定文化財)(2/5)

県指定文化財					
No.	名称	員数	所在地	所有者(管理者)	指定年月日
有形文化財(建造物)					
10	白山神社本殿	1棟	若林区木ノ下三丁目9-1	白山神社	S.30.3.25
11	宮城県知事公館正門 (旧仙台城門)	1棟	青葉区広瀬町5-43	宮城県	S.46.11.9
12	陸奥国分寺薬師堂仁王門	1棟	若林区木ノ下三丁目8-1	陸奥国分寺	S.50.4.30
13	東照宮手水舎 附 花崗岩造水盤	1棟	青葉区東照宮一丁目6-1	東照宮	S.39.9.4

表 6.1-108 指定文化財の状況(市指定文化財)(3/5)

市指定文化財					
No.	名称	員数	所在地	所有者(管理者)	指定年月日
有形文化財(建造物)					
14	旧第四連隊兵舎	1棟	宮城野区五輪一丁目3-7	仙台市	S.53.6.16
15	大年寺惣門	1棟	太白区茂ヶ崎四丁目	(仙台市)	S.60.9.4
16	成覚寺山門 (旧浄眼院殿霊屋門)	1棟	若林区新寺三丁目10-12	成覚寺	S.61.12.20
17	大満寺虚空蔵堂 附 厨子1基	1棟	太白区向山四丁目17-1	大満寺	S.62.3.30
18	泰心院山門 (旧仙台藩藩校養賢堂正門)	1棟	若林区南鍛冶町100	泰心院	S.62.3.30
19	愛宕神社本殿・拝殿 附 棟札3枚	2棟	太白区向山四丁目17-1	愛宕神社	H.8.1.30
20	毘沙門堂唐門	1棟	若林区荒町206番地	満福寺	H.8.1.30
21	旧姉齒家茶室(残月亭) 附 扁額「残月亭」1面	1棟	青葉区川内三の丸跡	仙台市	H.9.7.1
22	善応寺開山堂	1棟	宮城野区燕沢二丁目3-1	善応寺	S.43.2.15
23	荘厳寺山門	1棟	青葉区新坂町12-1	荘厳寺	S.61.12.20
24	輪王寺山門	1棟	青葉区北山一丁目6番街区	輪王寺	S.61.12.20
史跡					
25	三沢初子の墓等		宮城野区榴岡五丁目4	仙台市	S.47.2.1
26	刀工本郷国包各代の墓所		若林区新寺二丁目7-33	善導寺	S.55.10.20
27	経ヶ峯伊達家墓所		青葉区霊屋下	仙台市ほか	S.59.7.21
28	善応寺横穴古墳群		宮城野区燕沢二丁目	善応寺	S.43.2.15
29	松森焔硝蔵跡		泉区南光台東二丁目35-8	仙台市	S.62.5.1
天然記念物					
30	霊屋下セコイヤ類化石林		青葉区米ヶ袋一丁目, 三丁目, 霊屋下	宮城県	S.48.8.6

出典：「仙台市の文化財(指定文化財及び登録文化財)の種類と数」(平成23年11月 仙台市教育委員会)  
<http://www.city.sendai.jp/kyouiku/bunkazai/ichiran/index.html>

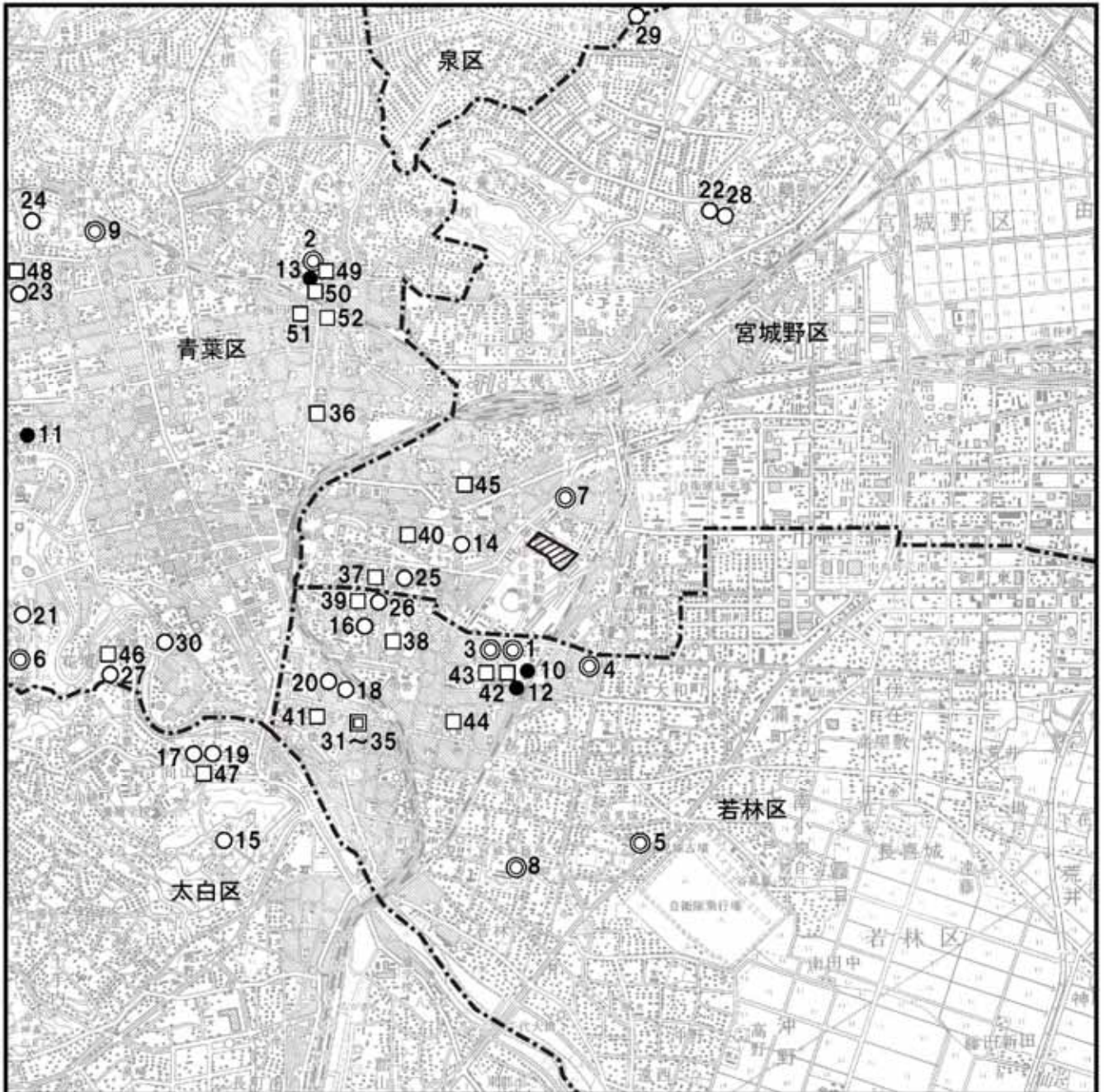
表 6.1-109 登録文化財の状況(国登録文化財)(4/5)

国登録文化財					
No.	名称	員数	所在地	所有者(管理者)	指定年月日
有形文化財(建造物)					
31	門間筆笥店主屋	1棟	若林区南鍛冶町 143	(株)門間筆笥店	H.14.3.12
32	門間筆笥店板倉	1棟	若林区南鍛冶町 143	(株)門間筆笥店	H.14.3.12
33	門間筆笥店稲荷社	1棟	若林区南鍛冶町 143	(株)門間筆笥店	H.14.3.12
34	門間筆笥店指物工房	1棟	若林区南鍛冶町 143	(株)門間筆笥店	H.14.3.12
35	門間筆笥店塗り工房	1棟	若林区南鍛冶町 143	(株)門間筆笥店	H.14.3.12






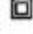

表 6.1-110 登録文化財の状況(市登録文化財)(5/5)

市登録文化財					
No.	名称	員数	所在地	所有者(管理者)	指定年月日
有形文化財(建造物)					
36	安藤家住宅	1棟	青葉区宮町	個人	H.7.9.5
37	釈迦堂	1棟	宮城野区榴岡四丁目 11-11	孝勝寺	H.7.9.5
38	松音寺山門	1棟	若林区新寺四丁目 6-28	松音寺	H.7.9.5
39	正楽寺本堂・山門	2棟	若林区新寺二丁目 6-35	正楽寺	H.7.9.5
40	榴岡天満宮唐門	1棟	宮城野区榴岡 23	榴岡天満宮	H.7.9.5
41	仏眼寺本堂	1棟	若林区荒町 35	仏眼寺	H.7.9.5
42	陸奥国分寺鐘楼	1棟	若林区木ノ下三丁目 8	陸奥国分寺	H.7.9.5
43	陸奥国分寺准胝観音堂	1棟	若林区木ノ下二丁目 4	陸奥国分寺	H.7.9.5
44	冷源寺山門	1棟	若林区成田町 125	冷源寺	H.7.9.5
45	善入院観音堂	1棟	宮城野区原町一丁目 1-67	善入院	H.8.3.5
46	瑞鳳寺高尾門	1棟	青葉区霊屋下 23-5	瑞鳳寺	H.8.3.5
47	愛宕神社神門	1棟	太白区向山四丁目 17-1	愛宕神社	H.8.3.5
48	昌繁寺山門、観音堂	2棟	青葉区新坂町 13-1	昌繁寺	H.7.9.5
49	東照宮石段	2基	青葉区東照宮一丁目 6-1	東照宮	H.7.9.5
50	仙岳院本堂	1棟	青葉区東照宮一丁目 1-16	仙岳院	H.8.3.5
51	清浄光院本堂	1棟	青葉区宮町五丁目 1-11	清浄光院	H.8.3.5
52	延寿院本堂・地藏堂	2棟	青葉区宮町五丁目 6-18	延寿院	H.8.3.5

出典：「仙台市の文化財(指定文化財及び登録文化財)の種類と数」(平成 23 年 11 月 仙台市教育委員会)  
<http://www.city.sendai.jp/kyouiku/bunkazai/ichiran/index.html>



凡例

-  : 対象事業計画地
-  : 区境界線
-  : 国指定文化財(1~9)
-  : 県指定文化財(10~13)
-  : 市指定文化財(14~30)
-  : 国登録文化財(31~35)
-  : 市登録文化財(36~52)

出典「仙台市の文化財(指定文化財及び登録文化財)の種類と数」(平成23年11月 仙台市教育委員会)  
<http://www.city.sendai.jp/kyouiku/bunkazai/ichiran/index.html> ※ただし、所有者が個人の場合は図示しないこととした。

図 6.1-39 文化財の分布状況



S=1:50,000

0 500 1000 2000m

(4) 埋蔵文化財包蔵地(遺跡)の状況

ア 遺跡の状況

調査範囲における埋蔵文化財包蔵地(遺跡)の状況は、表 6.1-111、表 6.1-112 及び図 6.1-40 に示すとおりである。

なお、計画地内には埋蔵文化財は存在しない。

表 6.1-111 埋蔵文化財包蔵地(遺跡)の状況(1/2)

No.	名称	所在地
太白区		
1	愛宕山横穴墓群	向山四丁目
2	泉崎浦遺跡	泉崎一丁目地内
3	裏町古墳	西多賀一丁目
4	兜塚古墳	根岸町
5	北目城跡	郡山字館ノ内 ほか
6	郡山遺跡	郡山二～六丁目
7	砂押古墳	砂押町
8	宗禅寺横穴墓群	根岸町
9	土手内遺跡	土手内1丁目
10	西台畑遺跡	郡山二丁目
11	三神峯遺跡	三神峯一丁目
12	茂ヶ崎横穴墓群	二ツ沢
13	八木山緑町遺跡	八木山緑町

出典：「仙台市の遺跡」(平成20年9月 仙台市文化財課)

<http://www.city.sendai.jp/kyouiku/bunkazai/iseki/00000010.html>

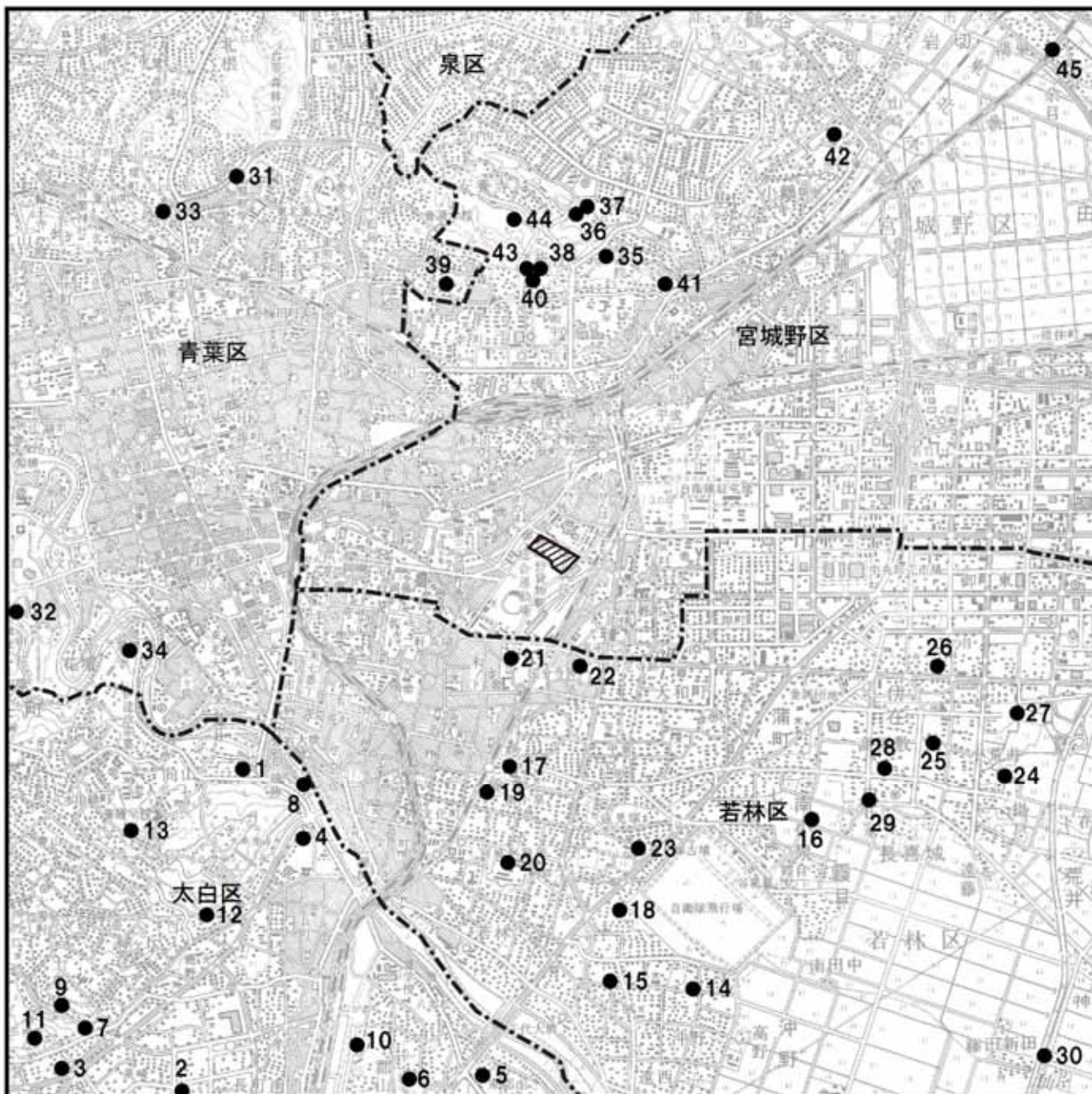


表 6.1-112 埋蔵文化財包蔵地(遺跡)の状況(2/2)




No.	名称	所在地
<b>若林区</b>		
14	沖野城跡	沖野七丁目
15	神柵遺跡	沖野二丁目
16	仙台東郊条里跡	蒲町
17	法領塚古墳	一本杉町
18	南小泉遺跡	南小泉, 遠見塚, 古城 ほか
19	養種園遺跡	南小泉一丁目
20	若林城跡	古城二丁目
21	陸奥国分寺跡	木ノ下 2 丁目, 3 丁目
22	陸奥国分尼寺跡	白萩町
23	遠見塚古墳	遠見塚 1 丁目 ほか
24	荒井館跡	荒井字矢取
25	押口遺跡	荒井字押口
26	北屋敷遺跡	六丁目屋敷
27	地蔵浦遺跡	六丁目東町
28	高屋敷遺跡	荒井字高屋敷
29	中在家南遺跡	荒井字中在家
30	藤田新田遺跡	荒井字藤田新田
<b>青葉区</b>		
31	五本松窯跡	台原森林公園ほか
32	仙台城跡	川内・荒巻字青葉
33	堤町窯跡 B 地点	堤町 2 丁目ほか
34	経ヶ峯	霊屋下
<b>宮城野区</b>		
35	安養寺下窯跡	東仙台六丁目
36	安養寺中困窯跡	安養寺三丁目
37	安養寺配水場前窯跡	安養寺三丁目
38	神明社窯跡 A 地区	柊江
39	庚申前窯跡	二の森
40	神明社窯跡	柊江
41	大蓮寺窯跡	東仙台六丁目
42	燕沢遺跡	燕沢東 3 丁目ほか
43	柊江遺跡	柊江
44	与兵衛沼窯跡	小松島新堤ほか
45	鴻ノ巣遺跡	岩切字鴻ノ巣

出典:「仙台市の遺跡」(平成 20 年 9 月 仙台市文化財課)

<http://www.city.sendai.jp/kyouiku/bunkazai/iseki/00000010.html>

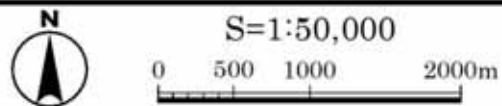


凡例

-  : 対象事業計画地
-  : 区境界線
-  : 埋蔵文化財包蔵地(遺跡)(1~45)

出典:「仙台市の遺跡」(平成20年9月 仙台市文化財課)  
<http://www.city.sendai.jp/kyouiku/bunkazai/iseki/00000010.html>

図 6.1-40 埋蔵文化財包蔵地(遺跡)の状況



#### 6.1.6. その他

##### (1) 電波障害

###### ア 電波障害の状況

計画地は平坦な仙台市街地に位置しており、周辺には既に多くの中高層の建築物が立地している地域である。電波障害に関する苦情について平成 25 年 8 月 26 日に仙台市都市整備局建築指導課に問い合わせたところ、該当する統計は行っていなかった。

##### (2) 日照障害

###### ア 日照障害の状況

計画地は平坦な仙台市街地に位置しており、周辺には既に多くの中高層の建築物が立地している地域である。日照障害に関する苦情について平成 25 年 8 月 26 日に仙台市都市整備局建築指導課に問い合わせたところ、該当する統計は行っていなかった。

##### (3) 風害

###### ア 風害の状況

計画地は平坦な仙台市街地に位置しており、周辺には既に多くの中高層の建築物が立地している地域である。風害に関する苦情について平成 25 年 8 月 26 日に仙台市都市整備局建築指導課に問い合わせたところ、該当する統計は行っていなかった。



## 6.2. 社会的状況等

### 6.2.1. 人口及び産業

#### (1) 人口

平成 24 年 3 月末日現在の仙台市の人口・世帯数及び人口密度は表 6.2-1 に示すとおりであり、人口 1,020,241 人、世帯数 462,728 戸、人口密度 1,298 人/㎢となっている。

仙台市の人口及び世帯数の推移は表 6.2-2 に示すとおりであり、平成 20 年度から平成 24 年までの 5 年間の人口及び世帯数はともに増加傾向にあるが、一世帯あたりの人員は減少傾向を示している。また、計画地が位置する宮城野区における一世帯あたりの人員は仙台市全体よりも少なく、平成 24 年度では、宮城野区で 2.16 人となっている。

表 6.2-1 人口・世帯数・人口密度（平成 24 年 3 月末日現在，住民基本台帳人口）

人口（人）			世帯数 （戸）	人口密度 （人/㎢）
総数	男	女		
1,020,241	493,521	526,720	462,728	1,298

出典：「仙台市統計書」（平成 24 年版 仙台市）

表 6.2-2 人口・世帯数の推移（各年 3 月末日現在，住民基本台帳人口）

年次	人口 （人）		世帯数 （戸）		1 世帯あたり人員 （人/戸）	
	仙台市	宮城野区	仙台市	宮城野区	仙台市	宮城野区
平成 20 年	1,003,733	181,648	441,791	81,968	2.27	2.22
平成 21 年	1,006,522	182,998	446,541	83,322	2.25	2.20
平成 22 年	1,010,256	183,307	450,909	83,936	2.24	2.18
平成 23 年	1,011,592	183,397	454,376	84,453	2.23	2.17
平成 24 年	1,020,241	182,457	462,728	84,333	2.20	2.16

出典：「仙台市統計書」（平成 24 年版 仙台市）

仙台市の人口動態の推移は、表 6.2-3～表 6.2-4 に示すとおりである。  
 平成 24 年の自然動態は、仙台市全体で 1,548 人、宮城野区で 792 人の増加であった。  
 社会動態は、仙台市全体で 9,373 人、宮城野区で 1,014 人増加であった。  
 全体の人口動態は、平成 20 年から平成 24 年では、仙台市全体は増加傾向にある。  
 宮城野区は平成 20 年から平成 23 年までは減少傾向であったが、平成 24 年では増加した。

表 6.2-3 人口動態の推移（仙台市全体）

単位：人

年次	自然動態			社会動態				人口 増減 (A+B)
	出生	死亡	増減 (A)	転入	転出	その他の 増加数	増減 (B)	
H20	9,555	6,863	2,692	47,128	47,917	423	-366	2,326
H21	9,361	6,947	2,414	45,295	45,636	582	241	2,655
H22	9,365	7,383	1,982	43,976	43,085	341	1232	3,214
H23	8,867	8,839	28	49,914	43,983	609	6540	6,568
H24	9,448	7,900	1,548	50,930	41,471	-86	9,373	10,921

出典：「仙台市統計書」（平成 24 年版 仙台市）

表 6.2-4 人口動態の推移（宮城野区）

単位：人

年次	自然動態			社会動態				人口 増減 (A+B)
	出生	死亡	増減 (A)	転入	転出	その他の 増加数	増減 (B)	
H20	2,239	1,152	1087	9,777	9,778	67	66	1,153
H21	2,119	1,152	967	9,252	9,426	-299	-473	494
H22	2,152	1,268	884	8,908	8,809	-498	-399	485
H23	1,987	1,735	252	9,709	9,462	-1,841	-1,594	-1,342
H24	2,123	1,331	792	9,807	8,159	-634	1,014	1,806

出典：「仙台市統計書」（平成 20～24 年版 仙台市）

計画地が面する地域の人口等について、榴岡小学校区、原町小学校区、宮城野小学校区及び連坊小路小学校区の4つの小学校通学区別にみると表 6.2-5、図 6.2-2 及び図 6.2-3 に示すように、平成 15 年に比べ平成 24 年においてはすべての地域とも人口が増加しており、特に 35～49 歳及び 80 歳以上の人口増加が大きい。また、表 6.2-6 に示すように、各小学校区の世帯の構成員数は仙台市及び各区よりも少なく、榴岡小学校区で 1.85 人/世帯、原町小学校区で 1.84 人/世帯、宮城野小学校区で 1.91 人/世帯、連坊小路小学校区で 1.83 人/世帯となっている。高齢化率は、仙台市よりも低く、榴岡小学校区で 15.8%、原町小学校区で 19.7%、宮城野小学校区で 12.0%、連坊小路小学校区で 16.9%であった。



図 6.2-1 小学校通学区区域

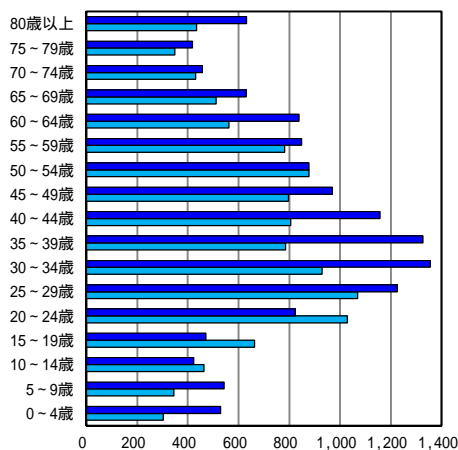
表 6.2-5 年代別人口

小学校区	年	合計	0～4歳	5～9歳	10～14歳	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳
榴岡小学校区	平成 15 年	11,139	303	345	464	663	1,029	1,069	929	785
	平成 24 年	13,530	529	543	424	471	823	1,225	1,356	1,327
原町小学校区	平成 15 年	14,841	477	544	554	710	1,395	1,618	1,447	1,138
	平成 24 年	15,141	536	485	494	548	930	1,433	1,430	1,279
宮城野小学校区	平成 15 年	10,466	490	535	477	644	1,294	1,203	1,130	845
	平成 24 年	10,756	461	491	489	491	919	1,163	1,005	1,045
連坊小路小学校区	平成 15 年	12,669	343	433	515	697	1,405	1,340	1,096	855
	平成 24 年	14,771	503	505	490	566	1,031	1,427	1,458	1,386

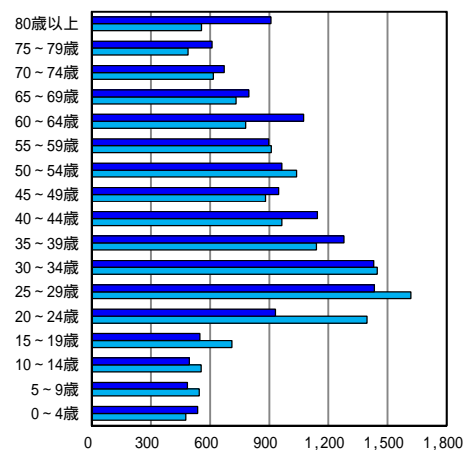
  

小学校区	年	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80歳以上
榴岡小学校区	平成 15 年	806	797	878	782	562	512	431	349	435
	平成 24 年	1,158	970	878	849	838	630	458	419	632
原町小学校区	平成 15 年	962	880	1,037	910	780	731	615	487	556
	平成 24 年	1,143	947	963	897	1,073	795	671	609	908
宮城野小学校区	平成 15 年	725	671	620	479	338	298	256	228	233
	平成 24 年	883	773	675	508	565	374	266	243	405
連坊小路小学校区	平成 15 年	812	838	842	797	582	583	524	447	560
	平成 24 年	1,213	1,028	888	856	918	644	497	511	850

出典：地域情報ファイル（仙台市 HP <http://www.city.sendai.jp/manabu/chiiiki/keikaku/index.html>）



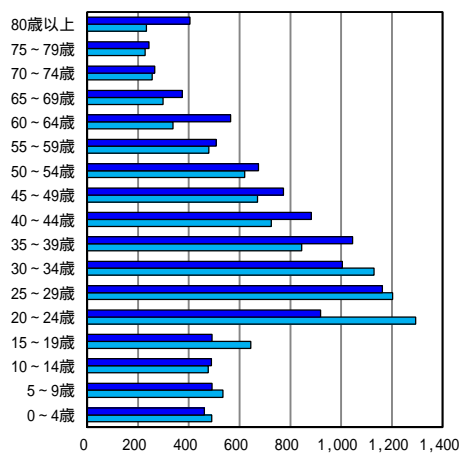
榴岡小学校区



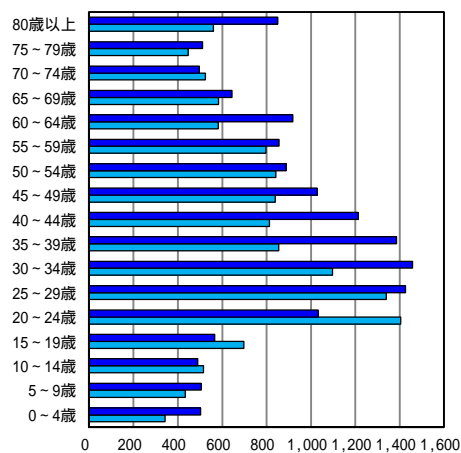
原町小学校区

出典：地域情報ファイル（仙台市 HP <http://www.city.sendai.jp/manabu/chiiiki/keikaku/index.html>）

図 6.2-2 年代別人口



宮城野小学校区



連坊小路小学校区

出典：地域情報ファイル（仙台市 HP <http://www.city.sendai.jp/manabu/chiiiki/keikaku/index.html>）

図 6.2-3 年代別人口

表 6.2-6 世帯と高齢化の状況

区分	榴岡小学校区			原町小学校区		
	当該地区	宮城野区	仙台市	当該地区	宮城野区	仙台市
世帯数	7,314	86,048	467,026	8,231	86,048	467,026
構成員数	1.85	2.20	2.20	1.84	2.20	2.20
65歳以上人口	2,139	31,652	212,528	2,983	31,652	212,528
うち75歳以上人口	1,051	15,238	103,603	1,517	15,238	103,603
高齢化率	15.8%	17.4%	20.7%	19.7%	17.4%	20.7%

区分	宮城野小学校区			連坊小路小学校区		
	当該地区	宮城野区	仙台市	当該地区	若林区	仙台市
世帯数	5,622	86,048	467,026	8,093	59,578	467,026
構成員数	1.91	2.20	2.20	1.83	2.21	2.20
65歳以上人口	1,288	31,652	212,528	2,502	24,192	212,528
うち75歳以上人口	648	15,238	103,603	1,361	11,938	103,603
高齢化率	12.0%	17.4%	20.7%	16.9%	19.0%	20.7%

出典：地域情報ファイル（仙台市 HP <http://www.city.sendai.jp/manabu/chiiiki/keikaku/index.html>）



## (2) 産業

## ア 産業分類別就業者数

仙台市の産業分類別就業者数及び産業分類構成比は、表 6.2-7 に示すとおりである。

仙台市の平成 22 年における全就業者数は 459,480 人で、第一次産業 4,005 人(0.87%)、第二次産業 67,162 人(14.6%)、第三次産業 388,313 人(84.5%)、他に分類されない公務 17,816 人(3.9%)となっている。産業分類別就業者数の割合は、第三次産業が最も高く、次いで第二次産業であり、第一次産業は 1%程度である。また、平成 17 年からの就業者の割合の推移をみると、第一次・第二次産業が減少している。第一次～第三次産業の産業分類別の推移においても、就業者数が増加しているのは、第二次産業の鉱業、採石業、砂利採取業(増加率 32.6%)、次いで第三次産業の医療、福祉(増加率 19.1%)で、第三次産業の複合サービス事業は-51.8%と大きく減少している。

表 6.2-7 産業分類別就業者数及び産業分類構成比

産業分類(大分類)		年次	平成 22 年		平成 17 年		平成 17 年 ～平成 22 年 増加率(%) ( )
			就業者数 (人)	構成比 (%)	就業者数 (人)	構成比 (%)	
第一次 産業	農業, 林業		3,946	0.86	4,880	1.05	-19.1
	漁業		59	0.01	113	0.02	-47.8
	小計		4,005	0.87	4,993	1.07	-19.8
第二次 産業	鉱業, 採石業, 砂利採取業		61	0.01	46	0.01	32.6
	建設業		37,336	8.13	43,868	9.44	-14.9
	製造業		29,765	6.48	28,840	6.21	3.2
	小計		67,162	14.62	72,754	15.66	-7.7
第三次 産業	電気・ガス・熱供給・水道業		3,967	0.86	3,429	0.74	15.7
	情報通信業		16,695	3.63	15,761	3.39	5.9
	運輸業, 郵便業		26,850	5.84	24,383	5.25	10.1
	卸売業, 小売業		97,709	21.27	108,420	23.33	-9.9
	金融業, 保険業		14,705	3.20	13,914	2.99	5.7
	不動産業, 物品賃貸業		12,562	2.73	12,675	2.73	-0.9
	学術研究, 専門・技術サービス業		18,408	4.01	17,436	3.75	5.6
	宿泊業, 飲食サービス業		32,172	7.00	32,551	7.00	-1.2
	生活関連サービス業, 娯楽業		17,473	3.80	18,141	3.90	-3.7
	教育, 学習支援業		28,914	6.29	28,611	6.16	1.1
	医療, 福祉		49,176	10.70	41,284	8.88	19.1
	複合サービス事業		1,939	0.42	4,022	0.87	-51.8
	サービス業(他に分類されないもの)		34,555	7.52	38,759	8.34	-10.8
	公務(他に分類されるものを除く)		17,816	3.88	18,195	3.92	-2.1
分類不能の産業		15,372	3.35	9,392	2.02	63.7	
小計		388,313	84.51	386,973	83.27	0.3	
合計		459,480	100.00	464,720	100.00	-1.1	

: (増加率) = (平成 22 年就業者数 - 平成 17 年就業者数) / (平成 17 年就業者数) × 100

出典: 「平成 17 年, 平成 22 年国勢調査」(総務省統計局)

イ 農業

仙台市の農家人口・農家数の推移は表 6.2-8 に、経営耕地面積別農家数の推移は表 6.2-9 に示すとおりである。

仙台市の平成 22 年における農家人口は 13,888 人、総農家数は 4,050 戸、そのうち専業農家 528 戸(13.0%)、第一種兼業農家 334 戸(8.2%)、第二種兼業農家 2,193 戸(54.1%)となっている。

平成 12 年からの推移をみると、農家人口及び農家総数は、減少傾向にある。

また、経営耕地面積別農家数の推移を見ると、5ha 未満の農家は減少し、5ha 以上の農家は増加している。平成 22 年の 5ha 以上の農家数は 122 戸と、平成 7 年(87 戸)に比して約 1.4 倍増加している。

表 6.2-8 農家人口・農家数の推移

年次	農家人口 (人)	農家数(戸)					
		総数	自給的 農家	販売農家			
				総数	専業	兼業	
		第一種	第二種				
平成 12 年	26,898	5,341	1,019	4,322	497	490	3,335
平成 17 年	21,517	4,627	959	3,668	531	545	2,592
平成 22 年	13,888	4,050	995	3,055	528	334	2,193

出典：「仙台市統計書」(平成 16 年版,平成 22 年版,平成 24 年版 仙台市)

表 6.2-9 経営耕地面積別農家数の推移

単位:戸

年次	0.5ha 未満	0.5~1ha	1~2ha	2~3ha	3~5ha	5ha 以上
平成 12 年	747	1,322	1,334	533	299	87
平成 17 年	589	1,049	1,156	461	288	125
平成 22 年	475	827	985	374	272	122

出典：「仙台市統計書」(平成 16 年版,平成 22 年版,平成 24 年版 仙台市)

## ウ 製造業

仙台市の従業者4人以上の事業所の事業所数、従業者数及び製造品出荷額等の推移は表6.2-10に、平成22年における業種別(中分類)の事業所数・従業者数及び製造品出荷額等は表6.2-11に示すとおりである。

平成22年における仙台市全域の事業所数は556所、従業者数17,234人、製造品出荷額等約9,632億円となっている。平成18年からの推移を見ると、平成22年の事業所数、従業者数は平成18年から減少しており、減少傾向にあった製造品出荷額等は平成22年度に大きく増加した。

業種別(中分類)にみると、事業所数では印刷・同関連業が仙台市全体及び計画地が位置する宮城野区において最も多く、従業者数では仙台市全体及び計画地が位置する宮城野区において食品製造業が最も多い。製造品出荷額では仙台市全体で石油製品・石炭製品製造業が最も多く、次いで鉄鋼業、印刷・同関連業、食品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業の順となっている。

表6.2-10 事業所数、従業者数及び製造品出荷額等の推移(4人以上の事業所)

年次	事業所(所)	従業者数(人)	製造品出荷額等(万円)
平成18年	615	18,213	99,658,554
平成19年	662	19,217	55,326,898
平成20年	649	18,239	57,454,828
平成21年	574	17,825	49,816,757
平成22年	556	17,234	96,320,576

出典：「仙台市統計書」(平成24年版 仙台市)

表6.2-11 業種別(中分類)事業所数・従業者数及び製造品出荷額等(平成22年)

業種	事業所(所)		従業者数(人)		製造品出荷額等(万円)	
	仙台市	宮城野区	仙台市	宮城野区	仙台市	宮城野区
食品製造業	99	29	4,616	1,823	7,297,871	3,598,411
飲料・たばこ・飼料製造業	10	2	465	228	6,645,414	x
繊維工業	25	6	397	159	281,126	97,142
木材・木製品製造業(家具を除く)	4		28		25,116	
家具・装備品製造業	24	11	341	260	403,889	353,272
パルプ・紙・紙加工品製造業	19	8	217	97	192,843	x
印刷・同関連業	148	38	3,917	1,422	10,057,292	3,565,628
化学工業	9	5	455	58	1,172,796	339,859
石油製品・石炭製品製造業	3	2	374	364	49,027,624	x
プラスチック製品製造業(別掲を除く)	15	5	199	71	245,394	88,222
ゴム製品製造業	2	1	188	170	x	x
なめし革・同製品・毛皮製造業						
窯業・土石製品製造業	25	9	802	77	1,523,559	191,999
鉄鋼業	12	10	706	675	11,017,047	x
非鉄金属製造業						
金属製品製造業	58	23	937	561	2,258,888	1,801,599
はん用機械器具製造業	8	4	175	107	224,126	148,064
生産用機械器具製造業	16	1	244	14	200,420	x
業務用機械器具製造業	10	3	208	75	165,269	21985
電子部品・デバイス・電子回路製造業	5		1,122		2,128,501	
電気機械器具製造業	21	5	967	238	1,783,413	449,152
情報通信機械器具製造業	1		444		x	
輸送用機械器具製造業	5	5	126	126	318,430	318,430
その他の製造業	37	12	306	107	342,342	111,748
計	556	179	17,234	6,632	96,320,576	77,194,506

: x は、発表にさしつかえのあるもの。

出典：「仙台市統計書」(平成24年版 仙台市)

## 工 商業

仙台市の卸売業・小売業の商店数、従業者数及び年間商品販売額の推移は、表 6.2-12 に示すとおりである。

平成 19 年において、仙台市全域で商店数 12,757 店、計画地が位置する宮城野区で 2,398 店、従業者数は仙台市全域で 124,725 人、宮城野区で 26,338 人、年間商品販売額は仙台市全域で約 8 兆 1,912 億円、宮城野区で約 1 兆 6,190 億円となっている。

平成 11 年からの推移をみると、商店数は継続的に減少している。従業員数、年間商品販売額は平成 16 年まで減少していたが、平成 19 年は増加に転じている。

表 6.2-12 卸売業・小売業の商店数・従業者数及び年間商品販売額の推移

年次	商店数(店)		従業者数(人)		年間商品販売額(百万円)	
	仙台市	宮城野区	仙台市	宮城野区	仙台市	宮城野区
平成 11 年	15,425	3,070	144,036	29,262	9,844,593	1,745,947
平成 14 年	14,064	2,739	129,100	26,153	8,471,472	1,582,223
平成 16 年	13,650	2,575	122,673	25,008	7,836,820	1,502,340
平成 19 年	12,757	2,398	124,725	26,338	8,191,165	1,618,971

出典：「商業統計調査」（平成 11 年,平成 14 年,平成 16 年,平成 19 年 宮城県）

## 6.2.2. 土地利用

### (1) 土地利用状況

仙台市における地目別面積の推移は表 6.2-13 に示すとおりである。平成 24 年の仙台市の総面積は 78,585ha であり、地目別面積は森林が 45,378ha(58%)と最も多く、次いで宅地 12,692ha(16%)、その他 8,410ha(11%)となっている。平成 19 年からの推移を見ると、宅地は増加傾向にあり、農地は減少傾向にある。

計画地及びその周辺の土地利用は、図 6.2-4 に示すとおりである。

計画地は、宮城野原公園の敷地内に位置し、東側に仙台貨物ターミナル駅があり、その周囲には住宅地が広がっている。

表 6.2-13 仙台市における地目別面積の推移

単位：ha

年次	宅地	農地	道路	森林	原野等	水面・河川・水路	その他	合計
H19	12,511	6,671	4,844	45,335	5	2,585	6,858	78,809
H20	12,576	6,621	4,881	45,297	5	2,577	6,852	78,809
H21	12,618	6,621	4,909	45,387	5	2,581	6,688	78,809
H22	12,636	6,591	4,986	45,393	5	2,580	6,618	78,809
H23	12,692	4,660	4,953	45,378	3	2,489	8,410	78,585

出典：「仙台市統計書」（平成 24 年版 仙台市）

### (2) 用途地域

仙台市における都市計画区域の面積は表 6.2-14 に、また、調査範囲の用途地域の指定状況は図 6.2-5 に示すとおりである。

計画地は、近隣商業地域に指定されている。

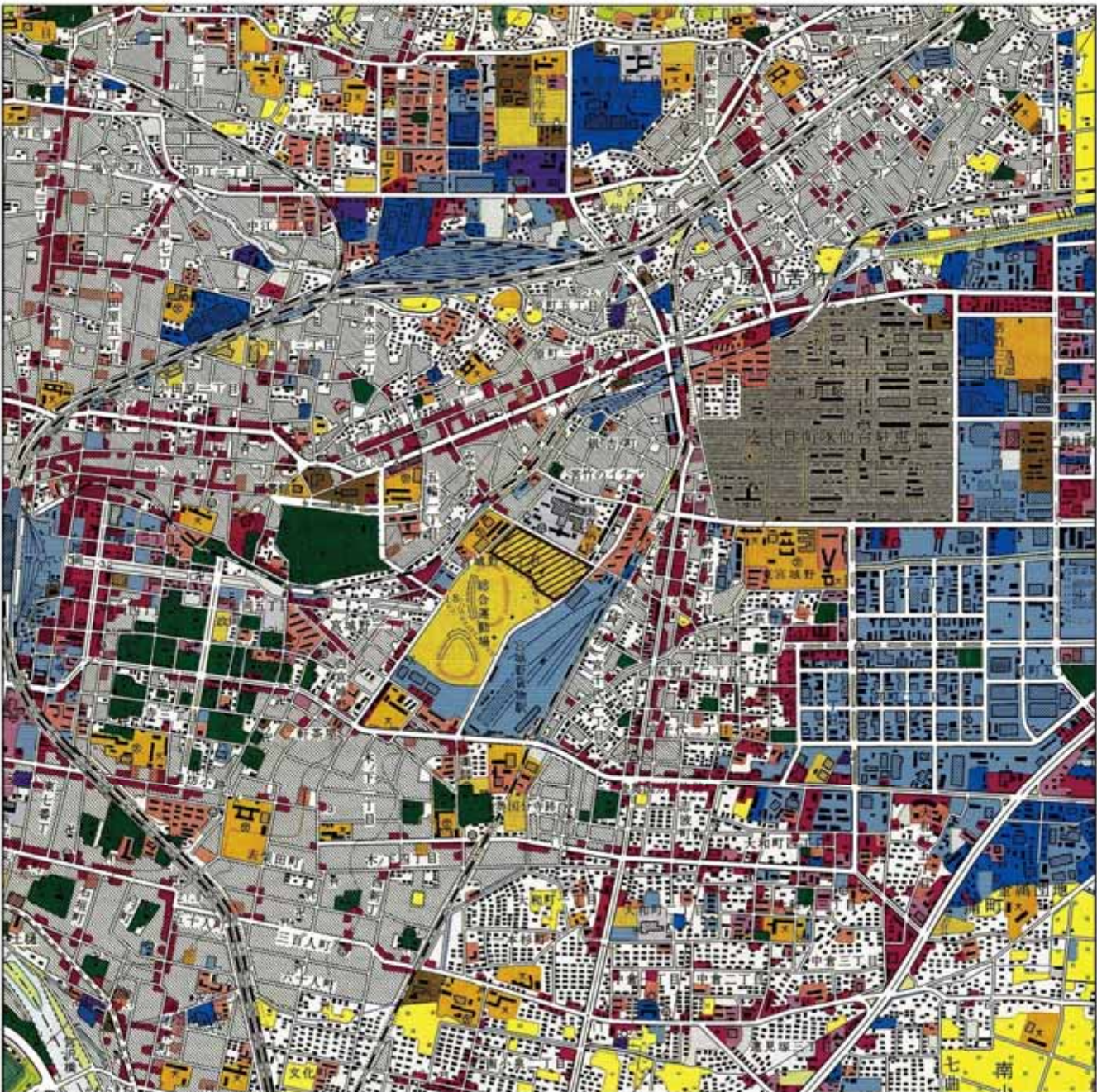
表 6.2-14 仙台市における都市計画区域面積

平成 25 年 5 月 24 日現在、単位：ha
















種別		面積	種別		面積
都市計画区域		44,293	用途地域	第二種住居地域	2,562
市街化調整区域		26,258		準住居地域	64
市街化区域		18,035		近隣商業地域	958
用途地域	第一種低層住居専用地域	5,579		商業地域	937
	第二種低層住居専用地域	5.9		準工業地域	1,147
	第一種中高層住居専用地域	733		工業地域	418
	第二種中高層住居専用地域	1,533		工業専用地域	1,252
	第一種住居地域	2,847			

出典：「都市計画決定一覧（土地利用・市街地開発事業）」（平成 25 年 5 月 仙台市都市計画課）

[http://www.city.sendai.jp/toshiseibi/1192316\\_2658.html](http://www.city.sendai.jp/toshiseibi/1192316_2658.html)



凡例

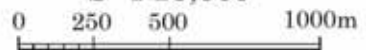
- |   |           |   |          |   |          |
|---|-----------|---|----------|---|----------|
|  | : 対象事業計画地 |  | : 公共業務地区 |  | : 供給処理施設 |
|  | : 一般住宅地区  |  | : 文教地区   |  | : 防衛施設   |
|  | : 中高層住宅地区 |  | : 厚生地区   |  | : 空地     |
|  | : 商業地区    |  | : 公園緑地   |   |          |
|  | : 業務地区    |  | : 運動競技施設 |   |          |
|  | : 工業地区    |  | : 運輸流通施設 |   |          |

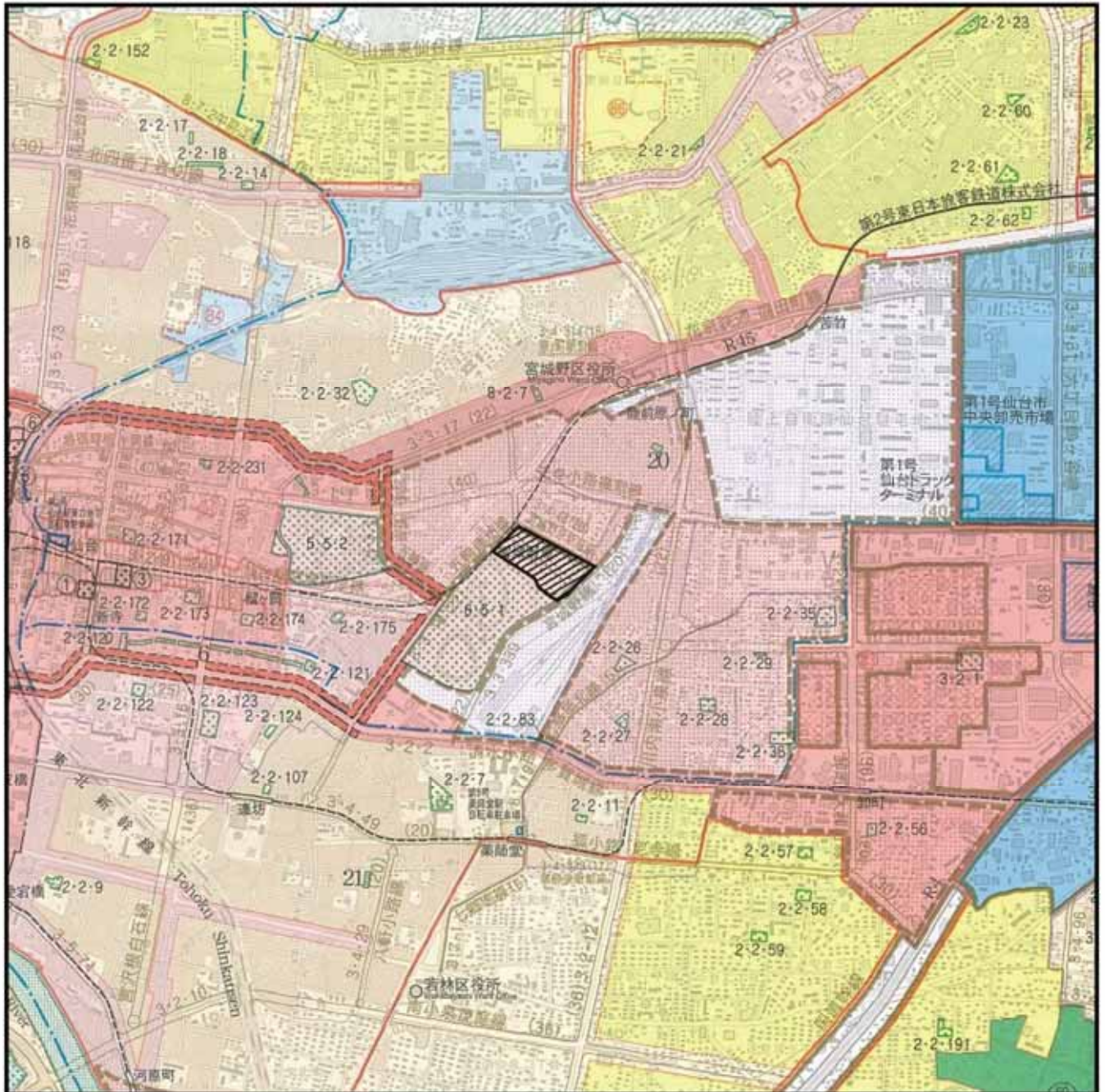
出典:「2万5千分の1 土地利用図 仙台」(平成4年10月 国土地理院)

図 6.2-4 土地利用図



S=1:25,000





凡例

: 対象事業計画地

用途地域

- : 第一種低層住居専用地域
- : 第二種中高層住居専用地域
- : 第一種住居地域
- : 第二種住居地域
- : 近隣商業地域
- : 商業地域
- : 工業地域

特別用途地域

- : 第一種特別業務地区 (商業地域)
- : 第二種特別業務地区 (準工業地域)
- : 第七種特別業務地区 (商業地域)
- : 特別工業地区 (工業専用地域)
- : 大規模集客施設制限地区 (近隣商業地域 / 商業地域 / 準工業地域)

その他の地域地区

- : 防火地域
- : 準防火地域
- : 最低限高度地区
- : 都市再生特別地区
- : 景観地区
- : 風致地区

: 駐車場整備地区

- : 都市施設
- : 駅前広場
- : 高速鉄道
- : 都市計画公園
- : 都市計画緑地
- : 上記以外の都市施設 (下水道に関する施設を除く)

その他

- : 土地区画整理事業
- : 市街地再開発事業
- : 地区計画

参考

- : 区界

出典:「仙台市都市計画総括図」(平成24年11月 仙台市)

図 6.2-5 用途地域図



S=1:25,000

0 250 500 1000m

(3) 関連開発計画等

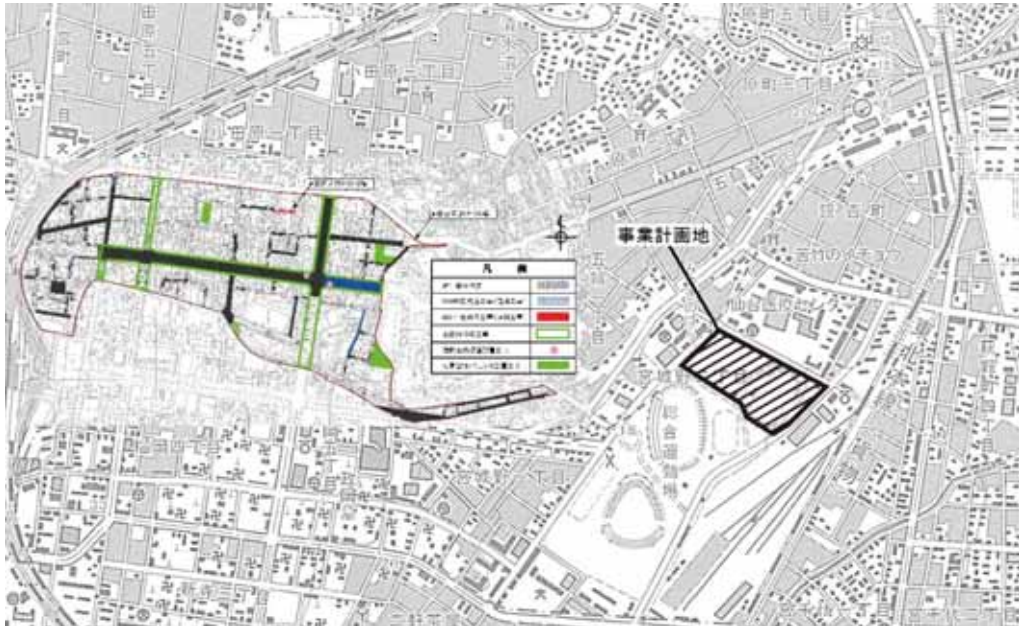
調査範囲において、計画、または事業中の土地区画整理事業や市街地再開発事業は、図 6.2-7 に示すとおり、土地区画整理事業は、仙台駅東第二地区(事業中)、荒井南(事業中)、荒井西(事業中)等の8地区、市街地再開発事業は、一番町二丁目四番地区(事業中)、中央南地区(計画)、河原町地区(計画)がある。

また、仙台駅東西駅前広場の再整備、地下鉄東西線が進行中である。そのうち、計画地周辺で事業が実施されている仙台駅東第二土地区画整理事業、一番町二丁目四番地区市街地再開発事業について以下に示す。

ア 土地区画整理事業

仙台駅東第二地区

本事業は都市基盤整備（仙台駅東第一地区、新寺小路地区等）の進む「仙台駅東地区」の一部を占める地区条件をふまえ、期待される一体的な都市機能を具備するために、道路・公園等の公共施設の整備改善と市街地環境の更新を行い、健全かつ機能的な市街地形成と宅地の利用増進を図ることを目的としている。



出典：「21世紀都市・仙台のまちづくり 仙台駅東第二土地区画整理事業」  
<http://www.city.sendai.jp/toshi/eki2/index.html>

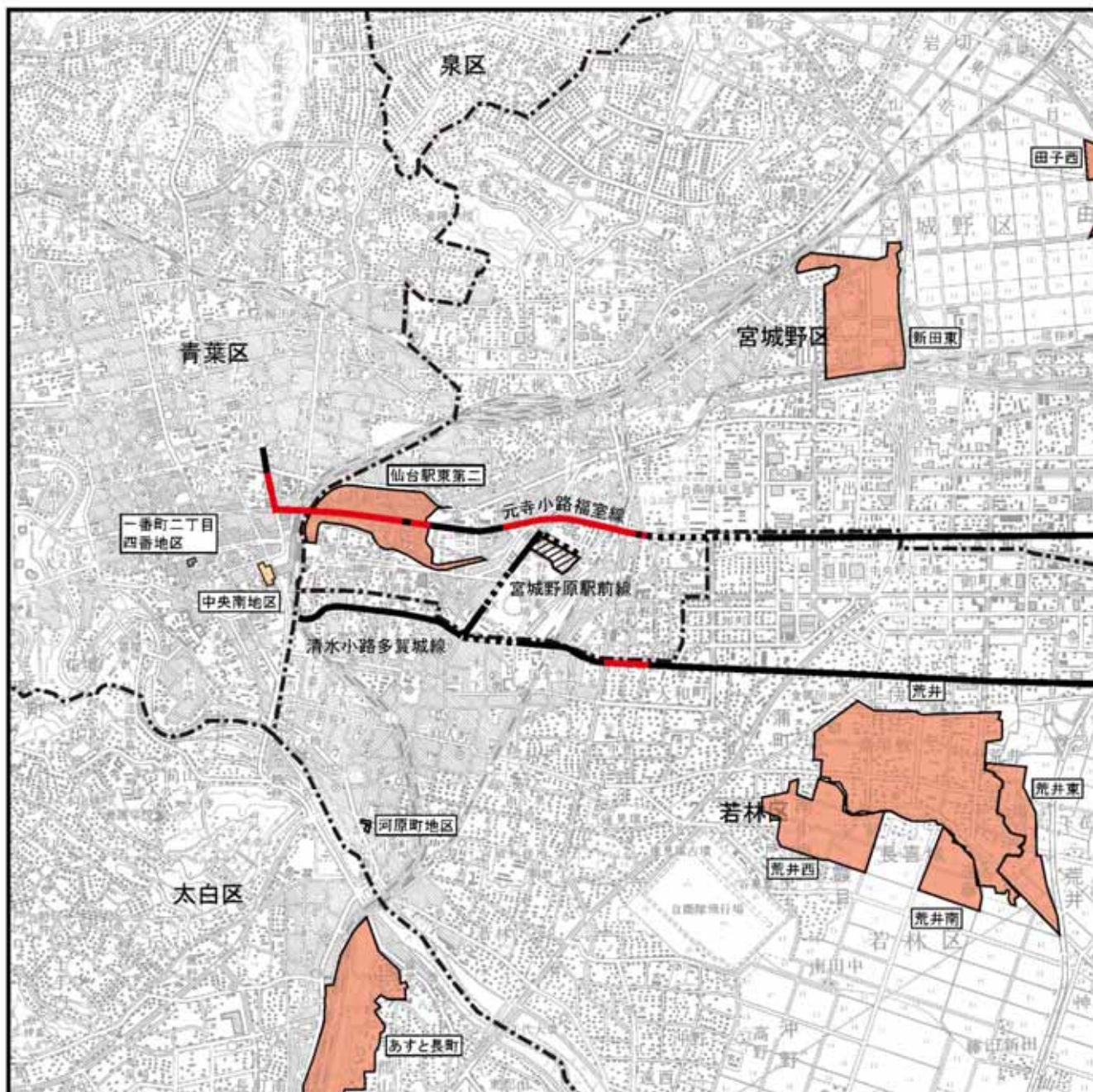
図 6.2-6 土地利用計画図（仙台駅東第二土地区画整理事業）

表 6.2-15 仙台駅東第二土地区画整理事業の概要

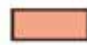
【施工期間】	昭和 63 年～平成 25 年度	【公共施設】
【施行面積】	約 45.3ha	幹線道路 [ 元寺小路福室線 等 ] 合計 ( 延長 4,274.38m, 面積 96,407.19 m <sup>2</sup> )
【総事業費】	791 億円	区画道路 合計 ( 延長 5,652.09m, 面積 47,493.90 m <sup>2</sup> )
【計画人口】	4,980 人	特殊道路 合計 ( 延長 220.60m, 面積 1,066.76 m <sup>2</sup> )
【建築物戸数】	1,282 戸	公園 [ ~ 10 号公園 ] 合計 ( 面積 14,990.75 m <sup>2</sup> )
【要移転戸数】	1,068 戸	

出典：「21世紀都市・仙台のまちづくり 仙台駅東第二土地区画整理事業」  
<http://www.city.sendai.jp/toshi/eki2/index.html>





凡例

- |   |  |
|---|--|
|  : 対象事業計画地         |  : 再開発事業施行準備中地区 |
|  : 区境界線            | 仙台市都市計画道路整備状況  |
|  : 土地区画整理事業地区(施行中) |  : 整備済         |
|  : 再開発事業施行中地区      |  : 概成済         |
|   |  : 事業中         |

出典:「土地区画整理事業地区一覧図」(平成25年3月 仙台市)  
[http://www.city.sendai.jp/kukakuseiri/1194977\\_2479.html](http://www.city.sendai.jp/kukakuseiri/1194977_2479.html)  
 「仙台市の都市再開発 施行地区一覧・施行地区位置図」(平成24年7月 仙台市)  
[http://www.city.sendai.jp/toshiseibi/1204176\\_2658.html](http://www.city.sendai.jp/toshiseibi/1204176_2658.html)  
 「仙台市都市計画道路整備状況図」(平成21年4月 仙台市)

図 6.2-7 関連開発事業位置図



S=1:50,000  
 0 500 1000 2000m

イ 市街地再開発事業

一番町二丁目四番地区

本事業は、地下鉄東西線一番町駅出入口整備と併せて、市街地再開発事業による土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を目的としている。



出典：「B1 一番町二丁目四番地区（ビル名称：THE SENDAI TOWER）」

[http://www.city.sendai.jp/toshiseibi/1195772\\_2658.html](http://www.city.sendai.jp/toshiseibi/1195772_2658.html)

図 6.2-8 事業位置図（一番町二丁目四番地区市街地再開発事業）

表 6.2-16 一番町二丁目四番地区市街地再開発事業の概要

<p><b>【施行期間】</b> 平成 22 年 11 月 25 日から平成 26 年 12 月</p>	<p><b>【公共施設】</b></p>
<p><b>【施行地区面積】</b> 約 0.3ha</p>	<p><b>幹線道路</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・仙台駅川内線 (幅員 36.0m, 延長約 55m)</li> <li>・東一番丁線 (幅員 15.0m, 延長約 58m)</li> </ul>
<p><b>【建築敷地面積】</b> 約 1,722 m<sup>2</sup></p>	<p>○その他の公共施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市高速鉄道 第 4 号 仙台市高速鉄道東西線における(仮称)一番町駅の出入口及び換気口を整備する。</li> </ul>

出典：「B1 一番町二丁目四番地区（ビル名称：THE SENDAI TOWER）」

[http://www.city.sendai.jp/toshiseibi/1195772\\_2658.html](http://www.city.sendai.jp/toshiseibi/1195772_2658.html)

## ウ 道路整備

事業計画地の北側において元寺小路福室線外 1 線（五輪工区）街路事業が実施されている。この道路が完成すると仙台駅周辺の交通結節機能の向上と新たなまちづくりにも、大きな弾みがつくと期待されている。完了予定は平成 28 年度とされているが、詳細な供用開始時期は把握できていない。



出典：元寺小路福室線外 1 線（五輪工区）街路事業資料（仙台市）

図 6.2-9 元寺小路福室線外 1 線（五輪工区）街路事業位置図

## エ 駅前広場

仙台市では、平成 27 年度の地下鉄東西線の整備に合わせ、仙台駅周辺地区における交通結節機能を強化し、東北の玄関口にふさわしい東西一体のまちづくりを推進するため、仙台駅西口および東口駅前広場の再整備方針を取りまとめている。再整備方針の概要は以下のとおりである。

<p><b>再整備方針の概要</b></p> <p><b>西口駅前広場</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・バスターミナルの拡張によるバス乗降場の集約化</li><li>・高速バス乗降場を方面別に集約化</li><li>・タクシー、自家用車の輻輳の改善</li><li>・交通機関相互の乗り継ぎ向上</li></ul> <p><b>東口駅前広場</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・観光バス、送迎バスの乗降スペースを東口駅前広場に移設し、十分な乗降スペースを確保。</li><li>・高速バス乗降場として、中長距離便は待合機能が備わる東口駅前広場に方面別に集約した利用客が分かりやすく、使いやすい配置。</li></ul>
---

出典：「仙台駅周辺地区交通結節機能の強化について」（仙台市 HP）

## (4) 自然公園等の指定

計画地は、「自然公園法」及び「宮城県自然公園条例」に基づく自然公園の指定はいずれもされていない。

### 6.2.3. 社会資本整備等

#### (1) 交通

##### ア 道路・鉄道等の交通網

調査範囲の交通網の状況は、図 6.2-11 に示すとおりである。

計画地は JR 仙石線の宮城野原駅の南に位置し、JR 貨物の仙台貨物ターミナル駅の西側に位置している。

計画地周辺の JR 仙石線は地下化しており、地下鉄東西線は施工中である。

計画地周辺の道路は、都市計画道路宮城野原駅前線と接している。

##### イ 交通量

##### (鉄道)

計画地周辺の駅における乗車人数は、表 6.2-17 及び図 6.2-10 示す。

平成 22 年度における一日の平均乗車人数は、仙台駅が 74,672 人、榴ヶ岡駅が 2,621 人、宮城野原駅が 5,429 人、陸前原ノ町駅が 3,354 人である。

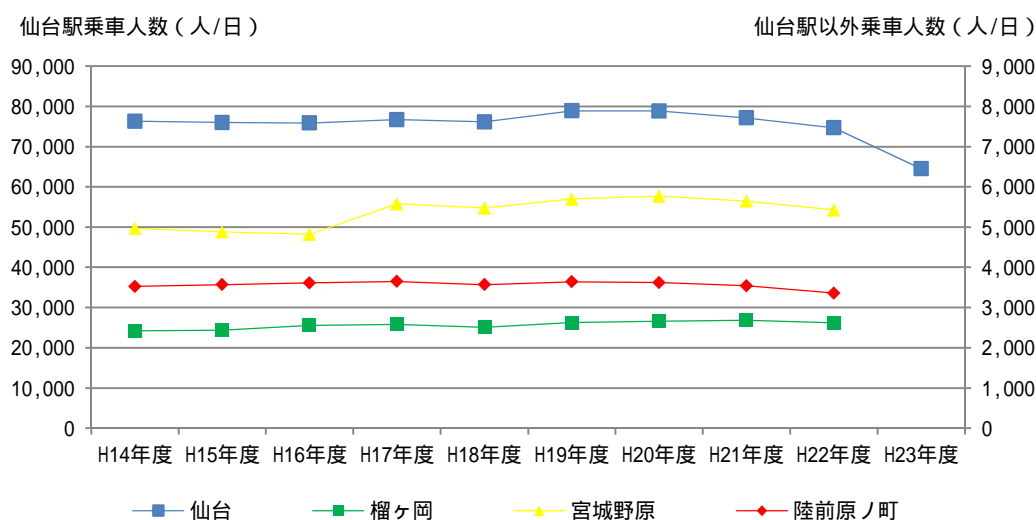
表 6.2-17 計画地周辺の駅の乗車人数の推移

路線	駅名	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
JR <sup>1</sup>	仙台	76,309	76,001	75,886	76,723	76,162	78,915	78,839	77,146	74,672	64,498
	榴ヶ岡	2,416	2,436	2,557	2,579	2,505	2,626	2,654	2,681	2,621	<sup>2</sup>
	宮城野原	4,968	4,881	4,816	5,580	5,478	5,701	5,772	5,648	5,429	<sup>2</sup>
	陸前原ノ町	3,522	3,567	3,610	3,644	3,566	3,637	3,618	3,538	3,354	<sup>2</sup>

1：1 日平均乗車人数

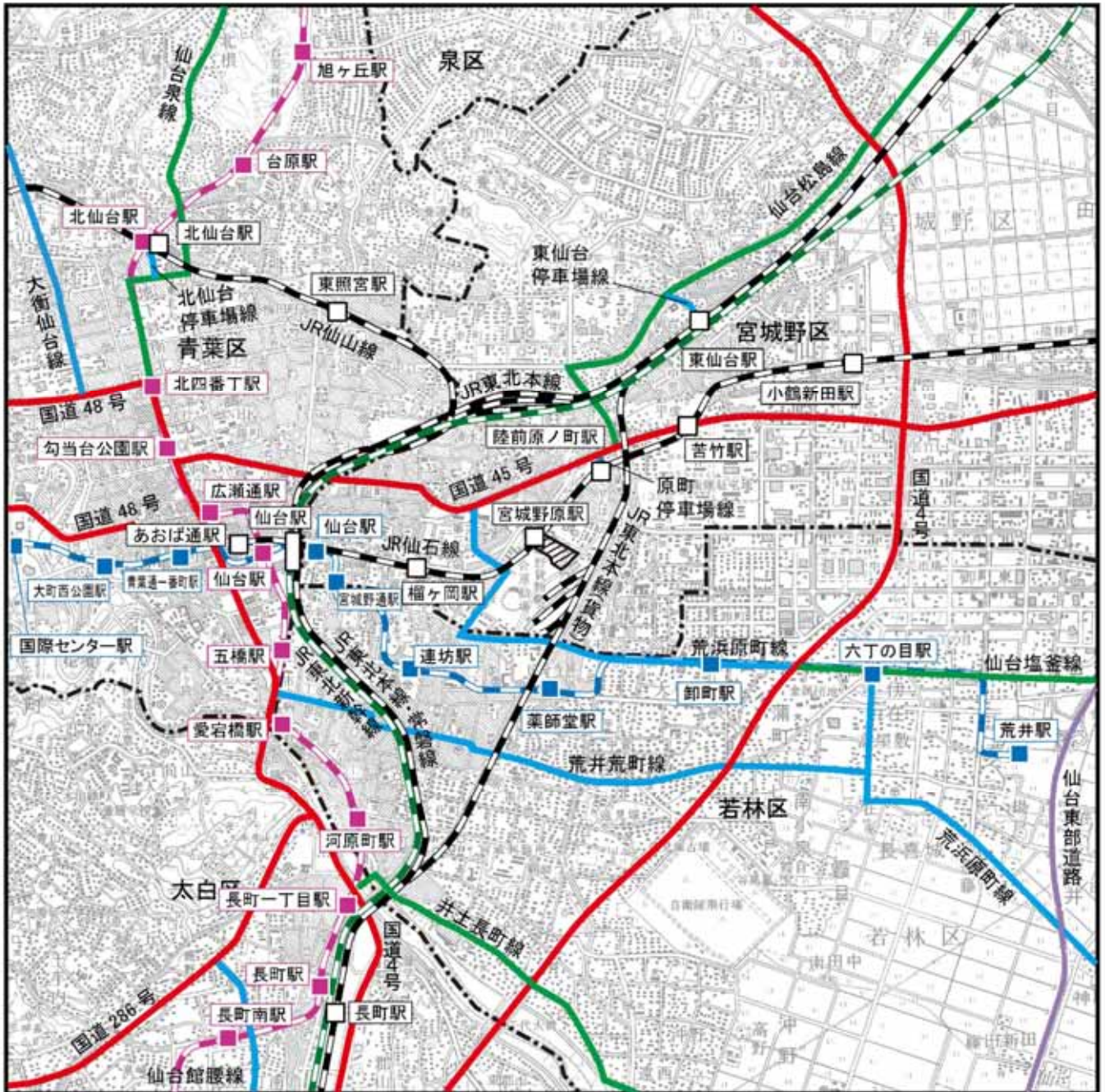
2：平成 23 年度は東日本大震災の影響により運転を見合わせていた区間の駅については掲載していない。

出典：仙台市統計書（平成 24 年版 仙台市）



出典：仙台市統計書（平成 24 年版 仙台市）

図 6.2-10 計画地周辺の駅の乗車人数の推移



凡例










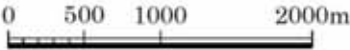
- |   |  |
|---|--|
|  : 対象事業計画地 |  : 鉄道(新幹線)              |
|  : 区境界線    |  : 鉄道(JR)               |
|  : 国道      |  : 鉄道(仙台市営地下鉄南北線)       |
|  : 県道      |  : 鉄道(仙台市営地下鉄東西線) (施工中) |
|  : 主要地方道   |  |
|  : 有料道路    |  |

図 6.2-11 交通網図



S=1:50,000



(道路)

計画地周辺の交通量の調査地点は図 6.2-12 に、平成 25 年の交通量調査結果は表 6.2-18 に示すとおりである。

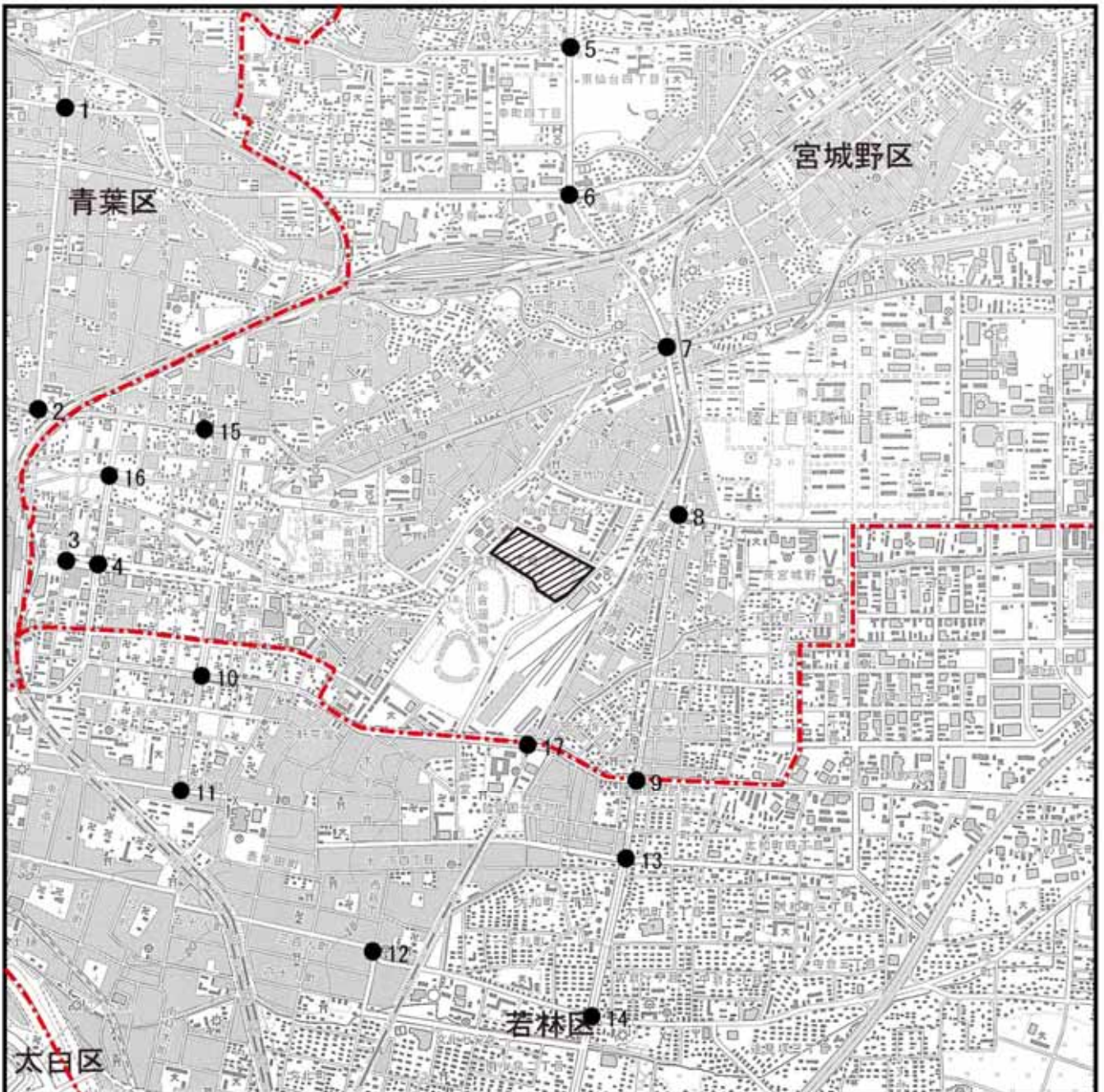
銀杏町(No.8)の交通量は、平日 12 時間交通量で 30,056 台、宮千代一丁目(No.9)では、44,394 台、宮城野二丁目(No.15)では、34,136 台となっている。

平成 20 年の交通量に対して平成 25 年の交通量が増加したのは、宮町三丁目(No.1)、柘江(No.5)、連坊小路(No.11)、保春院前丁郵便局前(No.12)、大和二丁目(No.13)であり、その他の交差点においては、交通量は減少している。




表 6.2-18 交通量調査結果(平成 25 年、平日)

No.	交差点名称	12 時間交通量(台)						12 時間交通量伸率
		二輪車	小型貨物車	乗用車	大型貨物車	バス	自動車類計	H25/H20
1	宮町三丁目	1,382	4,229	24,471	990	276	29,966	1.48
2	宮町一丁目	847	4,478	23,480	1,663	930	30,551	0.96
3	仙台駅東口 (ロータリー)	400	1,005	9,143	260	254	10,662	0.89
4	榴ヶ岡二丁目	443	2,055	13,319	478	371	16,223	0.90
5	柘江	709	4,694	20,929	1,155	507	27,285	1.06
6	ガス局前	1,125	5,733	31,849	1,635	528	39,745	0.96
7	坂下	1,460	5,146	34,498	2,334	452	42,430	0.93
8	銀杏町	684	5,679	21,875	2,302	200	30,056	0.93
9	宮千代一丁目	688	8,915	31,300	3,578	601	44,394	1.00
10	新寺三丁目	614	6,101	24,875	3,439	705	35,120	0.99
11	連坊小路	404	2,374	12,847	764	187	16,172	1.01
12	保春院前丁 郵便局前	374	2,269	11,044	248	264	13,825	1.10
13	大和町二丁目	668	4,859	24,442	1,176	319	30,796	1.04
14	一本杉町	584	4,895	21,664	912	404	27,875	0.90
15	宮城野二丁目	482	5,540	24,232	3,714	650	34,136	
16	小田原弓ノ町	686	5,226	23,337	1,852	579	30,994	
17	二十人町	541	2,616	14,497	590	93	17,796	

出典：「交差点交通量調査」(平成 25 年 仙台市)



凡例

-  : 対象事業計画地
-  : 区境界
-  : 交通量調査地点(1~17)

出典「交差点交通量調査」  
 (平成25年 仙台市都市整備局総合交通政策部交通政策課)  
[http://www.city.sendai.jp/sumiyoi/kotsu/data/1212488\\_1601.html](http://www.city.sendai.jp/sumiyoi/kotsu/data/1212488_1601.html)

図 6.2-12 交通量調査地点



S=1:25,000  
 0 250 500 1000m

(2) 上水道

仙台市の上水道の配水区域を図 6.2-13、配水系統図を図 6.2-14 に、水道施設状況及び水道普及状況の推移を表 6.2-19 及び表 6.2-20 に示す。

仙台市では給水人口の大部分を上水道でまかなっている。平成 23 年度の水道普及率は 99.6% であり、普及率の推移を見ると横ばい傾向にある。

調査範囲は全域給水区域になっており、主に、「釜房ダム」を取水源とし「茂庭浄水場」から配水されている。

表 6.2-19 水道施設状況（平成 23 年度）

項目	箇所数 (箇所)	計画給水人口又は 確認時給水人口(人)	給水人口 (人)
上水道	1	1,124,000	1,024,719
簡易水道	0	0	0
専用水道	18	5,718	877
合計	19	1,129,718	1,025,596
行政区画内総人口(人)	1,029,407		
普及率(%) ( )	99.6		

：(普及率) = (給水人口) / (行政区画内総人口) × 100

出典：「宮城県の水道」（平成 25 年 4 月 宮城県）

表 6.2-20 水道普及状況の推移

年次	給水戸数(戸)	給水人口(人)	普及率(%)
平成 19 年度	447,725	1,010,418	99.4
平成 20 年度	452,659	1,013,390	99.4
平成 21 年度	457,179	1,017,407	99.4
平成 22 年度	461,047	1,019,713	99.5
平成 23 年度	468,910	1,028,015	99.6

出典：「仙台市統計書」（平成 24 年版 仙台市）

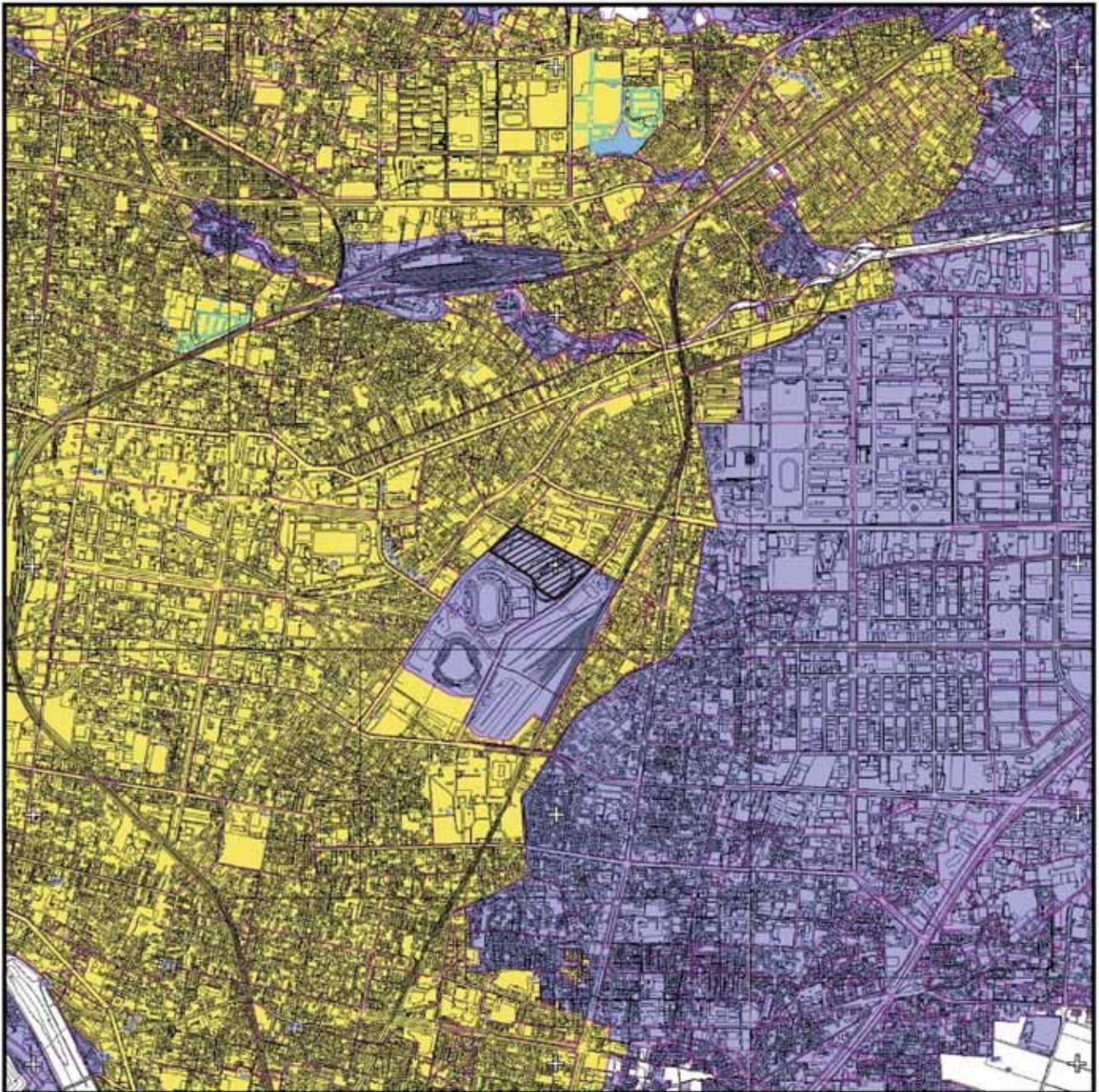


出典：「事業概要」（平成 23 年 仙台市水道局）

図 6.2-13 配水区域図







凡 例

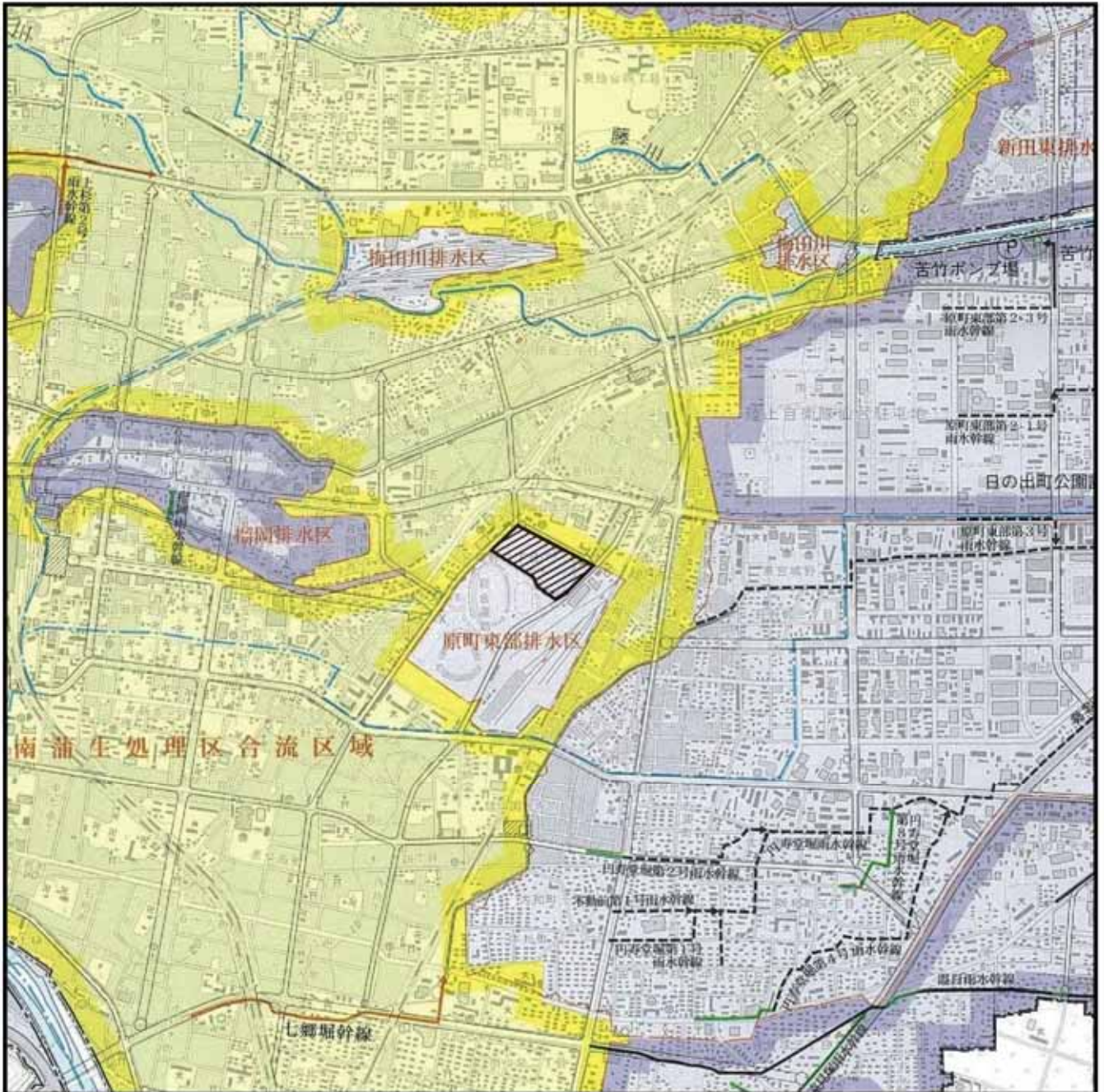
-  : 対象事業計画地
-  : 合流式処理区域
-  : 分流式処理区域

出典:「仙台市都市計画情報インターネット提供サービス」  
<http://www2.wagamachi-guide.com/sendai/tokei/>

図 6.2-15 下水道処理区域



S=1:25,000  
 0 250 500 1000m



凡例

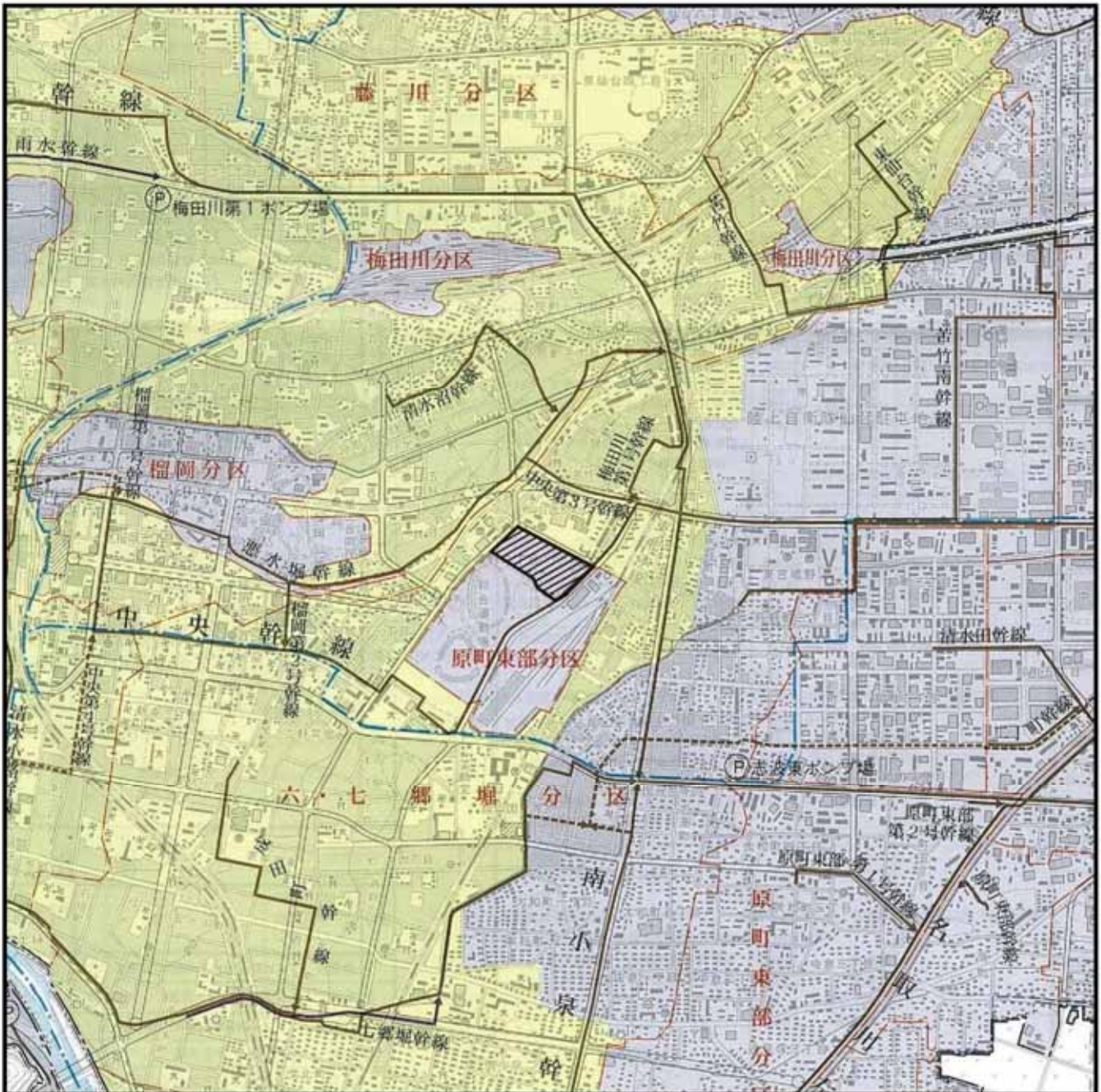
- |  |                           |  |                       |  |          |
|--|---------------------------|--|-----------------------|--|----------|
|  | : 対象事業計画地                 |  | : 計画幹線管渠              |  | : 区界     |
|  | : 認可区域界                   |  | : 10年経率(H21米) 既設幹線管渠  |  | : 都市計画道路 |
|  | : 分区・排水区界                 |  | : 4年経率(H21米) 既設幹線管渠   |  | : 市街化区域界 |
|  | : 南蒲生処理区合流区域<br>(降雨確率10年) |  | : 既設(H21米) 合流式下水道改善管渠 |  | : 計画ポンプ場 |
|  | : 南蒲生処理区分流区域<br>(降雨確率10年) |  | : 既設(H21米) ポンプ場       |  |          |
|  | : 南蒲生処理区分流区域<br>(降雨確率4年)  |  |                       |  |          |

出典:「仙塩広域都市計画下水道事業 仙台市公共下水道計画図(雨水)」  
(平成22年5月 市政情報センター)

図 6.2-16 公共下水道計画図(雨水)



S=1:25,000  
0 250 500 1000m



凡例

- |  |   |  |
|--|---|--|
|  : 対象事業計画地    |  計画                    |  : 区界     |
|  : 認可区域界      |  既設(φ210) : 幹線管渠       |  : 都市計画道路 |
|  : 分区・排水区界    |  既設(φ210) : 合流式下水道改善管渠 |  : 市街化区域界 |
|  : 南蒲生処理区合流区域 |  : 流域幹線管渠              |  |
|  : 南蒲生処理区分流区域 |  : ポンプ場                |  |

出典:「仙塩広域都市計画下水道事業 仙台市公共下水道計画図(污水)」  
(平成22年5月 市政情報センター)

図 6.2-17 公共下水道計画図(污水)



S=1:25,000  
0 250 500 1000m

#### (4) 工業用水

宮城県企業局が行う工業用水事業のうち調査範囲に係る事業は、図 6.2-18 及び表 6.2-22 に示すとおり「仙塩工業用水事業」、「仙台圏工業用水事業」がある。

「仙塩工業用水事業」は、昭和 36 年 11 月から仙塩地区への給水が開始され、地盤沈下が顕著な仙台市苦竹地区等においては、地下水に代わる水源としての大きな役割を果たしている。また、平成 6 年 4 月からは、仙台市泉地区及び富谷町成田地区への給水を開始している。

「仙台圏工業用水事業」は、仙台港背後地の工業開発により既設の仙塩工業用水道事業のみでは需要に応ずる余力がなくなることが見込まれたことから、昭和 51 年 10 月から給水を開始している。仙台港背後地のほか、名取市及び利府町の企業にも給水している。

表 6.2-22 工業用水事業の概要

区分	仙塩工業用水事業	仙台圏工業用水事業
水源	一級河川名取川水系大倉川（大倉ダム）	一級河川名取川水系碁石川（釜房ダム）
取水	広瀬川四ッ谷堰（仙台市青葉区折立郷六） 大倉ダム放流水 一日最大 100,000 m <sup>3</sup>	名取川頭首工（名取市高館熊野堂） 釜房ダム放流水 一日最大 100,000 m <sup>3</sup>
給水能力	一日最大 100,000 m <sup>3</sup>	一日最大 100,000 m <sup>3</sup>
水質等	(水温)摂氏 1 度～25 度 (濁度)10 度以下 (水素イオン濃度)pH6.0～8.0 (総硬度)120 mg/L 以下	原水供給
給水区域	仙台市・塩竈市・多賀城市・七ヶ浜町・利府町・富谷町・大和町	仙台市・多賀城市・七ヶ浜町・名取市・利府町

出典：「宮城県 HP」

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/suido-kanri/senen-kougyouyou-suidou1.html>

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/suido-kanri/sendaiken1.html>



出典：「宮城県 HP」<http://www.pref.miyagi.jp/ko-suidou/area.htm>

図 6.2-18 工業用水事業の概況図

#### (5) 農業用水

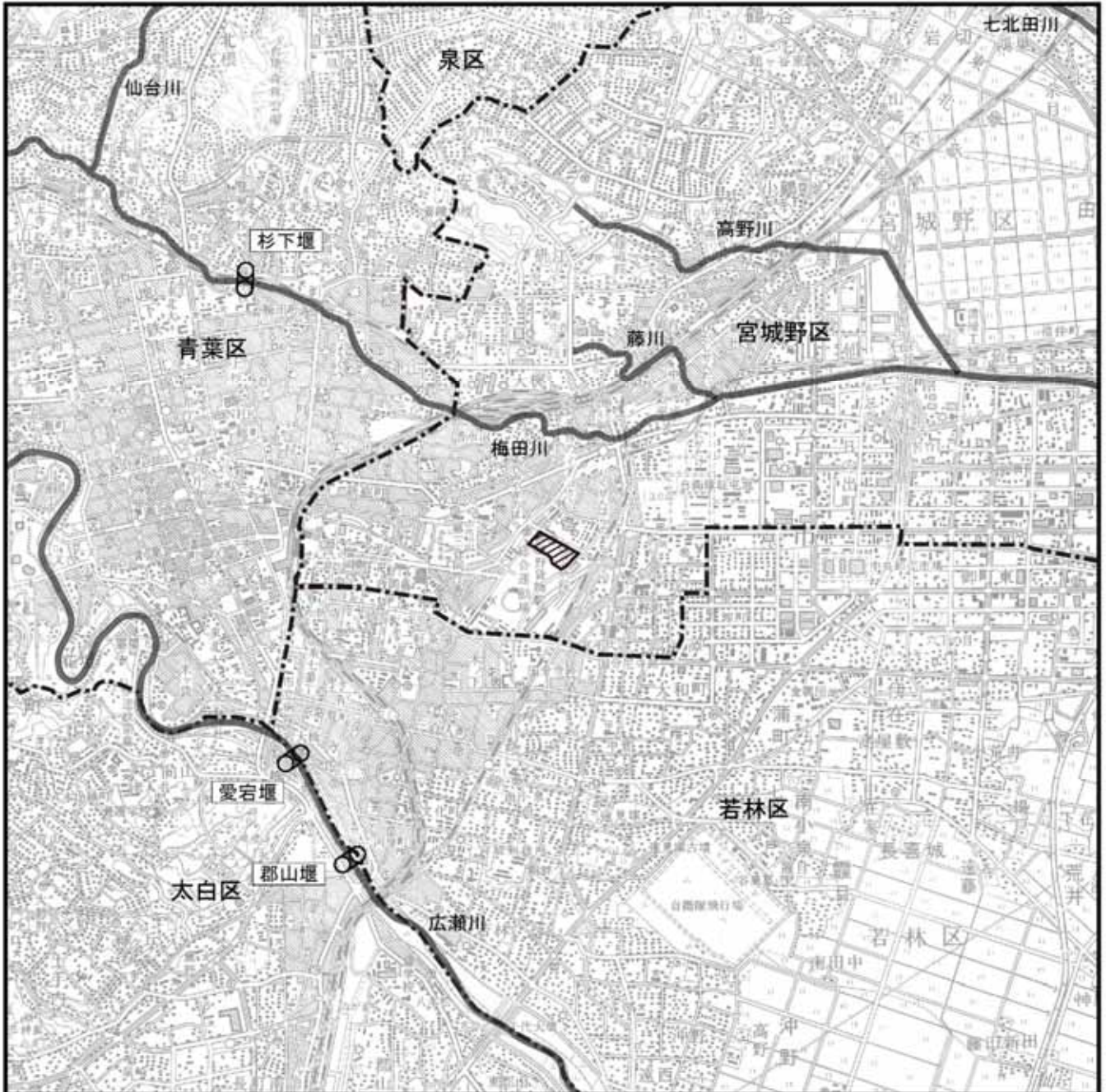
調査範囲では、広瀬川や梅田川に農業用の堰や揚水機が設置されている。施設概要は表 6.2-23 に、位置図は図 6.2-19 に示すとおりである。

「農業用水施設台帳(河川取水施設)改訂五版」(平成 20 年 3 月 宮城県)によると、広瀬川には郡山堰と愛宕堰があり、取水量は郡山堰が  $0.1610 \text{ m}^3/\text{秒} \sim 0.1800 \text{ m}^3/\text{秒}$ 、愛宕堰が  $6.0450 \text{ m}^3/\text{秒} \sim 7.4250 \text{ m}^3/\text{秒}$ とされている。梅田川には杉下堰があり、取水量は  $0.2000 \text{ m}^3/\text{秒}$ となっている。

表 6.2-23 農業用水取水施設の概要

河川名	施設名	所在地	取水量 ( $\text{m}^3/\text{秒}$ )		施設所有者	施設管理者
			代播き期	普通期		
広瀬川	郡山堰	根岸	0.1800	0.1610	仙台市	郡山水利組合
広瀬川	愛宕堰	土樋	7.4250	6.0450	仙台市	仙台東土地改良区
梅田川	杉下堰	梅田町	0.2000	0.2000	四ッ谷堰協会	四ッ谷堰協会

出典：「農業用水施設台帳(河川取水施設)改訂五版」(平成 20 年 3 月 宮城県)



凡例

-  : 対象事業計画地
-  : 区境界線
-  : 河川
-  : 堰

出典:「農業用水施設台帳(河川取水施設)改定版」  
「河川取水施設図」

<http://www.pref.miyagi.jp/nosonshin/kouikisuirityousei/jpeg/02%20yousui/y50023.jpg> (平成20年3月 宮城県)

図 6.2-19 河川取水施設図



S=1:50,000

0 500 1000 2000m

(6) 漁業権

仙台市には2つの漁業協同組合が設置されており、漁業権が設定されている河川は表 6.2-24 及び表 6.2-25 に示すとおりである。

調査範囲では、広瀬川（内共第 19 号）に第 5 種共同漁業として、あゆ漁業、こい漁業等の漁業権が設定されている。なお、調査範囲で漁業権が設定されている湖沼はない。

表 6.2-24 内水面漁業協同組合と漁業権が設定されている河川（1）

組合名	公示番号	免許の内容たるべき事項				制限又は条件	関係地区
		漁業種類	漁業の名称	漁場の位置	漁場区域		
広瀬名取川漁業協同組合	内共第 18 号	第 5 種共同漁業	あゆ漁業 こい漁業 ふな漁業 うぐい漁業 うなぎ漁業 おいかわ漁業 にじます漁業 いわな漁業 やまめ(さくら ますを含む)漁業	仙台市 名取市 柴田郡川崎町地先 名取川 前川 立野川 碓石川(太郎川 含む) 北川 穴戸川 本砂金川 小屋の沢川 (名乗沢)	次の基線 甲-ア、乙-イ、丙-ウ、丁-エ、戊-オ、己-カ、庚-キ、辛-ク、壬-ケと河岸線によって囲まれた区域 基点甲 名取川関上字宮下橋東道路側電柱標柱 基点乙 仙台市太白区秋保町本小屋県道風の堂橋右岸下流橋脚標柱 基点丙 柴田郡川崎町青根前川上流上の原官有地内上の原官林砂防堰堤右岸標柱 基点丁 柴田郡川崎町大字今宿字田中立野川に架せられたる轟川右岸下流橋脚標柱 基点戊 柴田郡川崎町笹谷北川に架せられたる坂元橋右岸下流橋脚標柱 基点己 柴田郡川崎町柳生太郎川の南北太郎川の合流点右岸標柱 基点庚 仙台市太白区秋保町野尻穴戸沢の上の滝右岸標柱 基点辛 柴田郡川崎町本砂金栃原一本砂金川砂防堰堤右岸標柱 基点壬 柴田郡川崎町名乗小屋の沢川(名乗沢)とブドウ沢合流点右岸標柱 ア 基点甲から 27 度の線と対岸との交差点標柱 イ 基点乙の対岸風の堂橋下流橋脚標柱 ウ 基点丙の対岸川上流上の原官林砂防堰堤標柱 エ 基点丁の対岸轟川橋下流橋脚標柱 オ 基点戊の対岸坂元橋下流橋脚標柱 カ 基点己の対岸との交差点標柱 キ 基点庚の対岸上の滝標柱 ク 基点辛の対岸本砂金川砂防堰堤 ケ 基点壬の対岸小屋の沢川(名乗沢)標柱	県の指示する増殖事業を実施すること	仙台市 名取市 川崎町
	内共第 19 号	第 5 種共同漁業	あゆ漁業 こい漁業 ふな漁業 うぐい漁業 うなぎ漁業 おいかわ漁業 にじます漁業 いわな漁業 やまめ(さくら ますを含む)漁業	仙台市 柴田郡川崎町地先 広瀬川 新川 大倉川 矢沢 横川	次の基線 甲-ア、乙-イ、丙-ウ、丁-エ、戊-オと河岸線によって囲まれた区域 基点甲 仙台市若林区郡山字吹上下広瀬川の名取川合流点右岸標柱 基点乙 仙台市青葉区宮城町作並字宿広瀬川砂防堰堤右岸標柱 基点丙 仙台市青葉区宮城町新川の南沢と北沢の合流点右岸標柱 基点丁 仙台市青葉区宮城町定義大倉川十里平の堰堤(いんくらいん堰堤)右岸標柱 基点戊 仙台市青葉区宮城町後白髪山矢横沢橋右岸下流橋脚標柱 ア 基点甲から 100 度の線と対岸との交差点標柱 イ 基点乙の対岸広瀬川砂防堰堤標柱 ウ 基点丙の対岸と交差点標柱 エ 基点丁の対岸十里平堰堤標柱 オ 基点戊の対岸矢横沢橋下流橋脚標柱	県の指示する増殖事業を実施すること	仙台市 名取市 川崎町
	内共第 34 号	第 1 種共同漁業	しじみ漁業 えさむし漁業 あさり漁業	仙台市中田町 名取市関上地先 名取川	次の基線 甲-ア、乙-イと河岸線によって囲まれた区域 基点甲 名取市関上字宮下橋東道路側右岸電柱標柱 基点乙 仙台市中田町字袋原の広瀬川と名取川の合流点右岸標柱 ア 基点甲から 27 度の線と対岸との交差点標柱 イ 基点乙から 42 度の線と対岸との交差点標柱		仙台市 名取市

出典：宮城県資料(宮城県農林水産部)



表 6.2-25 内水面漁業協同組合と漁業権が設定されている河川(2)

組合名	公示番号	免許の内容たるべき事項				制限又は条件	関係地区
		漁業種類	漁業の名称	漁場の位置	漁場区域		
仙台市漁業協同組合	内共 第16号	第5種 共同漁業	うなぎ漁業	仙台市井土浦地先 井土浦	次の基線 甲-ア, 乙-イと河岸線によって囲まれた区域 基点甲 仙台市若林区藤塚字下河原名取川左岸石垣突堤標柱 基点乙 仙台市若林区井土井土浦川右岸貞山堀東側堤防突端 ア 基点甲から147度の線と対岸との交差点 イ 基点乙から28度の線と対岸貞山東側堤防突端	県の指示する増殖事業を実施すること	仙台市
	内共 第32号	第1種 共同漁業	しじみ漁業 えさむし漁業	仙台市七郷, 高砂地先 貞山運河	次の基線 甲-ア, 乙-イと河岸線によって囲まれた区域 基点甲 仙台市井土浜と同市荒浜との境界 2号堀(新堀)との合流点北岸標柱 基点乙 仙台市七北田川と貞山運河との合流点西側標柱 ア 基点甲の対岸標柱 イ 基点乙の対岸標柱		仙台市七郷高砂

出典:宮城県資料(宮城県農林水産部)

(7) 廃棄物処理施設等

仙台市のごみ排出量の推移は、表 6.2-26 に示すとおりである。

仙台市の平成 23 年度におけるごみ排出量は 412,717t、1 人 1 日当たりの排出量は 1,074g であり、いずれも平成 19 年度から年々減少していたが、平成 23 年度には平成 19 年度と同程度に増加した。

処理内訳では、大半が焼却であり、約 1 割が資源化されている。生活ごみは仙台市が委託収集し処理しているが、事業ごみについては排出者の責務とし、自らごみ処理施設に搬入出来ないものは許可業者による収集体制となっている。

なお、調査範囲内に、仙台市の廃棄物処理施設は存在しない。表 6.2-27、表 6.2-28 及び図 6.2-20 に示すとおり、計画地の東側に 25 の産業廃棄物処理業者（中間処理の許可業者）の処理施設が立地している。

表 6.2-26 ごみ排出量の推移

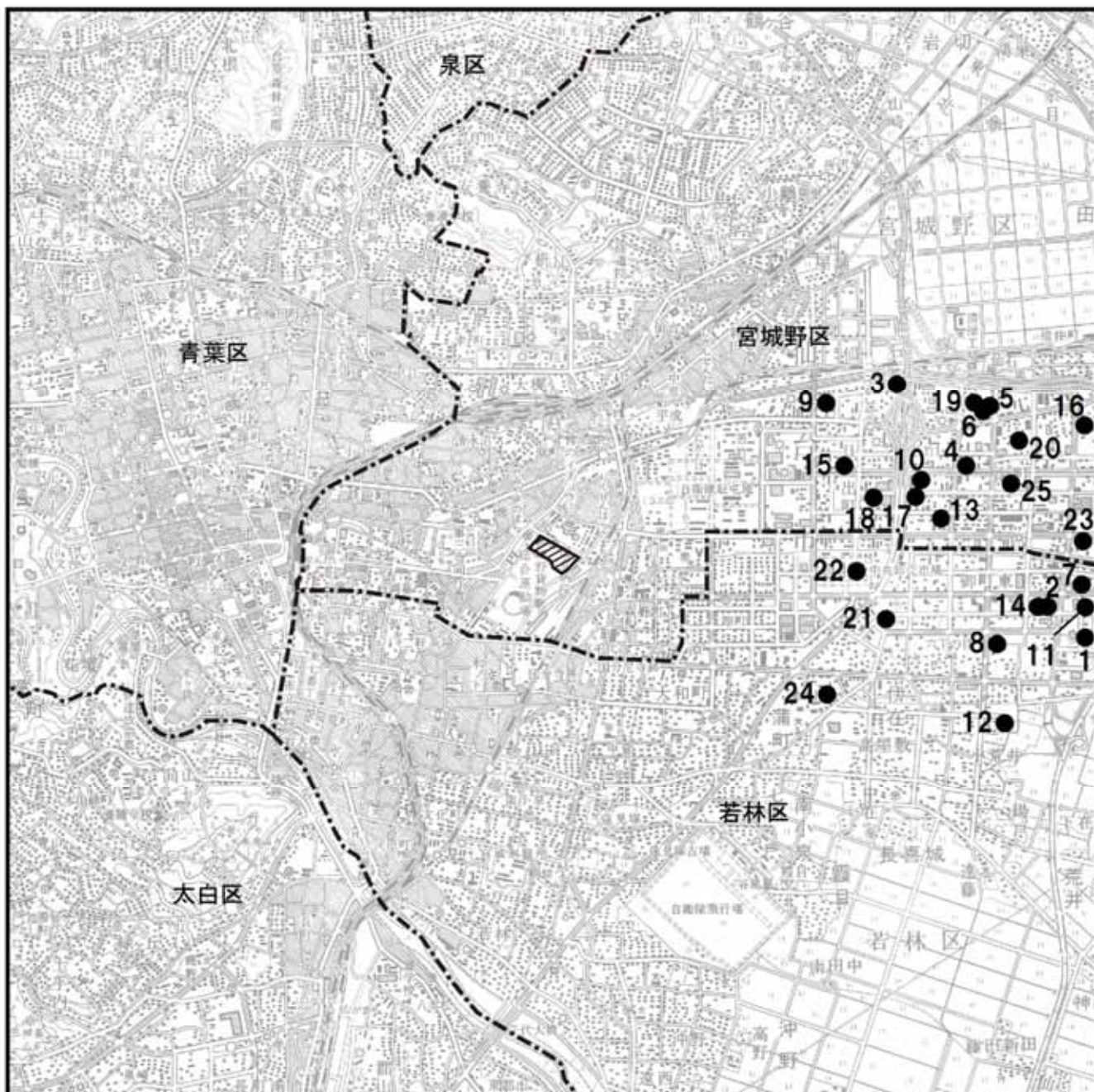
年 度		平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
人口(人)		1,028,775	1,031,163	1,033,515	1,045,986	1,049,493
年間 排出量(t)	生活ごみ	257,539	247,069	231,519	236,431	250,966
	事業ごみ	151,702	142,700	135,266	131,005	161,751
	計( )	409,241 (100)	389,769 (95)	366,785 (90)	367,436 (90)	412,717 (101)
1 人 1 日 あたり 排出量 (g)	生活ごみ	684	656	614	619	653
	事業ごみ	403	379	359	343	421
	計( )	1,087 (100)	1,036 (95)	972 (89)	962 (89)	1,074 (99)
処理内訳(t)	焼却	367,817	344,206	316,591	319,136	346,784
	埋め立て	6,169	5,909	5,386	4,819	17,884
	資源化	35,255	39,654	44,808	43,481	48,049
	計	409,241	389,769	366,785	367,436	412,717

：( )内の数値は平成 19 年度の排出量を 100 としたときの数値




出典：「平成 24 年度環境局事業概要」（平成 24 年度 仙台市環境局）







凡 例

-  : 対象事業計画地
-  : 区境界線
-  : 施設設置位置 (1~25)

出典:「産業廃棄物処理業者名簿」(平成24年3月1日現在 仙台市)  
[http://www.city.sendai.jp/business/d/1194902\\_1434.html](http://www.city.sendai.jp/business/d/1194902_1434.html)

図 6.2-20 産業廃棄物処理許可業者の施設設置位置



S=1:50,000  
 0 500 1000 2000m

#### 6.2.4. 環境の保全等についての配慮が特に必要な施設等

調査範囲の学校，病院，文化施設，社会福祉施設等は，表 6.2-29～表 6.2-32，及び図 6.2-21 に示すとおりである。

住宅の配置の状況は，「3.2.2 土地利用（1）土地利用状況」に示したように，計画地が総合運動場（近隣商業地域）に位置し，東側に仙台貨物ターミナル駅（大規模集客施設制限地区・準工業地域）があり，住宅地はその周囲に広がっている。住宅地の用途地域指定は北，東及び西側が近隣商業地域，南側が準工業地域及び近隣商業地域となっている。

なお，学校，病院，文化施設，社会福祉施設等の施設配置の将来計画は確認されていない。

これら施設等に対し，主に考えられる環境影響は，以下のとおりである。

- ・ 工事の実施や供用後の施設の稼働による大気環境，水環境，土壌環境等への影響
- ・ 工事用車両や施設への走行・運搬する車両による大気環境等への影響
- ・ 施設の存在による電波障害，日照障害，風害及び景観等への影響

表 6.2-29 配慮が必要な施設等(1/4)

学校施設等			
青葉区		若林区	
1	東六番丁小学校	26	聖和幼稚園
2	北六番丁小学校	27	聖ウルスラ学院英智幼稚園
3	五条中学校	28	小さき花幼稚園
4	常盤木学園高等学校	29	エコールノワール幼稚園
<b>宮城野区</b>		30	蒲町幼稚園
5	さいわい幼稚園	31	やまと幼稚園
6	清水幼稚園	32	南材木町小学校
7	東岡幼稚園	33	連坊小路小学校
8	みやぎ幼稚園	34	南小泉小学校
9	志波幼稚園	35	大和小学校
10	東盛幼稚園	36	蒲町小学校
11	幸町小学校	37	聖ウルスラ学院英智小学校
12	幸町南小学校	38	八軒中学校
13	榴岡小学校	39	南小泉中学校
14	原町小学校	40	蒲町中学校
15	新田小学校	41	聖ウルスラ学院英智中学校
16	東仙台小学校	42	宮城県仙台第一高等学校
17	東宮城野区小学校	43	仙台二華中学校・高等学校
18	宮城野小学校	44	聖ウルスラ学院英智高等学校
19	幸町中学校	45	聖和学園高等学校
20	宮城野中学校	46	仙台青葉学院短期大学
21	東華中学校		
22	東仙台中学校		
23	仙台大志高等学校		
24	仙台育英学園高等学校		
25	仙台工業高等学校		

出典：「若林区ガイド」（平成 25 年 4 月 若林区区民部区総務課）  
「青葉区ガイド」（平成 24 年 10 月 青葉区区民部区民総務課）  
「宮城野区ガイド」（平成 25 年 4 月 宮城野区区民部区民総務課）  
幼稚園一覧（平成 25 年 1 月 仙台市）  
<http://www.city.sendai.jp/fukushi/kosodate/hoikusho/0679.html>

表 6.2-30 配慮が必要な施設等(2/4)

病院	
<b>青葉区</b>	
1 仙台中江病院	7 国家公務員共済組合連合会 東北公済病院宮城野分院
<b>宮城野区</b>	
2 独立行政法人国立病院機構 仙台医療センター	8 財団法人光ヶ丘スペルマン病院
3 財団法人東北予防衛生会青葉病院	若林区
4 安田病院	9 仙台市立病院
5 中嶋病院	10 仙台中央病院
6 自衛隊仙台病院	11 NTT 東日本東北病院
<b>ホール・会館・図書館・展示・文化施設等</b>	
<b>宮城野区</b>	
1 仙台サンプラザ	4 宮城野区文化センター
2 野外音楽堂 榴岡公園	若林区
3 歴史民俗資料館	5 若林区文化センター
	6 せんだい演劇工房 10-BOX

出典：宮城県内の医療機関名簿（宮城県保健福祉部医療整備課）

<http://www.pref.miyagi.jp/iryuu/subindex03.htm#meibo>

仙台市 市の施設「ホール・会館など」, 「図書館・展示・文化施設など」

<http://www.city.sendai.jp/shisetsu/>



表 6.2-31 配慮が必要な施設等(3/4)

福祉施設等		
<b>青葉区</b>		
		31 清水沼デイサービスセンター
1	中江保育園	32 デイサービスわかなの杜
2	青葉保育園	33 榴岡デイサービスセンター
3	花京院地域包括センター	34 (株)中川デイサービス NAKAGAWA
4	デイサービスセンターりらく上杉	35 デイサービスセンターにこトピア萩野町
5	特別養護老人ホームアルテイル宮町	36 ツクイ萩野町
6	アイアイ小田原	37 夢のふれあい村
7	くるみの木	38 (特非)ゆうあんどあいデイサービスはらのまち
8	しじゅうから at work	39 デイサービス精華
9	指定就労継続支援多機能型あしあと	40 デイサービスセンタードンクマサー東仙台
10	マルベリー工房	41 デイサービスセンターなごやか東仙台
<b>宮城野区</b>		
		42 リハぶらざみやぎの
11	小田原保育園	43 レッツ倶楽部仙台宮城野
12	五城保育園	44 (社医)康陽会介護老人保健施設 けやき
13	乳銀杏保育園	45 特別養護老人ホーム J&B
14	原町すいせん保育所	46 ショートステイわかなの杜
15	萩野町保育所	47 (社医)康陽会介護老人保健施設 けやき
16	東仙台保育所	48 ケアハス J&B
17	東盛マイトリー園	49 アフタークラブあおぞら宮城
18	保育所新田こばと園	50 啓生園
19	新田すいせん保育所	51 アイエスエフネットライフ仙台
20	保育園ワタキューキンダーハイム	52 アグリテック工房
21	原町老人憩の家	53 コッペ
22	新田老人憩の家	54 就労継続支援 B 型事務所 さをり工房かおす
23	東仙台老人憩の家	55 就労支援センターバンビの杜
24	宮城野老人憩の家	56 スイッチ・センダイ
25	榴岡地域包括支援センター	57 第二啓生園
26	宮城野地域包括支援センター	58 ぱれった・けやき
27	きらりデイサービス	59 キッチンハーモニー・ポポ
28	GENKINEXT 仙台小田原	60 ノア
29	アテライトケアセンターみやぎの通所介護事業所	61 仙台市宮城野障害者福祉センター
30	デイサービス日だまり	62 宮城県障害者福祉センター

出典：「青葉区ガイド」（平成 24 年 10 月 青葉区区民部区民総務課）

「宮城野区ガイド」（平成 25 年 4 月 宮城野区区民部総務課）

仙台市 健康と福祉「高齢の方」, 「障害のある方」

<http://www.city.sendai.jp/fukushi/korei/index.html>

<http://www.city.sendai.jp/fukushi/shogai/index.html>

表 6.2-32 配慮が必要な施設等(4/4)

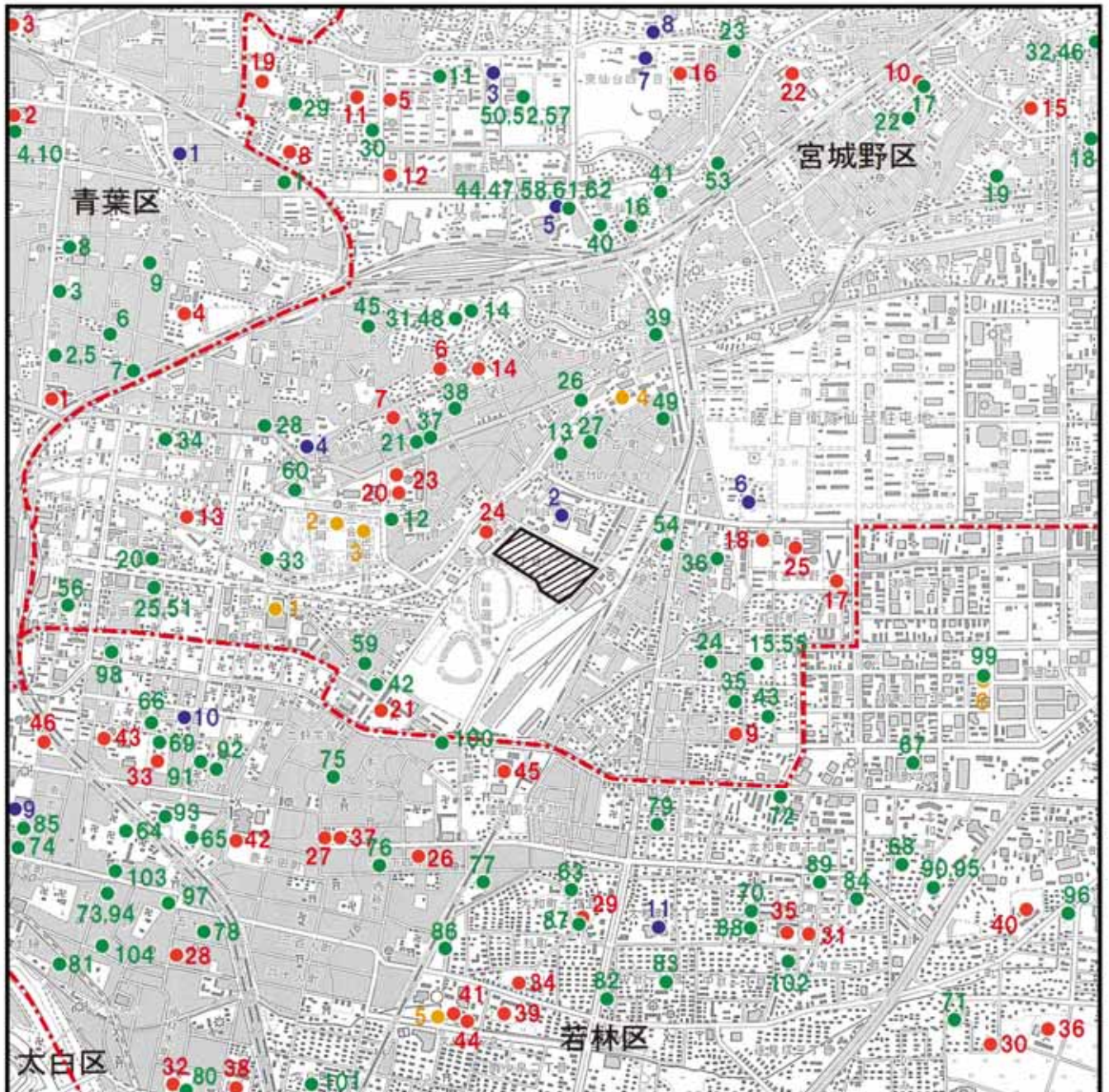
福祉施設等		
若林区	84	仙台中倉デイサービス
63 木ノ下保育所	85	デイサービスセンター こもれびの里 東七番丁
64 仙台保育園	86	ものの木デイサービス
65 穀町保育園	87	ウインズの森やまと倶楽部
66 能仁保児園	88	デイサービスセンター大和
67 卸町光の子保育園	89	デイサービスセンターなでしこ
68 やまとまちあから保育園	90	アースサポート仙台大和町
69 連坊老人憩の家	91	デイサービス連坊・音楽館
70 大和老人憩の家	92	デイサービスメロディ
71 蒲町老人憩の家	93	連坊小路デイサービス・スカイ
72 大和蒲町地域包括支援センター	94	ここみショートステイ荒町
73 リハビリステーション荒町	95	アースサポートクオリア仙台大和町
74 ハート&ドリーム	96	アクティブ・ぼ〜と
75 木ノ下デイサービスセンター コスモス	97	おりーぶ荒町
76 パイタルケア若林デイサービスセンター さふらんの家	98	アトリエブドウの木・アトリエグレース
77 和光ピュアライト小さなこかげ	99	のぞみ苑
78 テルウェル五十人町デイサービスセンター ひなたぼっこ	100	ばれった・けやき木ノ下
79 茶話本舗デイサービス若林亭	101	ファンテース
80 アースサポート河原町	102	わ・は・わ
81 杜の院デイサービスセンター	103	きりん
82 アシスト中倉デイサービス	104	ここねっとデイ
83 デイケアハウスあんしんどう中倉		

出典：「若林区ガイド」（平成 25 年 4 月 若林区区民部総務課）

仙台市 健康と福祉「高齢の方」, 「障害のある方」

<http://www.city.sendai.jp/fukushi/korei/index.html>

<http://www.city.sendai.jp/fukushi/shogai/index.html>



凡例

-  : 対象事業計画地
-  : 区境界
-  : 学校施設等
-  : 病院
-  : 社会福祉施設等
-  : 文化施設等

- 出典: 1. 「青葉区ガイド」(平成24年10月 青葉区区民部市民総務課)  
 2. 「宮城野区ガイド」(平成25年4月 宮城野区区民部市民総務課)  
 3. 「若林区ガイド」(平成25年4月 若林区区民部市民総務課)  
 4. 仙台市 市の施設「ホール・会館など」・「図書館・展示・文化施設など」 <http://www.city.sendai.jp/sisetsu/>  
 5. 幼稚園一覧(平成25年5月 仙台市) <http://www.city.sendai.jp/fukushi/kosodate/hoikusho/0679.html>  
 6. 宮城県内の医療機関名簿(宮城県保健福祉部医療整備課) <http://www.pref.miyagi.jp/iryuu/subindex03.htm#meibo>  
 7. 仙台市 健康と福祉「高齢の方」・「障害のある方」 <http://www.city.sendai.jp/fukushi/>

図 6.2-21

学校・病院・社会福祉施設・文化施設等



S=1:25,000  
 0 250 500 1000m

## 6.2.5. 環境の保全等を目的とする法令等

### (1) 法令等に基づく指定・規制

#### ア 自然環境保全に係る指定地域等の状況

##### 自然環境保全地域及び緑地環境保全地域

調査範囲における「自然環境保全法」及び「宮城県自然環境保全条例」に基づく緑地環境保全地域は、図 6.2-22 に示すとおり、「宮城県自然環境保全条例」に基づく丸田沢緑地環境保全地域がある。

なお、調査範囲には、自然公園、自然環境保全地域は存在しない。

##### 鳥獣保護区

調査範囲の鳥獣保護区等の指定状況は、表 6.2-33 及び図 6.2-23 に示すとおりである。

計画地は、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づく鳥獣保護区に指定されている。



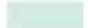
表 6.2-33 鳥獣保護区・特別保護地区

名 称	存続期間	面 積	
		鳥獣保護区	特別保護地区
仙台	H34.10.31	15,019ha	-
青葉山		-	100ha

出典：「平成 24 年度宮城県鳥獣保護区等位置図」（平成 24 年 10 月 宮城県）



凡 例

-  : 対象事業計画地
-  : 区境界線
-  : 緑地環境保全地域  
(宮城県自然環境保全条例)

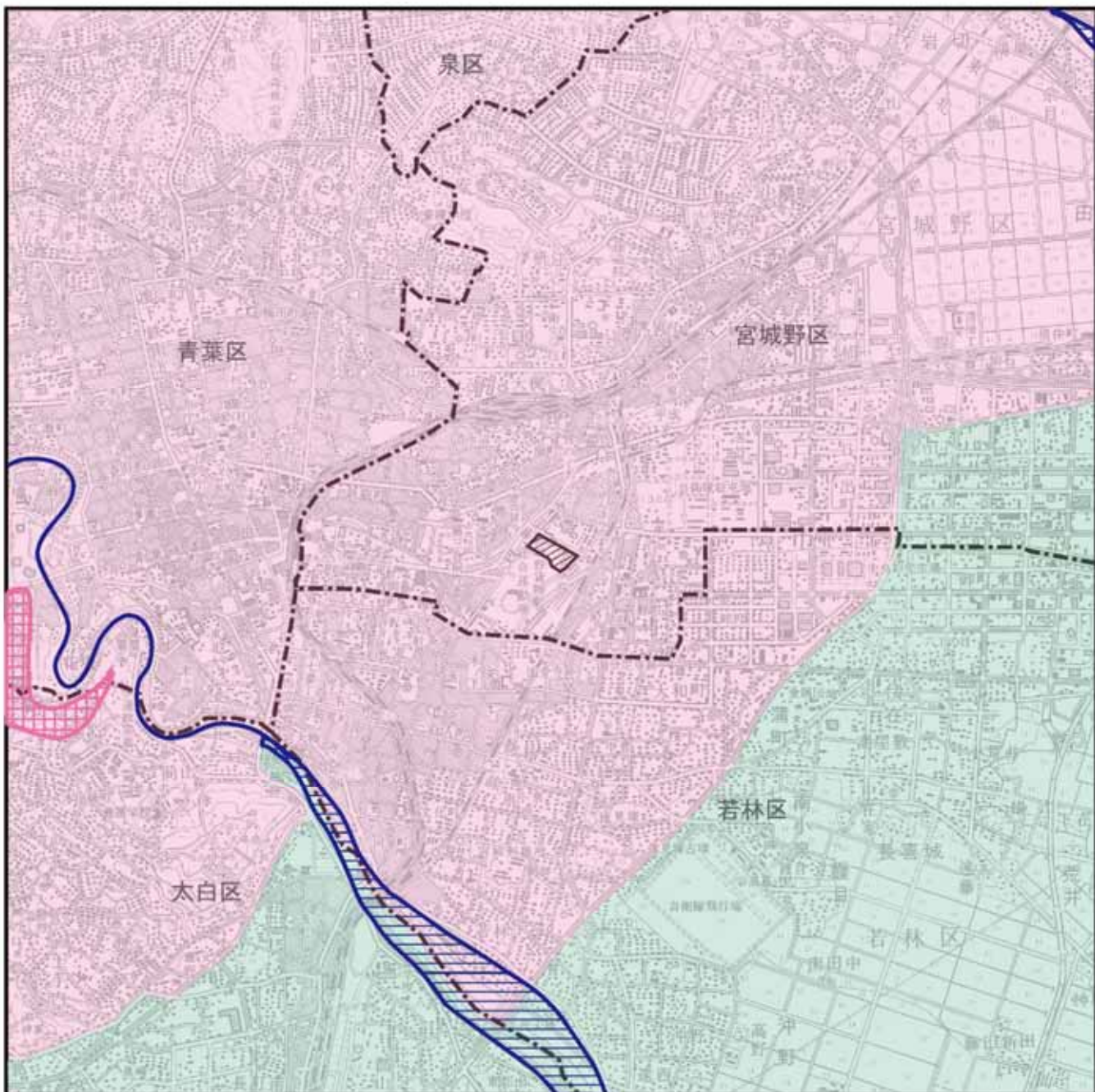
出典:「宮城県の自然公園・県自然環境保全地域」(宮城県)  
<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sizenhogo/sizenkouen-sizen.html>

図 6.2-22 緑地環境保全地域



S=1:50,000

0 500 1000 2000m



凡例

-  : 対象事業計画地
-  : 区境界線
-  : 鳥獣保護区
-  : 特別保護地区
-  : 特定猟具使用禁止区域(銃)
-  : 指定猟法(鉛製散弾)禁止区域

出典：「宮城県鳥獣保護区等位置図」(平成24年10月 宮城県)

図 6.2-23 鳥獣保護区等位置図



S=1:50,000

0 500 1000 2000m

風致地区，特別緑地保全地区

調査範囲における都市計画法に基づく風致地区，及び都市緑地法に基づく特別緑地保全地区の指定状況は，表 6.2-34 及び図 6.2-24 に示すとおりである。

調査範囲では，「大年寺」，「八木山」，「愛宕山」，「霊屋」，「北山」，「台ノ原」，「安養寺」が風致地区に指定されている。特別緑地保全地区は，仙台市内では「蕃山」のみ指定されており，調査範囲では指定されていない。

表 6.2-34 風致地区・特別緑地保全地区

名称	面積	計画決定年月日	地区の特性
<b>風致地区</b>			
1	大年寺	S.45. 6. 9 県告 449 号	大年寺の歴史的人文景観及び野草園を核とする丘陵の自然景観
2	八木山		竜の口峡谷の豪壮な自然景観と八木山の赤松の美林
3	愛宕山		広瀬川の清流に望む愛宕山の自然景観
4	霊屋		伊達藩開府当時の藩公の寺とその周辺の杉巨木の自然景観
5	北山		由緒ある仏閣等を中心とする人文景観
6	台ノ原		市街地内では貴重なケヤキ等の自然景観
7	安養寺		旧市街地の周辺部に残された自然景観とキリスト教関係施設が集まった特殊人文景観
<b>特別緑地保全地区</b>			
	蕃山	H.9.6.20 県告 806 号	

出典：「仙台市都市計画総括図」(平成 24 年 11 月 仙台市)

保安林

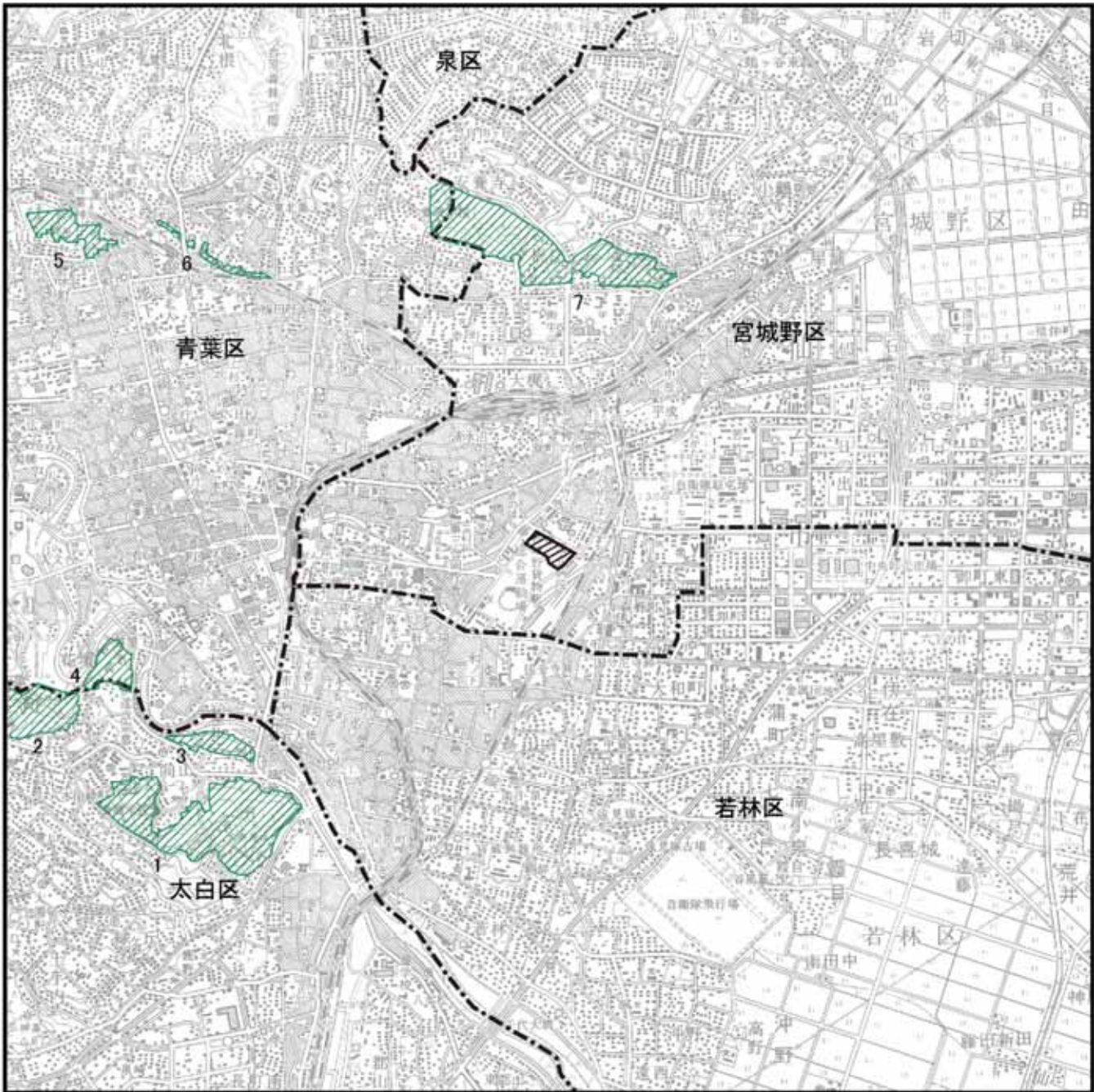
計画地周辺における森林法に基づく保安林の指定状況は，図 6.2-25 に示すとおりである。調査範囲では安養寺，八木山が風致保安林となっている。

仙台市の保安林の種別及び面積等は，表 6.2-35 に示すとおりである。

表 6.2-35 仙台市の保安林の種別及び面積等

名称	面積	備考
水源かん養	3411.87ha	山地一帯の森林
土砂流出防備	312.02ha	丘陵地緑辺の森林
土砂崩壊防備	18.30ha	山地や丘陵地の道路ぞいの急傾斜地等の森林
その他の保安林 ( )は兼種分面積	493.11ha (352.56ha)	飛砂防備，防風，水害防備，潮害防備，干害防備，なだれ防止，落石防止，防火，魚つき，航行目標，保健，風致保安林の計

出典：「宮城南部地域森林計画書」(平成 22 年 12 月 宮城県)



凡例

-  : 対象事業計画地
-  : 区境界線
-  : 風致地区(1~7)

出典「仙台市都市計画総括図」(平成24年11月 仙台市)

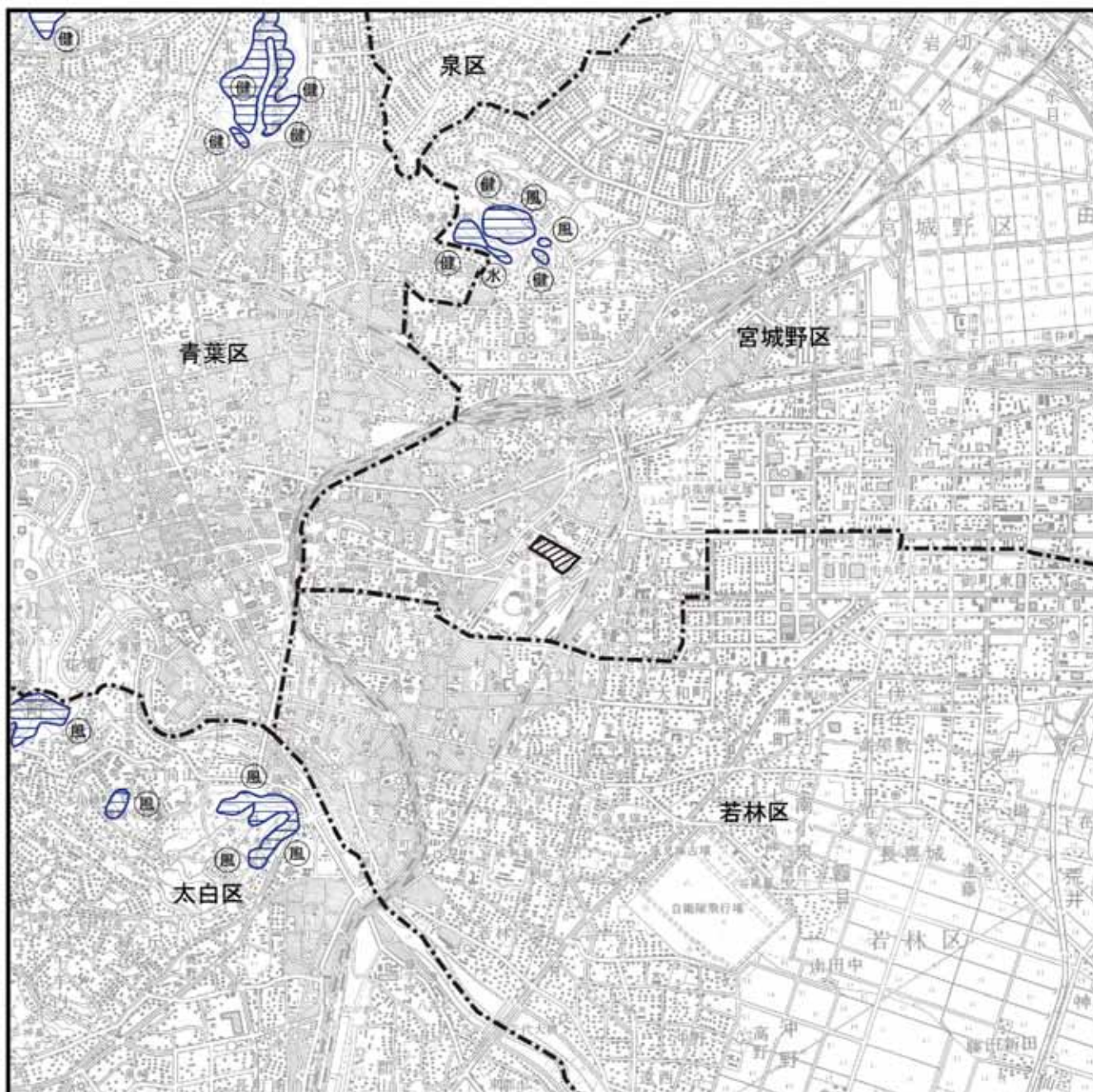
図 6.2-24 風致地区



S=1:50,000

0 500 1000 2000m





凡 例

-  : 対象事業計画地
-  : 区境界線
- 保安林
-  : 水源かん養
-  : 保健
-  : 風致

出典：「仙台市森林図」(平成17年 仙台市)

図 6.2-25 保安林(森林法)



S=1:50,000  
0 500 1000 2000m

### 環境保全区域・水質保全区域

仙台市では、市民共有の財産である広瀬川の清流を保全するため、昭和49年に「広瀬川の清流を守る条例」を制定し、昭和51年に広瀬川環境・水質保全区域を指定した。

調査範囲における環境保全区域及び水質保全区域の指定状況は、図6.2-26及び図6.2-27に示すとおりである。計画地は環境保全区域及び水質保全地域に指定されていない。

環境保全区域は、広瀬川の清流と一体性を持つ区域における土地利用等の形態の規制等によって環境を保全する地域であり、水質保全区域では広瀬川のシンボルであるアユが生息できる水質を条件とした規制がかけられている。

環境保全区域内における行為の制限、形態制限及び建築物の色彩の制限は、表6.2-36、表6.2-37及び表6.2-38に、水質保全区域における水質管理基準及び許容負荷量は、表6.2-39及び表6.2-40に示すとおりである。

表 6.2-36 環境保全区域内の行為の制限

項目	内容
環境保全区域における行為の制限 (条例第9条第1項)	一 建築物その他の工作物の新築，改築，増築又は移転 二 宅地の造成，土地の開墾，土石の採取又は集積その他土地の区画形質の変更 三 水面の埋立て又は干拓 四 木竹の伐採 五 動植物の保護に影響を及ぼす行為で市長が定めるもの 六 前各号に掲げるもののほか，自然的環境の保全に影響を及ぼすおそれがある行為で市長が定めるもの

出典：「広瀬川の清流を守る条例」(昭和49年9月28日 仙台市条例第39号)

表 6.2-37 環境保全区域内の形態制限(建ぺい率)

用途地域	特別環境保全区域	第一種環境保全区域	第二種環境保全区域
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域	30%以下	40%以下	50%以下
第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	30%以下	50%以下	60%以下
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	30%以下	50%以下	60%以下
近隣商業地域	30%以下	60%以下	60%以下
商業地域	30%以下	60%以下	60%以下
準工業地域	30%以下	50%以下	60%以下
工業地域	30%以下	50%以下	60%以下
市街化調整区域	30%以下	40%以下	50%以下
備考	工作物の高さの限度： 10m	工作物の高さの限度： 市街化区域内 20m， 市街化調整区域内 10m	工作物の高さの限度： 20m
	敷地面積の30%以上の土地が環境保全のために植栽等の出来る敷地として確保できるもの（河川に接した土地では、これが河岸線に沿って確保すること）。		

出典：「広瀬川の清流を守る条例施行規則」（昭和51年4月8日 仙台市条例第39号）

表 6.2-38 建築物の色彩の制限

工作物の部分	色相	明度	彩度
屋根その他 これに類するもの	2.5R から 5YR の 範囲内であること。	明度の値に彩度の値を加えた値 が 10 以下の範囲内であること。	彩度の値に明度の値を加えた 値が 10 以下の範囲内であること。
外壁その他 これに類するもの	2.5R から 5Y の 範囲内であること。	-	2 以下であること。

色体系は、マンセル色体系による。

出典：「広瀬川の清流を守る条例施行規則」（昭和51年4月8日 仙台市条例第39号）

表 6.2-39 水質管理基準

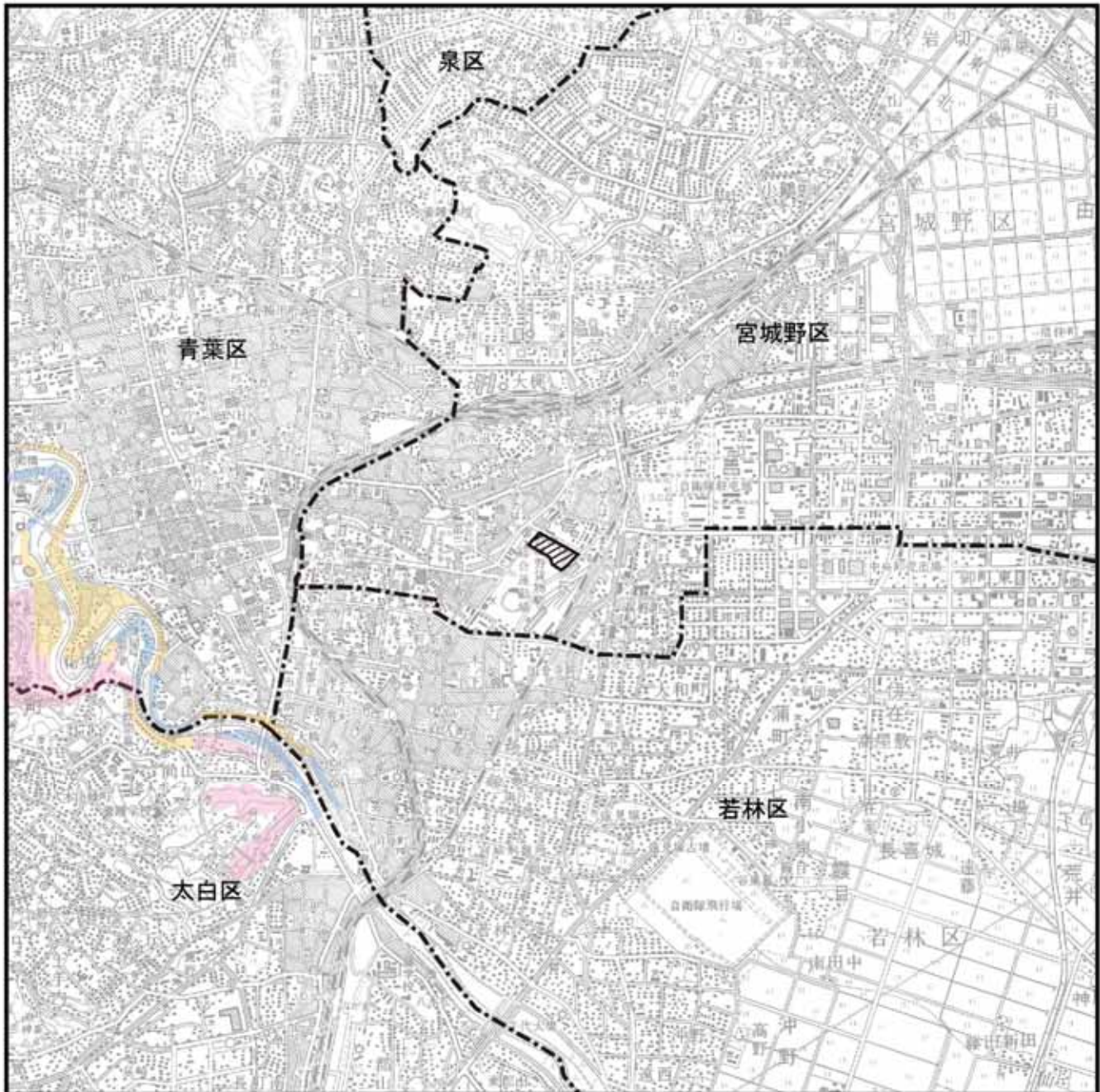
流域	区分	TOC(mg/L)
大倉川	一種	1 以下
鳴合橋より上流（大倉川を除く。）	二種	2 以下
鳴合橋より下流	三種	3 以下

出典：「広瀬川の清流を守る条例施行規則」（昭和51年4月8日 仙台市条例第39号）

表 6.2-40 許容負荷量

区間	許容負荷量 (一日当たりの TOC 負荷量)
大倉川（大倉ダム流出口より上流）	89.4 kg
大倉川（大倉ダム流出口より下流）	23.8 kg
鳴合橋より上流（大倉川を除く）	503.1 kg
鳴合橋から郷六堰まで	355.6 kg
郷六堰から牛越橋まで	51.3 kg
牛越橋から愛宕橋まで	179.3 kg
愛宕橋から名取川合流前まで	48.7 kg

出典：「広瀬川の清流を守る条例施行規則」（昭和51年4月8日 仙台市条例第39号）



凡例

-  : 対象事業計画地
-  : 区境界線
-  : 特別環境保全区域
-  : 第一種環境保全区域
-  : 第二種環境保全区域

出典:「広瀬川の清流を守る条例」(仙台市)  
<http://www.city.sendai.jp/shizen/midori/keikaku/1123.html>

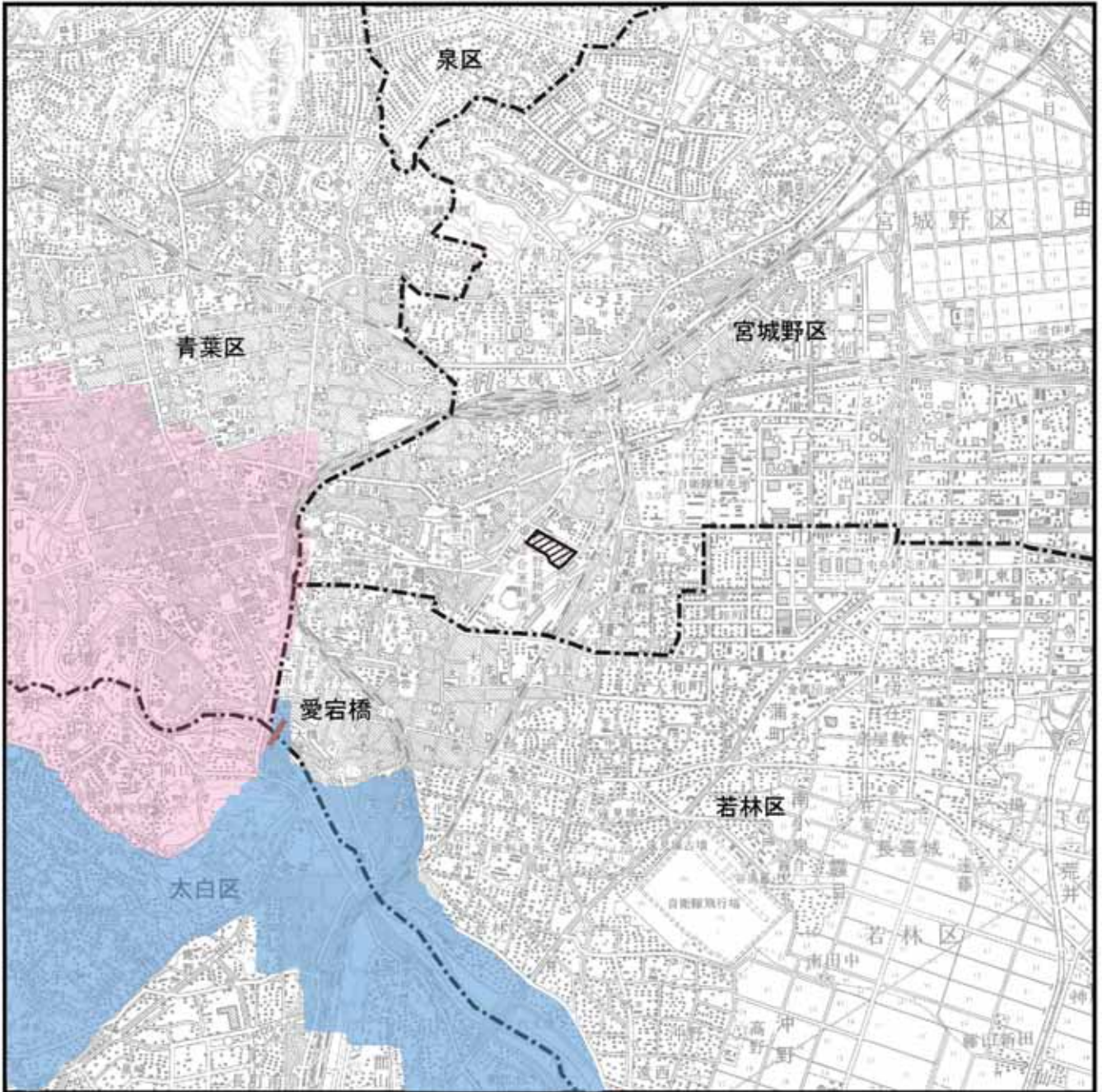
図 6.2-26 環境保全区域





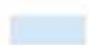
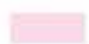
S=1:50,000

0 500 1000 2000m



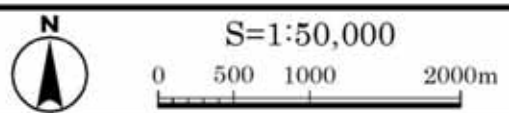


凡 例

-  : 対象事業計画地
-  : 区境界線
-  : 愛宕橋～名取川合流前
-  : 牛越橋～愛宕橋

出典:「水質保全区域図」(仙台市)  
[http://www.city.sendai.jp/kankyou/taisaku/kijyun/r\\_quality.html](http://www.city.sendai.jp/kankyou/taisaku/kijyun/r_quality.html)

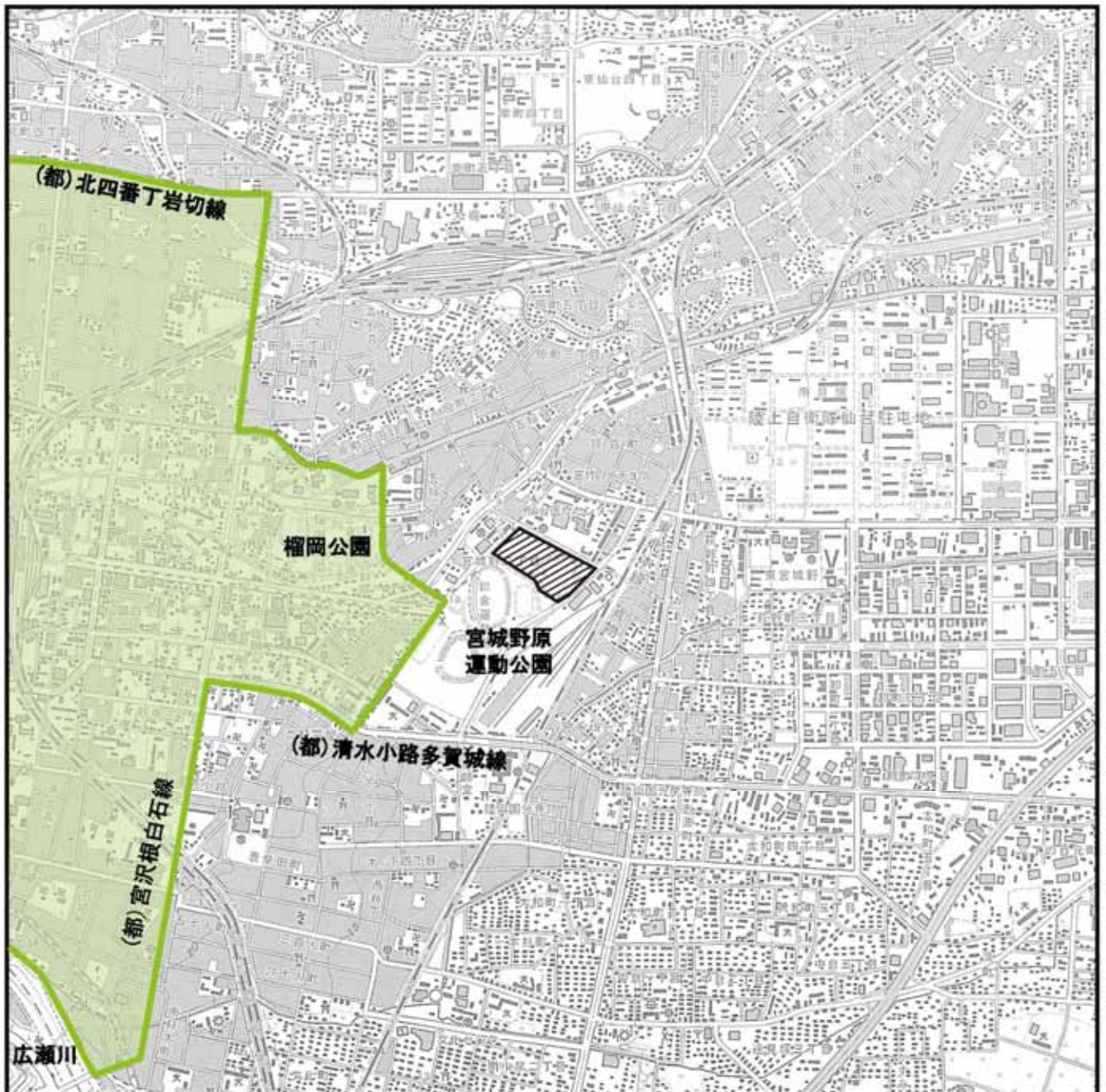
図 6.2-27 水質保全区域





### 緑化重点地区

調査範囲において、「都市緑地法」に基づく緑化重点地区(「仙台都心部緑化重点地区」,平成 18 年 3 月指定)が指定されている地区があり,重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区とされている。計画地は緑化重点地域に指定されていない。

緑化重点地区の指定状況は図 6.2-28 に示すとおりである。



凡 例

-  : 対象事業計画地
-  : 仙台都心部緑化重点地区(約840ha)

出典:緑化重点地区(仙台市) [http://www.city.sendai.jp/midori/1194299\\_2445.html](http://www.city.sendai.jp/midori/1194299_2445.html)

図 6.2-28 仙台都心部緑化重点地区



S=1:25,000  
0 250 500 1000m

保存樹木，保存樹林，保存緑地

調査範囲における，「杜の都の環境をつくる条例」に基づく「保存樹木」，「保存樹林」，「保存緑地」の指定状況は，「3.1.4.生物環境 - (1)植物 - イ.その他事業の立地上配慮を要する植物」に示すとおりである。



イ 公害防止に係る指定地域，環境基準の類型指定等の状況

大気汚染

a) 環境基準

環境基本法に基づく大気汚染に係る環境基準は，表 6.2-41 に示すとおりである。

なお，「杜の都環境プラン（仙台市環境基本計画）」（平成 23 年 3 月 仙台市）では，定量目標として，二酸化窒素について「1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm（環境基準のゾーン下限値）以下であること」を目標としている。

表 6.2-41 大気汚染に係る環境基準

物質	環境基準
二酸化硫黄	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり，かつ，1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり，かつ，1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10 mg/m <sup>3</sup> 以下であり，かつ，1 時間値が 0.20 mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内またはそれ以下であること。
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。
微小粒子状物質	1 年平均値が 15 μg/m <sup>3</sup> 以下であり，かつ，1 日平均値が 35 μg/m <sup>3</sup> 以下であること。
ベンゼン	1 年平均値が 0.003 mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.2 mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2 mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15 mg/m <sup>3</sup> 以下であること。

出典：「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年 5 月 8 日 環境庁告示 25 号）

「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年 7 月 11 日 環境庁告示 38 号）

「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」（平成 9 年 2 月 4 日 環境庁告示 4 号）

「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」（平成 21 年 9 月 9 日 環境省告示 33 号）

b) 大気汚染防止法

「大気汚染防止法」では，固定発生源から排出または飛散する大気汚染物質について，物質の種類ごと，施設の種類・規模ごとに排出基準等が定められており，大気汚染物質の排出者等はこれらの基準を遵守しなければならない。

（粉じん）

物の破碎やたい積等により発生・飛散する「粉じん」に関して，人の健康に被害を生じる恐れがある物質である「特定粉じん（現在はアスベストを指定）」，それ以外の粉じんである「一般粉じん」について，表 6.2-42～表 6.2-44 に示すように規制が定められている。

また，特定粉じん（アスベスト）が使用されている建築物等の解体，改造または補修する作業（「特定粉じん排出等作業」）に関して，表 6.2-45 に示すような作業基準が定められている。

（ばい煙）

物の燃焼に伴い発生するいおう酸化物，ばいじん（スス），有害物質等の「ばい煙」に関して，表 6.2-46 に示す「ばい煙発生施設」について排出基準が定められている。

表 6.2-42 粉じんに係る規制の種類

一般粉じんに係る規制	特定粉じん(アスベスト)に係る規制
<p>破碎機や堆積場等の一般粉じん発生施設の 種類ごとに定められた構造・使用・管理に 関する基準</p>	<p><b>発生施設</b> 工場・事業場の敷地境界における大気中 濃度の基準(1Lにつき石綿繊維10本)</p> <p><b>排出等作業</b> 吹き付け石綿等が使用されている建築物 その他の工作物を解体・改造・補修する 作業における集じん等の作業基準</p>

出典:「大気汚染防止法」(平成22年5月10日 法律第31号)

表 6.2-43 一般粉じん発生施設

大気汚染防止法施行令 別表第2の施設番号	一般粉じん発生施設	規 模
1	コークス炉	原料処理能力:50 t/日以上
2	鋳物(含コークス。以下同じ。)及び土石の堆積場	面積:1,000 m <sup>2</sup> 以上
3	ベルトコンベア及びバケットコンベア(鋳物,土石,セメント用)	ベルト巾:75 cm以上又はバケットの内容積:0.03 m <sup>3</sup> 以上
4	破碎機及び摩砕機(鋳物,岩石,セメント用)	原動機の定格出力:75kW 以上
5	ふるい(鋳物,岩石,セメント用)	原動機の定格出力:15kW 以上

出典:「大気汚染防止法」(平成22年5月10日 法律第31号)

表 6.2-44 特定粉じん(アスベスト)発生施設

大気汚染防止法施行令 別表第2の2の施設番号	特定粉じん発生施設	規 模
1	解綿用機械	原動機の定格出力:3.7kW 以上
2	混合機	
3	紡織用機械	
4	切断機	原動機の定格出力:2.2kW 以上
5	研磨機	
6	切断用機械	
7	破碎機及び摩砕機	
8	プレス(断加工用)	
9	穿孔機	

出典:「大気汚染防止法」(平成22年5月10日 法律第31号)

表 6.2-45 特定粉じん（アスベスト）排出作業等における作業基準

項	作業の種類	作業基準
1	<p>特定建築材料が使用されている建築物等を解体する作業</p> <p>第 2 項又は第 3 項に掲げるものを除く。</p>	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 特定建築材料の除去を行う場所（以下「作業場」という）を他の場所から隔離し、作業場の出入口には前室を設けること。</p> <p>ロ 作業場を負圧に保ち、作業場の排気に日本工業規格 Z 8122 に定める HEPA フィルタを付けた集じん・排気装置を使用すること。</p> <p>ハ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ニ 特定建築材料の除去後、作業場の隔離を解くに当たっては特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の特定粉じんを処理すること。</p>
2	<p>特定建築材料が使用されている建築物等を解体する作業のうち、石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材（吹付け石綿を除く）を除去する作業であって、特定建築材料を掻き落とし、切断、又は破砕以外の方法で除去するもの</p> <p>第 3 項に掲げるものを除く。</p>	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。</p> <p>ロ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ハ 特定建築材料の除去後、養生を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の特定粉じんを処理すること。</p>
3	<p>特定建築材料が使用されている建築物等を解体する作業のうち、人が立ち入ることが危険な状態の建築物等を解体する作業その他の建築物等の解体にあたりあらかじめ特定建築材料を除去することが著しく困難な作業</p>	<p>作業の対象となる建築物等に散水するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p>
4	<p>特定建築材料が使用されている建築物等を改造し、又は補修する作業</p>	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等の部分に使用されている特定建築材料を除去し、囲い込み、若しくは封じ込めるか、又はこれらと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 特定建築材料を掻き落とし、切断、又は破砕により除去する場合は 1 の項下欄イから二までに掲げる事項を遵守することとし、これら以外の方法で除去する場合は 2 の項下欄イから八までに掲げる事項を遵守すること。</p> <p>ロ 特定建築材料を囲い込み、又は封じ込めるにあたっては、当該特定建築材料の劣化状態及び下地との接着状態を確認し、劣化が著しい場合、又は下地との接着が不良な場合は、当該 特定建築材料を除去すること。</p>

出典：「大気汚染防止法施行規則 別表第 7」（平成 22 年 8 月 4 日 環境省令第 15 号）

表 6.2-46 大気汚染防止法の対象となるばい煙発生施設

	施設名	規模要件
1	ボイラー	・伝熱面積 10 m <sup>2</sup> 以上 ・燃焼能力 50 L/時 以上
2	ガス発生炉, 加熱炉	・原料処理能力 20 t/日 ・燃焼能力 50L /時 以上
3	ばい焼炉, 焼結炉	・原料処理能力 1 トン/時 以上
4	(金属の精錬用)溶鉱炉, 転炉, 平炉	
5	(金属の精錬または鑄造用)溶解炉	・火格子面積 1 m <sup>2</sup> 以上 ・羽口面断面積 0.5 m <sup>2</sup> 以上 ・燃焼能力 50 L/時 以上 ・変圧器定格能力 200kVA 以上
6	(金属の鍛練, 圧延, 熱処理用)加熱炉	
7	(石油製品, 石油化学製品, コールタール製品の製造用)加熱炉	
8	(石油精製用)流動接触分解装置の触媒再生塔	・触媒に付着する炭素の燃焼能力 200 kg/時 以上
8-2	石油ガス洗浄装置に付属する硫黄回収装置の燃焼炉	・燃焼能力 6 L/時 以上
9	(窯業製品製造用)焼成炉, 溶解炉	・火格子面積 1 m <sup>2</sup> 以上 ・変圧器定格能力 200kVA 以上 ・燃焼能力 50 L/時 以上
10	(無機化学工業用品または食料品製造用)反応炉(カーボンブラック製造用燃料燃焼装置含), 直火炉	
11	乾燥炉	
12	(製鉄, 製鋼, 合金鉄, カーバイド製造用)電気炉	・変圧器の定格容量 1000kVA 以上
13	廃棄物焼却炉	・火格子面積 2 m <sup>2</sup> 以上 ・焼却能力 200 kg/時 以上
14	(銅, 鉛, 亜鉛の精錬用)ばい焼炉, 焼結炉(ペレット焼成炉含, 溶鉱炉, 転炉, 溶解炉, 乾燥炉)	・原料処理能力 0.5 t 時 以上 ・火格子面積 0.5 m <sup>2</sup> 以上 ・羽口面断面積 0.2 m <sup>2</sup> 以上 ・燃焼能力 20 t/時 以上
15	(カドミウム系顔料または炭酸カドミウム製造用)乾燥施設	・容量 0.1 m <sup>3</sup> 以上
16	(塩素化エチレン製造用)塩素急速冷凍装置	・塩素処理能力 50 kg/時 以上
17	(塩素第二鉄の製造用)溶解槽	
18	(活性炭製造用〔塩化亜鉛を使用するもの〕用)反応炉	・燃焼能力 3 L/時 以上
19	(化学製品製造用)塩素反応施設, 塩化水素反応施設, 塩化水素吸収施設	・塩素処理能力 50 kg/時 以上
20	(アルミニウム精錬用)電解炉	・電流容量 30kA 以上
21	(燐, 燐酸, 燐酸質肥料, 複合肥料製造用〔原料に燐石を使用するもの〕)反応施設, 濃縮施設, 焼成炉, 溶解炉	・燐鉱石処理能力 80 kg/時 以上 ・燃焼能力 50 L/時 以上 ・変圧器定格容量 200kVA 以上
22	(弗酸製造用)濃縮施設, 吸収施設, 蒸留施設	・伝熱面積 10 m <sup>2</sup> 以上 ・ポンプ動力 1kW 以上
23	(トリポリ酸ナトリウム製造用〔原料に燐鉱石を使用するもの〕)反応施設, 乾燥炉, 焼成炉	・原料処理能力 80 kg/時 以上 ・火格子面積 1 m <sup>2</sup> 以上 ・燃焼能力 50 L/時 以上
24	(鉛の第2次精錬〔鉛合金の製造含・鉛の管, 板, 線の製造用)溶解炉	・燃焼能力 10 L/時 以上 ・変圧器定格容量 40kVA 以上
25	(鉛蓄電池製造用)溶解炉	・燃焼能力 4 リットル/時 以上 ・変圧器定格容量 20kVA 以上
26	(鉛系顔料の製造用)溶解炉, 反射炉, 反応炉, 乾燥施設	・容量 0.1 m <sup>3</sup> 以上 ・燃焼能力 4 L/時 以上 変圧器定格容量 20kVA 以上
27	(硝酸の製造用)吸収施設, 漂白施設, 濃縮施設	・硝酸の合成, 漂白, 濃縮能力 100 kg/時 以上
28	コークス炉	・原料処理能力 20 t/日 以上
29	ガスタービン	・燃焼能力 50 L/時 以上
30	ディーゼル機関	
31	ガス機関	
32	ガソリン機関	・燃焼能力 35 L/時 以上

出典:「大気汚染防止法」(平成 22 年 5 月 10 日 法律第 31 号)

騒音

a) 環境基準

騒音に係る環境基準は表 6.2-47 に示すとおりである。調査範囲の騒音に係る環境基準類型は図 6.2-29 に示すとおりである。

計画地は、近隣商業地域(図 6.2-5 用途地域図 参照)に該当し、A の項に掲げる地域に囲まれていないため、C 類型にあたる。

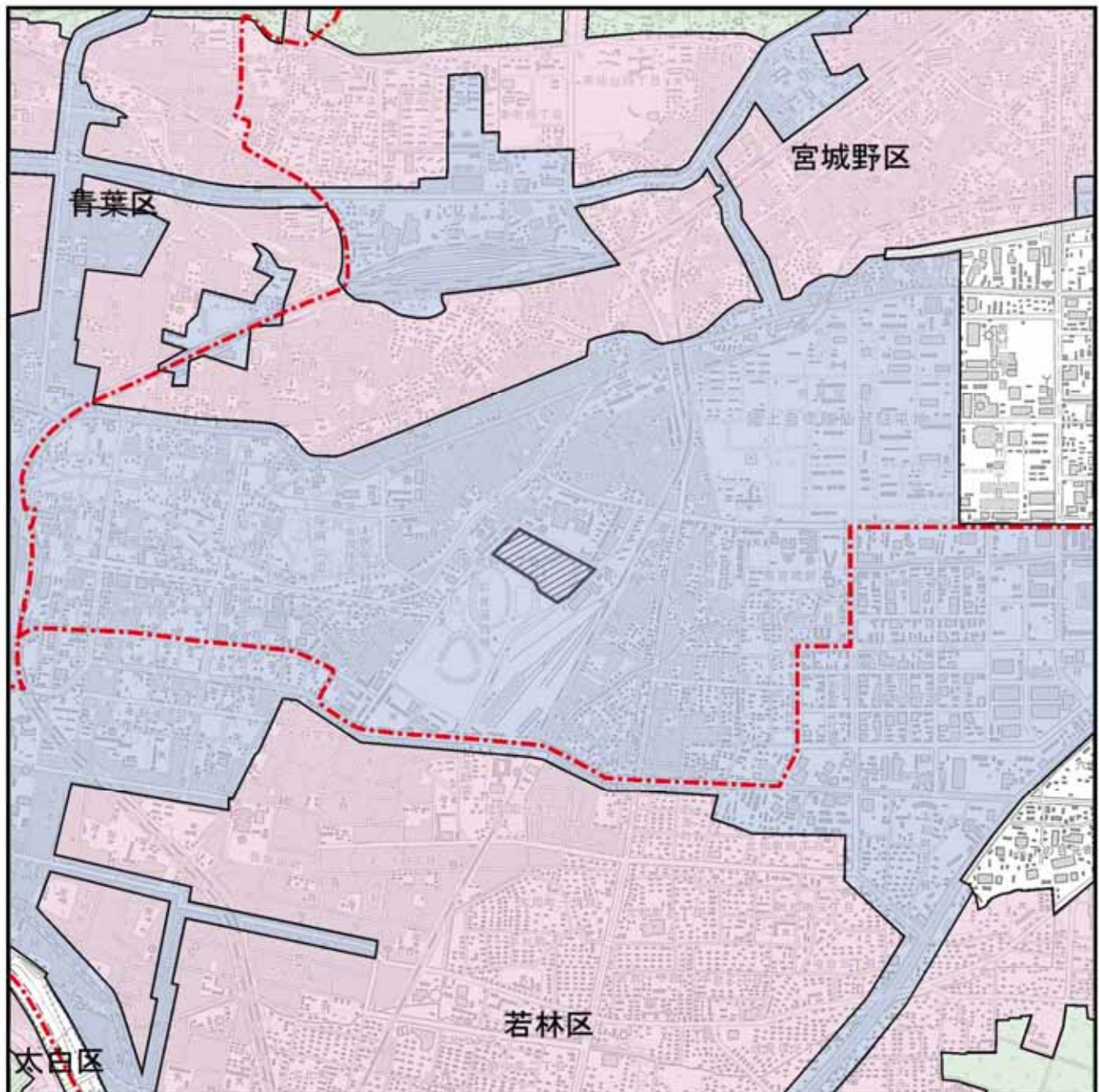
表 6.2-47 騒音に係る環境基準

地域 類型	あてはめる地域	地域の区分	基準値( $L_{Aeq}$ )	
			昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～6時)
AA	青葉区荒巻字青葉の第二種中高層住居専用地域(都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条第一項第二号の規定により定められた文教地区(公園の区域を除く。)に限る。)		50dB 以下	40dB 以下
A	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 (AA の項に掲げる地域を除く。)	一般地域	55dB 以下	45dB 以下
		2車線以上の車線 を有する道路 に面する地域	60dB 以下	55dB 以下
B	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 (A の項に掲げる地域に囲まれている 地域に限る。)	一般地域	55dB 以下	45dB 以下
		2車線以上の車線 を有する道路 に面する地域	65dB 以下	60dB 以下
C	近隣商業地域 (B の項に掲げる地域を除く。) 商業地域 準工業地域 工業地域	一般地域	60dB 以下	50dB 以下
		車線を有する道 路に面する地域	65dB 以下	60dB 以下
特例	幹線交通を担う道路に近接する空間(屋外)		70dB 以下	65dB 以下
	幹線交通を担う道路に近接する空間(窓を閉めた屋内)		45dB 以下	40dB 以下

：「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、4車線以上の市町村道及び自動車専用道路を指す。また「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、道路端から2車線は15m、3車線以上は20mの範囲を指す。

出典：「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年 9 月 30 日 環境庁告示第 64 号  
改正平成 12 年 3 月 28 日 環境庁告示第 20 号)

「騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定」  
(平成 24 年 3 月 30 日 仙台市告示第 126 号)



凡 例

-  : 対象事業計画地
-  : 区境界線
-  : A類型
-  : B類型
-  : C類型

出典:「騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定」  
(平成24年3月30日 仙台市告示第126号)

図 6.2-29 騒音に係る環境基準類型指定区分



S=1:25,000  
0 250 500 1000m

新幹線鉄道騒音に係る環境基準は表 6.2-48、表 6.2-49 及び図 6.2-30 に示すとおりである。計画地は近隣商業地域に指定されていることから、地域の類型 に該当する。

表 6.2-48 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

地域の類型	地域類型を当てはめる地域	基準値
I	東北新幹線鉄道の本線及び側線の軌道中心線から両側にそれぞれ 300 メートル以内の区域(以下「沿線区域」という。)のうち、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 8 条第 1 項第 1 号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに別表第一下り線側の欄に掲げる起点から終点までの間に係る沿線区域のうち下り線側の区域及び同表上り線側の欄に掲げる起点から終点までの間に係る沿線区域のうち上り線側の区域。ただし、新幹線鉄道事業の用に供する駅区等用地及び線路等用地を除く。	70dB 以下
II	沿線区域のうち、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域並びに別表第二下り線側の欄に掲げる起点から終点までの間に係る沿線区域のうち下り線側の区域及び同表上り線側の欄に掲げる起点から終点までの間に係る沿線区域のうち上り線側の区域。ただし、新幹線鉄道事業の用に供する駅区等用地及び線路等用地を除く。	75dB 以下

新幹線鉄道の沿線区域の区分		達成目標期間			
		既設新幹線鉄道に係る期間	工事中新幹線鉄道に係る期間	新設新幹線鉄道に係る期間	
a	80 デシベル以上の区域	3 年以内	開業時に直ちに	開業時に直ちに	
b	75 デシベルを超え 80 デシベル未満の区域	イ	7 年以内		開業時から 3 年以内
		ロ	10 年以内		
c	70 デシベルを超え 75 デシベル以下の区域	10 年以内	開業時から 5 年以内		

備考

- 1 新幹線鉄道の沿線区域の区分の欄の b の区域中イとは地域の類型 に該当する地域が連続する沿線地域内の区域をいい、ロとはイを除く区域をいう。
- 2 達成目標期間の欄中既設新幹線鉄道、工事中新幹線鉄道及び新設新幹線鉄道とは、それぞれ次の各号に該当する新幹線鉄道をいう。
  - (1) 既設新幹線鉄道 東京・博多間の区間の新幹線鉄道
  - (2) 工事中新幹線鉄道 東京・盛岡間、大宮・新潟間及び東京・成田間の区間の新幹線鉄道
  - (3) 新設新幹線鉄道 (1)及び(2)を除く新幹線鉄道
- 3 達成目標期間の欄に掲げる期間のうち既設新幹線鉄道に係る期間は、環境基準が定められた日から起算する。

「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について」(昭和 50 年 7 月 29 日 環告 46)において、環境基準の基準値は、次の方法により測定・評価した場合における値とするとされている。

- (1) 測定は、新幹線鉄道の上り及び下りの列車を合わせて、原則として連続して通過する 20 本の列車について、当該通過列車ごとの騒音のピークレベルを読み取って行うものとする。
- (2) 測定は、屋外において原則として地上 1.2 メートルの高さで行うものとし、その測定点としては、当該地域の新幹線鉄道騒音を代表すると認められる地点のほか新幹線鉄道騒音が問題となる地点を選定するものとする。
- (3) 測定時期は、特殊な気象条件にある時期及び列車速度が通常時より低いと認められる時期を避けて選定するものとする。
- (4) 評価は、(1)のピークレベルのうちレベルの大きさが上位半数のものをパワー平均して行うものとする。
- (5) 測定は、計量法(平成 4 年法律第 51 号)第 71 条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路は A 特性を、動特性は遅い動特性(SLOW)を用いることとする。

出典：「新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域の類型をあてはめる地域の指定に関する告示」(昭和 52 年 5 月 20 日宮城県告示第 387 号)

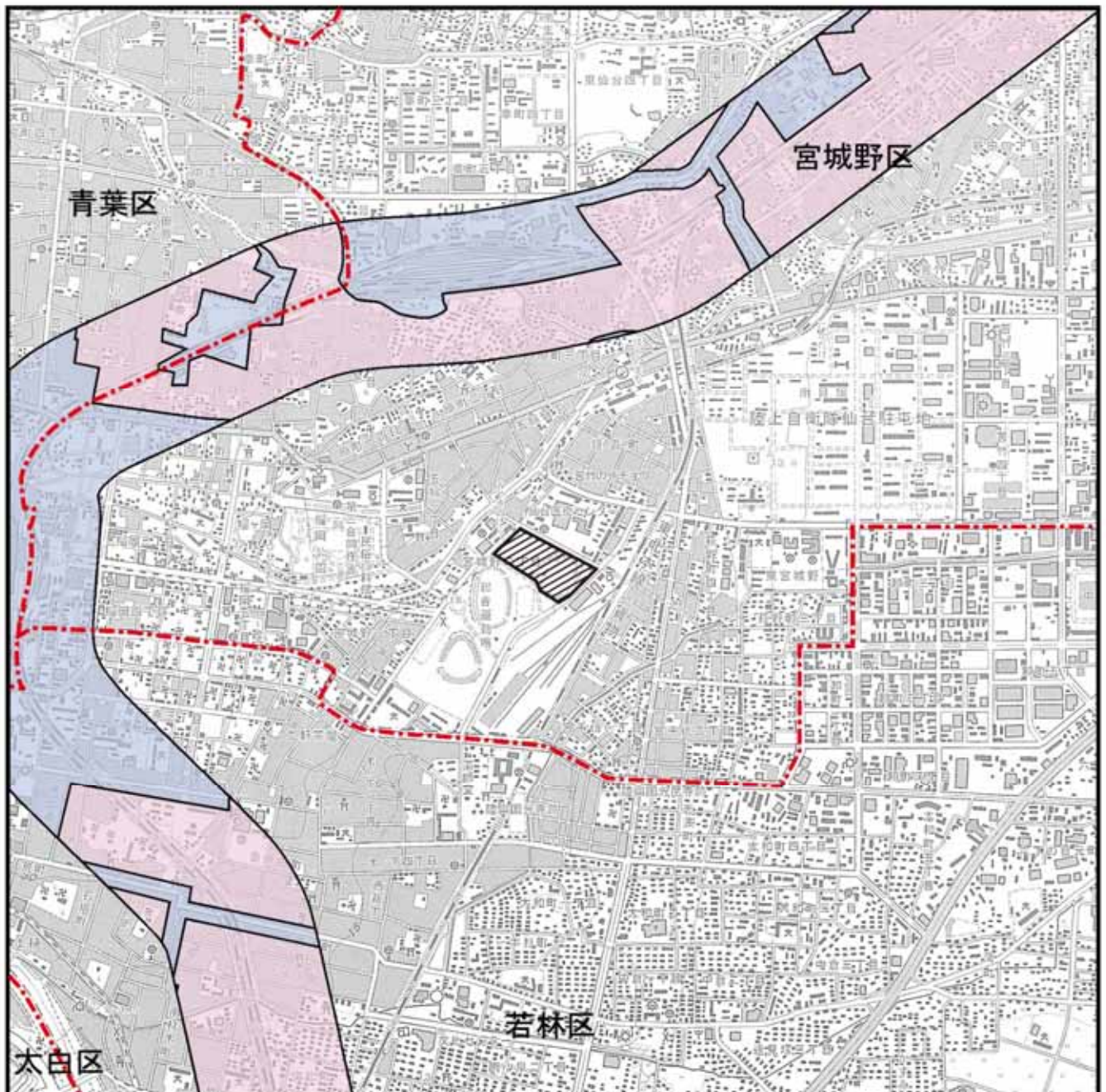
表 6.2-49 新幹線鉄道騒音に係る環境基準（別表）

別表第一				別表第二			
下り線側		上り線側		下り線側		上り線側	
起点 (キロメートル)	終点 (キロメートル)	起点 (キロメートル)	終点 (キロメートル)	起点 (キロメートル)	終点 (キロメートル)	起点 (キロメートル)	終点 (キロメートル)
二八二・五一	二八三・三六	二八二・五一	二八三・一六	二八四・一六	二八五・一六	二八三・六六	二八五・一六
二九一・〇九	二九一・九一	二八五・一六	二八五・六六	二九二・七八	二九三・一六	二九二・七八	二九三・一六
二九六・一六	二九六・六六	二九一・〇九	二九一・九一	二九四・一六	二九六・一六	二九四・六六	二九五・一六
二九七・一六	二九七・六六	二九四・一六	二九四・六六	二九七・六六	二九八・一六	二九五・六六	二九六・一六
二九八・一六	二九九・一六	二九五・一六	二九五・六六	二九九・六六	三〇〇・〇四	二九九・六六	三〇〇・〇四
三〇一・六六	三〇二・一三	二九七・一六	二九七・六六	三〇四・七九	三〇五・一六	三〇一・四七	三〇二・一三
三〇二・六六	三〇三・八四	二九八・一六	二九八・一六	三一・一・八三	三一・二・五一	三〇四・七九	三〇五・一三
三〇七・五六	三〇八・六二	三〇二・六六	三〇三・八四	三一・二・九八	三一・四・六六	三〇五・八三	三〇六・一三
三一五・九八	三一六・七三	三〇七・五六	三〇八・六二	三一・五・一六	三一・五・九八	三一・三・六六	三一・四・一六
三三二・六四	三三二・八一	三一・二・一三	三一・二・五一	三三〇・三四	三三・一・一四	三一・五・一六	三一・五・三三
三三六・六一	三三七・一九	三一・二・九八	三一・三・六六	三四一・一一	三四一・五〇	三三〇・一六	三三〇・六四
三四一・五五	三四一・八六	三一・五・九八	三一・六・九二	三五一・六八	三五一・八四	三三七・六一	三三七・七四
三四六・六一	三四八・一一	三三二・六四	三三二・九二	三六八・六一	三六九・一一	三五一・六八	三五一・八四
三四九・一一	三四九・四七	三三三・六四	三三四・一一	三七〇・一一	三七一・六一	三五二・六一	三五三・一一
三五一・二八	三五一・六八	三三六・六一	三三七・一九	三七五・一一	三七六・一一	三五四・一一	三五五・一一
三五四・一一	三五五・一一	三四七・一一	三四八・一一	三七七・六一	三七八・一一	三五八・八二	三五九・六一
三五八・一一	三五八・六一	三四九・一一	三四九・四七			三六五・八一	三六六・一一
三六〇・六一	三六一・一一	三五一・二八	三五一・六八			三七〇・六一	三七一・一一
三六一・六一	三六二・一八	三五八・一一	三五八・六一			三七五・一一	三七六・一一
三六六・五一	三六八・一一	三六〇・六一	三六一・一一			三八二・六一	三八三・一一
三六九・一一	三七〇・一一	三六一・六一	三六二・八一			三八六・六一	三八七・一一
三七二・一一	三七二・六一	三六六・一一	三六八・一一			三八七・六一	三八八・六一
三七三・一一	三七五・一一	三六八・六一	三六八・六一			三八九・六一	三九〇・一一
三七六・一一	三七七・六一	三七一・六一	三七二・六一				
三七九・六一	三八〇・六一	三七四・六一	三七五・一一				
三八二・一一	三八八・一一	三七六・一一	三七七・六一				
三八九・六一	三九〇・六一	三七八・四五	三七八・九三				
三九一・八六	三九二・五四	三七九・六一	三八〇・六一				
三九二・七七	三九三・六八	三八二・一一	三八二・六一				
三九六・四三	三九七・五六	三八三・一一	三八六・六一				
三九八・九二	四〇一・〇四	三八七・一一	三八七・六一				
		三九〇・一九	三九〇・六一				
		三九一・八六	三九二・五四				
		三九二・七七	三九三・六八				
		三九六・四三	三九七・四〇				
		三九八・九二	四〇一・〇四				

出典：新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域の類型をあてはめる地域の指定に関する告示（昭和52年5月20日 宮城県告示第387号）

備考 起点及び終点の表示は、東京を起点として軌道中心線に沿った距離（管理キロ程）による。





凡 例

-  : 対象事業計画地
-  : 区境界線
-  : 地域の類型Ⅰ
-  : 地域の類型Ⅱ

出典: 新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域の類型をあてはめる地域の指定に関する告示  
(昭和52年5月20日宮城県告示第387号)

図 6.2-30 新幹線鉄道騒音に係る  
環境基準類型指定当てはめ



S=1:25,000  
0 250 500 1000m

航空機騒音に係る環境基準は表 6.2-50 に示すとおりである。また、調査範囲の航空機騒音に係る環境基準類型は表 6.2-51 及び図 6.2-31 に示すとおりである。調査範囲内には、陸上自衛隊霞の目飛行場が指定されている。

表 6.2-50 航空機騒音に係る環境基準

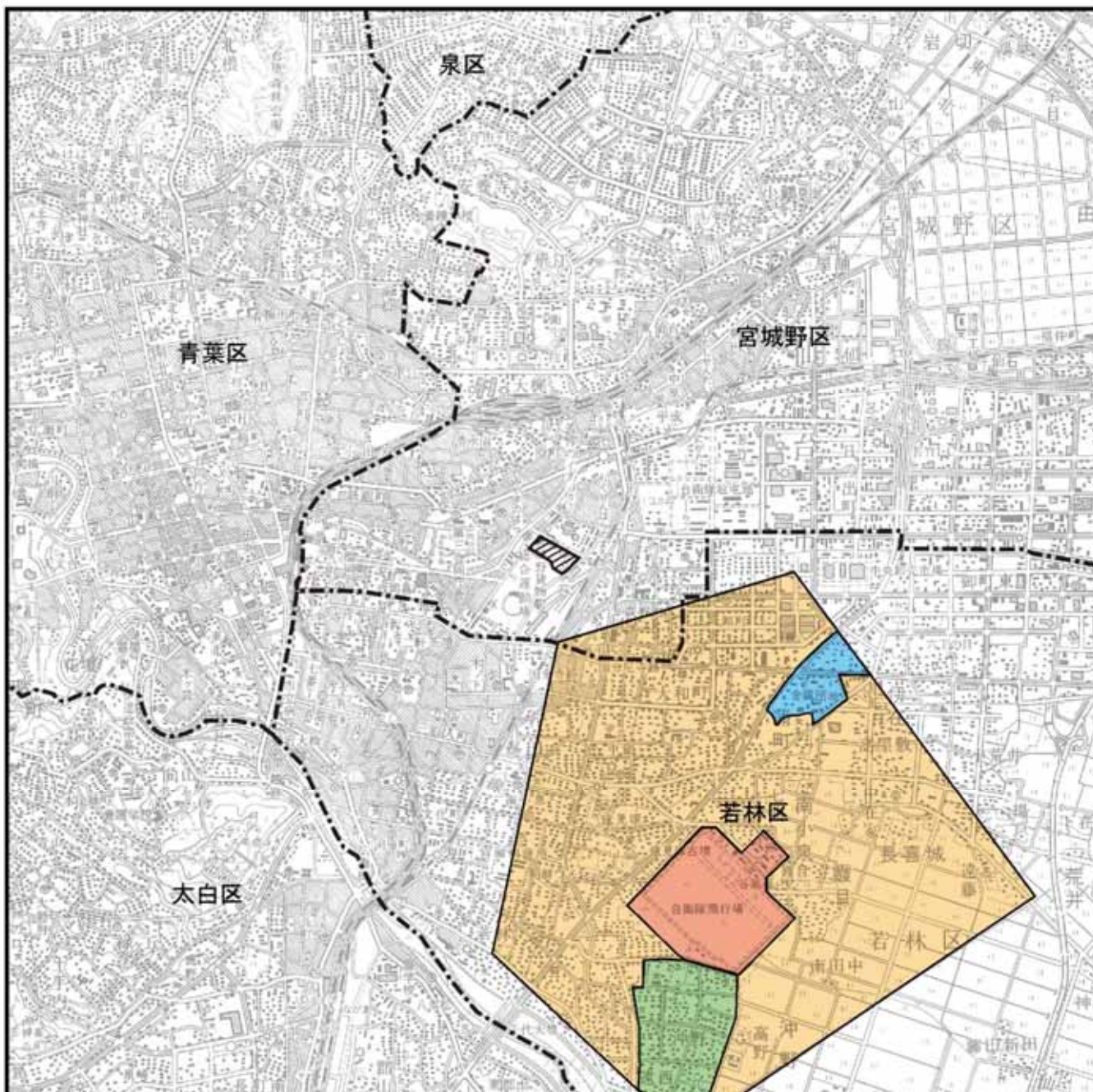
地域の類型	地域類型を当てはめる地域	基準値 ( $L_{den}$ )
I	専ら住居の用に供される地域	57dB 以下
II	I 以外の地域であつて通常の生活を保全する必要がある地域	62dB 以下

出典：「航空機騒音に係る環境基準について」(昭和 48 年 12 月 27 日 環境庁告示第 154 号 改正平成 19 年 環境庁告示第 114 号)







表 6.2-51 航空機騒音に係る環境基準の地域類型

場所	地域	地域の類型
陸上自衛隊 霞の目飛行場	基点 (A) 点 - 仙台市若林区木ノ下三丁目 16 番 16 号地内 北緯 38 度 14 分 49 秒 東経 140 度 54 分 26 秒 補助点 (イ) 点 - (A) 点から 66 度の方向 2,380m の地点 (ロ) 点 - (イ) 点より 144 度の方向 3,260m の地点 (ハ) 点 - (ロ) 点から 237 度 30 分の方向 3,300m の地点 (ニ) 点 - (ハ) 点から 313 度 30 分の方向 2,090m の地点 以上の(A), (イ), (ロ), (ハ), (ニ), (A)点を順次直線で囲まれた区域、(以下「指定区域」という。)のうち、都市計画法(以下「法」という。)第 8 条第 1 項第 1 条に規定する第 1 種低層住居専用地域及び第 2 種低層住居専用地域。	I
	指定区域のうち、法第 8 条第 1 項第 1 条に規定する第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、工業専用地域及び陸上自衛隊霞の目駐屯地敷地を除いた地域。	II

出典：「航空機騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定」  
(昭和 51 年 12 月 28 日 宮城県告示第 1192 号)



凡例

-  : 対象事業計画地
-  : 区境界線
-  : 陸上自衛隊霞の目飛行場
-  : 類型 I
-  : 類型 II
-  : 工業専用地域

出典:「陸上自衛隊霞の目飛行場航空機騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定」(最終改正 平成17年3月31日告示第370号)  
 「仙台市都市計画総括図」(平成24年11月版 仙台市)

図 6.2-31 航空機騒音に係る環境基準  
 類型指定あてはめ



S=1:50,000  
 0 500 1000 2000m

b) 要請限度

自動車騒音に係る要請限度は表 6.2-52 に示すとおりである。調査範囲における自動車騒音に係る要請限度の区域の区分は図 6.2-32 に示すとおりである。

計画地は、近隣商業地域(図 6.2-5 用途地域図 参照)であり、a の項に掲げる地域に囲まれていないため、c 区域にあたる。

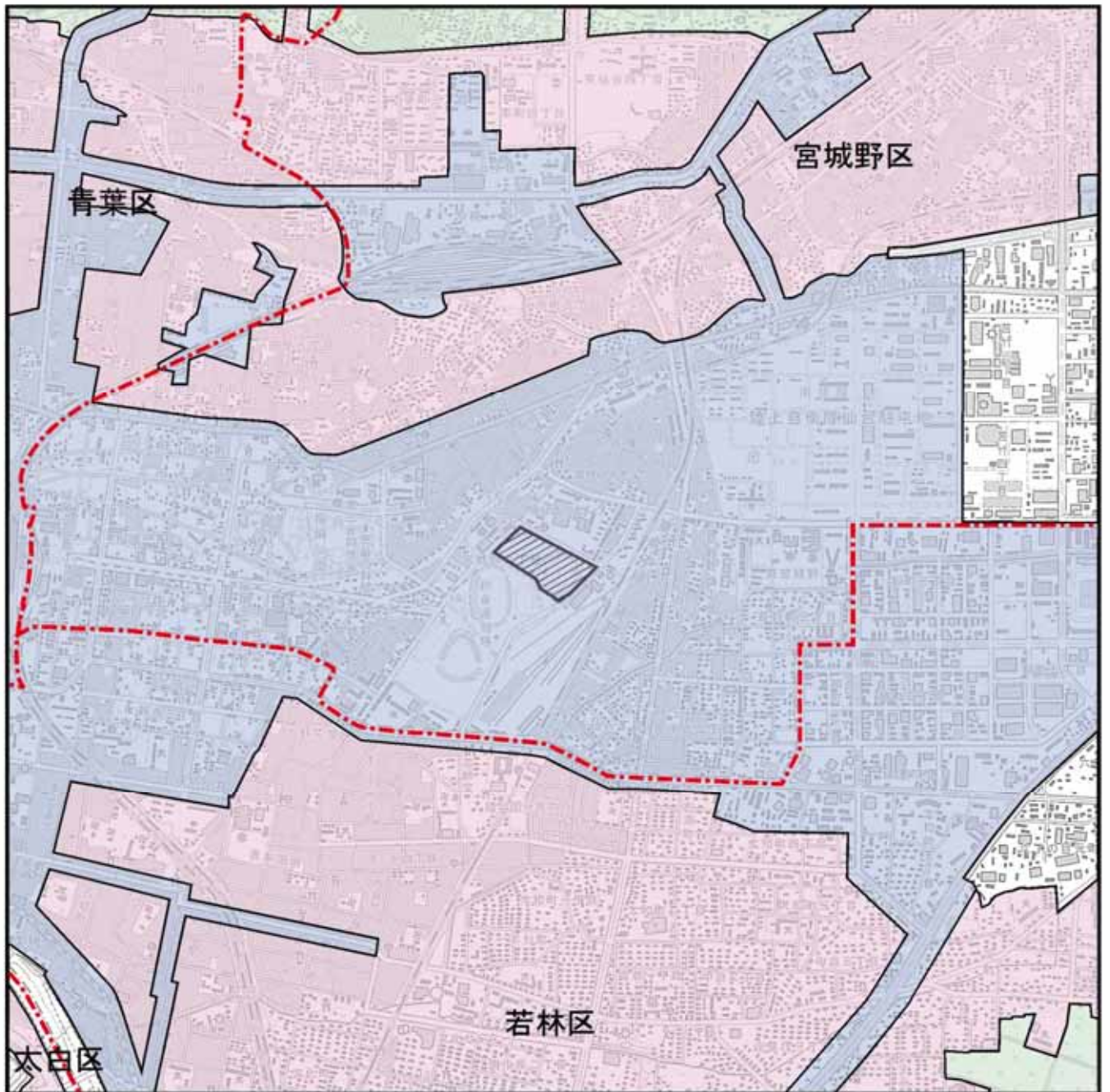
表 6.2-52 自動車騒音に係る要請限度

区域の区分			要請限度 ( $L_{Aeq}$ )	
			昼間 (6時~22時)	夜間 (22時~6時)
a	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域	一車線を有する道路に面する区域	65dB 以下	55dB 以下
	第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 文教地区	二車線以上の車線を有する道路に面する区域	70dB 以下	65dB 以下
b	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	一車線を有する道路に面する区域	65dB 以下	55dB 以下
	近隣商業地域 (a の項に掲げる地域に囲まれている地域に限る。) 市街化調整区域	二車線以上の車線を有する道路に面する区域	75dB 以下	70dB 以下
c	近隣商業地域 (b の項に掲げる地域を除く。) 商業地域 準工業地域 工業地域	車線を有する道路に面する区域	75dB 以下	70dB 以下
特例	幹線交通を担う道路に近接する空間		75dB 以下	70dB 以下




：「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道，一般国道，都道府県道，4車線以上の市町村道及び自動車専用道路を指す。また「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、道路端から車線は 15m，3車線以上は 20mの範囲を指す。

出典：「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」(平成 12 年 3 月 2 日 総理府令第 15 号 改正平成 12 年 12 月 15 日 総理府令第 150 号)

「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令の備考に規定する市長が定める区域について」(平成 12 年 3 月 27 日 仙台市告示第 230 号)



凡 例

-  : 対象事業計画地
-  : 区境界線
-  : a区域
-  : b区域
-  : c区域

出典:「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」  
 (平成12年3月2日 総理府令第15号 改正平成12年12月15日 総理府令第150号)

図 6.2-32 自動車騒音の限度に係る区域の区分



S=1:25,000  
 0 250 500 1000m

c) 規制基準

騒音規制法，宮城県公害防止条例に基づき，工場・事業場に騒音が発生する施設（「特定施設」）を設置する場合には予め届出を行うとともに，特定施設を設置した特定工場等（「特定事業場」）の設置者は，施設を設置した区域（騒音規制法，宮城県公害防止条例）に応じた騒音の規制基準を遵守する義務がある。仙台市公害防止条例では，施設を定めずに工場等の敷地境界線上で工場等が立地する区域に応じた騒音の規制基準が定められている。

また，建設工事として行われる作業のうち著しい騒音を発生させる作業（「特定建設作業」）については，予め届出を行うとともに，作業を実施する区域に応じた騒音の大きさの規制基準を遵守する義務がある。

工場・事業場等に係る騒音の規制基準を表 6.2-53，騒音に係る特定施設を表 6.2-54，騒音規制法に係る特定建設作業の規制基準を表 6.2-55，仙台市公害防止条例に係る指定建設作業の規制基準を表 6.2-56 に示す。

計画地は近隣商業地域にあたるため，表 6.2-53 では第三種区域，表 6.2-55～表 6.2-56 では一号区域の規制基準が適用となる。

表 6.2-53 工場・事業場等に係る騒音の規制基準

区域の区分		時間の区分		
		昼間 (8時～19時)	朝 (6時～8時) 夕 (19～22時)	夜間 (22時～6時)
第一種区域	第一種低層住居専用地域，第二種低層住居専用地域，第一種中高層住居専用地域，第二種中高層住居専用地域及び文教地区	50dB	45dB	40dB
第二種区域	第一種住居地域，第二種住居地域，準住居地域，市街化調整区域及び地区の指定のない地域	55dB	50dB	45dB
第三種区域	近隣商業地域，商業地域及び準工業地域	60dB	55dB	50dB
第四種区域	工業地域	65dB	60dB	55dB

- ：基準は敷地境界線上。
- ：近隣商業地域でその周囲が第一種低層住居専用地域，第二種低層住居専用地域，第一種中高層住居専用地域，または第二種中高層住居専用地域であるものについては第二種区域の基準を適用する。
- ：都市計画区域外における県条例の特定事業場は，第二種区域の基準を適用する。
- ：学校等（学校，保育所，病院，診療所，図書館，特別養護老人ホーム）の周囲 50mの区域内は上の基準から 5dB 減じた値とする。

出典：「騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）第 3 条第 1 項の規定により指定する地域及び同法第 4 条第 1 項の規定により定める規制基準について」（平成 8 年 3 月 29 日 仙台市告示第 185 号）  
 「仙台市公害防止条例施行規則」（平成 8 年 3 月 29 日 仙台市規則第 25 号）  
 「公害防止条例施行規則」（平成 7 年 9 月 27 日 宮城県規則第 79 号）

表 6.2-54 騒音に係る特定施設

施設番号		施設の種類	規模又は能力
騒音規制法	県公害防止条例		
1-イロハニホヘトチリヌル	4-1-	金属加工の用に供する施設で次に掲げるもの	
		(1) 圧延機械	原動機の定格出力の合計が22.5kW以上のもの
		(2) 製管機械	
		(3) ベンディングマシン(ロール式のものに限る)	原動機の定格出力が3.75kW以上のもの
		(4) 液圧プレス(矯正プレスを除く)	
		(5) 機械プレス	呼び加圧能力294kN以上のもの
		(6) せん断機	原動機の定格出力が3.75kW以上のもの
		(7) 鍛造機	
		(8) ワイヤーフォーミングマシン	
		(9) プラスト(タンブラスト以外のものであって密閉式のものを除く)	
		(10) タンブラー	
	(11) 切断機(といをを用いるものに限る)		
2	4-2	空気圧縮機及び送風機	原動機の定格出力が7.5kW以上のもの
3	4-3	土石用又は鉱物用の破碎機,摩砕機,ふるい及び分級機	原動機の定格出力が7.5kW以上のもの
4	4-4	織機	
5-イロ	4-5-	建設用資材製造のように供する施設で次に掲げるもの	
		(1) コンクリートプラント	気ほうコンクリートプラントを除き混練機の混練容量が0.45 m <sup>3</sup> 以上のもの
	(2) アスファルトプラント	混練機の混練重量が200 kg以上のもの	
6	4-6	穀物用製粉機(ロール式のものに限る)	原動機の定格出力が7.5kW以上のもの
7-イロハニホヘ	4-7-	木材加工用のように供する施設で次に掲げるもの	
		(1) ドラムパーカー	原動機の定格出力が2.25kW以上のもの
		(2) チッパー	
		(3) 碎木機	
		(4) 帯のご盤	製材用のものにあつては原動機の定格出力が15kW以上のもの 木工用にあつては原動機の定格出力が2.25kW以上のもの
		(5) 丸のご盤	製材用のものにあつては原動機の定格出力が15kW以上のもの 木工用にあつては原動機の定格出力が2.25kW以上のもの
	(6) かな盤	原動機の定格出力が2.25kW以上のもの	
8	4-8	抄紙機	
9	4-9	印刷機械(原動機を用いるものに限る)	
10	4-10	合成樹脂用射出成形機	
11	4-11	鋳造型機(ジョルト式のものに限る)	
	4-12	ディーゼルエンジン及びガソリンエンジン(専ら災害その他非常用の事態に使用するものを除く)	出力が3.75kW以上のもの
	4-13	クーリングタワー	電動機の定格出力が0.75kW以上のもの
	4-14	バーナー	バーナーの燃料の燃焼能力が電母換算で1時間当たり15L以上のもの
	4-15-	繊維工業の用に供する施設で次に掲げるもの	
		(1) 動力打綿機	
		(2) 動力混打綿機	
	(3) 紡糸機		
	4-16	コンクリート管,コンクリートボール又はコンクリートくいの製造機又はコンクリートブロック成形機	
	4-17	金属製品の製造の用に供する施設で次に掲げるもの	
		(1) ニューマチックケーソン	
		(2) 製てい機	
		(3) 製びょう機	
		(4) 打抜機	電動機の定格出力が2.25kW以上のもの
	(5) 研削機	電動機の定格出力が1.5kW以上のもの	
	4-18	土石,鉱物又はガラスの加工の用に供する施設で次に掲げるもの	
		(1) 切断機	
		(2) せん孔機	
	(3) 研磨機		

出典：「騒音規制法施行令」(昭和43年11月27日政令第324号)  
「公害防止条例施行規則」(平成7年9月27日宮城県規則第79号)

表 6.2-55 特定建設作業騒音に係る基準(騒音規制法)

作業の内容	規制基準 (敷地境界)	作業時間の制限				最大 連続 作業 日数	作業日 の制限
		開始終了		実働時間			
		一号 区域 ( 1 )	二号 区域 ( 2 )	一号 区域 ( 1 )	二号 区域 ( 2 )		
1. くい打機(もんけんを除く) , くい抜機 又はくい打くい抜機(圧入式を除く) を使用する作業(くい打機をアースオ ーガーと併用する作業を除く)	85dB 以下	午前 7 時 ～ 午後 7 時	午前 6 時 ～ 午後 10 時	10 時間 以内	14 時間 以内	連続 6 日 以内	日 曜 ・ 休 日 に お け る 作 業 の 禁 止
2. びょう打機を使用する作業							
3. さく岩機を使用する作業(作業地点が 連続的に移動する作業は 1 日の作業 に係る 2 地点間最大距離が 50m を超 えない作業に限る)							
4. 空気圧縮機(原動機の定格出力が 15kw 以上を使用する作業)(さく岩機 の動力として使用する作業を除く)							
5. コンクリートプラント(混練機の混練 容量が 0.45 m <sup>3</sup> 以上)又はアスファル トプラント(混練機の混練容量が 200 kg 以上)を設けて行う作業(モルタル を製造するためにコンクリートプラ ントを設けて行う作業を除く)							
6. バックホウを使用する作業(原動機の 定格出力が 80kw 以上のものに限る, 国土交通省が定める低騒音型建設機 械を除く)							
7. トラクターショベルを使用する作業 (原動機の定格出力が 70kw 以上のも のに限る, 国土交通省が定める低騒音 型建設機械を除く)							
8. ブルドーザーを使用する作業(原動機 の定格出力が 40kw 以上のものに限 る, 国土交通省が定める低騒音型建設 機械を除く)							

1: 一号区域とは、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、市街化調整区域、工業地域のうち学校等(学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム)の周囲 80m 以内区域

2: 二号区域とは、工業地域のうち学校等(学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム)の周囲 80m 以外区域

出典: 「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準(昭和 43 年厚生省・建設省告示第 1 号)別表第 1 号の規定により指定する区域について」(平成 8 年 3 月 29 日 仙台市告示第 186 号)

「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」(昭和 43 年 11 月 27 日 厚生省・建設省告示 1 号)



表 6.2-56 指定建設作業騒音に係る基準(仙台市公害防止条例)

作業の内容	規制基準 (敷地境界)	作業時間の制限				最大 連続 作業 日数	作業日の 制限
		開始終了		実働時間			
		一号 区域 ( 1 )	二号 区域 ( 2 )	一号 区域 ( 1 )	二号 区域 ( 2 )		
1. ロードカッターその他これらに類する切削機を使用する作業	80dB 以下 (但し学校 等の周囲 50 mの区域内 にある場合 には75dB以 下)	午前 7時 ～ 午後 7時	午前 6時 ～ 午後 9時	10 時間 以内	14 時間 以内	連続 6日 以内	日曜・休日における作業の禁止
2. ブルドーザー・パワーショベル・バックホウ・その他これらに類する掘削機械を使用する作業							
3. 振動ローラー・タイヤローラー・ロードローラー・振動プレート・振動ランマその他これらに類する締固め機械を使用する作業							
4. はつり作業及びコンクリート仕上げ作業で原動機を使用するもの							

1：一号区域とは，第一種低層住居専用地域，第二種低層住居専用地域，第一種中高層住居専用地域，第二種中高層住居専用地域，第一種住居地域，第二種住居地域，準住居地域，近隣商業地域，商業地域，準工業地域，市街化調整区域，工業地域のうち学校等(学校，保育所，病院，診療所，図書館，特別養護老人ホーム)の周囲 80m 以内区域

2：二号区域とは，工業地域のうち学校等(学校，保育所，病院，診療所，図書館，特別養護老人ホーム)の周囲 80m 以外区域

出典：「仙台市公害防止条例」(平成 8 年 3 月 19 日 仙台市条例第 5 号)  
 「仙台市公害防止条例施行規則」(平成 8 年 3 月 29 日 仙台市規則第 25 号)

振動

a) 要請限度

振動規制法による道路交通振動に係る要請限度は表 6.2-57 に示すとおりである。  
計画地は近隣商業地域にあたるため、第二種区域の要請限度が適用される。

表 6.2-57 道路交通振動に係る要請限度(振動規制法施行規則)

区域区分		時間区分	
		昼間 (8時～19時)	夜間 (19時～8時)
第一種区域	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 市街化調整区域	65dB 以下	60dB 以下
	第二種区域	70dB 以下	65dB 以下

：近隣商業地域でその周囲が第一種低層住居専用地域，第二種低層住居専用地域，第一種中高層住居専用地域，または第二種中高層住居専用地域であるものについては第一種区域の基準を適用する。

出典：「振動規制法第 16 条第 1 項 同法施行規則第 12 条」(改正 平成 13 年 3 月 5 日 環境省令第 5 号)  
「振動規制法施行規則(昭和 51 年総理府令第 58 号)別表第 2 備考 1 に規定する区域及び同表備考 2 に規定する時間について」(平成 8 年 3 月 29 日 仙台市告示第 190 号)

b) 規制基準

振動規制法，宮城県公害防止条例に基づき，工場・事業場に振動が発生する施設(「特定施設」)を設置する場合には予め届出を行うとともに，特定施設を設置した特定工場等(「特定事業場」)の設置者は，施設を設置した区域(振動規制法，宮城県公害防止条例)に応じた振動の規制基準を遵守する義務がある。仙台市公害防止条例では，施設を定めずに工場等の敷地境界線上で工場等が立地する区域に応じた振動の規制基準が定められている。

また，建設工事として行われる作業のうち著しい振動を発生させる作業(「特定建設作業」)については，予め届出を行うとともに，作業を実施する区域に応じた振動の大きさの規制基準を遵守する義務がある。

工場・事業場等に係る振動の規制基準を表 6.2-58，振動に係る特定施設を表 6.2-59，振動規制法に係る特定建設作業の規制基準を表 6.2-60，仙台市公害防止条例に係る指定建設作業の規制基準を表 6.2-61 に示す。

計画地は近隣商業地域にあたるため，表 6.2-58 では第二種区域，表 6.2-60 及び表 6.2-61 では一号区域の規制基準が適用される。

表 6.2-58 工場・事業場等に係る振動の規制基準

区分 区域区分	時間	昼間	夜間
		(8時～19時)	(19時～8時)
第一種区域	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 市街化調整区域及び地区の指定のない地域	60dB 以下	55dB 以下
第二種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	65dB 以下	60dB 以下

：基準は敷地境界線上。

：近隣商業地域でその周囲が第一種低層住居専用地域，第二種低層住居専用地域，第一種中高層住居専用地域，または第二種中高層住居専用地域であるものについては第一種区域の基準を適用する。

：都市計画区域外における県条例の特定事業場は，第一種区域の基準を適用する。

：学校等（学校，保育所，病院，診療所，図書館，特別養護老人ホーム）の周囲 50mの区域内は上の基準から 5dB 減じた値とする。

出典：「振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）第 3 条第 1 項の規定により指定する地域及び同法第 4 条第 1 項の規定により定める規制基準について」（平成 8 年 3 月 29 日 仙台市告示第 188 号）

「仙台市公害防止条例施行規則」（平成 8 年 3 月 29 日 仙台市規則第 25 号）

「公害防止条例施行規則」（平成 7 年 9 月 27 日 宮城県規則第 79 号）

表 6.2-59 振動に係る特定施設

施設番号		施設の種類の	規模又は能力
騒音規制法	県公害防止条例		
1-イロハニホ	5-1-	金属加工の用に供する施設で次に掲げるもの	
	(1)	液圧プレス（矯正プレスを除く）	
	(2)	機械プレス	原動機の定格出力が 1kw 以上のもの
	(3)	せん断機	
	(4)	鍛造機	
	(5)	ワイヤーフォーミングマシン	原動機の定格出力が 37.5kw 以上のもの
2	5-2	圧縮機（冷凍機に用いられるものは除く）	原動機の定格出力が 7.5kw 以上のもの
3	5-3	土石用又は鉱物用の破砕機，摩砕機，ふるい及び分級機	原動機の定格出力が 7.5kw 以上のもの
4	5-4	織機（原動機を用いるものに限る）	
5-イロ	5-5-	コンクリート製品製造の用に供する施設で次に掲げるもの	
	(1)	コンクリートブロックマシン	原動機の定格出力の合計が 2.95kw 以上のもの
	(2)	コンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械	原動機の定格出力の合計が 10kw 以上のもの
6-イロ	5-6-	木材加工用のように供する施設で次に掲げるもの	
	(1)	ドラムパーカー	原動機の定格出力が 2.2kw 以上のもの
	(2)	チップパー	原動機の定格出力が 2.2kw 以上のもの
7	5-7	印刷機械	原動機の定格出力が 2.2kw 以上のもの
8	5-8	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機（カレンダーロールを除く）	原動機の定格出力が 30kw 以上のもの
9	5-9	合成樹脂用射出成形機	
10	5-10	鋳型製造機（ジヨルト式のものに限る）	
	5-11	金属加工の用に供する施設で次に掲げるもの	
	(1)	圧延機械	原動機の定格出力の合計が 22.5kw 以上のもの
	(2)	製管機械	
	(3)	ベンディングマシン（ロール式のものに限る）	電動機の定格出力が 3.75kw 以上のもの
	5-12	ディーゼルエンジン（専ら災害その他非常の事態に使用するものを除く）	出力が 10kw 以上のもの
	5-13	冷凍機（空調機を含む）	原動機の定格出力が 7.5kw 以上のもの

出典：「振動規制法施行令」（昭和 51 年 10 月 22 日 政令第 280 号）

「公害防止条例施行規則」（平成 7 年 9 月 27 日 宮城県規則第 79 号）

表 6.2-60 特定建設作業振動に係る基準(振動規制法)

作業の内容	規制基準 (敷地境界)	作業時間の制限				最大連続 作業日数	作業日 の制限
		開始終了		実働時間			
		一号 区域 ( 1 )	二号 区域 ( 2 )	一号 区域 ( 1 )	二号 区域 ( 2 )		
1. くい打機(もんけん及び圧入式くい打機を除く), くい抜機(油圧式くい抜機を除く), くい打ちくい抜き機(圧入式を除く)を使用する作業	75dB 以下	午前 7 時 〜 午後 7 時	午前 6 時 〜 午後 10 時	10 時間 以内	14 時間 以内	連続 6 日以内	日曜・休日における 作業の禁止
2. 剛球を使用して建築物その他の工作物を破壊するする作業							
3. 舗装版破砕機を使用する作業							
4. ブレ-カ-を使用する作業 (手持式を除く)							

- 1: 一号区域とは, 第一種低層住居専用地域, 第二種低層住居専用地域, 第一種中高層住居専用地域, 第二種中高層住居専用地域, 第一種住居地域, 第二種住居地域, 準住居地域, 近隣商業地域, 商業地域, 準工業地域, 市街化調整区域, 工業地域のうち学校等(学校, 保育所, 病院, 診療所, 図書館, 特別養護老人ホーム)の周囲 80m 以内区域  
 2: 二号区域とは, 工業地域のうち学校等(学校, 保育所, 病院, 診療所, 図書館, 特別養護老人ホーム)の周囲 80m 以外区域

出典: 「振動規制法施行令」(昭和 51 年 10 月 22 日 政令第 280 号)

「振動規制法施行規則」(昭和 51 年総理府令第 58 号)別表第 1 付表第 1 号の規定により市長が指定する区域について」(平成 8 年 3 月 29 日 仙台市告示第 189 号)

表 6.2-61 指定建設作業振動に係る基準(仙台市公害防止条例)

作業の内容	規制基準 (敷地境界)	作業時間の制限				最大連続 作業日数	作業日 の制限
		開始終了		実働時間			
		一号 区域 ( 1 )	二号 区域 ( 2 )	一号 区域 ( 1 )	二号 区域 ( 2 )		
1. ブルドーザー, パワーショベル, バックホウその他これらに類する掘削機械を使用する作業	75dB 以下 (但し学校等の周囲 50m の区域内にある場合には 70dB 以下)	午前 7 時 〜 午後 7 時	午前 6 時 〜 午後 9 時	10 時間 以内	14 時間 以内	連続 6 日以内	日曜・休日における 作業の禁止
2. 振動ローラー, ロードローラーその他これらに類する締固め機械を使用する作業							

- 1: 一号区域とは, 第一種低層住居専用地域, 第二種低層住居専用地域, 第一種中高層住居専用地域, 第二種中高層住居専用地域, 第一種住居地域, 第二種住居地域, 準住居地域, 近隣商業地域, 商業地域, 準工業地域, 市街化調整区域, 工業地域のうち学校等(学校, 保育所, 病院, 診療所, 図書館, 特別養護老人ホーム)の周囲 80m 以内区域  
 2: 二号区域とは, 工業地域のうち学校等(学校, 保育所, 病院, 診療所, 図書館, 特別養護老人ホーム)の周囲 80m 以外区域

出典: 「仙台市公害防止条例」(平成 8 年 3 月 19 日 仙台市条例第 5 号)

「仙台市公害防止条例施行規則」(平成 8 年 3 月 29 日 仙台市規則第 25 号)

### 低周波音

低周波音について、環境基準や規制基準は定められていないが、環境省による参照値が定められている。環境省による参照値は、低周波音苦情を的確に対処するために物的苦情と心身に係る苦情に分けて示されている。

低周波音による物的苦情に関する参照値は、表 6.2-62 に示すとおりである。

低周波音による心身に係る苦情に関する参照値は、表 6.2-63 に示すとおりである。

表 6.2-62 低周波音による物的苦情に関する参照値

1/3 オクターブバンド 中心周波数(Hz)	5	6.3	8	10	12.5	16	20	25	31.5	40	50
1/3 オクターブバンド 音圧レベル(dB)	70	71	72	73	75	77	80	83	87	93	99

低周波音による物的苦情に関する参照値は、上表とする。

出典：「低周波音問題対応の手引書」（平成 16 年 6 月 環境省）

表 6.2-63 低周波音による心身に係る苦情に関する参照値

1/3 オクターブバンド 中心周波数(Hz)	10	12.5	16	20	25	31.5	40	50	63	80
1/3 オクターブバンド 音圧レベル(dB)	92	88	83	76	70	64	57	52	47	41

：低周波音による心身に係る苦情に関する参照値は、上表及び G 特性音圧レベル LG=92(dB)とする。

出典：「低周波音問題対応の手引書」（平成 16 年 6 月 環境省）

## 悪臭

悪臭規制に係る法規は下記のとおりである。

### a) 悪臭防止法

「悪臭防止法」では、都道府県知事(政令指定都市の市長を含む)が悪臭物質の排出を規制する地域の指定、規制基準の設定を行うこととしている。

仙台市では、都市計画法に基づく市街化区域を指定地域として特定悪臭物質(22 項目)による濃度規制が行われている。特定悪臭物質の種類及び許容濃度を表 6.2-64 に、調査範囲の規制地域を図 6.2-33 に示す。計画地は、規制区域に指定されている。

### b) 宮城県公害防止条例

「宮城県公害防止条例」では、県内全域(悪臭防止法指定地域を除く)を対象に、特定施設に対し、臭気指数による規制基準(敷地境界線臭気指数 15)が定められている。

### c) 宮城県悪臭公害防止対策要綱

「悪臭防止法」及び「宮城県公害防止条例」に定めるもののほか、事業者は工場等(農業、建設業、製造業、卸売業・小売業、電気・ガス・水道・熱供給業、サービス業の事業の用に供する施設及び作業)から発生する悪臭について、判定基準(敷地境界線で臭気強度 1.8)を遵守するよう努め、悪臭の排出を抑制するため必要な措置を講じなければならないとされている。

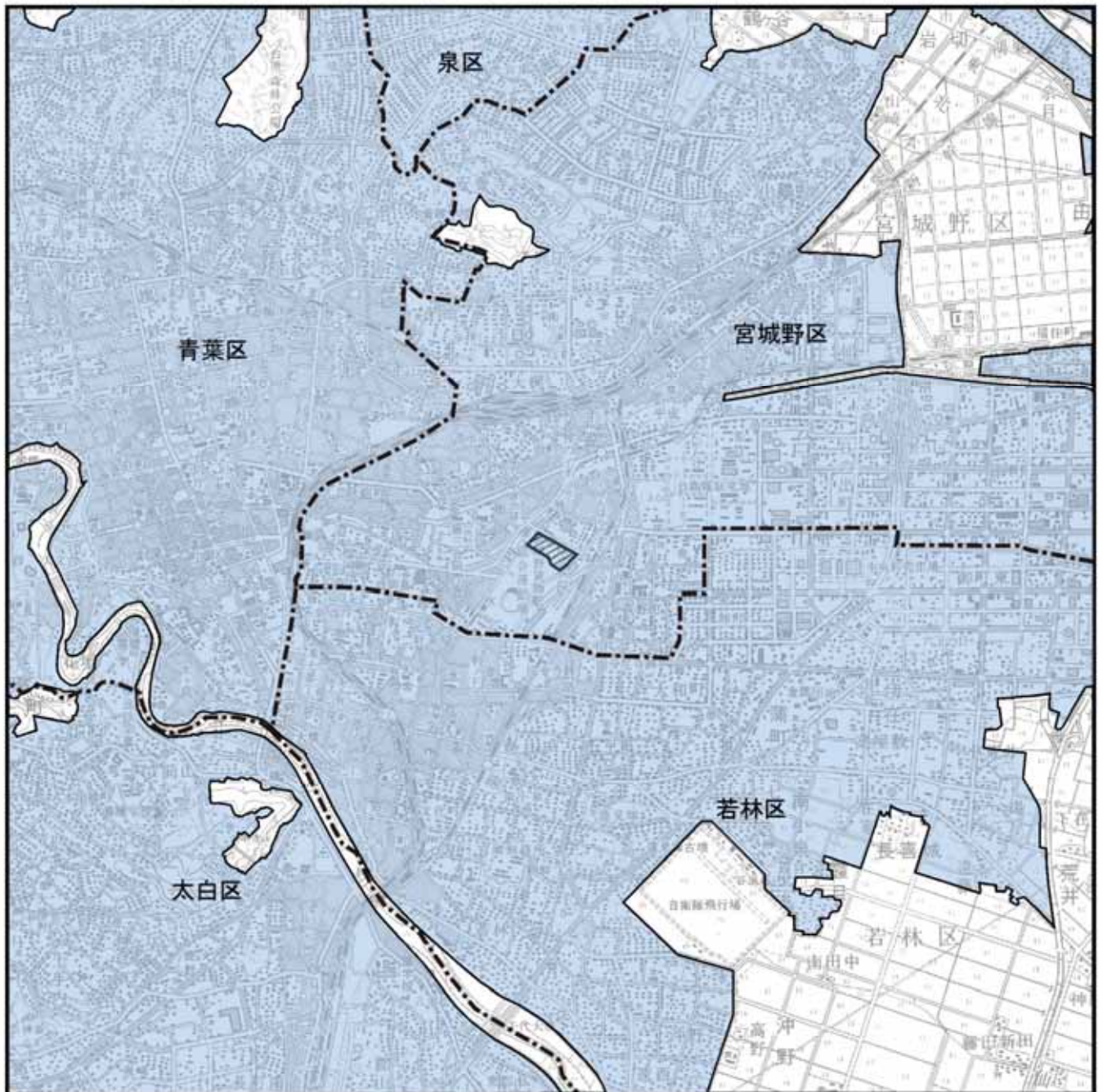
### d) 仙台市悪臭対策指導要綱

仙台市では、市内全域の工場・事業場を対象として臭気濃度により指導(敷地境界線で臭気濃度 10)されている。




表 6.2-64 特定悪臭物質の種類及び許容濃度

No.	特定悪臭物質の種類	基準濃度	No.	特定悪臭物質の種類	基準濃度
1	アンモニア	1 ppm	12	イソバレラルデヒド	0.003 ppm
2	メチルメルカプタン	0.002 ppm	13	イソブタノール	0.9 ppm
3	硫化水素	0.02 ppm	14	酢酸エチル	3 ppm
4	硫化メチル	0.01 ppm	15	メチルイソブチルケトン	1 ppm
5	二硫化メチル	0.009 ppm	16	トルエン	10 ppm
6	トリメチルアミン	0.005 ppm	17	スチレン	0.4 ppm
7	アセトアルデヒド	0.05 ppm	18	キシレン	1 ppm
8	プロピオンアルデヒド	0.05 ppm	19	プロピオン酸	0.03 ppm
9	ノルマルブチルアルデヒド	0.009 ppm	20	ノルマル酪酸	0.001 ppm
10	イソブチルアルデヒド	0.02 ppm	21	ノルマル吉草酸	0.0009 ppm
11	ノルマルバレラルデヒド	0.009 ppm	22	イソ吉草酸	0.001 ppm

出典：「悪臭防止法施行令第 3 条の規定に基づく規制地域及び法第 4 条の規定に基づく規制基準」(平成 8 年 3 月 1 日 仙台市告示第 109 号)



凡例

-  : 対象事業計画地
-  : 区境界線
-  : 悪臭防止法による規制地域(市街化区域)

出典:「悪臭防止法施行令第3条の規定に基づく規制地域及び法第4条の規定に基づく規制基準」  
(平成8年3月1日 仙台市告示第109号)

図 6.2-33 悪臭防止法による規制地域



S=1:50,000

0 500 1000 2000m

## 水質汚濁

### a) 環境基準

環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準には、公共用水域を対象として、人の健康の保護に関する環境基準(健康項目)と、生活環境の保全に関する環境基準(生活環境項目)が設定されている。この他、人の健康の保護に関連する物質として、クロロホルム等有機化学物質、農薬等 26 項目が「要監視項目」とされ、公共用水域や地下水の水質の監視の継続による知見の集積状況を勘案しつつ、環境基準項目への移行等が検討されている。

人の健康の保護に関する環境基準及び要監視項目の指針値は表 6.2-65 及び表 6.2-66 に示すとおりである。

表 6.2-65 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値( )
カドミウム	0.003 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.03 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
チウラム	0.006 mg/L 以下
シマジン	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	0.01 mg/L 以下
セレン	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
ふっ素	0.8 mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下

基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

「検出されないこと」とは、測定方法の定量限界を下回ることをいう。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について 別表 1 人の健康の保護に関する環境基準」

(昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号)

「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の項目の追加等に係る環境省告示等について」

(平成 21 年 11 月 30 日 環境省告示第 78 号)

「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件及び地下水の水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行について(通知)」

(環水大発第 091130004 号, 環水大土発第 091130005 号 平成 21 年 11 月 30 日)



表 6.2-66 要監視項目及び指針値

公共用水域		地下水	
項目	指針値	項目	指針値
クロロホルム	0.06 mg/L 以下	クロロホルム	0.06 mg/L 以下
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	1,2-ジクロロプロパン	0.06 mg/L 以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06 mg/L 以下	p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/L 以下
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/L 以下	イソキサチオン	0.008 mg/L 以下
イソキサチオン	0.008 mg/L 以下	ダイアジノン	0.005 mg/L 以下
ダイアジノン	0.005 mg/L 以下	フェニトロチオン (MEP)	0.003 mg/L 以下
フェニトロチオン (MEP)	0.003 mg/L 以下	イソプロチオラン	0.04 mg/L 以下
イソプロチオラン	0.04 mg/L 以下	オキシ銅 (有機銅)	0.04 mg/L 以下
オキシ銅 (有機銅)	0.04 mg/L 以下	クロロタロニル (TPN)	0.05 mg/L 以下
クロロタロニル (TPN)	0.05 mg/L 以下	プロピザミド	0.008 mg/L 以下
プロピザミド	0.008 mg/L 以下	EPN	0.006 mg/L 以下
EPN	0.006 mg/L 以下	ジクロルボス (DDVP)	0.008 mg/L 以下
ジクロルボス (DDVP)	0.008 mg/L 以下	フェノブカルブ (BPMC)	0.03 mg/L 以下
フェノブカルブ (BPMC)	0.03 mg/L 以下	イプロベンホス (IBP)	0.008 mg/L 以下
イプロベンホス (IBP)	0.008 mg/L 以下	クロルニトロフェン (CNP)	-
クロルニトロフェン (CNP)	-	トルエン	0.6 mg/L 以下
トルエン	0.6 mg/L 以下	キシレン	0.4 mg/L 以下
キシレン	0.4 mg/L 以下	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/L 以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/L 以下	ニッケル	-
ニッケル	-	モリブデン	0.07 mg/L 以下
モリブデン	0.07 mg/L 以下	アンチモン	0.02 mg/L 以下
アンチモン	0.02 mg/L 以下	エピクロロヒドリン	0.0004 mg/L 以下
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L 以下	全マンガン	0.2 mg/L 以下
エピクロロヒドリン	0.0004 mg/L 以下	ウラン	0.002 mg/L 以下
全マンガン	0.2 mg/L 以下		
ウラン	0.002 mg/L 以下		

出典：「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件及び地下水の水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について」（平成 11 年 2 月 22 日環水規第 58 号 環水管第 49 号）  
 「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の項目の追加等に係る環境省告示等について」（平成 21 年 11 月 30 日 環境省告示第 78 号）  
 「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件及び地下水の水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行について（通知）」  
 （環水大水発第 091130004 号，環水大土発第 091130005 号 平成 21 年 11 月 30 日）

生活環境項目について、河川ごとにあてはめるべき水域と類型を表 6.2-67～表 6.2-69 及び図 6.2-34 に示す。

調査範囲では、七北田川中流が B 類型、梅田川が C 類型、広瀬川が B 類型に指定されている。

表 6.2-67 生活環境保全に係る環境基準(河川)(1/2)

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
A A	水道 1 級, 自然環境保 全, 及び A 以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	50MPN/ 100mL 以下
A	水道 2 級, 水産 1 級, 水浴及び B 以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL 以下
B	水道 3 級, 水産 2 級, 及び C 以下の欄に掲 げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL 以下
C	水産 3 級, 工業用水 1 級, 及び D 以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	-
D	工業用水 2 級, 農業用 水及び E の欄に掲げ るもの	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	-
E	工業用水 3 級, 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10 mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと	2 mg/L 以上	-

: 基準値は日間平均値とする(湖沼, 海域もこれに準ずる)。

: 農業用利水点については, 水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下, 溶存酸素量 5 mg/L 以上とする(湖沼もこれに準ずる)。

: 自然環境保全: 自然探勝等の環境保全

水道 1 級: ろ過等による簡易な浄水操作を行なうもの

水道 2 級: 沈澱ろ過等による通常の浄水操作を行なうもの

水道 3 級: 前処理等を伴う高度の浄水操作を行なうもの

水産 1 級: ヤマメ, イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

水産 2 級: サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用

水産 3 級: コイ, フナ等, 中腐水性水域の水産生物用

工業用水 1 級: 沈澱等による通常の浄水操作を行なうもの

工業用水 2 級: 薬品注入等による高度の浄水操作を行なうもの

工業用水 3 級: 特殊の浄水操作を行なうもの

環境保全: 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において不快感を生じない限度

出典: 「水質汚濁に係る環境基準について 別表 2 生活環境の保全に関する環境基準」

(昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号)

表 6.2-68 生活環境保全に係る環境基準(河川)(2/2)

イ

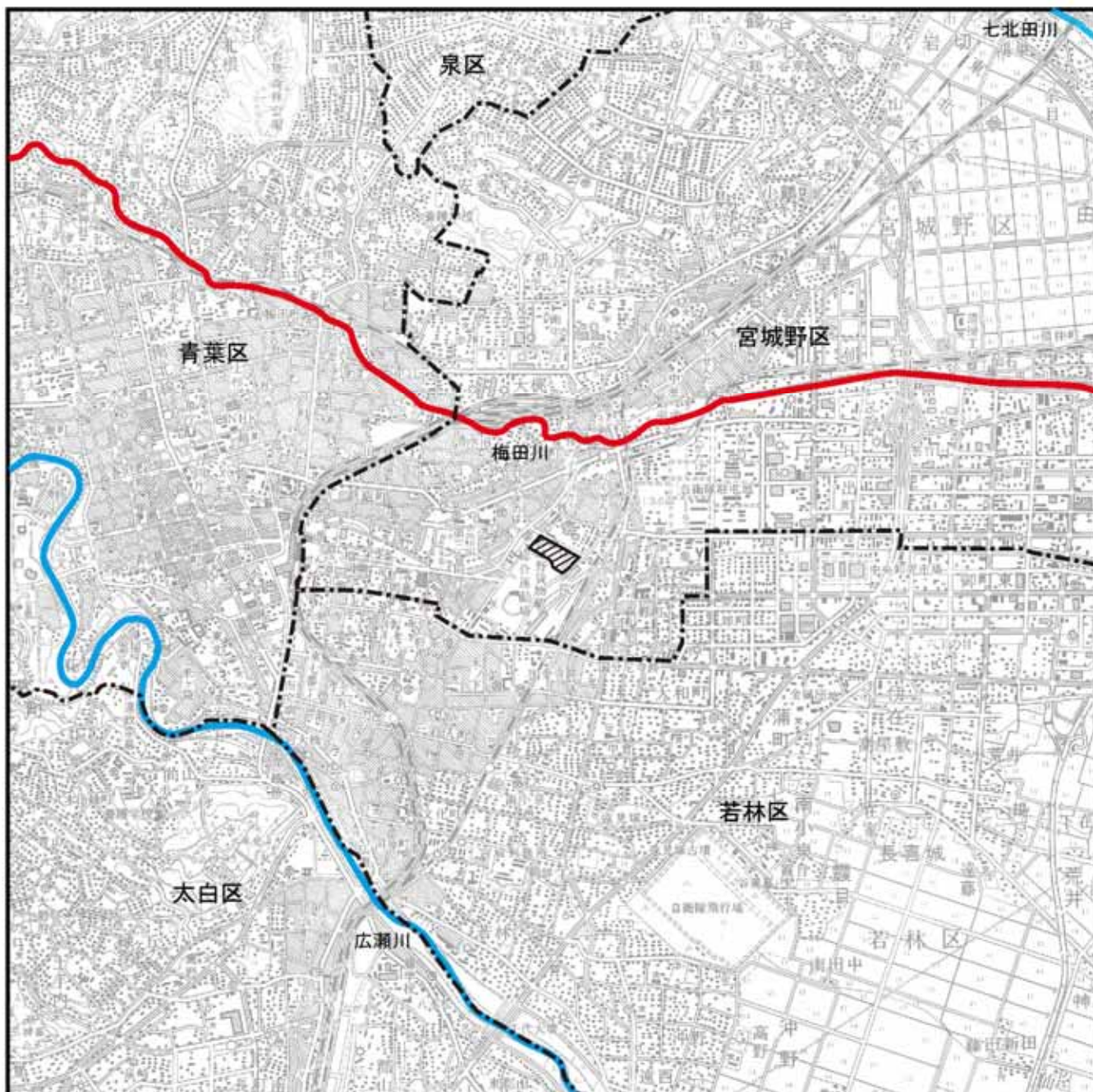
	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.0006 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下

：基準値は年間平均値とする（湖沼，海域もこれに準ずる）。  
 出典：「水質汚濁に係る環境基準について 別表 2 生活環境の保全に関する環境基準」（昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号）

表 6.2-69 水域類型あてはめ

水系・水域	水域の範囲	類型	達成期間	指定年月日	指定機関
七北田川	七北田川中流（七北田橋より梅田川合流点まで）	B	□	S47.4.28	県
	梅田川（七北田川合流点より上流）	C	イ	H17.9.16	県
名取川	広瀬川（鳴合橋から名取川合流点まで）	B	□	S45.9.1	国

：達成期間の欄の各記号の意義は下記のとおり。  
 「イ」：直ちに達成，  
 「□」：5 年以内で可及的速やかに達成，  
 「ハ」：5 年をこえる期間で可及的速やかに達成，  
 「ニ」：段階的に暫定目標を達成しつつ，環境基準の可及的速やかな達成を図る。  
 出典：「環境基準の水域類型の指定」（昭和 47 年 4 月 28 日 宮城県告示第 373 号）  
 「環境規準と類型あてはめ」（宮城県）



凡例

-  : 対象事業計画地
-  : 区境界線
-  : B類型
-  : C類型

出典:「環境基準と水域類型型あてはめ」(宮城県)  
<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-t/kijunandruikeih23.html>

図 6.2-34 水域類型



S=1:50,000  
 0 500 1000 2000m

b) 排水基準

「水質汚濁防止法」に定められている特定施設を有する工場・事業場の排水規制は、「水質汚濁防止法」及び「宮城県公害防止条例」に基づき実施されており、その排水基準は表 6.2-70 及び表 6.2-71 に示すとおりである。

表 6.2-70 水質汚濁防止法等に基づく排水基準(1/2)

区分	項目	一律排水基準(法指定)	地下浸透基準
水質に係る排水基準	カドミウム及びその化合物	0.1 mg/L	0.001 mg/L
	シアン化合物	1 mg/L	0.1 mg/L
	有機燐化合物 (パラチオン, メチルパラチオン, メチルジメトン及び EPN に限る。)	1 mg/L	0.1 mg/L
	鉛及びその化合物	0.1 mg/L	0.005 mg/L
	六価クロム化合物	0.5 mg/L	0.04 mg/L
	砒素及びその化合物	0.1 mg/L	0.005 mg/L
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/L	0.0005 mg/L
	アルキル水銀化合物	検出されないこと	0.0005 mg/L
	ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L	0.0005 mg/L
	トリクロロエチレン	0.3 mg/L	0.002 mg/L
	テトラクロロエチレン	0.1 mg/L	0.0005 mg/L
	ジクロロメタン	0.2 mg/L	0.002 mg/L
	四塩化炭素	0.02 mg/L	0.0002 mg/L
	1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L	0.0004 mg/L
	1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L	0.002 mg/L
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L	0.004 mg/L
	1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L	0.0005 mg/L
	1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L	0.0006 mg/L
	1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L	0.0002 mg/L
	チウラム	0.06 mg/L	0.0006 mg/L
	シマジン	0.03 mg/L	0.0003 mg/L
	チオベンカルブ	0.2 mg/L	0.002 mg/L
	ベンゼン	0.1 mg/L	0.001 mg/L
	セレン及びその化合物	0.1 mg/L	0.002 mg/L
	ほう素及びその化合物	海域以外 10 mg/L 海域 230 mg/L	0.2 mg/L
	ふっ素及びその化合物	海域以外 8 mg/L 海域 15 mg/L	0.2 mg/L
	アンモニア, アンモニウム化合物, 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの, 亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100 mg/L	アンモニア又はアンモニウム化合物にあっては 0.7 mg/L, 亜硝酸化合物にあっては 0.2 mg/L, 硝酸化合物にあっては 0.2 mg/L
塩化ビニルモノマー		0.0002 mg/L	
1,4-ジオキサン	0.5 mg/L	0.005 mg/L	

出典：「排水基準を定める省令」(昭和 46 年 6 月 21 日 総理府令第 35 号)

「水質汚濁防止法施行規則」(昭和 46 年 6 月 19 日 総理府・通商産業省令第 2 号)

「水質汚濁防止法施行規則第六条の二の規定に基づく環境大臣が定める検定方法」

(平成元年 8 月 21 日 環境庁告示 39 号 改訂平成 24 年 環境省告示第 87 号)

表 6.2-71 水質汚濁防止法等に基づく排水基準(2/2)

項目	区分	水質汚濁防止法			宮城県公害防止条例	仙台市公害防止条例
		一般排水基準	特別排水基準( 1)( 5)			
				下水道整備区域	その他の区域	50 m <sup>3</sup> /日以上 25 m <sup>3</sup> /日以上*4
	排水	50 m <sup>3</sup> /日以上	25 m <sup>3</sup> /日以上		50 m <sup>3</sup> /日以上 25 m <sup>3</sup> /日以上*4	50 m <sup>3</sup> /日以上 25 m <sup>3</sup> /日以上*4
pH (水素指数)	海域に排出する場合	5.0～9.0	-	-	5.0～9.0	5.0～9.0
	海域以外に排出する場合	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6
BOD ( 海域・湖沼以外の公共用水域に排出する場合に適用 )		160(120)	30(20)	130(100)	160(120)	160(120)
COD ( 海域・湖沼に排出する場合に適用 )		160(120)	160(120)	160(120)	160(120)	160(120)
浮遊物質		200(150)	90(70)	200(150)	200(150)	200(150)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油類	5	5	5	5	5
	動植物油脂類	30	30	30	30	30
フェノール類含有量		5	5	5	5	5
銅含有量		3	3	3	3	3
亜鉛含有量		2	2	2	2	5
溶解性鉄含有量		10	10	10	10	10
溶解性マンガン含有量		10	10	10	10	10
クロム含有量		2	2	2	2	2
大腸菌群数 ( 個 / 1 cm <sup>3</sup> )		(3000)	(3000)	(3000)	(3000)	(3000)
窒素含有量*2		120(60)	120(60)	120(60)	120(60)	-
磷含有量*3		16(8)	16(8)	16(8)	16(8)	-

：( )の数値は日間平均値

- 1：広瀬川の相生橋から名取川との合流点及び梅田川農道溜池から七北田川との合流点までに排出する1日当りの排出量が25 m<sup>3</sup>以上の特定事業場に適用される。
- 2：青下ダム，月山池，丸田沢ため池及びこれに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用される。
- 3：青下ダム，大倉ダム，月山池，七北田ダム，丸田沢ため池及びこれに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用される。
- 4：宮城県公害防止条例，仙台市公害防止条例ともに\*1の地域に排出する場合は，1日当りの排出量が25 m<sup>3</sup>以上の事業場が規制対象となる。
- 5：畜産農業又はそのサービス業に属する特定事業場及び共同調理場から排出される排水に係る特別排水基準は，当該排水の量が1日につき10 m<sup>3</sup>以上であるものについて，一般排水基準に定める許容限度となる。

出典：「排水基準を定める省令」(昭和46年6月21日 総理府令第35号)

「水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例」(昭和47年12月23日 宮城県条例第40号)

「仙台市公害防止条例」(平成8年3月19日 仙台市条例第5号)

「水質汚濁防止法・宮城県公害防止条例・仙台市公害防止条例の排水基準」(仙台市)

下水道法に規定される特定事業場から公共下水道へ排出される排水には、「下水道法」、「仙台市下水道条例」により表 6.2-72 に示すように排水基準が定められている。

表 6.2-72 下水排水基準

項目	基準値	
水温	45 未満	
水素イオン濃度	5 を超え 9 (12) 未満	
生物化学的酸素要求量 (BOD)	600 (1200) mg/L 未満	
浮遊物質 (SS)	600 (1200) mg/L 未満	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油類	5 mg/L 以下
	動植物油脂類	30 (150) mg/L 以下
よう素消費量	220 mg/L 未満	
フェノール類	5 mg/L 以下	
銅及びその化合物	3 mg/L 以下	
亜鉛及びその化合物	2 mg/L 以下	
鉄及びその化合物 (溶解性)	10 mg/L 以下	
マンガン及びその化合物 (溶解性)	10 mg/L 以下	
クロム及びその化合物	2 mg/L 以下	
カドミウム及びその化合物	0.1 mg/L 以下	
シアン化合物	1 mg/L 以下	
有機燐化合物	1 mg/L 以下	
鉛及びその化合物	0.1 mg/L 以下	
六価クロム化合物	0.5 mg/L 以下	
砒素及びその化合物	0.1 mg/L 以下	
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/L 以下	
アルキル水銀化合物	検出されないこと	
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L 以下	
トリクロロエチレン	0.3 mg/L 以下	
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	
ジクロロメタン	0.2 mg/L 以下	
四塩化炭素	0.02 mg/L 以下	
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L 以下	
1,1-ジクロロエチレン	0.2 mg/L 以下	
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L 以下	
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L 以下	
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L 以下	
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L 以下	
チラウム	0.06 mg/L 以下	
シマジン	0.03 mg/L 以下	
チオベルカンプ	0.2 mg/L 以下	
ベンゼン	0.1 mg/L 以下	
セレン及びその化合物	0.1 mg/L 以下	
ほう素及びその化合物	10 【230】 mg/L 以下	
ふっ素及びその化合物	8 【15】 mg/L 以下	
アンモニア性窒素, 亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	380 mg/L 未満	
1,4-ジオキサン	0.5 mg/L 以下	
ダイオキシン類	10 pg-TEQ/L 以下	

: ( ) 内の基準値は、一日平均排水量が 50 m<sup>3</sup> 未満の場合に適用。

: 【 】 内の基準値は、海域を放流先とする終末処理場に流入する場合に適用。

出典: 「下水道法」(平成 17 年 月 22 日 法律第 70 号)

「仙台市下水道条例」(仙台市条例第 19 号)

## 地下水汚染

地下水の水質汚濁に係る環境基準として26項目設定されていた人の健康の保護に関する環境基準は、平成21年11月に新たに塩化ビニルモノマー、1,4-ジオキサンが追加され、28項目となった。また、シス-1,2-ジクロロエチレンにかわり、1,2-ジクロロエチレン（シス体及びトランス体の和）が追加されている。さらに、1,1-ジクロロエチレン、カドミウムについては基準値が見直され、0.1 mg/L、0.003 mg/Lに変更されている。

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、表 6.2-73 に示すとおりである。

表 6.2-73 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.03 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
チウラム	0.006 mg/L 以下
シマジン	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	0.01 mg/L 以下
セレン	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
ふっ素	0.8 mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下

：基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

：「検出されないこと」とは、測定方法の定量限界を下回ることをいう。

出典：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成9年3月13日 環境庁告示第10号）

「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の項目の追加等に係る環境省告示等について」（平成21年11月30日 環境省告示第79号）



## 地盤沈下

宮城県では「工業用水法」及び「宮城県公害防止条例」に基づき、規制地域を指定して揚水量の報告、水源転換による揚水削減の指導を行っているが、計画地は地下採取規制地域には指定されていない。(図 6.1-17 参照)

## 土壌汚染

「環境基本法」に基づく土壌の汚染に係る環境基準は 27 項目について設定されている。

土壌の汚染に係る環境基準は表 6.2-74 に示すとおりである。

表 6.2-74 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.01 mg 以下であり、かつ農用地においては、米 1 kg につき 1 mg 未満であること
全シアン	検液中に検出されないこと
有機燐	検液中に検出されないこと
鉛	検液 1L につき 0.01 mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05 mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01 mg 以下であり、かつ農用地（田に限る）においては、土壌 1 kg につき 15 mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005 mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと
PCB	検液中に検出されないこと
銅	農用地（田に限る）において、土壌 1 kg につき 125 mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02 mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002 mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004 mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.02 mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04 mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1 mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006 mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03 mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01 mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002 mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006 mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003 mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02 mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01 mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01 mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8 mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1 mg 以下であること。

### 備考

- 1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- 2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1 L につき 0.01 mg、0.01 mg、0.05 mg、0.01 mg、0.0005 mg、0.01 mg、0.8 mg 及び 1 mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.03 mg、0.03 mg、0.15 mg、0.03 mg、0.0015 mg、0.03 mg、2.4 mg 及び 3 mg とする。
- 3 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 4 有機燐（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。

出典：「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 3 年 8 月 23 日 環境省告示第 46 号）

## ダイオキシン類

「ダイオキシン類対策特別措置法」第七条の規定に基づくダイオキシン類による大気汚染，水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準は表 6.2-75 に示すとおりである。

表 6.2-75 ダイオキシン類に係る環境基準

項目	基準値	測定方法
大気	0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水質 (水底の底質を除く)	1pg-TEQ/L 以下	日本工業規格 K0312 に定める方法
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し，高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下	土壌に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し，高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法

：基準値は，2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-バラ-ジオキシンの毒性と換算した値とする。

：大気及び水質（水底の底質を除く）の基準値は，年間平均値とする。

：土壌にあっては，環境基準が達成されている場合であって，土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g 以上の場合には，必要な調査を実施することとする。

出典：「ダイオキシン類による大気の汚染，水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む）及び土壌の汚染に係る環境基準」（平成 11 年 12 月 27 日 環境庁告示第 68 号）

## アスベスト

主に建材製品として使用されてきたアスベストによる健康障害の防止のため，表 6.2-76 に示すように，「大気汚染防止法」，「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」，「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」等により，アスベストの解体等の作業に関する手続きや方法，廃棄物としての処理方法等について規定が定められている。

表 6.2-76 アスベストに関する主な法規制等

法規制	最終改正	趣旨・内容
大気汚染防止法	平成 25 年 6 月 21 日 法律第 60 号	特定粉じん（アスベスト）が使用されている建築物等の解体，改造または補修する作業（「特定粉じん排出等作業」）に関して，作業基準が定められている。 (前述の「大気汚染 b 大気汚染防止法」を参照)
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	平成 24 年 8 月 1 日 法律第 53 号	特別管理産業廃棄物である廃石綿等（飛散性アスベスト）及び産業廃棄物である石綿含有産業廃棄物（非飛散性アスベスト）については，保管・収集運搬時の飛散・流出防止措置や，中間処理としては融解や無害化処理等に限定されること等が定められている。
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	平成 23 年 8 月 30 日 法律第 105 号	「特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等に関する基本方針（建設リサイクル法基本方針）」では，分別解体等の過程における有害物質等の発生の抑制のため，アスベストについて飛散を起こさないような措置を講ずる必要があるとされている。
石綿障害予防規則	平成 23 年 7 月 1 日 厚生労働省令第 83 号	アスベストを含有する建材を使用した建築物等の解体等の作業におけるアスベストの暴露防止対策の観点から，労働安全衛生法に基づく規則として制定されている。

## 日照障害

「建築基準法」及び「宮城県建築基準条例」に基づく仙台市の日影規制は表 6.2-77 に示すとおりである。(用途地域は図 6.2-5 参照)

計画地は近隣商業地域であるため、建築基準法別表第 4(に)欄の項(二)である。

表 6.2-77 日影規制

対象地域	建築基準法 別表第 4(に) 欄の項	参考			
		制限を受ける 建築物	平均地盤面 からの高さ	日影時間( )	
				10m 以内	10m 超
第一種低層住居専用地域, 第二種低層住居専用地域	(一)	軒の高さが 7m を超える又は 3 階 建以上	1.5m	3 時間	2 時間
第一種中高層住居専用地 域, 第二種中高層住居専用 地域	(二)	10m 超える	4m	4 時間	2.5 時間
第一種住居地域, 第二種住 居地域, 準住居地域, 近隣商 業地域, 準工業地域	(二)	10m 超える	4m	5 時間	3 時間

：「日影時間」欄に示す「10m 以内」「10m 超」は、敷地境界線からの水平距離を示す。

出典：「建築基準法」(平成 20 年 5 月 23 日 法律第 40 号)

## ウ 災害防止に係る指定地域等の状況

計画地付近には、砂防指定地及び地すべり防止区域等の防災関連法律による指定区域は存在しない。

## エ 景観の保全に関する条例

仙台市では、平成 7 年 3 月に「杜の都の風土を育む景観条例」を定め、「杜の都」の創造を目指して魅力ある景観形成に取り組んでいる。

平成 21 年 3 月に「杜の都」景観計画を策定し、景観計画区域内で一定規模を超える建築行為等を行う場合、景観法に基づく届出を義務付けている。

### 杜の都の風土を育む景観条例

望ましい環境の形成に向けた都市づくりの視点から、魅力ある景観の形成に総力をあげて取り組み、自然と調和し、個性に富む、文化の薫り高い「杜の都」を創造することを目的に、平成 7 年に「杜の都の風土を育む景観条例」を制定している。

この条例に基づき、宮城野通の持つ水と緑のうまいや空への広がりといった、ゆとりとうるおいのある環境を活かしながら地域の皆様の共通の認識のもとに景観形成を進めることを目標として、図 6.2-35 に示すように、平成 23 年 12 月 16 日に宮城野通地区(仙台駅東口から仙台サンプラザまでの宮城野通と駅前広場に面する街区)が「宮城野通景観形成地区」に指定されている。

景観地区内で建築行為を行う場合は、表 6.2-78 に示す形態・意匠の制限として定められている内容に適合していることの認定を受けなければ、工事に着手できない。

表 6.2-78 建築物の形態意匠の制限（宮城野通景観形成地区）

項目	基準						
外壁の形態等	<p>地階を除く階数が3以上である建築物のうち、都市計画道路 3・2・9 仙台駅宮城野原線（以下「宮城野通」という。）に面する外壁の形態は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 低層階（1～2階）と中高層階のデザインに変化を持たせたもの</li> <li>二 形態、色彩、素材等により、分節化等が図られたもの</li> <li>三 平面形態を雁行形態等にしたもの</li> <li>四 前三号に掲げるもののほか圧迫感が少なく、ケヤキ並木に配慮し、歩行者の快適性を高めるデザインであると市長が認めるもの</li> </ul>						
外壁の色彩	<p>1 外壁の色彩は、下表に掲げる基準に適合しなければならない。ただし、各壁面の面積の10%以下についてはこの限りではない。</p> <table border="1" data-bbox="592 656 1054 768"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5R～5Y</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 建築物の15m以上の部分の宮城野通に面する外壁の色彩は、明度8以上とする。ただし、各壁面の面積の10%以下についてはこの限りではない。</p>	色相	彩度	5R～5Y	6以下	その他	2以下
色相	彩度						
5R～5Y	6以下						
その他	2以下						
建築設備等	<p>屋外に設置する建築設備や屋外階段は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 道路から直接望見できない位置に設置したもの</li> <li>二 建築物と一体となったデザインであるもの</li> <li>三 ルーバーや建築物と一体となった外周壁等による遮蔽や周辺の緑化による修景を行ったもの</li> <li>四 その他建物がすっきり見えるように設置されたと認められるもの</li> </ul>						
駐車設備	<p>自動車車庫の出入口は、宮城野通へ自動車が入り出すための敷地の出入口又は当該敷地の出入口に通じる車路に接続してはならない。ただし、敷地等によりやむを得ない場合で、自動車車庫が隣接する建築物との調和に配慮したデザインであり、かつ、自動車車庫の出入口が最小限の幅であると市長が認める場合は、この限りでない。</p>						

出典：「建築物の形態意匠の制限(宮城野通景観形成地区)」(平成24年1月16日 仙台市)

[http://www.city.sendai.jp/business/d/1201763\\_1434.html](http://www.city.sendai.jp/business/d/1201763_1434.html)

## 屋外広告物条例

広告物が無秩序に氾濫すると、街の景観を損なうなど、時には市民に思わぬ危害をおよぼすこともあるため、屋外広告物が適正に掲出されるよう、平成元年に「屋外広告物条例」を制定し、屋外広告物のルールを定めている。

### a) 宮城野通広告物モデル地区

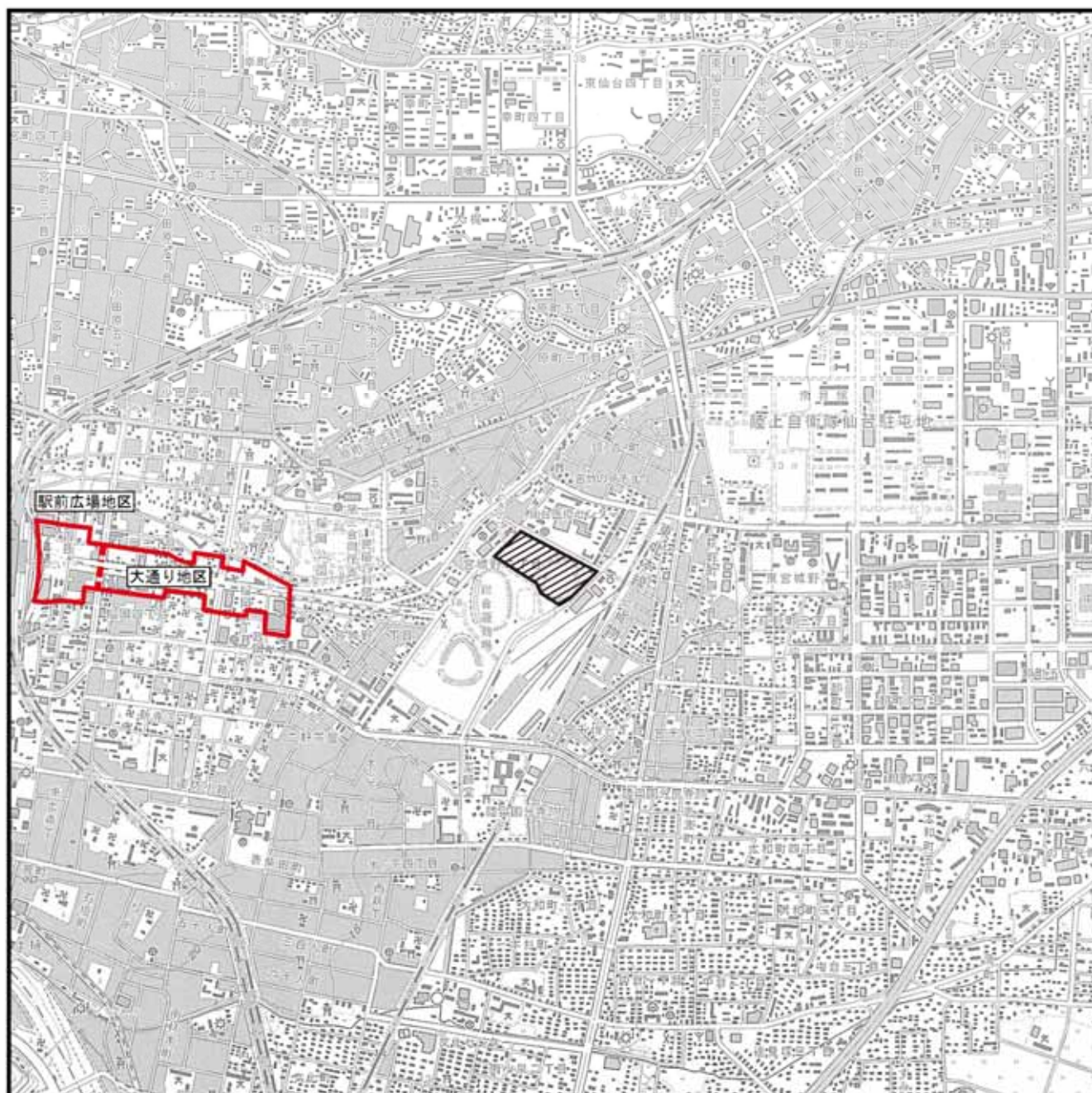
この条例に基づき、図 6.2-35 に示すように、平成 23 年 12 月 16 日に宮城野通地区（仙台駅東口から仙台サンプラザまでの宮城野通と駅前広場に面する街区）が「宮城野通広告物モデル地区」に指定されている。

広告物モデル地区内においては、屋外広告物の表示を行おうとする場合、屋外広告物条例に基づく許可の基準に加えて、表 6.2-79 に示す広告物美観維持基準が適用される。また、許可を要しない屋外広告物については、届出が必要になる。




表 6.2-79 広告物美観維持基準

項目		基準
共通事項	集約化	・ 集約化を図り、最低限必要な種類、面積、数量となるよう配慮する。
	意匠・形態	・ 壁面を利用する広告物は、建物と一体的なデザインとするよう工夫する。 ・ 建物の低層部では、街の楽しさを演出するため、さりげない飾り看板やアクセントカラーを用いて、店の個性が感じられる広告物を積極的に掲出する。
	広告幕 (フラッグ)	・ 街路灯に掲出するフラッグについては、街のにぎわいの創出や各種イベントを支援することを目的とし、地域のまちづくりに資する統一感のあるものとする。
駅前広場地区の基準	意匠・形態	・ 一つの建物・敷地に複数の広告物を設置する場合は、できるかぎり色彩や形態をそろえ、互いの調和に配慮する。また、刺激の強い配色は避ける。 ・ 写真やグラフィック、文字等をバランス良く配置し、すっきりと洗練されたデザインとなるよう工夫する。
	屋上広告物	・ 屋上広告物は壁面やペントハウスと位置をそろえるなど、建物と一体的に見えるように工夫する。
大通り地区の基準	提出可能な広告物	・ 提出できる広告物は自己用のものに限る。 ただし、まちづくりに関わるイベント等を支援する目的で、期間を限定して提出するものはこの限りではない。
	屋上広告物	・ 屋上広告物およびペントハウスに設置する広告物は原則として禁止する。 ただし、独立文字等デザインに配慮したものはこの限りではない。
	営業内容を示す広告物	・ 事業若しくは営業の内容を示す広告物は、2階以下の部分に集約して設置する。
	独立固定広告物	・ 独立固定広告物は、集合化して設置し、地盤面からの高さは10m以下とする。
	意匠・形態	・ 絵柄に動きのあるネオンサイン、点滅を繰り返す電照広告物を設置してはならない。 ・ 寺院に隣接する場所では、歴史的な雰囲気と調和する落ち着いた色彩を用いるよう配慮する。

出典：「宮城野通広告物整備計画」（平成 17 年 10 月 5 日、改題・変更 平成 23 年 12 月 16 日 仙台市）



凡 例

-  : 対象事業計画地
-  : 景観形成地区及び広告物モデル地区
-  : 広告物モデル地区内美観維持基準地区境界

出典:「宮城野通景観形成地区(平成17年10月)」  
 「宮城野通広告物モデル地区(平成17年10月)」  
<http://www.city.sendai.jp/toshi/keikan/miyagino/index.html>

図 6.2-35 景観形成地区  
 広告物モデル地区



S=1:25,000  
 0 250 500 1000m

(2) 行政計画・方針等

ア 地域の環境基本計画等環境保全に係る方針

仙台市総合計画

仙台市総合計画の“基本構想”においては、21世紀半ばに向けて仙台がめざす都市の姿を示している。“基本構想”では、仙台が培ってきた都市の個性を、市民と行政の協働によって発展させた姿として、「誰もが心豊かに暮らし続けることができる都市、『ひとが輝く杜の都・仙台』」であるために、「未来を育み創造する学びの都」「支え合う健やかな共生の都」「自然と調和し持続可能な潤いの都」「東北を支え広く交流する活力の都」の4つの都市像が掲げられている。

“基本構想”を実現するための“基本計画”では、計画期間である平成23年度(2011年度)から32年度(2020年度)までの10年間を「新たな都市のシステム確立に向けた変革の期間」と位置づけ、表6.2-80に示すように目指すべき都市像を実現するために重点政策を設定している。

表 6.2-80 重点政策

重点政策	施策の方向性
学びを多彩な活力につなげる都市づくり	<p>「未来を育み創造する学びの都」を実現するため、多様な学びの場をつくり、学びにより高められた市民力を多面的に生かしていくとともに、未来を担う子どもたちや若者の学びを支え、社会に羽ばたく力を育むことにより、都市の活力につなげる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学びを楽しむミュージアム都市の推進</li> <li>・ 学都・仙台の資源を多面的に生かすまちづくり</li> <li>・ 地域と共に育む子どもたちの学ぶ力</li> </ul>
地域で支え合う心豊かな社会づくり	<p>「支え合う健やかな共生の都」を実現するため、共に生き、健康で、安全・安心な地域と暮らしの環境整備を推進するとともに、さまざまな課題に対して、互いに連携し、多層的に対応できる仕組みづくりを進め、誰もが地域とのつながりを持ち、心豊かに暮らすことができる社会をつくる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 共生・健康社会づくり</li> <li>・ 子育て応援社会づくり</li> <li>・ 安全で安心な市民の暮らしを支える取り組み</li> </ul>
自然と調和した持続可能な都市づくり	<p>「自然と調和し持続可能な潤いの都」を実現するため、暮らしの質や都市の経済活力を高め国内外との交流を広げる、低炭素型でエネルギー効率の高い機能集約型の都市構造や総合交通ネットワークを整えると同時に、恵み豊かな自然環境を守り、緑と水のネットワークを形成する持続可能な都市づくりを進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 低炭素・資源循環都市づくりの推進</li> <li>・ 自然と調和した杜の都の都市個性を高める土地利用の推進</li> <li>・ 機能集約と地域再生による持続的な発展を支える都市構造の形成</li> <li>・ 誰もが利用しやすく都市活力を高める交通基盤づくり</li> </ul>
人をひきつけ躍動する仙台の魅力と活力づくり	<p>「東北を支え広く交流する活力の都」を実現するため、地域産業の飛躍や交流人口の拡大を図るとともに、地下鉄東西線により新たに生まれる都市軸を最大限活用し、産業・学術・歴史・文化芸術・スポーツなどの都市の資源や仙台の持つ人材力を複合的に結びつけ、さまざまな戦略的プロジェクトを生み出しながら、東北の持続的な成長を支える仙台の都市全体の魅力・活力づくりを進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域産業の飛躍と競争力の強化</li> <li>・ 東北の交流人口の拡大への戦略的取り組み</li> <li>・ 未来への活力を創る産業の育成・誘致</li> <li>・ 新たな都市軸の形成と活用</li> </ul>

出典：「ひとが輝く杜の都・仙台 総合計画 2020」（平成23年3月 仙台市）

分野別計画では、表 6.2-81 に示すように「学びの都・共生の都の実現をめざす」(3分野 30 基本的施策)、「潤いの都・活力の都の実現をめざす」(3分野 23 基本的施策)ごとに基本的施策が体系づけられている。

表 6.2-81 分野別計画

学びの都・共生の都の実現をめざす		潤いの都・活力の都の実現をめざす	
1. 学びや楽しみを多様な創造につなげる都市づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>学びの資源を生かしたまちづくり               <ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史文化を生かしたミュージアム資源の創出と情報の発信</li> <li>・多様な学びの拠点の充実</li> <li>・学びを楽しむことのできる環境整備</li> <li>・大学等と連携したまちづくり</li> <li>・若者の力を生かしたまちづくり</li> </ul> </li> <li>子どもたちが自ら学び成長する教育環境づくり               <ul style="list-style-type: none"> <li>・生きる力を育む学校教育の充実</li> <li>・子どもたちの多様な学びの場となる体験機会の充実</li> <li>・子どもたちの成長を応援する地域づくり</li> </ul> </li> <li>文化芸術やスポーツを生かした都市づくり               <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の創造性を生かす文化芸術の振興</li> <li>・市民の健やかさを生み出すスポーツの振興</li> </ul> </li> </ul>	1. 自然と調和し持続可能な環境都市づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>低炭素・資源循環都市づくり               <ul style="list-style-type: none"> <li>・低炭素都市づくり</li> <li>・資源循環都市づくり</li> <li>・良好で快適な環境を守り創る都市づくり</li> </ul> </li> <li>自然と共生する都市づくり               <ul style="list-style-type: none"> <li>・豊かな自然環境の保全</li> <li>・緑と水のネットワークの形成</li> <li>・身近で魅力的な公園の整備</li> <li>・風格ある景観の形成</li> </ul> </li> </ul>
2. 健康で安全に安心して暮らすことができるまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>心身ともに健康な暮らしづくり               <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康づくりの推進</li> <li>・医療・救急体制の充実</li> </ul> </li> <li>災害に強い都市づくり               <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害に強い都市構造の形成</li> <li>・災害への対応力の強化</li> <li>・地域の連携による防災力の向上</li> </ul> </li> <li>安全・安心な暮らしづくり               <ul style="list-style-type: none"> <li>・基礎的な生活基盤の整備・管理</li> <li>・地域の安全対策の充実</li> <li>・暮らしの安全の確保</li> </ul> </li> </ul>	2. 魅力的で暮らしやすい都市づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>機能集約型市街地づくりと地域再生               <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市の活力を生み出す都心の機能の強化・充実</li> <li>・拠点の機能の強化・充実</li> <li>・都市構造の基軸となる都市軸の形成</li> <li>・良好な市街地の形成と郊外区域等の再生</li> </ul> </li> <li>公共交通中心の利便性の高い交通体系づくり               <ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄道にバスが結節する公共交通ネットワークの構築</li> <li>・便利で安全な交通環境の構築</li> <li>・都市活動を支える道路ネットワークの構築</li> </ul> </li> </ul>
3. 共に生き自立できる社会づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>誰もが共に生き自己実現できる環境づくり               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ひとにやさしい都市環境の構築</li> <li>・男女共同参画社会の形成</li> <li>・外国人が暮らしやすい社会の形成</li> </ul> </li> <li>安心して子どもを生み育てることができるまちづくり               <ul style="list-style-type: none"> <li>・明るく元気に育つ環境づくり</li> <li>・安心して子育てができる社会づくり</li> <li>・子どもと子育て家庭を応援する地域づくり</li> </ul> </li> <li>高齢者が元気で安心して暮らすことができるまちづくり               <ul style="list-style-type: none"> <li>・生きがいを持ち社会参加することができるまちづくり</li> <li>・健康で活気に満ちた生活を送ることができるまちづくり</li> <li>・介護サービス基盤の整備と支え合う地域づくり</li> </ul> </li> <li>障害者が安心して自立した生活を送ることができるまちづくり               <ul style="list-style-type: none"> <li>・自立した地域生活を送ることができるまちづくり</li> <li>・安心して暮らすことができるまちづくり</li> <li>・生きがいや動きがいの持てるまちづくり</li> </ul> </li> </ul>	3. 成熟社会にふさわしい魅力・活力づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市の個性を伸ばす仙台の魅力づくり               <ul style="list-style-type: none"> <li>・人をひきつける仙台ブランドの創造</li> <li>・広域交流機能の充実</li> <li>・世界につながる都市づくり</li> <li>・東北各地域との連携の強化</li> </ul> </li> <li>暮らしや雇用を支える地域経済の活力づくり               <ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業の活性化と雇用・就業機会の拡大</li> <li>・付加価値の高い産業の振興</li> <li>・情報通信技術を生かした活力づくり</li> <li>・中心部・地域商店街の活力づくり</li> <li>・多面的機能を有する農林業の活性化</li> </ul> </li> </ul>

出典：「ひとが輝く杜の都・仙台 総合計画 2020」(平成 23 年 3 月 仙台市)



仙台市都市計画マスタープラン - 都市計画に関する基本的な方針 -

本方針は、都市計画法第 18 条の 2 による「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、市町村の建設に関する基本構想（地方自治法第 2 条第 4 項）並びに、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画法第 6 条の 2）に即して定めたもので、仙台市がこれから進める都市計画は、本方針に基づいて行うものとしている。

本方針の計画期間は、仙台市基本構想に掲げた、21 世紀半ばを展望した都市像の実現をめざし、仙台市基本計画の計画期間とあわせ、平成 24 年度から平成 32 年度までとされている。

21 世紀半ばを展望した都市づくりの目標像は、表 6.2-82 に示すとおりであり、東北の発展を支え先導する役割を担い、国内外と広く交流・連携することにより都市の活力の向上を図るとともに、「杜の都」仙台の自然と調和する都市の個性と豊かさの向上によって、市民一人ひとりの暮らしを充実させることをめざすものである。

表 6.2-83、及び図 6.2-36 に示す土地利用の基本方針では、計画地が該当する「市街地ゾーン・鉄道沿線区域」の基本方針として、「豊かな都市環境や歴史的・文化的資産、風格のある都市景観などを活かし、環境負荷にも配慮しながら、魅力的で活力のある市街地空間を形成する」、また、「鉄道を中心とする交通利便性を活かして生活機能の充実を図るとともに、居住機能の一層の集積を図る」こととされている。

また、表 6.2-84 に示す都市づくりの基本的な方向においては、良好な市街地の形成が掲げられており、1) 鉄道沿線地区に暮らしを支える都市機能の充実、2) 工業・流通・研究区域に産業機能の集積と産業構造の変化に対応した地域産業の集積、3) 大規模施設跡地などの魅力的で周辺と調和した土地の有効利用、4) 住み替えしやすい環境の構築、を図ることとされている。

表 6.2-82 都市づくりの目標像

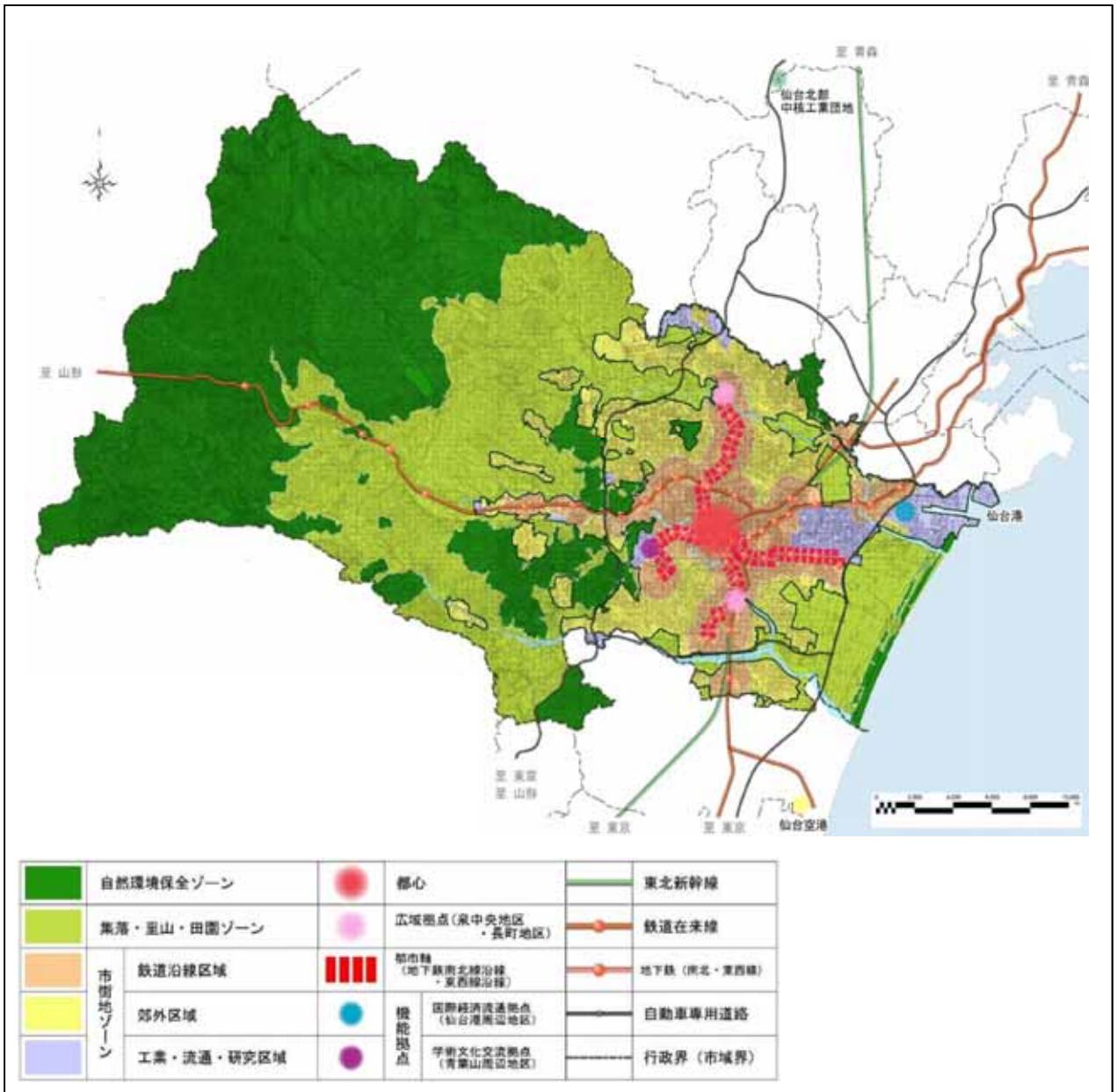
21 世紀半ばを展望した都市づくりの目標像	
目 標 像	<p>杜の都の自然環境と都市機能が調和した持続可能な潤いのある都市 ～活力を高め豊かさを享受できる魅力的で暮らしやすい安全・安心な都市づくり～</p>
<p>機能集約型都市の形成を一層推進し、東北の中核都市にふさわしい都市機能の集積を誘導するとともに、地域の特性を最大限活かし、地域特性を最大限生かした人口規模や地域の状況変化に応じた良好で暮らしやすい市街地を形成します。</p> <p>そして、豊かな自然と多様な生態系と豊かな自然環境に調和した、機能集約型都市を未来につないでいきます。</p> <p>世界と東北を繋ぐゲートウェイとして、人流・物流両面での総合的な交通ネットワークの一層の充実をめざします。</p> <p>また、移動が便利で快適な鉄道を中心とした総合交通体系の構築をめざすとともに、過度な自動車利用から公共交通や自転車などの交通手段への転換を促し、低炭素型の都市構造の構築をめざします。</p> <p>「新次元の防災・環境都市」を形成するため、減災を基本とする多重防御の構築やエネルギー対策など、環境施策の新しい展開に向けた取り組みなどを総合的に推進するとともに、誰もが暮らしやすいユニバーサルデザインを導入した都市づくりをめざします。</p> <p>「杜の都」仙台の美しさと魅力をさらに高めるため、豊富な緑と水に包まれた潤いある市街地や、地球環境にやさしい低炭素型の都市空間、歴史や文化・伝統が薫る風格ある街並み空間の創出をめざします。</p> <p>多様な地域活動や市民活動をさらに発展させ、さまざまな活動主体間や市民との連携体制を強化し、市民と行政の協働・連携による都市づくりを進めていきます。</p> <p>また、公共サービスの提供や都市政策の課題解決において、新しい市民協働、市民参加の枠組みを創出し、新たな市民と行政のパートナーシップによる都市づくりに取り組んでいきます。</p>	

出典：「仙台市都市計画マスタープラン」（平成 24 年 3 月 仙台市）

表 6.2-83 土地利用の基本方針

都市空間構成の基本方針	
<p>奥羽山脈から太平洋までの豊かな自然や里山、河川の豊かな水に支えられた田園が都市を囲んでいる都市を囲んでいる都市構造を「杜の都」の資産として将来に継承するため、法令などにもとづいて自然環境の一層の保全を図るとともに、魅力ある「杜の都」を創造していきます。</p> <p>社会経済情勢の変化や東日本大震災からの復旧・復興に的確に対応し、持続的な発展を支える活力と魅力あふれる都市の実現を目指すため、市街地の拡大は抑制することを基本とし、土地利用と交通施策の一体的推進と、暮らしに関連する施策の連携により、都心、拠点、都市軸などへそれぞれの地域特性に応じた多様な都市機能を集約し、さらに郊外区域の暮らしを支える都市機能を維持・改善する取り組みによって、「機能集約型市街地再生と地域再生」の都市づくりを進めます。</p>	
土地利用の基本方針	
自然環境保全ゾーン	豊かな生態系を支える地域であり、本市の自然特性が将来にわたって保持されるよう、自然環境を保全するとともに、被災した東部地域の自然環境を再生する
集落・里山・田園ゾーン	<p>自然環境保全にも及ぶ農地・農業の持つ他面的な価値を十分に認識しながら、農林業振興や地域活性化により集落の生活環境の維持・改善を図る。</p> <p>土地利用の転換は、公益上必要な施設や集落の生活環境を維持する施設などの周辺環境と調和したものを除き抑制する。</p> <p>里山地域は山地と市街地の緩衝帯として本市の生態系の連続性を支える地域であり、保全に努めるとともに、森林などの持続的な利活用、環境と調和した農林業の振興などを推進する。</p> <p>田園地域は、水田の持つ気候緩和機能や保水機能などを保全するとともに、被災した東部地域においては、生産基盤の強化などによる農地の再生と、被災した方の移転先として農地に配慮しながら安全な住まいを確保する。</p>
市街地ゾーン	<p>市街地ゾーンについては、「鉄道沿線区域」、「工業・流通・研究区域」、「郊外区域」の3つに区分し、それぞれの地域特性に応じた土地利用を進める。</p> <p>豊かな都市環境や歴史的・文化的資産、風格のある都市景観などを活かし、環境負荷にも配慮しながら、魅力的で活力のある市街地空間を形成する。</p>
鉄道沿線区域	鉄道を中心とする交通利便性を活かして生活機能の充実を図るとともに、居住機能の一層の集積を図ります。
工業・流通・研究区域	<p>交通利便性や地域の中心としての機能を生かした生活環境の充実を図るとともに、居住機能を一層集積する。</p> <p>また、被災した方の安全な住まいの確保に向けて、鉄道沿線区域への移転を推進する。</p>
郊外区域	<p>市民の暮らしを支える都市機能の維持・改善や、生活に必要な地域交通の確保など、良好な生活環境の形成を図る。</p> <p>特に、地域活動や生活利便性の低下が懸念される地域については、土地利用、住宅、交通、福祉など様々な分野の連携を図りながら、市民と共に地域特性を活かした活力ある地域づくりによる地域再生を進める。</p> <p>また、丘陵地などの安全で安心な宅地の確保を進める。</p>
都心、拠点、都市軸形成の方針	
都心	<p>東北・仙台都市圏の交流拠点として活力を牽引し、商業・業務機能、国際交流機能、文化・芸術機能、居住機能など多様な機能と、利便性の高い交通環境が調和して相乗的に都市活力を生み出すよう、都心機能を強化・拡充する。</p> <p>また、都心に集積された都市機能や資源を復興を支える源泉としながら、東北仙台・仙台都市圏を力強く牽引する。</p>
拠点	都心との機能分担や連携を図りながら、広域拠点及び機能拠点を次のように配置する。
広域拠点	泉中央地区及び長町地区に「広域拠点」を配置し、都市圏の活動を支え、生活拠点にふさわしい魅力的で個性ある都市機能の強化・充実を進める。
機能拠点	仙台塩釜港周辺地区に「国際経済流通拠点」、青葉山周辺地区に「国際学術文化交流拠点」を配置し、都市としての持続的な発展を支える魅力的で個性ある都市機能の強化を進める。
都市軸	<p>東西と南北の地下鉄駅を結ぶ地下鉄沿線を、十字字型の「都市軸」と位置づけ、駅を中心とした土地の高度利用や都市機能の集積を図る。</p> <p>また、被災した方の安全な住まいの確保に向けて、「都市軸」への移転を推進する。</p>
東西都市軸	地下鉄東西線沿線の「東西都市軸」においては、西部の学術研究機能と、中心部の商業・業務機能、東部の産業機能など、多様な都市機能の集積と連携を図り、本市の持続的な発展を担う新たな創造と交流の基軸を形成する。
南北都市軸	都心と広域拠点などを結ぶ地下鉄南北線沿線の「南北都市軸」においては、都心や広域拠点との連携を強化しながら、地域特性を生かした都市機能の更新・強化を進める。

出典：「仙台市都市計画マスタープラン」（平成24年3月 仙台市）



出典：「仙台市都市計画マスタープラン」（平成 24 年 3 月 仙台市）  
 図 6.2-36 土地利用方針図

表 6.2-84 都市づくりの基本的な方向

土地利用に関する基本的な方向		自然と調和した、機能集約型市街地の形成と地域の再生を図ります		
方針	1. 都心の機能強化・拡充	1) 多様な都市機能の集積・高度化 2) 都市基盤の整備と市街地環境の改善 3) 都心交通環境の改善・強化	4) 緑あふれる風格のある都心空間の創出 5) 魅力や利便性を活かした都心居住の推進	
	2. 拠点の機能強化・充実	1) 広域拠点に魅力的で個性ある都市機能の集積・強化 2) 機能拠頭に国際的な経済物流交流機能と学術文化交流機能の集積		
	3. 都市構造の基軸となる都市軸の形成	1) 地下鉄東西線沿線に地域特性や多様な資源を活かした都市機能の集積・連携 2) 南北線沿線に都心との連携を強化する都市機能の集積・更新 3) 都市軸沿線居住の推進		
	4. 良好な市街地の形成	1) 鉄道沿線地区に暮らしを支える都市機能の充実 2) 工業・流通・研究区域に産業機能の集積と産業構造の変化に対応した地域産業の集積 3) 大規模施設跡地などの魅力的で周辺と調和した土地の有効利用 4) 住み替えしやすい環境の構築		
	5. 郊外区域の地域再生	1) 暮らしを支える都市機能の維持・改善 2) 生活に必要な地域交通の確保	3) さまざまな関連分野が連携した地域活動の活性化	
	6. 自然環境の保全・継承	1) 豊かな自然環境や水環境の保全・継承 2) 集落・里山・田園環境の保全と農村地域の活性化 3) 多様な生態系の保全と水源の涵養 4) 東部地域の貴重な自然環境と恵み豊かな集落・田園環境の再生		
交通に関する基本的な方向		公共交通を中心とした、利便性の高い総合交通体系の構築を図ります		
方針	7. 鉄道を中心とした総合交通体系の構築	1) 地下鉄東西線の整備 2) 既存鉄道の強化 3) 鉄道と連携したバス路線網への再編	4) 交通結節機能の強化 5) 都市活動を支える幹線道路網の構築 6) 広域交通基盤の防災機能の強化	
	8. 便利で快適な交通環境の構築	1) 乗り継ぎ利便性の向上 2) 利用しやすい運賃やサービスの導入	3) 交通施設のバリアフリー化の推進	
	9. 環境にやさしい交通手段への転換	1) 過度な自動車利用から公共交通利用への転換 2) 自転車利用の推進	3) 公共交通などの適正な利用の推進	
防災・環境に関する基本的な方向		災害に強く、環境にやさしい「新次元の防災・環境都市」の構築を図ります		
方針	10. 災害に強く安全で安心な都市空間の形成	1) 都市施設の防災性向上などによる災害に強い都市の構築 2) 公共施設や都市施設などの整備と適切なマネジメントの推進 3) 高齢者などにやさしく子育てしやすい都市環境の構築 4) 防犯に配慮した都市環境の構築 5) 多重防衛による総合的な津波対策と安全性の高いまちづくりの推進 6) 丘陵地などの安全で安心な宅地の確保		
	11. エネルギー負荷の少ない都市空間の形成	1) 建築物などの省エネルギー性能の向上 2) 地域で活用できる高効率エネルギーシステムの推進	3) 自然の働きを活かした都市空間の形成 4) エコモデルタウンの構築	
緑・景観に関する基本的な方向		都市の美しさと豊かさを備えた、都市空間の形成を図ります		
方針	12. 緑豊で潤いのある都市空間の形成	1) 緑と水による潤いのある都市空間の形成 2) 市民ニーズを反映した魅力ある公園づくりの推進	3) 自然や歴史とふれあう交流ゾーンの再生	
	13. 風格ある都市景観の形成	1) 「杜の都」にふさわしい都市景観の形成 2) 魅力的な街並みの形成	3) 歴史や文化・伝統などを生かした景観の形成	
市民協働に関する基本的な方向		きめ細やかな街づくりを支援するとともに、市民力の拡大と新しい市民協働の推進を図ります		
方針	14. きめ細やかなまちづくりへの総合的な支援	1) 地域特性に応じたきめ細やかな対応 2) 地域住民のまちづくり活動の支援強化	3) 地域住民との情報共有	
	15. 市民力の拡大と新しい市民協働の推進	1) 市民参画の機会の拡充 2) まちづくり主体の交流と連携の推進	3) 市民力が発揮できる新しい市民協働の推進 4) 復興まちづくりを進めるための協働の仕組みづくり	

出典：「仙台市都市計画マスタープラン」（平成 24 年 3 月 仙台市）

杜の都環境プラン（仙台市環境基本計画）

「杜の都環境プラン」は、「仙台市環境基本条例」（平成 8 年 3 月 仙台市条例第 3 号）に基づき、平成 23 年 3 月に改訂され、仙台市の環境の保全と創造に関わる政策・施策の基本的な方向を定めるものである。

平成 23 年度から平成 32 年度までの 10 年間を計画期間とする「杜の都環境プラン」では、おおむね 21 世紀中葉を展望した環境面から目指すべき都市像（環境都市像）と、環境都市像を具現化するため 4 つの分野別の環境都市像が設定され、それら都市像の実現を目指していくとされている。表 6.2-85 に環境都市像を示す。

表 6.2-85 環境都市像

環境都市像	
<p>「杜」と生き、「人」が生きる都・仙台</p> <p>- 杜の恵みを未来につなぎ、「<sup>わ</sup>環」「<sup>わ</sup>輪」「<sup>わ</sup>和」の暮らしを楽しむまちへ -</p>	
分野別の環境都市像	
	<p>「低炭素都市」仙台      まち全体に省エネルギーの仕組みが備わった都市</p>
例えば	<p>・家庭やビルなどに太陽光発電システムなどの再生可能なエネルギー利用が普及し、省エネルギー性能の高い設備を備えた長寿命で高品質な建物が普及し、エネルギー効率の高い都市となっている。</p> <p>・地下鉄の整備やバス路線網の再編などにより、自動車に過度に依存しない交通体系が構築され、また電気自動車などの次世代自動車の普及が進み、まちの空気が澄んでいる。</p> <p>・森林や緑が二酸化炭素の吸収・固定に力を発揮している。森林資源は建物の素材や製品、エネルギー源として地域の中で持続的に有効利用されている。 など</p>
	<p>「資源循環都市」仙台      資源や物が大切に、また循環的に利活用されている都市</p>
例えば	<p>・日常の生活で、ごみの発生抑制の取り組みが徹底され、環境配慮商品やリサイクル品の利用などが生活の中に定着している。</p> <p>・事業活動では、ごみになるものは作らない、売らないという考え方が浸透し、製造、流通、販売などの各段階で資源が有効に活用されている。</p> <p>・生ごみは堆肥として花壇や野菜づくりに活用されるなど、地域での資源循環の取り組みが進んでいる。 など</p>
	<p>「自然共生都市」仙台      自然や生態系が大切にされ、その恵みを享受できる都市</p>
例えば	<p>・山から海までの自然や生態系が保全され、自然とのふれあいの機会が豊富にある。自然との交流の中から、杜の都の自然への感性や生態系への認識がはぐまれている。</p> <p>・市街地に緑があふれ、水辺で楽しめる空間がある。ビオトープ(生物の生息・生育空間)づくりや自然再生により、森林や田園と市街地とが結ばれ、生物が身近なところでも見られるようになっている。</p> <p>・森林や農地などの緑が守られ、資源の利活用や市民の参加・交流が盛んになっている。緑はバイオマス資源としても都市の中で持続的に有効利用されている。 など</p>
	<p>「快適環境都市」仙台      市民の健康を保ち、快適さや地域の個性、魅力を体感できる都市</p>
例えば	<p>・大気、水質などは現在の良好な状態をさらに上回る水準を保ち、安全・安心で快適な高い生活の質を支えている。</p> <p>・すがすがしい空気、心安らく鳥のさえずり、清涼でおいしい水など、高い質の環境を市民が五感で感じることができる。</p> <p>・歴史的・文化的な環境を大切にする価値観が浸透するとともに、それらの環境が保全・再生され、身近にふれあうことができる。</p> <p>・青葉山から眺める市街地とその奥に広がる太平洋、地域の人に愛されるまち並み、憩いと交流の場となる空間など、多様な環境の質を感じることができる。 など</p>

出典：「杜の都環境プラン（仙台市環境基本計画）」（平成 23 年 3 月 仙台市）

「杜の都環境プラン」では、表 6.2-86 及び図 6.2-37 に示すように、都市構造や都市空間、経済・産業、社会のあり方の視点から持続可能な環境都市の将来イメージが描かれている。本計画地は市街地に該当する。

表 6.2-86 都市の将来イメージ

都市全体の将来イメージ	<p>山地地域から海浜地域までの変化に富んだ地勢，市域のおよそ6割を占める豊かな森林と，広瀬川，名取川，七北田川などの豊富な水に支えられた田園地帯とが都市を囲んでいる本市の基本構造が維持され，自然環境の保全と市街地の拡大の抑制が図られた，自然と共生した都市が構築された状態になっています。また，機能が集約された市街地は本市の持続的な発展を支えるとともに，市街地の緑は厚みを増し，遠景となる森林等の緑と一体となって美しい景観を構成するなど，「杜の都」の心地よい環境を至るところで感じ取ることができる姿となっています。</p>
地区別の将来イメージ	<p><b>市街地の姿</b></p> <p>鉄道を機軸とした公共交通体系が確立され，移動が便利で，都心や拠点などを中心とした土地の高度利用や都市機能の集積が進み，エネルギー消費の点からも効率のよい都市構造が形成されており，面的な集積を生かした街区単位の省エネルギーの取り組みなどもなされた姿になっています。</p> <p>また，都心や拠点から離れた地域では，身近な生活機能や生活交通が一定のまとまりをもって存在し，市民の日常生活を支えている状態になっています。</p> <p>いずれの地域でも，省エネルギー性能が高く環境負荷を低減した建築物が普及しているなど環境への対応が進んでいるほか，街路樹や公園などの緑が豊かで，緑がつくる心地よい木陰や美しく特徴のある街並み，歴史と文化を感じることができる雰囲気があるなど，身近な場所で憩いや潤い，安らぎを感じることができる姿になっています。</p> <p><b>郊外部の姿</b></p> <p>豊かな自然環境が保全され，市街地の周縁部分の里地里山も適切に維持管理がなされている状態になっています。森林資源や農産物などの自然の恵みが，都市活動や生活のために効率的に利用される循環の仕組みが構築されるとともに，森林や里山の継続的な手入れによって，それらが有する二酸化炭素の吸収・固定機能が最大限に発揮されている状態となっています。</p> <p>また，自然とのふれあいの場や交流機会の充実が進み，多くの市民が満喫することができる姿になっています。</p> <p><b>市街地と郊外部のつながり</b></p> <p>自然環境の豊かな地域と市街地を結ぶ緑の回廊や，海浜地域から市街地方面への風の道により，市街地のヒートアイランド現象が緩和され，また，河川の上流から下流までの流域の特性を生かした地域づくりが進んでいる状態になっています。</p> <p>また，生物の生息・生育空間の安定や再生に必要な生態系のネットワークが形づくられ，生物の多様性や生物の移動経路なども確保されるとともに，市街地の緑地にも，より多くの鳥や昆虫が見られるようになっています。</p>

出典：「杜の都環境プラン（仙台市環境基本計画）」（平成 23 年 3 月 仙台市）



出典：「杜の都環境プラン（仙台市環境基本計画）」（平成 23 年 3 月 仙台市）

図 6.2-37 都市全体の将来イメージ

環境都市像を実現するために、表 6.2-87 に示すように、「低炭素都市」、「資源循環都市」、「自然共生都市」、「快適環境都市」の分野別に対応する施策が設定されている。また、これらの分野に共通する「仕組みづくり」、「人づくり」などについて、「良好な環境づくりを支える仕組みづくり・人づくり」として別に施策分野を設定し、施策の実現を図ることとされている。

表 6.2-87 環境施策の展開の方向

1. 低炭素都市づくり	目標	平成 32 年度(2020 年度)における市域の温室効果ガスの総排出量を平成 17 年度(2005 年度)比で 25%以上削減します。
	施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エネルギー効率の高い都市構造・都市空間をつくる</li> <li>・エネルギー効率の高い交通システムをつくる</li> <li>・低炭素型のエネルギーシステムをつくり、広げる</li> <li>・低炭素型のライフスタイル・ビジネススタイルを広げる</li> </ul>
2. 資源循環都市づくり	目標	<p>平成 32 年度(2020 年度)におけるごみの総量を平成 21 年度(2009 年度)比で 10%以上削減し 330,000t 以下とします。</p> <p>平成 32 年度(2020 年度)におけるリサイクル率を 40%以上とします。</p> <p>平成 32 年度(2020 年度)における燃やすごみの総量を平成 21 年度(2009 年度)比で 16%以上削減し 267,000t 以下とします。</p>
	施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資源を大事に使う</li> <li>・資源のリサイクルを進める</li> <li>・廃棄物の適正な処理を進める</li> </ul>
3. 自然共生都市づくり	目標	<p>平成 32 年度(2020 年度)におけるみどりの総量(指標:緑被率)について、現在の水準を維持・向上させます。</p> <p>生態系の頂点に位置する猛禽類の生息環境を維持・向上させます。</p> <p>身近な生き物の市民の認識度を現在よりも向上させます。</p>
	施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・豊かな自然環境を守り、継承する</li> <li>・自然の恵みを楽しみ、調和のとれた働きかけをする</li> <li>・生態系をつなぎ、親しみのある市街地の緑化を進める</li> <li>・豊かな水環境を保つ</li> </ul>
4. 快適環境都市づくり	目標	<p>大気や水、土壌などに関する環境基準(二酸化窒素についてはゾーン下限値)について、非達成の場合にはできる限り速やかに達成し、達成している場合にはより良好な状態に保持します。</p> <p>平成 32 年度(2020 年度)における市民の「環境に関する満足度」について、「満足している」と回答する人の割合を現在よりも向上させます。</p>
	施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康で安全・安心な生活を支える良好な環境を保つ</li> <li>・景観・歴史・文化等に優れた多様な地域づくりを進める</li> </ul>
5. 良好な環境を支える仕組みづくり・人づくり	目標	平成 32 年度(2020 年度)における、日常生活における環境配慮行動について、「常にしている」と回答する人の割合を現在よりも向上させます。
	施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域環境力を向上させるまちづくりの仕組みをつくる</li> <li>・環境の視点が組み込まれた社会経済の仕組みを整える</li> <li>・環境づくりを支える市民力を高める</li> <li>・環境についての情報発信や交流・連携を進める</li> </ul>

出典：「杜の都環境プラン(仙台市環境基本計画)」(平成 23 年 3 月 仙台市)



「杜の都環境プラン」では、地形や自然特性、土地利用の状況等を踏まえ、「山地地域」、「西部丘陵地・田園地域」、「市街地地域」、「東部田園地域」、「海浜地域」の5つの地域ごとの基本的な土地利用の方向性や環境に配慮すべき事項など基本的な指針が示されている。

計画地が位置する市街地地域の指針は、表 6.2-88 に示すとおりである。

表 6.2-88 土地利用における環境配慮の指針

市街地地域	<p>基本的考え方</p> <p>都市機能の集積や土地利用の高度化など市街地の計画的な形成に努め、資源・エネルギーの効率的な利用と郊外部の自然環境の保全を図ります。開発が前提となった地域ではありますが、環境負荷の過度な集中と市民の健康で安全・安心な暮らしへの影響が生じないように留意しなければなりません。また、市街地は資源・エネルギーの消費、廃棄物の発生、汚染物質の排出など、環境負荷が特に大きい地域でもあることから、資源・エネルギー利用の効率を高めるなど、快適な暮らしを確保し、利便性が高くにぎわいと活力のある都市活動を支える環境づくりを進めることが重要です。</p>
	<p>環境配慮の指針</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 省エネルギー設備・機器の導入や太陽光発電等の再生可能エネルギーの積極的な利用に努めるとともに、コージェネレーション(熱電併給)システムや地域冷暖房など、面的に高効率でエネルギーを利用する社会基盤づくりに積極的に関わる。</li> <li>(2) 自然の風や太陽光の活用、建築物の断熱性の向上、外壁・舗装の蓄熱やエアコンからの排熱による夏季の気温上昇の緩和、通風の確保など、環境に配慮した建築物の建設に努める。</li> <li>(3) 移動の際は、公共交通機関や自転車の利用、徒歩を前提とし、ICT化や物流の合理化などにより自動車をできるだけ使用しない事業形態を検討する。</li> <li>(4) 限りある資源の有効利用のため、積極的に3Rの取り組みを進める。</li> <li>(5) 生態系の連続性を考慮し、緑化の推進や多様な生物の生息・生育の場となるビオトープ(生物の生息・生育空間)づくりに努める。</li> <li>(6) 野生生物の本来の生息・生育域に配慮し、地域に由来する在来種を植樹するなど、外来種の移入をできるだけ避けるように努める。</li> <li>(7) 健全な水循環を確保するため、透水性舗装や駐車場舗装面の緑化、芝生による地表面被覆の改善により、雨水の有効利用に努める。</li> <li>(8) 健康上支障がないよう環境への影響を低減することはもとより、人が五感で感じる美しさ、安らぎ、快適さなどへの著しい影響の回避、さらにはより質の高い環境の確保に努める。</li> </ol>

出典：「杜の都環境プラン(仙台市環境基本計画)」(平成23年3月 仙台市)

また、「杜の都環境プラン」においては、開発事業等を実施する際の環境負荷の低減のため、表 6.2-89 に示すように企画段階、計画段階、実施段階の各段階における配慮すべき指針が示されている。

表 6.2-89 開発事業等における段階別の配慮の指針

企画段階	基本的考え方	事業の立地や事業規模の検討など、事業を企画立案する段階における環境配慮は、環境への影響の最小化や資源・エネルギーの効率的な利用、環境影響の発生そのものの回避など、根本的かつ最も重要な性格を持つものであり、この段階からしっかりと環境配慮の視点を持つことが求められます。
	環境配慮の指針	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 植生自然度の高い地域や希少な生物の生息・生育地、生物の重要な繁殖や餌場、水源地などでの事業は回避し、やむを得ず開発を行う場合には、環境負荷を最小限にする努力を行ったうえで代償措置を実施する。</li> <li>(2) 市の基本計画、都市計画の方針、前述の「土地利用における環境配慮の指針」などとの整合性を図り、鉄道などの公共交通機関を中心とする機能集約型の効率的な都市構造と合致するような立地場所を選定する。</li> <li>(3) 環境負荷が集中する地域や環境基準が達成されていない地域に、さらに環境負荷を増大させるような立地は回避する。</li> <li>(4) 道路、公共交通、上下水道等の社会資本が整備されている地域において、その計画容量を超えない範囲での開発を基本とする。</li> <li>(5) コージェネレーション(熱電併給)システムや地域冷暖房など、面的に高効率でエネルギーを利用する社会基盤づくりに積極的に関わる。</li> <li>(6) 地域内で継続的に利用できる資源の調達や適性かつ効率的な廃棄物の収集運搬、リサイクルや処分が図られる立地を検討する。</li> <li>(7) 早い段階から、開発事業等の内容や立地予定地域等の情報を積極的に公開し、住民等の理解が得られるよう努める。</li> </ol>
計画段階	基本的考え方	施設の敷地内配置やおおよその事業計画を検討する段階における環境配慮として、環境負荷をあらかじめ予測し、その低減を図るための以下の掲げよう手段等を検討することが求められます。
	環境配慮の指針	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 建築物に関する環境性能の評価制度などを活用し、断熱性能の向上や省エネルギー設備の積極的な導入を図る。</li> <li>(2) 太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入を積極的に検討する。</li> <li>(3) 廃棄物の分別や適正な保管のために必要なスペースを確保するなど、廃棄物のリサイクルや適正処理に向けた取り組みについて検討する。</li> <li>(4) 地域特性に合わせ、自然環境や水循環の保全、生物多様性の向上、生物とのふれあいの場の確保などについて検討する。</li> <li>(5) 周辺に生息する野生動物への影響を最小限とするため、工事の段階的实施や動物の繁殖期を考慮した工程とするよう努める。</li> <li>(6) 事業に伴う土地の改変のために、貴重な植物の移植を行うなどの代償措置を検討する際には、元の環境と同等の水準が確保されるよう努める。</li> <li>(7) 発生する環境負荷に応じ、環境基準などを満たすための必要な措置の実施に努める。</li> <li>(8) 歩行者の動線確保や歩車分離、待機自動車の敷地内誘導などについて検討する。</li> <li>(9) 地域の景観や歴史的・文化的な特性などを生かし、個性ある環境の保全と創造に努める。</li> <li>(10) 適度なゆとりのある空間、安らぎや潤いをもたらす空間の形成に努める。</li> <li>(11) 住民等の安全で健康的な暮らしを確保するよう、電波障害、日照障害、低周波音の発生等の防止に努める。</li> <li>(12) 開発事業等の具体的な内容やその実施が及ぼす環境影響の大きさ等の情報を積極的に公開し、住民等の理解が得られるように努める。</li> </ol>
実施段階以降	基本的考え方	施設の建設工事等の実施段階においてやむを得ず発生する環境負荷を低減するとともに、その後の事業運営等の段階においても継続的に環境負荷を低減することが求められます。
	環境配慮の指針	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 工事用車両・機器等のアイドリング・ストップや適切な維持管理により騒音の発生抑制に努めるとともに、汚染物質の排出をできるだけ低減する。</li> <li>(2) 既存建築物の資材や土砂などを有効活用するとともに、再生材や地元産材の使用に努める。</li> <li>(3) 環境マネジメントシステム等により、継続的なエネルギーの削減行動や3Rに取り組む。</li> <li>(4) 緑地等の適切な維持管理を行う。</li> <li>(5) 事業の内容や安全管理・危機管理体制等に関する情報の公開に努め、地域と連携した良好な環境づくりを進める。</li> </ol>

出典：「杜の都環境プラン（仙台市環境基本計画）」（平成 23 年 3 月 仙台市）

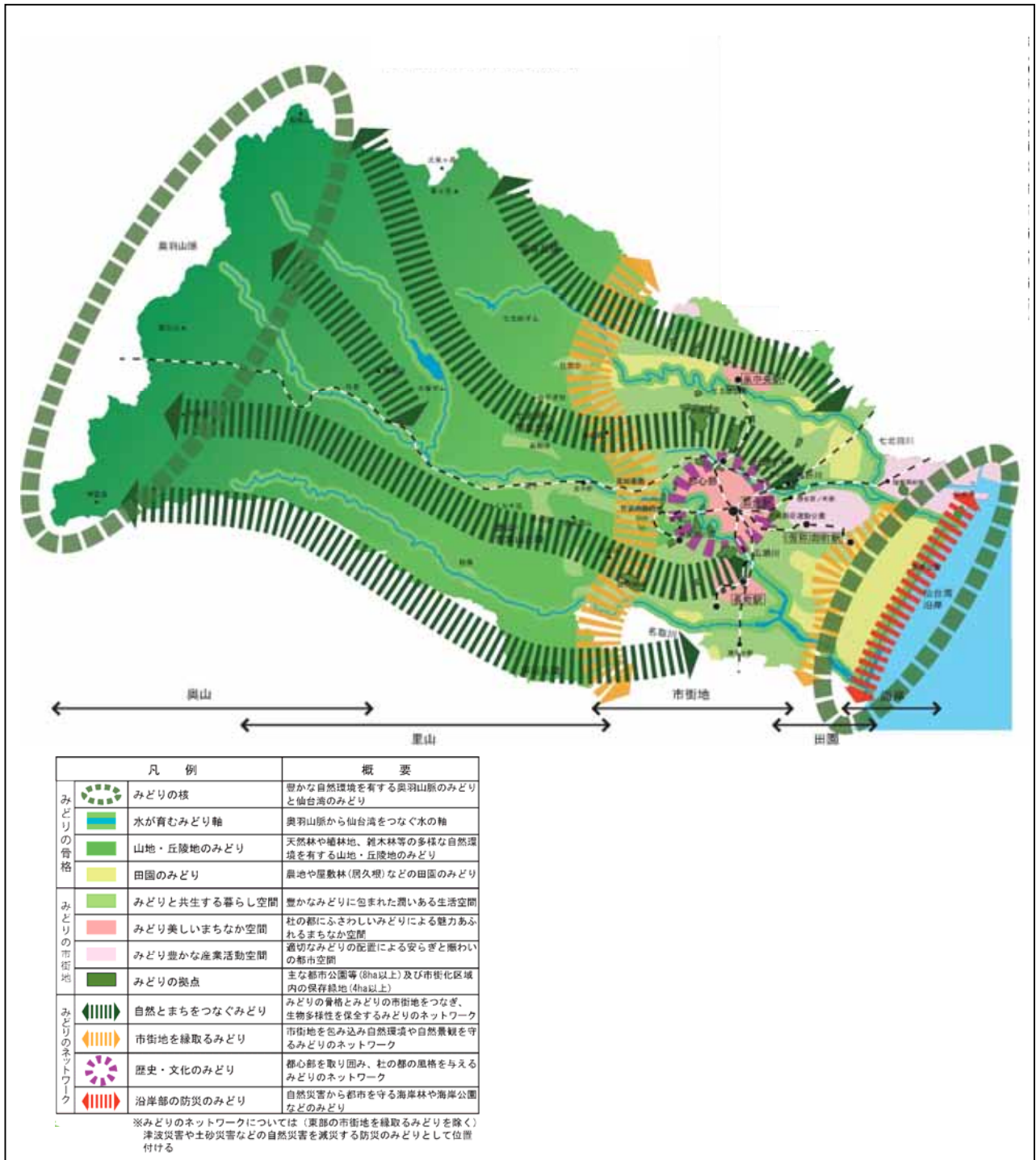
### 仙台市みどりの基本計画

緑の基本計画は、都市緑地法第 4 条に基づく「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のことで、緑の都市像や施策について定めた総合的な計画であり、市民・事業者・行政が緑の取組を実施するにあたって、方針を示すものである。

前計画である「仙台グリーンプラン 21(仙台市緑の基本計画)」の策定から 10 年以上経過し、東日本大震災からの復興やみどりを取巻く社会状況の大きな変化に対応するため、これまでの施策を見直し、平成 24 年 7 月に新しい「仙台市みどりの基本計画」が策定された。

市民、市民活動団体、事業者、行政が一体となり、東日本大震災からの復興のシンボルとして、東部地域のみどりを再生するとともに、奥山から海へと連続する多様なみどり、市民生活にうるおいを与えるみどり、歴史や文化と調和するみどりについて、継続的に守り育むことで、より豊かで質の高い新しい「杜の都・仙台」に発展させ、未来に継承していくこととし、基本理念を『みんなで育む「百年の杜」』とされている。

基本理念に示す「百年の杜」の将来像は、図 6.2-38 に示すとおりである。みどり豊かな奥羽山脈と田園・海岸を、丘陵地や河川のみどりでつなぎ、「みどりの骨格」を充実させ、自然環境保全や景観形成、防災などのみどりの機能を向上させるため、「市街地を縁取るみどり」、「防災のみどり」、「歴史・文化のみどり」などの「みどりのネットワーク」を形成させるものである。住宅地や商業地では「みどりの市街地」をつくり、特に都心部では歴史的・文化的資源を生かしながら、「杜の都・仙台」にふさわしい風格のある都市を目指すこととしている。



出典：「仙台のみどりの基本計画」(平成 24 年 7 月 仙台市)

図 6.2-38 「百年の杜」の将来像

基本理念の「百年の杜」を実現するため、表 6.2-90 に示すとおり、みどりの質（機能）に着目した5つの基本方針と、それらに対応する7つの重点プロジェクト『「百年の杜づくり」プロジェクト』が設定されており、生活環境の向上として、民間施設の緑化推進があげられている。

表 6.2-90 基本方針と重点プロジェクト

基本方針	施策体系	百年の杜づくりプロジェクト
1 安全・安心のまちづくり  地震や津波などの自然災害から市民の安全を守るとともに、災害時においても多様な機能を発揮する空間を確保します	自然災害から市民の安全を守るみどりを育む <ul style="list-style-type: none"> <li>）自然災害を軽減するみどりの保全・再生</li> <li>）災害時の避難場所や避難路となるみどりの充実</li> <li>）震災を教訓としたみどりの防災体制の確立</li> </ul>	1 みどりによる津波防災プロジェクト  東日本大震災で被害を受けた東部地域のみどりについて津波防災機能を向上させ、復興のシンボルとして再生を目指します。
2 自然環境の保全・再生  奥羽山脈からの仙台湾、それらをつなぐ河川や丘陵地などのみどりの骨格を守り育みます	都市を支えるみどりの骨格を守り、育む <ul style="list-style-type: none"> <li>）奥羽山脈や丘陵地の森林、海岸の保全・再生</li> <li>）名取川、広瀬川、七北田川の保全</li> <li>）農用地やため池の保全・再生</li> <li>）市街地を縁取るみどりの保全</li> </ul> 都市のみどりをつなぎ、豊かな生態系を育む <ul style="list-style-type: none"> <li>）市街地の樹林地の保全</li> <li>）生物の生息・生育地となる公園緑地などのみどりの充実</li> <li>）生物多様性に配慮した緑化の推進</li> <li>）生命を育むみどりのネットワークの形成</li> </ul> 都市のみどりを循環させる <ul style="list-style-type: none"> <li>）みどりの有効活用</li> <li>）環境負荷の小さい資材の活用</li> </ul>	2 みどりの骨格充実プロジェクト  適正な樹林地管理等によるみどりの骨格の充実や市街化区域内にある樹林地の保全等により、生態系ネットワークの形成を進めます。
3 生活環境の向上  より親しみやすく、より快適に、みどりの質を高めます	市民ニーズに対応した多様な公園をつくる <ul style="list-style-type: none"> <li>）都市公園の整備推進</li> <li>）市民ニーズに応える公園緑地の整備・再整備と利用の促進</li> <li>）公園緑地の管理運営の充実</li> </ul> 快適な暮らしを支える身近なみどりを増やす <ul style="list-style-type: none"> <li>）公共施設の緑化推進</li> <li>）民間施設の緑化推進</li> <li>）住宅地の緑化推進</li> </ul>	3 街のみどり充実プロジェクト  公共施設や民有地の様々な場所で、質の高いみどりを創出します。 4 魅力ある公園づくりプロジェクト  市民ニーズに応じた公園整備と管理運営を進めます。
4 仙台らしさを育む  杜の都にふさわしい魅力あるみどり豊かな都市空間をつくります	杜の都にふさわしいみどりあふれるまちをつくる <ul style="list-style-type: none"> <li>）みどりがあふれ、にぎわいのある杜の都の顔づくり</li> <li>）広瀬川を軸としたみどりの拠点づくり</li> <li>）風格ある杜の都の景観づくり</li> </ul> 歴史と文化の香る杜の都のみどりを守り、育てる <ul style="list-style-type: none"> <li>）歴史・文化資源と調和するみどりの充実</li> <li>）杜の都の原風景を残す屋敷林（居久根）、社寺林の保全と活用</li> <li>）歴史を刻む名木、古木などの保存と活用</li> </ul>	5 みどりの地域資源活用プロジェクト  歴史的・文化的資源と調和するみどりや屋敷林（居久根）・社寺林等を保全・活用するとともに、これらみどりの地域資源の魅力を広く発信します。 6 「百年の杜」シンボルエリア形成プロジェクト  中心市街地の緑化及び広瀬川沿いの拠点となる公園の整備により、「百年の杜」のシンボルエリアを形成します。
5 市民協働の推進  市民、市民活動団体、事業者の主体的なみどりのまちづくりを応援します。	みどりを守り、育む活動を支える <ul style="list-style-type: none"> <li>）緑地保全や緑化推進への市民・事業者の参加促進</li> <li>）公園づくりや管理運営への市民・事業者の参加促進</li> <li>）みどりの団体やみどりの人材の育成</li> <li>）みどりのまちづくりの推進体制の強化</li> </ul> みどりとふれあう機会をつくり、みどりを育む意識を高める <ul style="list-style-type: none"> <li>）みどりのイベントの充実と開催支援</li> <li>）みどりの広報活動の充実</li> <li>）みどりの顕彰制度の充実</li> <li>）みどりと人とのふれあいの場の充実</li> </ul>	7 市民主体のみどりのまちづくりプロジェクト  みどりの活動への市民参加の促進と市民・市民活動団体・事業者が主体となる活動の支援を行います。

出典：「仙台のみどりの基本計画」（平成 24 年 7 月 仙台市）

仙台市地球温暖化対策推進計画[改定版]中間案(平成 23 年 1 月)

杜の都環境プラン(仙台市環境基本計画)で掲げる低炭素都市の構築に向け、総合的な施策展開、実効的な計画の推進を図るべく、次期「仙台市地球温暖化対策推進計画」が検討されており、平成 23 年 1 月に新たな仙台市地球温暖化対策推進計画[改定版]中間案が提示された。

平成 23 年度から平成 32 年度までの 10 年間を計画期間とする次期仙台市地球温暖化対策推進計画では、杜の都環境プラン(仙台市環境基本計画)の個別計画として、温室効果ガスの削減目標を掲げ、低炭素都市を実現するための施策、重点プロジェクト等が掲げられている。表 6.2-91 に中間案の概要を示す。

なお、「仙台市地球温暖化対策推進計画」は平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災により、計画の前提となる状況が大きく変化しており、特に国のエネルギー政策が根本から見直される可能性が高く、改定を見合わせざるを得ない状況となっている。仙台市では、既に計画決定された「杜の都環境プラン」などで示された低炭素化に関する方向性と、これまで計画改定で議論されてきた方向性と大きく異なるところはなく、国の温暖化対策が明らかになり次第、震災からの復旧・復興の視点も加え、改定作業を再開するものとしている。

表 6.2-91 仙台市地球温暖化対策推進計画[改定版]中間案の概要

温室効果ガスの削減目標	2020(平成32)年度における市域の温室効果ガスの総排出量を2005(平成17)年度比で25%以上削減 長期的には2050(平成62)年度に80%削減を視野	
施策体系	1. 杜の都の資産を十分に生かしながら、低炭素の面からまちの構造・配置を最適化する ・ 都心、地域拠点、駅周辺等のそれぞれの役割に応じた機能の配置 ・ 自然を生かし、エネルギー利用が最適化された地域の形成 ・ 杜の都の緑の資源の確保 ・ 気候変動によりリスクを軽減するまちづくり ・ 適正な配置や構造の誘導	
	2. 集約型市街地形成を支える、低炭素型の交通システムをつくる ・ 鉄道軸を骨格とする公共交通体系の構築 ・ 環境負荷の少ない交通手段の確保と利用促進	
	3. 未来につなぎ、未来をつくる低炭素技術の賢い選択を促し、普及を図る ・ 省エネ機器の普及・利用促進 ・ 再生可能エネルギーの利用拡大 ・ 建築物の省エネ化 ・ フロン類等の排出削減の徹底	
	4. 循環型社会の形成に向けた取り組みを更に進める ・ 3Rの推進、焼却処理量の削減 ・ 廃棄物処理における温室効果ガスの削減	
	5. 先人に学び、行動する人を育て、無理なく取り組まれる社会の仕組みをつくる ・ 低炭素型のライフスタイル・ビジネススタイルを誘導する仕組みづくり ・ 低炭素型のライフスタイル・ビジネススタイルへの意識向上及び行動促進 ・ 低炭素な技術・産業の育成	
5つの重点プロジェクト	1. 低炭素面からの公共交通利用加速化プロジェクト 2. ビジネス省エネ・グリーン化プロジェクト 3. 杜の恵み循環プロジェクト 4. 地産地消型エネルギー(再生可能エネルギー)のあふれるまちづくりプロジェクト 5. 市民・地域でつなぐ光と水と緑のプロジェクト	
行動の指針	市民・事業者	自然の持つ循環の「環(わ)」, 人との「輪(わ)」, 人と自然との「和(わ)」を尊重することで、心豊かに、生活の質の高さも実感しながら実践できるものを取り上げ、これらの中から意識やライフスタイルに応じて、できるかぎり取り組む
	民間団体等	地球温暖化対策に関する協働事業の企画立案や実施、様々な主体が集う場でのネットワークづくりやその中心となって活動を推進
	仙台市	・ 地域の模範となる率先した取り組み 新・仙台環境行動計画により推進 ・ 低炭素化の視点からのまちづくり ・ 必要な知識や行動などの多様な学びの創出 ・ 低炭素都市づくりに取り組む様々な主体間の総合調整
計画の推進	・ 市民等が自ら行う活動の推進、市民等との協働による計画の進行管理 ・ 庁内の横断的連携・国・県等との連携による推進 ・ 計画の内容に応じた適切な評価・中間見直し ・ 市民、事業者等が一体となって支える枠組みづくり(例えば基金など)の検討 ・ 実効性ある取組み推進のための条例の制定の検討	

出典：「仙台市地球温暖化対策推進計画[改定版]中間案」(平成23年1月 仙台市)

## ビオトープ復元・創造ガイドライン

「ビオトープ復元・創造ガイドライン」は仙台市におけるまちづくりに「ビオトープ(Bio-Tope 生物生息・生育可能な自然生態系が機能する空間)の復元・創造」の視点を加え、市域全体のビオトープネットワークをイメージしつつ、市民の身近な生活空間にいわゆる普通種を主体とした生物の生息・生育空間を確保するための基本的考え方や、技術的指針をガイドラインとしてまとめられたものである。その中で、ビオトープ保全・復元・創造の基本方針、可能性や展開方針が示されている。基本方針は、表 6.2-92 に示すとおりである。

表 6.2-92 ビオトープ保全・復元・創造の基本方針

番号	ビオトープ保全・復元・創造の基本方針	
(1)	市街地において積極的にビオトープを復元・創造する	市域全体の生物生息・生育空間確保のため、郊外の自然的地域の保全と同時に、自然が失われつつある市街地及びその周辺においては、より積極的なビオトープの復元・創造を図る。市街地においては、特に生物生息・生育空間の確保が難しいので、まとまった専用空間に限らず、小さくとも様々な工夫による空間を確保し、それらをつなげて配置していくよう努める。
(2)	地域の環境特性を重視し、人為的改変を最小化する	ビオトープの復元・創造に当たっては、事業地を含む可能な限り広い範囲で生態系を調査し、その環境特性にふさわしいビオトープの保全・復元・創造に努める。 特に、安易な種の移入や過剰な管理は避け、地域の在来種を最低限の環境整備により呼び込み、時間をかけて自然に完成されることを基本とする。 また原生的な自然については、保全を基本とし、人為的改変は必要最小限とし、保全措置は回避、低減、代償の優先順位に沿い、慎重かつ透明性をもって選択する。
(3)	人間と他の生物の望ましい関係づくりを考える	市街地におけるビオトープの保全・復元・創造は、人との関わりが深いことから、人にとって比較的好ましい種を対象とした保護・復活等が行われることが多い。この際、その対象種が自然の循環の中で繁殖し、自生できるような食物連鎖や環境要素が必要となるが、そのためには、時として人にとって必ずしも好まれない生物や環境要素の存在をも許容し、他の生物等との共存・共生を図ることが重要である。 また、生物と人間とのふれあいの場確保と同時に、人間の立入りを制限し、生物の隠れ場所等も確保する等、適切な棲み分けに配慮する。
(4)	特定の環境要素のみならず、環境全体への影響に配慮する	生態系は、周囲の様々な環境要素と相互に影響し合っており、地域環境や地球環境を意識した視点が必要である。 特定の種や地域を対象とした保護・復活ばかりでなく、生態系全体の向上を意識し、市域外の環境要素への影響(二酸化炭素排出、資源調達や廃棄、生物の移動等)にも配慮する。

出典：「ビオトープ復元・創造ガイドライン」(平成 10 年 5 月 仙台市)



仙台市「杜の都」景観計画（杜の都の風土を育む景観づくり）

「仙台市景観基本計画」（平成 9 年 3 月 仙台市）は、「杜の都の風土を育む景観条例」（平成 7 年 3 月 仙台市）第 6 条の景観基本計画として、景観形成を総合的かつ計画的に進めるための景観形成の基本的な方向を明らかにしたものである。

平成 16 年には、景観に関する総合的な法律として、景観法が制定されたことから、これまでの景観施策をさらに充実させ、良好な景観の形成を図るため、平成 21 年 3 月 17 日、景観法に基づく仙台市「杜の都」景観計画を策定し、7 月 1 日より施行されている。

a) 景観重点区域

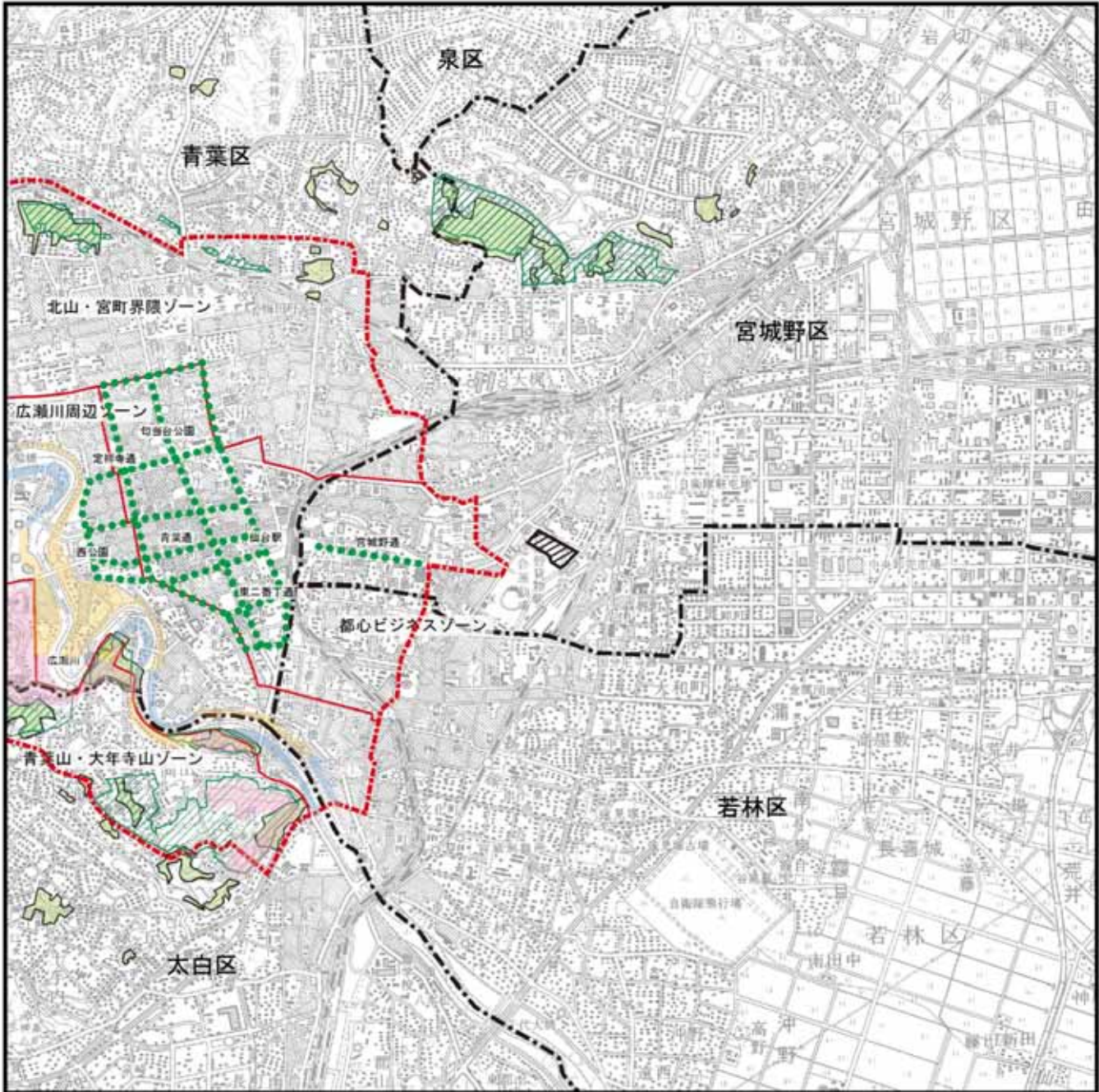
都市と自然とが調和し共生する「杜の都」としての一体的な景観形成を高めるため、仙台市全域を景観法に基づく「景観計画区域」と位置づけ、さらなる良好な景観形成を図ることとしている。計画地は、景観計画区域内の市街地景観「沿線市街地ゾーン」に位置している。「沿線市街地ゾーン」は「地下鉄や JR などの南北・東西交通軸上の沿線市街地では、居住や商業用途等が複合し、利便性の高い都市空間として中高層建築による都市景観が形成されつつある」とされている。

なお、景観形成のきめ細かな一層の推進を図るため「景観計画区域」内に「景観重点区域」を設定し、さらにその区域の中で、表 6.2-93 及び図 6.2-39 に示すように、景観特性に応じた 4 つのゾーンごとに景観方針を定めている。









表 6.2-93 景観特性とゾーン設定

景観特性	地域ゾーン	概要
段丘景	広瀬川周辺ゾーン	蛇行し流れる広瀬川沿いの河岸段丘の地域で、河川・自然崖等の自然緑地と段丘上の市街地からなるゾーン
丘陵景	青葉山・大年寺山ゾーン	青葉山から大年寺山に連なる丘陵地域で、市街地から広瀬川越しに見通せる自然樹林と丘陵市街地からなるゾーン
樹林景	北山・宮町界隈ゾーン	北山等の社寺林・屋敷木・風致林の緑に囲まれた地域で、社寺や街道・屋敷町等の歴史的な市街地からなるゾーン
並木景・都心景	都心ビジネスゾーン	仙台駅を中心とする都心地域で、仙台及び東北地域の中心となる商業・業務市街地からなるゾーン

出典：「仙台市「杜の都」景観計画」（平成 21 年 7 月 仙台市）



凡例

- |   |            |   |             |
|---|------------|---|-------------|
|  | : 対象事業計画地  |  | : 第一種環境保全区域 |
|  | : 区境界線     |  | : 第二種環境保全区域 |
|  | : 景観重点区域   |  | : 保存緑地      |
|  | : ゾーン境界    |  | : 風致地区      |
|  | : 特別環境保全区域 |  | : 並木景       |

出典:「広瀬川の清流を守る条例」(仙台市)  
<http://www.city.sendai.jp/kensetsu/100forest/hirosegawa/page05/page05.html>  
 「仙台市都市計画総括図」(平成24年10月 仙台市)  
 「仙台市「杜の都」景観計画」(平成21年7月 仙台市)

図 6.2-39 景観重点区域における  
ゾーン区分



S=1:50,000  
 0 500 1000 2000m

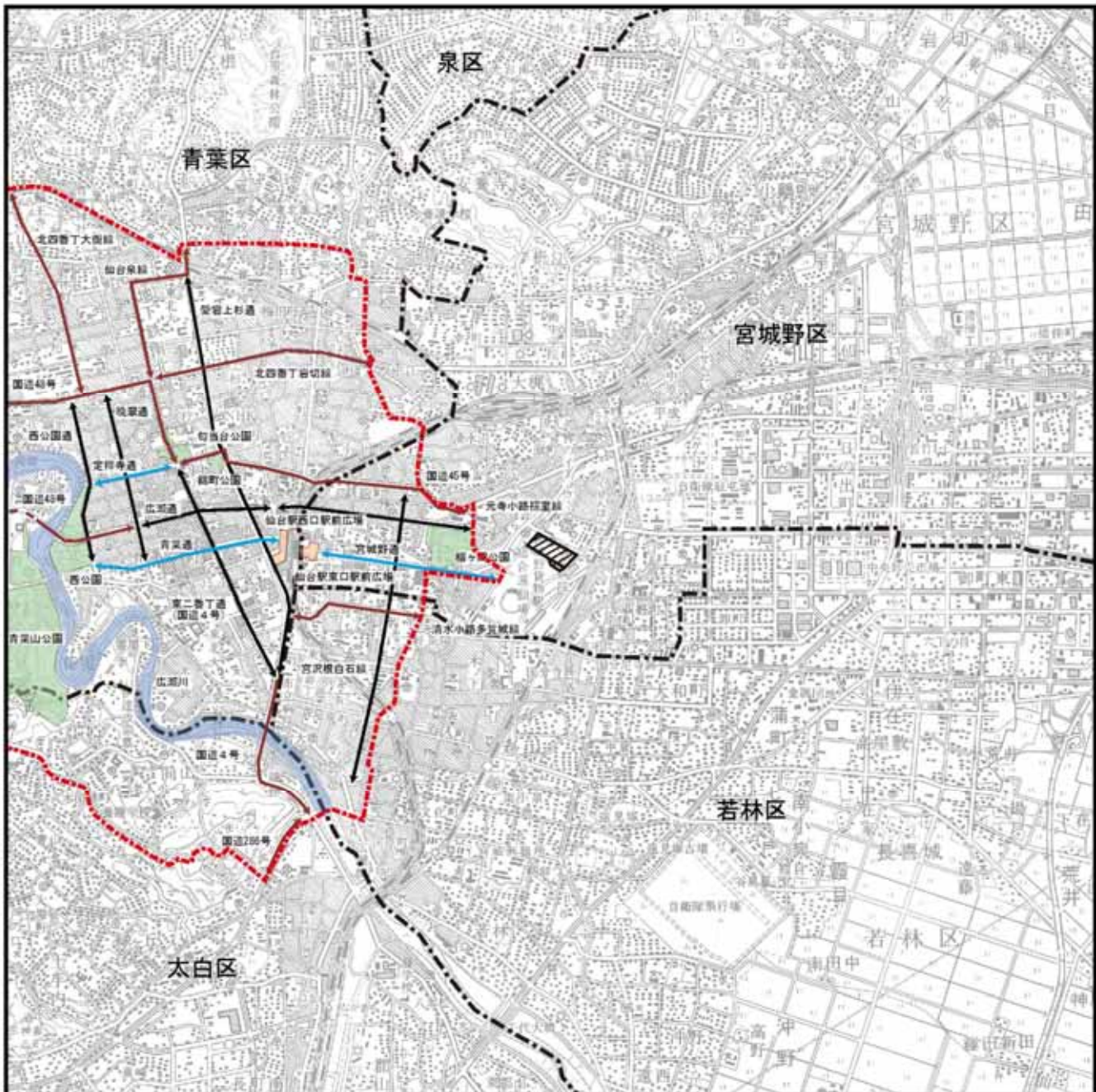
b) 景観重要公共施設

良好な景観形成を進めるにあたっては、公共施設の先導的な役割が必要であることから、図 6.2.40、表 6.2.94 に示すように、景観重点区域における河川、公園、道路、駅前広場等を中心とする施設を「景観重要公共施設」として指定し、良好な景観形成に取り組むこととしている。

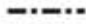

表 6.2-94 景観重要公共施設

名称	現況	整備に関する事項
広瀬川	仙台の母なる川として、青葉山と都心市街地との間を縫うように流れ、市街地で自然を感じることでできる貴重な空間として、市民が親しむ河川環境となっている。	都市と自然との結び付きを感じる空間として、市民がふれあい楽しめる親水空間等の整備を図る。
青葉山公園・西公園	広瀬川に隣接する公園として、緑豊かな広がりある空間を市民に提供し、仙台城の歴史保全と国際交流・市民交流等の場として活用されている。	中心市街地における緑のネットワークとの連続性を持たせ、地下鉄東西線の整備に伴う市民や観光客等の利用を増進する公園整備を進める。
勾当台公園・錦町公園・榴岡公園	オープンスペースを持つ緑の空間として、中心部における貴重な交流の場として活用されている。	緑の回廊に接する緑の拠点として、安全安心な憩いの場・交流の場を創出する特徴的な公園景観を形成する。
青葉通・定禅寺通・宮城野通	杜の都を代表する目抜き通として、沿道の街並みとの調和を目指す良好な景観形成に向けた先進的な取り組みを行っている。	緑の回廊を構成する仙台のシンボルロードとして、ケヤキ並木の配置と育成環境の改善を図り、潤いと賑わいのある風格ある街並み景観の形成を推進する。
東二番丁町通・広瀬通・晩翠通・愛宕上杉通・西公園通・元寺小路福室線・宮沢根白石線	都心のビジネス街を貫く通りとして、沿道の建築物の開発とともに新たな景観形成が進みつつある。	緑の回廊を構成する都心の通りとして、良好な道路空間の整備を進め、緑とのコントラストを活かした街並みの景観形成を図る。
国道4号・45号・48号・286号・北四番丁大衡線・仙台泉線・北四番丁岩切線・清水小路多賀城線	周辺部から景観重点区域へ出入りする主要な幹線道路として、広く活用されている。	都心部へのアクセスルートとして、杜の都をイメージするゲートウェイの景観形成を図る。
仙台駅西口・東口駅前広場	市内外の人々が集まる仙台の玄関口であり、広域的な交通の結節点として、仙台駅舎やその周辺建築物等とともに景観形成が行われている。	仙台の玄関口として、街並みと調和し、歩行者に優しい機能を持つ、賑わいと潤いのある広场景観を形成する。

出典：「仙台市「杜の都」景観計画」（平成21年7月 仙台市）



凡例

-  : 対象事業計画地
-  : 区境界線
-  : 景観重点区域
-  : 通り
-  : 河川(景観重点区域内)
-  : 公園(景観重点区域内)
-  : 広場(景観重点区域内)

出典「仙台市「杜の都」景観計画」(平成21年7月 仙台市)

図 6.2-40 景観重要公共施設



S=1:50,000  
0 500 1000 2000m

c) 広告物景観地域

屋外広告物条例においては、景観計画に定める「景観重点区域」と同じ区域を図 6.2-41 に示すように「広告物景観地域」に指定している。

広告物景観地域については、表 6.2-95 に示した具体的な基準を示した「広告物設置基準」、及び表 6.2-96 に示したより望ましい基準としての「広告物誘導基準」が定められている。

表 6.2-95 広告物設置基準（都心ビジネスゾーン）

項 目			基 準	
都心ビジネスゾーン	ゾーン全域	屋上広告物	種類	・地上から 45m 以上の高さに設置する広告物は自己用、管理用のみとする。
		壁面広告物	面積	・地上 45m 以上の高さに設置する広告物は 1 面 40 m <sup>2</sup> 以内とする。
		屋上広告物	形態・意匠	・広告面の向きは建築物の壁面にそろえる。
	仙台駅周辺西口	屋上広告物	高さ	・地上から当該広告物の最下端までの距離の 3 分の 1 以内の高さとする。
		壁面広告物	形態・意匠	・4 階以上の壁面には、1 壁面につき壁面広告物、突出し広告物（袖看板）どちらか一つの種別とする。ただし、集約して設置する場合は、壁面広告物、突出し広告物（袖看板）それぞれ 1 箇所ずつを可能とする。 ・道路に面しない 4 階以上の側壁面に表示する広告物はビル名称のみとする。 ・4 階以上の窓面に貼付けて表示しない。

仙台駅周辺西口：仙台市青葉区中央一丁目、中央二丁目、中央三丁目、中央四丁目のうち、以下の道路の区域内の土地、指定道路に接する土地及び屋外広告物を指定道路に面して設置するための敷地として使用される土地。

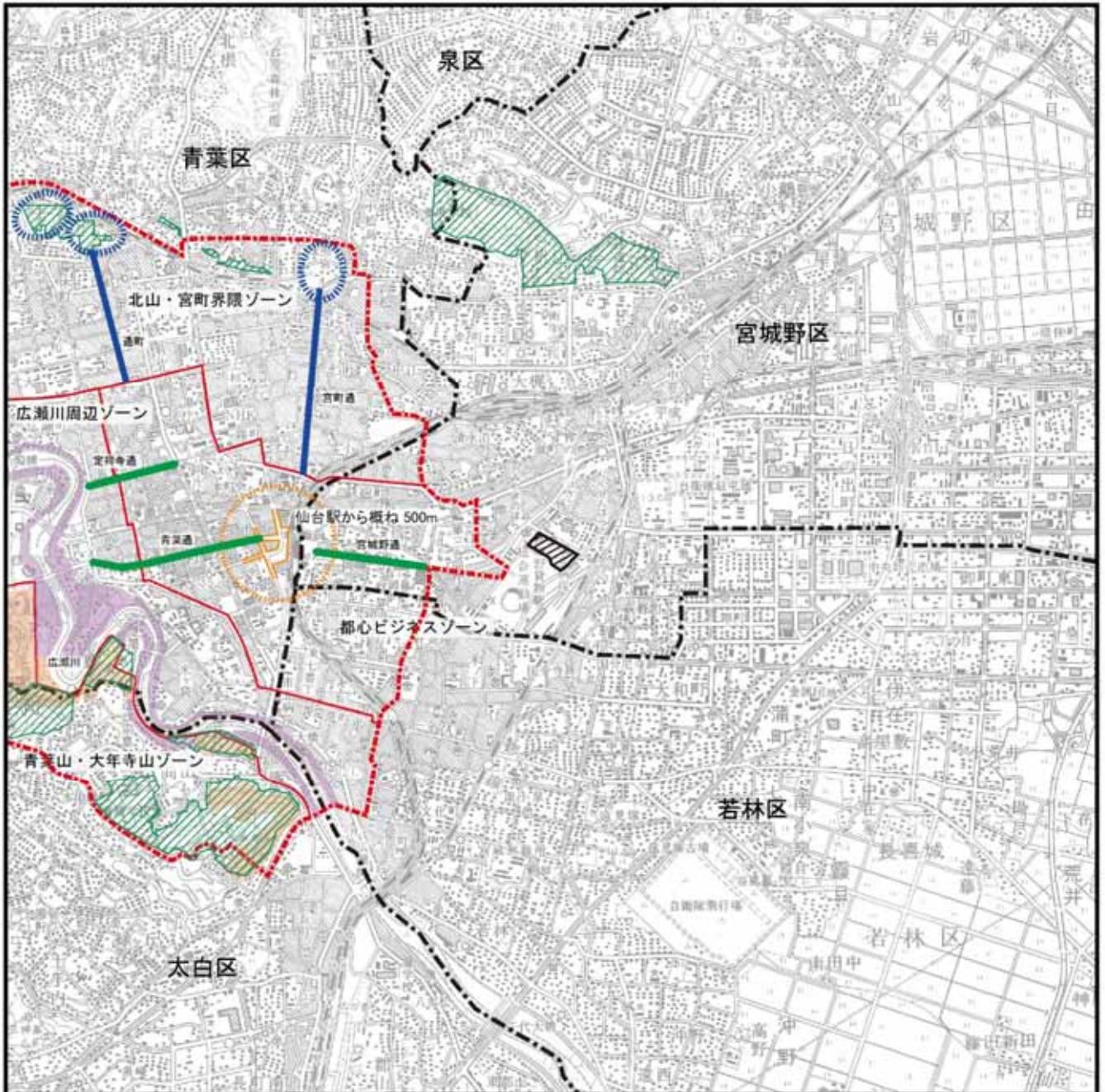
路線名	指定する区間
市道駅前通線	仙台駅を始点とした市道広瀬通 1 号線との交点までの区間
市道愛宕上杉通 2 号線	市道中央通線との交点から市道柳町通 1 号線との交点までの区間
市道南町通 1 号線	仙台駅を始点とした市道東四番丁線との交点までの区間
市道青葉通線	仙台駅を始点とした市道東四番丁線との交点までの区間

出典：「仙台市屋外広告物条例（仙台市告示第 266 号）」（平成 21 年 7 月 1 日 台市）












表 6.2-96 広告物誘導基準

区域	基準
<p>広告物景観地域全体</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・形態・意匠は、建築物と調和し、文字や写真・グラフィック等のバランスよい配置による、すっきりと洗練されたデザインとする。</li> <li>・色彩は、極端に鮮やかな色や蛍光色は使用せず、広告物のベース色は、建築物外壁の基調色に合わせるか、彩度を抑えた色彩とする。</li> <li>・一つの建物に複数設置する場合は、形態・色彩を揃える等、互いの調和に配慮する。</li> </ul>
<p>仙台駅周辺 (仙台駅から概ね 500m の範囲)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・青葉通と東五番丁の交差点から仙台駅舎越しに見える屋上広告物については、仙台駅舎名より過大なものとししない。</li> <li>・屋上広告物は、新幹線ホームやペデストリアンデッキから見て、建物規模や街並みのスカイラインに合う配置とし、文字だけが派手に強調されない形態意匠とする。</li> <li>・壁面広告は、ペデストリアンデッキの床面より上部では、ビル名・店舗名等の自己用及びイベント・ニュース・商品等を可動表示する案内用のみとする。自己用は最低限の数量とし、案内用は1壁面当たり1ヶ所とし、壁材・窓割り・ショーウィンド等の建物外観と調和するデザインとする。</li> <li>・懸垂幕は位置を揃え集約的に配置し、窓面には窓貼広告物を設置せず、位置を揃えショーウィンドに見立てた室内からの広告表示のみを可能とする。</li> </ul>
<p>市道青葉通線(仙台駅周辺西口の区域は除く)・市道定禅寺通線・市道宮城野通線の沿線</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋上広告は、ビル名等の自己用とし、建築物や街並みのスカイラインに沿う配置及び形態で、独立文字や建物との一体的なデザインとする。</li> <li>・壁面広告は、低層階(3階以下)に集約し、配置を揃え、建物外壁と調和するデザインとする。</li> </ul>

出典：「仙台市屋外広告物条例(仙台市告示第266号)」(平成21年7月1日 仙台市)



凡例

- |  |   |   |
|--|---|---|
|  : 対象事業計画地        |  : 環境保全地域(禁止地域)    |  : 仙台駅周辺西口 |
|  : 区境界線           |  : 風致地区(禁止地域)      |   |
|  : 広告物景観地域        |  : 社寺周辺            |   |
|  : ゾーン境界          |  : 歴史的通り           |   |
|  : 特別環境保全地域(禁止区域) |  : 青葉通, 定禅寺通, 宮城野通 |   |

出典:「広瀬川の清流を守る条例」(仙台市)  
<http://www.city.sendai.jp/kensetsu/100forest/hirosegawa/page05/page05.html>  
 「仙台市都市計画総括図」(平成24年10月 仙台市)  
 「仙台市屋外広告物条例のしおり」(平成24年2月 仙台市)

図 6.2-41 広告物景観地域



S=1:50,000

0 500 1000 2000m